

1999年3月

新潟国際情報大学 情報文化学部 紀要

【第2号】

目 次

朝鮮における土地収用令 — 1910～20年代を中心に —

広瀬 貞三

近代国際法学におけるホッブズ

明石 欽司

日本社会党：最後の光芒と衰滅

石川 真澄

EUの政治システムをめぐる問題状況

臼井 陽一郎

中国における進化論の受容 — 嚴復の「天演論」を中心に —

區 建英

「他者」理解の政治学：多文化主義への政治理論的対応

越智 敏夫

会計帳簿の電子化

榊 俊作

「インターネット・バナー広告」の将来性と問題点

正田 達夫

新潟製造業の新製品開発

宗澤 拓郎・正田 達夫

ベンチャー企業の成長プロセスと戦略についての一考察 — 戦略論的視点からの成長プロセスモデルの構築 —

柳 在相

時系列データによる疾患と食品摂取量の関連の解析

高木 義和

トレッドミル歩行時の高酸素吸入が二酸化炭素排出量及び血中乳酸値に及ぼす影響

藤瀬 武彦 ほか

新潟国際情報大学の就職情報システム

永井 武 ほか

人文科学編

朝鮮における土地収用令

— 1910～20年代を中心に —

The Compulsory Purchase of Land Act in Korea, 1910-1920

広瀬 貞三*

目 次

はじめに
1・土地収用令の検討
(1) 土地収用令の制定
(2) 土地収用令の条文分析
(3) 土地収用令の「改正」
2・1920年代の「土地収用公告」分析
(1) 「土地収用公告」の史料価値
(2) 「土地収用公告」の数
(3) 起業者の種類
(4) 事業の種類
(5) 地域の分布
(6) 土地の細目数
おわりに

はじめに

私は植民地期朝鮮において日本（朝鮮総督府）が行った産業基盤（インフラストラクチャー）整備政策に関心を持ち、この間、水豊発電所建設、道路建設、河川改修に関する事例研究を行ってきた。この結果、短期間で産業基盤整備が可能になった背景に、朝鮮総督府（以下、総督府とする）が強大な権限を保有していたこと、朝鮮人を夫役や各種政策によって大規模に動員できたこと、必要な土地を思いのままに没収できたこと、などの条件があったことを明らかにした。(1)

こうした研究の過程を通して、これらの事態を可能にしたのは、総督府が1911年に公布した土地収用令（以下、「令」とする）にその法的裏付けがあると考えようになった。後述するように、「令」はその後いくたびか「改正」されながらも、1945年まで植民地期朝鮮で大きな影響力を発揮したのである。

「令」に関しては、すでにいくつかの先行研究において、その重要性が指摘されている。(2)

*HIROSE, Teizou [情報文化学科]

しかし、これらの特徴として、第一に、「令」の条文の一部を取り上げるだけで、大規模な土地収用が可能だったとするものの、「令」自体の分析はなされていない。第二に、「令」の制定時だけが注目され、植民地全期を通して「令」がどのように「改正」されたのが不透明である。第三に、発電所建設、工場建設、道路建設などは朝鮮人所有の土地を収奪したものと指摘されているものの、「令」との具体的な関係が明らかではない。いずれにしろ、いまだ「令」そのものを扱った本格的な研究は出されていないため、「令」の実像はほとんど解明されていない。

こうした研究史の現状から、本稿では、1910～1920年代を中心に、次の二点に焦点を絞り、考察する。第一に「令」の全体像を検討するため、「令」の条文分析と、「令」の「改正」過程を明らかにする。第二に『朝鮮総督府官報』掲載「土地収用公告」を分析し、「令」の具体的な性格に迫る。この二点を通して、「令」の実像の一端と、「令」が朝鮮社会に与えた影響などを明らかにする。

1・土地収用令の検討

(1) 土地収用令の制定

朝鮮は1910年8月29日、「韓国併合条約」の調印により日本の支配下に入った。これ以降、総督府による法制度の体系が築かれていった。

1911年4月17日総督府は「土地収用令」(制令第3号)を公布し、具体的な施行に関しては、同年6月29日「土地収用令施行規則」(府令第80号)を公布した。注目されることは、総督府が「土地収用令」と同日に「道路規則」(府令第51号)、「道路修築標準」(訓令第37号)を公布していることである。(3)総督府にとって、道路建設と土地収用はメダルの裏表のように一体のものとして意識されていたのであろう。

これから約2週間後の同年7月14日、総督府は「土地収用令ヲ明治四十四年七月十四日ヨリ左記ノ地域ニ施行ス」として、京畿道京城府・楊州郡など、2府・4郡に「令」を適用した。(4)この時、具体的な土地を収用するために「令」を施行したのか、あるいは「令」の適用のみで実際の土地収用はなされなかったのか否かは不明である。いずれにしても、その後総督府は〔表1〕のように、府、郡単位で次々と施行地域を指定していった。さらには道の未施行地域全部へと拡大し、1917年1月20日公布の17回目の「令」によって、朝鮮全土がその施行地域に入ったのである。

表1 土地収用令の施行地域拡大

年 月 日	府 令	施 行 地 域
1911年7月14日	87号	京畿京城府・楊州郡、慶北大邱府、全北全州郡・任実郡・南原郡
1911年8月7日	91号	平南鎮南浦府
1911年9月22日	100号	慶南釜山府
1912年3月29日	65号	平南平壤府
1912年4月25日	88号	黄海海州郡
1912年5月9日	99号	咸南元山府・安辺郡
1912年8月10日	4号	忠南公州郡
1912年9月25日	17号	江原鉄原郡
1912年12月4日	35号	咸北城津郡
1913年1月9日	2号	全北益山郡
1913年2月1日	5号	全北群山郡
1913年3月29日	30号	平北龜城郡・泰川郡
1913年11月6日	99号	全南光州郡
1914年3月19日	21号	慶南金海郡
1914年4月14日	40号	忠北全部、京畿・忠南・慶北・咸南・咸北の未施行地域全部
1915年6月1日	60号	平北の未施行地域全部
1916年7月4日	57号	江原の未施行地域全部
1917年1月20日	1号	全北・全南・黄海・平南の未施行地域全部

「土地収用令施行地域」、朝鮮総督府内務局土木課編『現行朝鮮土木法規集』上巻（帝国地方行政学会朝鮮本部、1938年）第7章、8頁。

1900年3月に公布された日本の土地収用法（法律29号）（以下、「法」とする）が全土に一举に施行されたのに対し、朝鮮の「令」は施行地域を徐々に拡大していったことが特徴である。(5)

では、なぜ「令」は一举に朝鮮全土に適用されなかったのでしょうか。これについては、二つのことが推測できる。第一には、植民地台湾で台湾総督府が1901年5月に公布した「台湾土地収用規則」（府令43号）も段階的に施行地域を拡大しているように(6)、これに依拠した可能性が考えられる。第二には憲兵警察制度の下、巨大な権限を行使できる総督府は、さほど「令」の必要性を感じていなかったとも考えられる。これは総督府が「土地ノ収用ニ関シテハ從來概ネ協議売買又ハ寄付行為ニ依リテ其ノ必要ヲ充タスヲ例トシ未タ多ク支障アルヲ見サルヲ以テ収用令ノ適用ハ地域ヲ局限シテ之ヲ施行ス」(7)と述べていることから推定できる。ただ、ここでいう「協議売買又ハ寄付行為」とは、実際には「協議売買」「寄付」という美名による土地強奪に過ぎなかったことを、私は1910年代の道路建設の事例研究によって明らかにした。(8)おそらく、1910年代には「協議売買」「寄付」という名目での土地強奪が不可能だった場合のみ、「令」が適用されたのではないかと想定する。

1917年1月から「令」が全国に適用されたのは、「協議売買又ハ寄付行為」という美名が通用しなくなるほど、「令」に対する朝鮮人の抵抗が強まっていたのではないかと推定する。

(2) 土地収用令の条文分析

ここでは「令」の条文を、日本で1900年3月7日に出来た「法」(法律第29号)と比較すること、で、「令」の特徴を見てみよう。(9)

1) 条文数と構成

「令」は全29条にすぎず、特に章別には構成されていない。また「土地収用令施行規則」も全19条にすぎず、両者を合わせても48条である。これに対し、「法」は10章88条にもおよぶ膨大なものである。しかも、その内訳の章立は、総則、事業ノ準備、事業ノ認定、収用ノ手続、収用審査会、損失ノ補償、収用ノ効果、費用ノ負担、監督・強制罰則、訴訟及訴訟、と整然とした形式を整えている。

このように、両者の間に大きな差があることは、「令」が「法」に比べて厳密に構成されていないことを意味する。この結果、「令」の具体的な適用や運用面で、総督府の意向が強く反映することになる。

2) 土地収用が可能な事業

「土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得」るには、「公共ノ利益トナルヘキ事業」でなければならないと、「令」でも「法」でも第1条(以下、括弧で記入する)で明記されている。その「事業」認定に関し、「令」では5項目に分け、「国防其ノ他軍事ニ関スル事業」、「官庁又ハ公署建設ニ関スル事業」、「教育、学芸又ハ慈善ニ関スル事業」、「鉄道、軌道、道路、橋梁、河川、堤防、砂防、運河、用悪水路、溜池、船渠、港湾、埠頭、水道、下水、電気、瓦斯又ハ火葬場ニ関スル事業」、「衛生、測候、航路標識、防風、防火、水害予防其ノ他公用ノ目的ヲ以テ国又ハ公共団体ニ於テ施設スル事業」(第2条)などの内容が列挙されている。

これに対し、「法」の「事業」もほぼ同一であるが、「令」にはない事業として、「皇室陵墓ノ宮建又ハ神社」、「専用自動車道」、「国立公園」などが挙げられているのが異なる点である。

3) 事業認定の手続き

「令」では、起業者が土地収用の認定を受けるためには、「地方長官ヲ經由シ朝鮮総督ニ申請スヘシ但シ宮内省又ハ国ノ起業ニ係ルトキハ宮内大臣又ハ主務官庁ヨリ朝鮮総督ニ協議スヘシ」(第5条)とあり、「土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ朝鮮総督之ヲ認定ス」(第4条)とある。朝鮮総督が土地収用を必要とする「事業」と認定した時、朝鮮総督は「起業者、事業ノ種類及収用又ハ使用スヘキ土地ノ細目ヲ公告ス」(第4条)とある。この「公告」がその都度、『朝鮮総督府官報』(以下、『総督府官報』とする)に掲載されるのである。

これに対して、「法」では手続き上に大きな差がある。「法」では内閣が事業認定を行うものの、「軍機ニ関スル事業ハ此ノ限ニ在ラス」(12条)となっている。起業者が事業認定を受ける場合には、事業計画書及び図面を添えて、地方長官を経由して内務大臣に申請する(13条)。内閣が事業認定をした場合、起業者、事業の種類、起業地を公告するのである(14条)。

つまり、事業認定は「令」も「法」もいずれも起業者が地方長官を経由して書類を申請する。だが、事業認定者が日本では内閣であるのに対し、朝鮮では総督となっているのが大きな違いである。

4) 公告後の土地収用の手続き

これについても、「令」と「法」では大きな違いがある。「令」では「公告アリタルトキハ起業者ハ其ノ土地ニ関シ収用又ハ使用ノ権利ヲ取得スル為関係人ニ協議ヲ為スヘシ」(8条)との簡単な一文があるに過ぎない。

これに対し、「法」ではこれ以降の手続きが細かく規定されている。まず、内閣が公告をした後、起業者の申請により地方長官は収用すべき土地、または使用すべき土地の細目を公告するか、土地所有者・関係人に通知する(19条)。地方長官が公告や通知した後、起業者は土地所有者・関係人と共に土地物件に関する調書を作らなければならない(21条)。起業者、土地所有者及び関係人が作った調書の記述事項に対しては異議を述べるができない(22条)。

つまり、朝鮮の場合では総督が認定し、「公告」した場合は、すぐに当事者間(起業者と土地所有者・関係人)の交渉になる。これに対し、形式的ではあれ、日本では地方長官が当事者間の交渉の仲介に入ることになっている。また、起業人と土地所有者・関係人との協議・手続きに関し、朝鮮では簡略なのに対し、日本では規定が厳格に定められている。

5) 裁決の申請と協議

「令」では、起業者と関係人の間で「協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ為スコト能ハサルトキハ起業者ハ地方長官ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ同時ニ関係人ニ之ヲ通知スヘシ」(9条)とある。また、「地方長官裁決又ハ決定ヲ為スニ付必要アリト認ムルトキハ鑑定人、事実参考人、起業者又ハ関係人ヲ呼出シ其ノ意見又ハ供述ヲ聴クコトヲ得」(11条)とある。さらに、「起業者又ハ関係人地方長官ノ裁決又ハ決定ニ不服アルトキハ裁決書又ハ決定書ノ謄本ノ交付ヲ受ケタル日より三十日内ニ朝鮮総督ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得」(12条)となっている。つまり、起業者と関係人の間で協議が整えない時には、地方長官が裁決・決定する権限もっている。この地方長官の裁決・決定に不服な場合、起業人はさらに総督に裁定を求めるこ

とができる。つまり、当事者間で意見がまとまらない時は、地方長官の裁定・決定、さらには総督の裁定という二段階で異議を申し立てることができる。

これに対して、「法」では第三者機関的な収用審査委員会が一定の機能を果たしている。「法」では、地方長官の公告、又は通知の後、起業者と関係人の間で協議を行う。この協議が整はない時、起業者は収用審査会に裁決を求めることができる。まず、起業者は地方長官に申請書と各種書類を提出する。地方長官はこれらの書類を郡市長に送付する。郡市長はこれを公告し、その書類を一週間公衆に縦覧させる。これに対し、土地所有者及び関係人は縦覧期間の初日から二週間以内に地方長官に意見書を提出する。地方長官はこの後に収用審査委員会を開くのである。

収用審査会は内務大臣の監督に属し、会長1名、委員6名で組織する。会長は地方長官、委員は高等文官3名、道府名誉職参事会員3名である。収用審査会は開会の日から一週間内に裁決を行わなければならない。収用委員会が期間内に裁決しない時は、地方長官は内務大臣の指揮を乞う。内務大臣は収用審査委員会に一定期間内に裁決すべきことを命じるか、これに代えて地方長官に裁決を命じる。(22～29条、35～38条)

換言すれば、「令」では当事者間の協議は整わない場合には、地方長官、最後は総督の裁決と二段階なのに対し、「法」では官選とはいえ地収用審査委員会のような第三者的機関が存在し、さらには書類縦覧の機会まで設けられている。

二段階になっている「令」の最大の矛盾は、総督府や地方長官自らが起業者となる場合である。一例として総督府が起業者となり、京畿道で公共工事を行う場合を想定してみよう。この場合、総督府が起業人となる事業の裁決を、行政上の下部機構である京畿道長官が行う。これに関係人が不服の時は、最終的に総督が裁定するのである。地方長官が起業人となる場合、事業の裁決を同一人物たる京畿道長官が行うのである。つまり、行政側の絶対的な優位が当初から決定しているといえよう。

6) 損失の補償

「令」には「関係人ノ受クヘキ損失ハ起業者之ヲ補償スヘシ」(7条)、「収用又ハ使用スヘキ土地ニ在ル物件ヲ移転料ヲ補償シテ移転セシムルコトヲ得」(15条)、「起業者ハ収用又ハ使用ノ時期迄ニ補償金ヲ関係人ニ払渡スヘシ但シ払渡スコト能ハサル事由アルトキハ之ヲ供託スヘシ」(19条)との簡単な規定があるにすぎない。これ以上の具体的な記述は一切ない。

これに対して、「法」では第6章「損失ノ補償」の中に、「収用スヘキ土地物件ニ付テハ相当

ノ価格ニ依リ其ノ損失ヲ補償スヘシ」とし、しかも「使用スヘキ土地ニ付テハ其ノ土地及傍隣地ノ料金ニ依リ其ノ損失ヲ補償スヘシ」(48条)と、基準を明記している。また、残地補償についても「土地ノ一部ヲ収用又ハ使用スルニ因リテ残地ノ価格ヲ減シ其ノ他残地ニ関シ損失ヲ生スヘキトキハ其ノ損失ヲ補償スヘシ」(49条)とある。さらには、「通路、溝渠、墻柵其ノ他ノ工作物ノ新築、改築、増築又ハ修繕ヲ為ス必要ヲ生スルトキハ其ノ費用ヲ補償スヘシ」(53条)との規定まで盛られている。

7) 訴願・訴訟

「令」には総督の裁定に不服の場合、関係人はそれ以上の権利を行使できない。つまり、訴願・訴訟が制度として明文化されていないため、総督の裁定が下ると、これに反対することは不可能であった。

これに対し、「法」には「第10章 訴願及訴訟」がある。これによれば、収用審査委員会の裁決に不服な者は内務大臣に訴願できる。また、収用審査会の違法裁決により権利を傷害されたと思う者は行政裁判所に出訴できる。これらは裁決書謄本交付を受けた日から二週間以内であれば訴願・訴訟ができる(81条)。また、収用委員会の裁決中の補償金額の決定に対し不服のある者は、裁決書謄本交付を受けた日から三ヶ月以内であれば通常裁判所に出訴できる。(82条) この部分こそ、「令」と「法」が本質的に異なる部分といえよう。⁽¹⁰⁾

以上、七点を中心に「令」と「法」を比べてみると、この両者には大きな違いがある。第一に「令」では土地所有者・関係人の権利がほとんど保証されていない。交渉においてもしかり、補償についてもしかりである。第二に、「令」は総督・道長官という行政側の権限が圧倒的に大きいことがよく示されている。「法」では官選とはいえ収用審査委員会が第三者的な仲介機能を果たしている。第三に「令」では総督の「裁定」が下れば、その後はその決定に従うしかないのである。

(3) 土地収用令の「改正」

「令」は公布後、実際に各種工事の遂行に絶大な威力を発揮した。しかし、「令」が持つ土地所有者・関係人の権利無視という性質のため、各地で様々な問題が生じたようである。このため、1924年1月に政務総監は近來「起業者カ土地所有者ニ対スルニ一片ノ形式的交渉ニ対シ回答ナキ等ノ故ヲ以テ直ニ買取ニ応セサルモノトシテ土地収用事業認定ヲ申請スル向カラサル」と指摘し、各道知事に対し「土地収用令ハ濫ニ之ヲ適用スヘキ精神ニ非サルヲ以テ

爾今事業認定ノ申請アリタルトキハ起業者カ土地買収ニ付誠意ヲ以テ交渉ヲ遂ケタルヤ否ヤヲ具体的ニ調査」⁽¹¹⁾せよと、注意を喚起せざるを得なかった。つまり、当時は「一片ノ形式的交渉」によって起業者は事業認定を申請し、これを受けて地方長官も杜撰な適用を行っていたのである。

こうした問題点は、いくぶん総督府も認識し、内部では「令」の改正を検討していたようである。1924年9月には、「令」にも「法」における収用委員会のように第三者的機関の設置が検討された。これは政務総監を会長とし、総督府判事及び高等官9名を選定するものである。⁽¹²⁾だが、結局実施には移されなかった。

「令」の不備な点が多いため、道知事は安易に事業認定を行い、朝鮮人の生活を苦しめる状態が広がったようである。このため、1933年10月内務局長は道知事に対し三つの点での是正を求めた。事業認定に関しては、「従来ノ取扱例ヲ見ルニ事業ガ公共ノ利益ト為ルヤ否ヤニ付テハ別段ノ考慮ヲ払ハズ単ニ令第二条ニ列挙セル事業ニ該当スルノ故ヲ以テ直ニ進達スル向アルモ適当ナラズ」と指摘している。また、起業者ノ能力についても「往々申請者ニ「許可申請中」又ハ「認可申請ノ見込」ト記載シ甚シキハ何等ノ記載モナク申請」していると指摘している。また、物件の収用についても、「工作物其ノ他土地ノ定着物が収用スベキ土地ニ在ルノ故ヲ以テ直接事業ノ用ニ供セラレザル所謂支障物件タル場合ニモ之ヲ収用ノ目的物ト為シ得ルカノ如ク解スルハ妥当ナラズ」としている。⁽¹³⁾

朝鮮では1937年初頭から工業化に向けた土木、建設工事が急増する。これに対応するため、1937年4月内務局長は道知事に対し、「令」の適用をより広範囲に行うようにと指示する。「輒近土地収用ヲ為シ得ベキ事業計画ノ樹立又ハ其ノ発表等ニ依リ却テ土地ノ取得ニ困難ヲ将来スル事例尠カラザルモノナリ」、「自今土地収用ヲ為シ得ベキ事業ニシテ急速施行ヲ要スルモノニ付テハ事前交渉ノ有無ニ拘ラズ直ニ事業認定申請相成可然右通牒ス」。つまり、従来は総督府が否定してきた安易な事業認定が、これ以後は一般的になったのである。総督府は新たな方針転換を行なったのである。⁽¹⁴⁾事実、この指示によって土地収用は一挙に拡大し、1937年の『朝鮮総督府官報』に掲載された「土地収用公告」は植民地期最高の71件で、これは前年度42件の1.7倍にもなった。⁽¹⁵⁾

1938年4月には残地補償の面積をめぐる多くの紛争が表面化したようである。一筆の土地問題の一部を収用する場合、「起業者ノ測量ニ係ル分割予定面積ニ依リ処理セラル向尠カラズ而シテカカル場合ノ裁決面積ガ土地台帳所官庁ニ於」て著しく関係人の被害が大きく、随所

で紛争が発生する。(16)

このように、「令」の適用は1911年以後朝鮮社会との間に、多くの対立・摩擦を生じたのである。しかし、実際に総督府が実施した「改正」はいずれも「土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業」(第2条)を追加することだけであり、抜本的な改正はなされなかった。しかも、この追加は総督府の各種政策遂行と密接な関係を持っていた。1918年1月には「一年三万五千仏噸以上ノ製鉄能力又ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ営ム製鉄事業」が加わり、この「製鉄事業」は「銑鉄、鋼鉄、壓延鋼材(軌条及継目飯ヲ含ム)、鍛鋼製品若ハ鑄鋼製品ノ素材又ハ副生物ノ製造ニ関スル事業」とし、副生物の種類は、鑛滓綿、軽油など18種類を挙げた。(17)これは三菱製鉄の兼二浦製鉄所建設を念頭に置いたものである。さらに1926年7月にはこの項を「一年三万五千噸以上ノ製鉄能力及一年三万五千噸以上ノ製鋼能力」に改めた。(18)

1933年9月に「法」にはすでにありながら、「令」で欠落していた「神社、神祠」、「社会事業」、「索道、専用自動車道路」、「市場」などを追加した。(19)日中戦争の拡大により、朝鮮で重工業化路線が進むと、これに従い「事業」も増加する。1938年1月には製鉄に関する数字を「三万五千噸」から「十万噸」に改め、製鉄事業の中に「又ハ朝鮮総督ノ定ムル鉄鑛ノ精鍊ヲ目的トスル特殊ノ設備ヲ以テ営ム製鉄事業」が加わり、また新たに「人造石油製造事業」を付け加えた。(20)その後も、1938年11月に「航空機製造事業」が(21)、1939年9月に「軽金属事業」が(22)、1941年1月には「有機合成事業」が各々加わった。(23)

このように「令」の「改正」は「事業」の内容を次々と加えていき、これによって「令」の対象となる土地、つまり没収され得る土地は急速に拡大したと推定する。こうした現象は、朝鮮社会から見ると、「令」の改悪に外ならなかった。

2・1920年代の「土地収用公告」分析

(1)「土地収用公告」の史的価値

「令」は1917年1月20日に全北・全南・黄海・平南の未施行地域全部に適用されたことで、朝鮮全土に適用されることになった。残念ながら1910年代の「令」適用の具体的な事例は明らかではない。しかし、『官報』には「土地収用公告」(以下、「収用公告」とする)が1920年3月25日から1944年7月10日まで、約24年間にわたって掲載されている。1章で述べたように「収用公告」とは、地方長官(後に知事)の申請を受けて朝鮮総督が事業認定を行い、この内容の「起業者、事業ノ種類及収用又ハ使用スヘキ土地ノ細目」を明記したものである。

記載方法の一例を挙げれば、次の通りである。

「左ノ事業ハ土地収用令ニ依リ土地ヲ収用スルコトト得ルモノト認定ス

- 一 起業者 朝鮮京南鉄道株式会社
 - 一 事業ノ種類 鉄道建設
 - 一 収用スベキ土地ノ細目 忠清南道舒川郡馬東面山西里五一九番
- 昭和四年十月二三日 朝鮮総督 子爵齊藤実」。(24)

このように「収用公告」の記載事項から、年月、全体の数、起業者の種類、事業内容、地域、土地の細目数などを知ることができる。これらを分析することによって、「令」の実態が一部浮かび上がってくる。ここでは1920年代（1920～1929年）に限定して、その内容を考察してみたい。(25)

ただ、史料の信憑性に関しては、二つの問題点がある。第一には、今回利用した『朝鮮総督府総索引』の信憑性に関してである。『官報』は膨大であるため全頁を確認しておらず、今回は前記の索引を利用した。この過程で1920年代の記載事項において4件の漏れがあり、月日の間違いが6件あることが判明した。(26) おそらく詳細に検討すれば、まだいくつかの漏れがあるかもしれない。

第二には、この「収用公告」は総督がおこなった「事業認定」の結果であり、総督の最終的な「裁定」ではない点にある。後述するように「事業認定」がなされても、「追加」「延長」「失効」「削除」「更生」「無効」など次の段階で新たな変化が生じる。また、「令」を実際に適用する場合、「収用公告」の占める位置がいまだ不明である。それゆえ、「収用公告」と実態との間には、かなりの差があるかもしれない。

こうした二点の制約付きながら、現在のところ「収用公告」は「令」研究の基礎的な史料とみなして良いのではないかと判断し、分析を進める。

(2)「土地収用公告」の数

前章で述べたように、「令」が朝鮮全土に適用されたのは、1917年1月28日である。この約3年後の1920年3月25日付の『官報』から「収用公告」が掲載される。これから1920年代末までをまとめたのが、〔表2〕である。

表2 「土地収用公告」の数

単位：件(%)

年	新 規	追 加	延 長	削 除	失 効	更 正	無 効	削除及追加	知事申請	合 計
1920	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16
1921	17	1	0	1	0	0	0	0	0	19
1922	16	0	0	0	1	0	0	0	0	17
1923	30	0	2	0	0	0	0	0	0	32
1924	14	5	5	0	0	1	1	0	0	26
1925	7	2	3	0	0	0	0	0	0	12
1926	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
1927	14	1	0	0	0	0	0	1	0	16
1928	28	2	3	0	0	0	0	0	0	33
1929	26	5	3	0	0	0	0	0	1	35
合 計	177(82)	16(7)	16(7)	1	1	1	1	1	1	215

『朝鮮総督府官報』（1920～29年）から作成。

まず、「収用公告」に使用される用語を説明する。「新規」とは今回私が便宜上命名したもので、総督府が初めて「事業」として認定したものである。「追加」とは「土地収用公告中収用スベキ土地ノ細目」を追加することである。⁽²⁷⁾「延長」とは「土地収用裁決期間」の延長を意味する。⁽²⁸⁾「削除」とは「収用スベキ土地ノ細目」を削除することである。⁽²⁹⁾「失効」とは「起業者カ収用ノ時期マテニ補償金ノ払渡又ハ供託ヲ為ササルニ因リ土地収用令第二十條ニ依リ其効力ヲ失ヒタリ」しことを意味する。⁽³⁰⁾「更正」とは「土地収用事業認定一部更正」のことで、「収用スベキ土地ノ細目中」で品目（畚、田、埜、林野、墓地など）が同一で、増減数が同じことである。⁽³¹⁾「無効」とは「道知事ノ裁定ハ収用ノ時期ヲ指定セサル無効ノ裁決」であるため、総督が知事に対し「更メテ裁決ヲ為スベキ旨」を知事に命令することである。⁽³²⁾「削除及追加」とは「追加」と「削除」が同時になされることである。⁽³³⁾「知事申請」とは、起業人が道知事に対し土地収用令による裁決を申請するものである。⁽³⁴⁾ただ、この「知事申請」は他のものと比べて異質であり、『官報』編纂の際、誤って掲載されたと思われる。

〔表2〕のように、全体の82%が「新規」であり、収用地の細目を「追加」「延長」することはそれほど多くはなかった。

「新規」の177件を年代別に見ると、1923年には最高値を、1925年には最低値を各々示している。1920年代を通しては次第に漸増の傾向が見られる。

（3）起業者の種類

「令」の適用を地方長官を通して、総督に申請した起業者は〔表3〕の通りである。種類は多様であるが、これらを10種類に分類した。⁽³⁵⁾

表3 起業者の種類

単位：件(%)

年	種 別	株式会社	朝鮮総督府	水利組合	府	道	面	朝鮮軍	学校費	学校組合	その他	合 計
1920		4	4	1	4	1	0	1	0	1	0	16
1921		7	3	2	1	1	0	0	3	0	0	17
1922		8	4	1	2	0	0	1	0	0	0	16
1923		7	7	7	3	3	2	0	0	1	0	30
1924		3	3	3	0	1	1	2	1	0	0	14
1925		2	2	0	0	1	0	2	0	0	0	7
1926		2	1	3	0	1	1	0	0	0	1	9
1927		5	5	1	2	0	1	0	0	0	0	14
1928		7	5	9	4	0	3	0	0	0	0	28
1929		10	5	7	3	1	0	0	0	0	0	26
合 計		55(31)	39(22)	34(19)	19(11)	9(5)	8(5)	6(3)	4(2)	2(1)	1(1)	177(100)

『朝鮮総督府官報』（1920～29年）から作成。

まず、第一に株式会社の割合が31%を占めるように非常に高いのが特徴である。〔表3〕からは株式会社の業種は不明であるが、その内訳をみると、株式会社55件の内で47件（85%）が鉄道会社である。鉄道会社は、朝鮮鉄道（15件）、朝鮮京南鉄道（13件）、朝鮮中央鉄道（4件）、南朝鮮鉄道（4件）、朝鮮森林鉄道（4件）、西鮮殖産鉄道（3件）、金剛山電気鉄道（2件）、朝鮮産業鉄道（1件）、京城蘆島軌道（1件）など8社である。

朝鮮の私設鉄道は1920年6月に「朝鮮私設鉄道令」が制定され、1921年4月には「朝鮮私設鉄道補助法」が施行されたことで、本格的な敷設が開始した。1935年には営業距離が1091.9Kmとなり、朝鮮の鉄道全体に占める割合は高まっていった。「令」を積極的に適用したことも、営業距離が急速に伸びた一つの理由だといえよう。最も件数の多い朝鮮鉄道株式会社は、1923年9月に朝鮮中央鉄道、南朝鮮鉄道、西鮮殖産鉄道、朝鮮林業鉄道、朝鮮産業鉄道、両江拓林鉄道の6社が合併して設立されたものである。路線としては忠北線、慶北線、黄海線、咸南線、咸北線の5路線を所有し、1935年時点では延長716Kmをもち、これは朝鮮の私設鉄道の約46%を占めていた。また、朝鮮京南鉄道は1920年設立され、郡山から天安を経て驪州にいたる延長213Kmの鉄道である。³⁶⁾

ついで、電力会社が5件（9%）を占め、京城電気（2件）、朝鮮水電（2件）、南朝鮮水力電気（1件）の3社である。その他の株式会社は、南満州太興合名（1件）、三菱製鉄（1件）、朝鮮窒素肥料（1件）、など3社（5%）である。

第二に、総督府の占める割合も22%と高い。1章で述べたように、総督府が起業者の場合、あるいは起業人と関係人との協議が整わない場合であれ、最終の「裁定」は総督が行なうのである。つまり、総督府が起業者であれば、これを阻止する行政的な力を関係人はまったく持ちえなかったのである。

第三に、地方行政団体の割合も高い。1920年代の朝鮮の財政団体としては、総督府の外に、道・府・面・学校費・学校組合など5つの地方行政団体が存在した。この内で府の内訳をみると、釜山府が7件、平壤府が5件、京城府が3件、大邱府が3件、元山府が1件となる。5つの地方行政団体の件数を合計すると42件（24%）となる。これは総督府よりも2ポイント高い。前述したように、「令」で事業認定を受ける場合、地方長官を経由して、総督へ申請する。地方長官が起業人であれば、制度上では地方長官から総督へと文書は上がっていき、関係人はこれを阻止することはほとんど不可能である。

総督府と地方行政団体の件数を合わせると、81件（46%）となる。つまり、46%の場合、日本の行政機関が起業人となっており、ほとんど抵抗なく土地収用は可能だったといえる。

第四に、水利組合の割合も19%を示し、24水利組合が起業人となっている。組合単位でみると、中央が7件、於雲、富平、延海、載信が各々2件である。これ以外に、大正、陽東、津南、區津面、平洞、慶山、碧井堤、美林、古阜、平安、仙山、牛城、安寧、昆明、麗華、舒川、咸興、蘭谷、蘇萊など19水利組合が各々1件ずつある。宮嶋博史氏は植民地期朝鮮の水利組合を9類型に措定し、I-1a型（日本人が組合長で、蒙利面積が巨大な規模で、貯水池を水源とする組合、1906～1934年創立）として11組合を挙げている。⁽³⁷⁾ 24水利組合の中でI-1a型に該当するものが6組合（中央、延海、載信、古阜、安寧、舒川）含まれており、1920年代にはこの類型が「令」を最も適用したのである。

最も件数の多い中央水利組合は藤井寛太郎が1923年に江原道康郡に設立したもので、1万1214町歩におよぶ広大な蒙利面積が特徴である。⁽³⁸⁾ また、『東亜日報』によれば、水利組合設立に対する反対運動は1921年から1933年までに97件が発生し、このうち41件が設立計画が中止になったといわれる。⁽³⁹⁾ その一方、起業人における水利組合の割合の高さは、朝鮮農民の水利組合反対運動の一部を「令」は押しつぶしていったといえる。

（4）事業の種類

「収用公告」に掲載された事業の種類はかなり多岐にわたり、これらを「令」の事業名を基準にしてまとめ直すと〔表4〕のように17種類となる。⁽⁴⁰⁾

表4 事業の種類

単位：件(%)

年	種類	鉄道	道路	教育	鑛山	溜池	堤防	河川	国防	電気	下水	官庁	軌道	糖業	港湾	製鉄	水道	その他	合計
1920	7	3	2	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	16
1921	5	0	7	0	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	17
1922	9	4	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
1923	6	5	4	5	1	6	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	30
1924	3	1	1	1	1	2	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14
1925	3	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
1926	2	1	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
1927	5	3	1	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	14
1928	7	5	0	4	4	0	4	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	28
1929	9	5	0	3	3	0	1	0	3	1	0	1	1	1	0	0	0	0	26
合 計	56(32)	25(14)	18(10)	16(9)	13(7)	10(6)	9(5)	5(3)	5(3)	4(2)	4(2)	3(2)	3(2)	2(1)	1(0)	1(0)	2(1)	177(99)	

『朝鮮総督府官報』（1920～29年）から作成。

第一に鉄道工事が32%と圧倒的な割合を見せている。これを私設鉄道と国有鉄道（総督府鉄道局）に分けると、前者は46件（82%）、後者は10件（18%）と大きな差を見せている。総督府は1910年代から朝鮮において湖南鉄道、京釜鉄道など「X」字型縦貫鉄道網の構築に乗り出し、1927年からは「朝鮮国有鉄道十二個年計画」を開始した。1920年代の私設鉄道に関しては従来あまり関心が払われていなかったが、実際には私設鉄道会社は営業延長などにおいて国有鉄道の水準に急速に迫っていた。⁽⁴¹⁾

また、鉄道とならび朝鮮の重要な交通網である道路工事も14%を占めている。道路工事の起業者を見ると、府は11件（平壤5、釜山3、大邱2、京城1）、総督府は6件、面は6件（咸興2、東萊1、南上1、龍山1、醴泉1）、道は2件（咸南1、慶北1）となっている。総督府は1917年10月から第2期治道工事を開始し、1920年代はこれが朝鮮全土で進行中だった。⁽⁴²⁾ これらは「令」を背景として進められたのである。

注目されることは、教育が10%を占めていることであろう。この時期、総督府は日本語、日本文化の普及をはかるため、1919年には「高等普通学校規則」、「女子高等普通学校規則」を、1920年には「私立学校規則」、「朝鮮教育令」を各々を改正した。さらに、1922年には「朝鮮教育令」（第二次）を公布し、新しい師範教育、大学教育の設置を盛り込み、朝鮮人と日本人を同一な教育制度の下に置いた。⁽⁴³⁾ 教育の18件を起業者別に見ると、総督府が7件で最も多く、京城工業専門学校、京城医学専門学校、京城師範学校、京城師範学校附属小学校、大学予科、京城帝国大学などの工事である。この他に、学校費は4件、道地方費は3件、学校組合は2件、府は2件となる。

また、用悪水路の16件（9%）、溜池の13件（7%）、堤防の10件（6%）も注目される。これらの三種類を合計すると、39件（22%）となり、鉄道工事に次ぎ第2位を占める。これらを起

業者別で見ると、実に39件中の32件（82％）は水利組合であり、残りは7件（総督府5件、道地方費1件、その他1件）に過ぎない。換言すれば、水利組合を起業者とする「事業」34件中、32件（94％）はこの三種（用悪水路、溜池、堤防）の工事であることが明らかになった。朝鮮での水利組合の工事費には、原則的には国家が担当しなければならない治水事業費、ないしは社会間接資本の性格をもつ費用まで含まれていた。これが朝鮮での水利組合事業費の高額性と、組合費負担の過重性を招来した根本的な要因であるとされる。(44) これに加えて、水利組合の用悪水路、溜池、堤防工事は土地所有者（その大多数は朝鮮人）の強烈な反対に直面していたのである。

このように、事業の上位5位だけみても、鉄道、道路、教育、用悪水路、溜池と産業基盤整備事業の割合がかなり高い。敗戦後の日本では朝鮮の植民地支配を肯定的に評価する見解が絶えず、また近年になってこの傾向が露骨になっている。(45) しかし、「令」なしには総督府は産業基盤整備を押し進めることは不可能だったのである。

（5）地域の分布

「令」が適用された地域を道別で見ると、〔表5〕の通りである。最低の忠北（2％）から最高の京畿（19％）まで数字の高低はあるものの、朝鮮の全道で「令」は適用されていることがわかる。地域別には京畿が19％と他道よりかなり高い。これは首都圏であるため各種工事の必要性が高かったのであろう。次いで、黄海、咸南、慶南が各々11％を占めている。

〔表5〕からは不明であるが、京畿、慶南の中における京城府と釜山府の占める割合が各々高い。京城府は15件（45％）、釜山府は8件（42％）といずれも高い数字がでている。これは都市部で「令」の適用が多かったことを意味している。

表5 地域の分布

単位：件(%)

年	道	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平南	平北	江原	咸南	咸北	合計
1920		2	1	0	0	0	1	4	2	3	1	0	1	1	16
1921		5	0	3	0	1	0	3	2	0	0	3	0	0	17
1922		2	0	2	0	1	2	4	0	1	1	0	2	1	16
1923		10	0	2	1	0	1	0	2	4	0	4	6	0	30
1924		2	0	0	0	1	1	1	3	0	1	3	2	0	14
1925		1	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	0	1	7
1926		2	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	0	0	9
1927		3	0	1	0	2	1	2	2	1	0	0	1	1	14
1928		2	2	2	2	0	4	2	5	5	0	0	3	1	28
1929		4	0	5	4	0	2	1	2	1	0	1	5	1	26
合 計		33(19)	3(2)	15(8)	8(5)	6(3)	15(8)	19(11)	20(11)	16(9)	4(2)	12(7)	20(11)	6(3)	177(99)

〔朝鮮総督府官報〕（1920～29年）から作成。

(6) 土地の細目数

「収用公告」には土地の面積は記載されず、地番と地目が記載されているだけである。このため、残念ながら土地の細目数しかわからない。さらに、一部の土地については土地調査が充分でないため、「地番に括弧を付せるは未査定の林野にして仮地番を掲けたるものなり」(46)との説明もあり、実際の筆数はさらに多かったものと推測される。地目に関しては、「土地調査令」(1910年)の分類に従い、畚、田、埜、池沼、林野、雑種地、社寺地、墳墓地、公園地、鉄道用地、水道用地などの名称が用いられている。(47)表6では地目ごとの分類はせず、筆数のみで177件を分類してみた。細目数からは収用された土地の面積がわからないため、暫定的に細目数を「小規模(1~50)」、「中規模(51~100)」、「大規模(100以上)」と三分して見てみる。

表6 土地の細目数

単位：件(%)

年	筆数	1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~80	81~90	91~100	101~200	201~300	301~400	401~500	500以上	細目数なし	合計
1920	8	4	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	16
1921	7	4	0	2	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	17
1922	4	3	1	3	0	0	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	16
1923	18	7	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	30
1924	9	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
1925	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
1926	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9
1927	5	3	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14
1928	15	5	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
1929	18	2	1	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	26
合計	96(54)	32(18)	12(7)	13(7)	3(2)	3(2)	6(3)	1	0	1	4(2)	3(2)	0	1	1	1	1	177

『朝鮮総督府官報』(1920~29年)から作成。細目数は筆者が計算した。

まず、1~10筆が54%、11~20筆が18%となっているのが注目される。両者を合計すれば、1~20筆というごく小規模な土地収用は128件、72%を占めている。「小規模」収用のレベルで見れば、156件、88%を占めている。この事実から、「令」は最初から広大な面積の土地を奪うのに目的があったのではなく、少数とはいえ最後まで土地収用に反対する人々を根絶する際に意味があったといえるだろう。

その一方では、「中規模」収用、「大規模」収用がなされていることも重要である。「中規模」収用としては、10件(6%)ある。規模の大きい順に挙げると、陽東水利組合の溜池築造が74筆(1922年)、京城府の下水改修が67筆(1920年)、南朝鮮鉄道の鉄道建設が67筆(1922年)、朝鮮鉄道の鉄道敷設及び停車場が64筆(1929年)、朝鮮京南鉄道の鉄道建設が63筆(1927年)、延海水利組合の用水路開設が63筆(1927年)、朝鮮軍経理部の軍馬補充部支部設置が61筆(1922年)、安寧水利組合の溜池築造が54筆(1928年)、朝鮮中央鉄道の鉄道建設が53筆(1920

年)、総督府の京城師範学校新築が53筆(1921年)となる。

また、「大規模」収用の事例も10件(6%)ある。規模の大ききの順に挙げると、西鮮殖産鉄道の軽便鉄道敷設は602筆(1920年)、南朝鮮鉄道の鉄道敷設は462筆(1921年)、中央水利組合の貯水池築造は280筆(1923年)、中央水利組合の用水路開設は275筆(1923年)、朝鮮京南鉄道の鉄道敷設は242筆(1921年)、南朝鮮鉄道の鉄道敷設は197筆(1922年)、西鮮殖産鉄道の鉄道敷設は196筆(1921年)、平安水利組合の溜池築造は153筆(1928年)、朝鮮京南鉄道の鉄道敷設は113筆(1926年)、南朝鮮鉄道の鉄道敷設は112筆(1922年)である。

この両者を合わせると、「中規模」、「大規模」収用の20件の内、鉄道株式会社の鉄道敷設関連が11件、水利組合の溜池築造関連が6件、行政機関(総督府・京城府)が2件、朝鮮軍が1件となる。また、土地細目数では南朝鮮鉄道が838筆、西鮮殖産鉄道が798筆、中央水利組合が555筆、朝鮮京南鉄道が418筆が上位4位を占め、特に私設鉄道の敷設工事で広大な土地が収用されたのである。

つまり、細目数では1~20筆が全体の件数の72%を占めおり、通説でいわれていたように、「令」の存在が無条件な土地収用を意味するものではない。しかし、その一方で50~602筆の「中規模」「大規模」収用も11%を占めているように、土地収用をめぐる「調整」が整わない場合には広大な面積の土地収用も実施されたのである。

おわりに

本稿では、まず1911年4月に公布された土地収用令の検討を行い、続いて1920年代の『朝鮮総督府官報』掲載「土地収用公告」の分析を行った。それらの内容を要約すれば、以下の通りである。

第一に、朝鮮の土地収用令は日本の土地収用法と比べると、非常に簡略化した内容であり、特に土地所有者・関係人の権利がまったく守られていない。土地収用法では第三者的機関として収用審査委員会があるのに対し、土地収用令では全ての権限が朝鮮総督、地方長官に集中しており、土地所有者・関係人は行政権の不当行為にして無力であった。

第二に、土地収用令は制定後、7回の「改正」が行われたものの、土地所有者・関係人の権利を守る方向への改正はなされなかった。その逆に、朝鮮総督府の産業政策によって土地収用が可能な「事業」は拡大され、これに従い1937年以降は土地収用がより容易になった。

第三に、「土地収用公告」によれば、1920年代の「新規」数は177件であり、起業者としては株式会社、総督府、地方行政団体、水力組合の割合が高い。「事業」内容としては、「公共」工事の中でも鉄道・道路・教育・用悪水路・溜池などの割合が高い。

第四に、「土地収用公告」によれば、収用された土地の細目は1～20筆が全体の件数の72%を占めている。その一方51～601筆という「中規模」、「大規模」収用も11%あり、起業人としては私設鉄道会社、水利組合が多かった。

今回の研究はあくまでも土地収用令に関する基礎的な研究にすぎない。今後の研究課題としては、以下の三点が挙げられる。第一に1930～40年代の「土地収用公告」の分析を行い、1920年代との比較を行うことである。第二に土地収用令は具体的にどのように適用されたのか事例研究が必要である。第三に土地収用令は適用されなかったものの、その存在が土地の買収・収用にどのような「威力」を発揮したかを明らかにしなければならない。いずれも別稿で検討したい。

〔補註〕

- (1)間組百年史編纂委員会編『間組百年史－1889～1945』(同社、1989年) 634～650頁、「水豊発電所建設による水没地問題－朝鮮側を中心に」『朝鮮学報』139号(1991年4月) 1～35頁、「植民期朝鮮における水豊発電所建設と流筏問題」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』第1号(1998年3月) 39～58頁、「1910年代の道路建設と朝鮮社会」『朝鮮学報』164号(1997年7月) 1～55頁、「植民地期朝鮮における治水事業と朝鮮社会－洛東江を中心に」(朝鮮史研究会第35回大会報告、1998年10月)『朝鮮史研究会論文集』第36号(1999年10月)掲載予定。
- (2)※文定昌『軍国日本朝鮮占領三十六年史』上巻(相文堂、1965年) 140～142頁、朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』上巻(青木書店、1973年) 70～71頁、朝鮮史研究会編『朝鮮の歴史』(三省堂、1974年) 205頁、朝鮮民主主義人民共和国社会科学院歴史研究所近代史研究室編金曜顕訳『日本帝国主義統治下の朝鮮』(朝鮮青年社、1978年) 32頁、堀内稔「ダム・工場建設と住民」姜在彦編『朝鮮における日窒コンツェルン』(不二出版、1985年) 277～340頁、堀内稔「長津江水電と土地紛争」『朝鮮民族運動史研究』2号(1985年) 103～135頁、武田幸男編『朝鮮史』(山川出版社、1985年) 248頁、前掲広瀬論文「1910年代の道路建設と朝鮮社会」。朝鮮語文献は※で表示する。

- (3)「道路規則」の内容については、前掲広瀬論文「1910年代の道路建設と朝鮮社会」、9～13頁参照。
- (4)『朝鮮総督府官報』明治44年7月14日付。(以下、『総督府官報』と略す)
- (5)日本の土地収用法に関しては、田中好『土木行政』(常磐書房、1926年)、渡辺宗太郎『土地収用法論』(弘文堂書房、1929年)、美濃部達吉『公用収用法原理』(有斐閣、1936年)参照。
- (6)台湾総督府編『台湾法令輯覧』(帝国地方行政学会、1926年)8頁。
- (7)朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報・明治44年』(同府、1913年)211頁。
- (8)前掲広瀬論文「1910年代の道路建設と朝鮮社会」26～30頁。
- (9)土地収用令は『総督府官報』明治44年4月17日付を、土地収用法は『官報』明治33年3月7日付を、各々使用した。また、1889年7月の土地収用法(法律第19号)については、本稿では触れない。これに関しては、國宗正義『土地法立法原理－収用と補償に関するドイツ法と日本法の立法進展比較研究』(青林書院新社、1980年)参照。
- (10)朝鮮では訴願法、行政裁判法のような人権関係の法規は最後まで適用されなかった。また、刑事令(1912年)の規定する刑事訴訟手続きも日本の刑事訴訟法よりはるかに被告に不利なもので、朝鮮人には行政権の不当行為を提訴する道がなかった。(梶村秀樹・姜徳相「日帝下朝鮮の法律制度について」、仁井田陞博士追悼論文集編纂委員会編『仁井田陞博士追悼論文集』第3巻、勁草書房、1970年、334頁)。訴願法、行政裁判法については、朝鮮人から早急に制定すべしと強い要求が出されていた。('社説'『東亜日報』1928年4月21日付、1929年2月14日付、1932年1月16日付、1935年2月12日付。※東亜日報社説編纂委員会編『東亜日報社説論集』1巻、同社、1977年、715、743～744、807、954～955頁)。
- (11)「土地収用令適用ニ関スル件」(土秘第1号)、朝鮮総督府内務局土木課編『現行朝鮮土木法規集』(帝国地方行政学会朝鮮本部、1938年)下巻、第11章、148頁。(以下、『法規集』とする)
- (12)『東亜日報』1924年9月15日付。
- (13)「土地収用令ノ改正ニ関スル件」(内秘第49号)、『法規集』上巻、第7章、3～5頁。
- (14)「土地収用裁決ニ関スル報告ノ件」(土第169号)『法規集』上巻、第7章、15頁。1937年から総督府が朝鮮内労働力動員のために実施した官斡旋(道内・道外)政策に関しては、広瀬貞三『「官斡旋」と土建労働者－「道外斡旋」を中心に』『朝鮮史研究会論文集』29号(1991

年3月) 115～137頁、同「植民地朝鮮における官斡旋土建労働者一道外斡旋を中心に」『朝鮮学報』155号(1995年4月) 1～46頁参照。

(15)「土地調査委員会公文」『朝鮮総督府官報総索引』第1巻(亜細亜文化社、1990年) 441～442頁。

(16)「土地収用裁決申請面積確定ノ件」、『法規集』上巻、第7章、11頁。

(17)『総督府官報』大正7年1月31日付。

(18)『総督府官報』大正15年7月12日付。

(19)『総督府官報』昭和8年9月7日付。

(20)『総督府官報』昭和13年1月25日付。

(21)『総督府官報』昭和13年11月11日付。

(22)『総督府官報』昭和14年9月20日付。

(23)『総督府官報』昭和16年1月24日付。なお、土地収用令との関連で本来ならば「朝鮮市街地計画令」(1934年)に言及しなければならないが、ここでは省略する。※孫禎睦『日帝強占期都市計画研究』(一志社、1990年) 177～210頁参照。

(24)『総督府官報』昭和4年10月23日付。

(25)「土地収用公告」の調査には、前掲「土地調査委員会公文」『朝鮮総督府官報総索引』第1巻、432～445頁を用いた。土地収用に関する内容を「土地調査委員会公文」に含めることは誤りである。

(26)前掲「土地調査委員会公文」『朝鮮総督府官報総索引』第1巻、432～445頁。

(27)『総督府官報』大正10年1月25日付。

(28)『総督府官報』大正12年8月16日付。

(29)『総督府官報』大正10年1月22日付。

(30)『総督府官報』大正11年6月12日付。

(31)『総督府官報』大正13年2月8日付。

(32)『総督府官報』大正13年4月16日付。

(33)『総督府官報』昭和2年11月14日付。

(34)『総督府官報』昭和4年9月28日付。

(35)起業者の分類は、次の10種類とする。

「朝鮮総督府」－朝鮮総督府、朝鮮総督府鉄道局長

「道」－道知事、道地方費

「府」－府尹

「面」

「学校費」

「学校組合」

「水利組合」

「株式会社」－鉄道、その他

「朝鮮軍」－朝鮮軍經理部、国

「その他」－金仁経外50名

③6朝鮮総督府鉄道局『朝鮮鉄道状況・第27回』（同局、1936年）97～99、117～120頁。

③7宮嶋博史他『近代朝鮮水利組合の研究』（日本評論社、1992年）63頁。

③8古庄逸夫編著『朝鮮土地改良事業史』（友邦協会、1960年）180～181頁。

③9松本武祝『植民地期朝鮮の水利組合事業』（未来社、1991年）79頁。

④0事業名の分類には、以下の原則を適用した。①工事の種類が二種以上にわたっている場合は最初の工事名を優先する、②工事名称から「工事」、「並付帯工事」は全て省略する、③地名、河川名、学校名は全て省略する。17種類の工事に含めた各種工事名は、以下の通りである。（工事名は初出順）

「国防」－軍事ニ関スル施設、軍馬補充部支部設置、軍事ニ関スル事業

「官庁」－屠場建設、病院建設、警察署敷地拡張、朝鮮総督府分室敷地拡張

「教育」－学校建設、学校拡張、学校新築、学校運動場拡張、学校移転、校舎建築、学校建築、教育ニ関スル事業、公設運動場新設

「鉄道」－軽便鉄道敷設、鉄道敷設、鉄道線路改良、鉄道建設、鉄道橋梁及線路ノ改修、鉄道線改良、鉄道線路変更並停車場新設、鉄道敷設及停車場新設、鉄道工場設置、鉄道線路変更、鉄道敷設並停車場拡張、停車場新設

「軌道」－軌道敷設、専用手押軌道敷設

「道路」－道路築造、道路改修、道路付替、道路及下水改修、道路及下水道ノ改修

「河川」－河川付替、河川敷拡張、改修、河川整備、河川改修

「堤防」－防水堤増築、防水堤築造、防水堤築造並用水路開設、堤防築造、防水堤築造並河川整理

「用悪水路」－用水路開設、用悪水路開設、用悪水路築造、用悪水路開設河川付替及堤防築造、用水路新設、用水路拡張

「溜池」－貯水池及放水路新設、貯水池築造、溜池築造、調整池築造並堤防築造、貯水池並用水路築造及防水、貯水池及防水堤築造並二用排水路開設、貯水池築造並二用排水路開設

「港湾」－港湾設備、港湾修築並二道路築造

「水道」－水道敷設

「下水」－下水改修、下水路新設、下水道開設及道路築造

「電気」－電気事業、電柱建設、電気事業用運炭専用鉄道敷設、送電線路建設

「水害予防」－護岸工事並堤防築造、付近防水、防排水設備

「製鉄」－製鉄事業

「その他」－殖林苗圃設置、収用セムトスル土地ノ実地調査

(41)※鄭在貞『日帝の韓国鉄道侵略と韓国人の対応（1892～1945年）』（ソウル大学校大学院博士學位論文、1992年）89～107頁。菊島啓「朝鮮における鉄道の發達と特徴－植民地期の私設鉄道と専用鉄道を中心として」『清和法學研究』第1卷第1号（1994年9月）77～86頁。

(42)前掲広瀬論文「1910年代の道路建設と朝鮮社会」20頁。

(43)※金雲泰『改訂版 日本帝國主義の韓国統治』（博英社、1998年）286～291頁。

(44)前掲宮嶋博史他『近代朝鮮水利組合の研究』215～217頁。

(45)高崎宗司『日本人の朝鮮觀－「妄言」の原形』（木犀社、1990年）224～257頁、藤岡信勝・井沢元彦『NOといえる教科書－眞實の日韓關係』（祥伝社、1998年）282～309頁、黃文雄『歪められた朝鮮總督府－だれが「近代化」を教えたか』（光文社、1998年）105～126頁参照。

(46)『總督府官報』大正11年11月17日付。

(47)「土地調査令」（制令第2号）『土木法規集』下卷、第13章、55頁。土地調査事業に関しては、宮嶋博史『朝鮮土地調査事業史の研究』（東京大学東洋文化研究所、1991年）、※金鴻植他『朝鮮土地調査事業の研究』（民音社、1997年）等参照。

社会科学編

近代国際法学におけるホッブズ

Thomas Hobbes and the Modern Law of Nations

明石 欽司*

目 次

はじめに

- I. ホッブズに対する国際法史上の伝統的評価の背景
- II. 国家間関係と「修正された永続的自然状態」
- III. 国家間関係における規範の存在契機と近代国際法規範
むすびにかえて ホッブズの理論と近代国際法学の関連

はじめに

本稿は、トマス＝ホッブズ（Thomas Hobbes: 1588-1679）の諸著作^[1]において提示されている国家・政治・法理論が有し得る近代国際法史上の意義を再考することを直接の目的としている。

このような目的を掲げることには、ホッブズに対して為されてきた一般的评价との関連で若干の反論が予想される。その反論の一つは、ホッブズの関連諸著作が専ら国内問題を扱っているという解釈に基づき、国家間関係を規律する原理や法規範にまで拡張して彼の所論を検討することは妥当ではないとするものである。^[2]また、この反論にホッブズの法概念（「法」（law: *lex*）とは「忠告（counsel）ではなく、命令（command）」であり、「従順を義務付けら

注1 本稿で参照したホッブズの著作は、全てSir W. Molesworth (ed.), *The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury*, 11 vols (London, 1839-45) (以下“EW”とする。) 所収の英語版である。引用を行う場合、それらは全て拙訳による。(引用文中の[]内は明石による。) また、各々の著作の表題と略称(本文中は邦語を、註では原語を使用する。)は以下の通りとし、註においてはその略称と引用・参照頁のみを記する。

De cive; Philosophical Rudiments concerning Government and Society (1642), EW, Vol.II (London, 1841)『市民論』
Leviathan; Leviathan, or the Matter, Forme, & Power of a Common-Wealth Ecclesiasticall and Civill (1651), EW, Vol.III (London, 1839)『リヴァイアサン』

Elements; De corpore politico, or the Elements of Law, Moral and Politic (1655), EW, Vol.IV (London, 1840)『法原理』

尚、EW所収の他の著作、例えば、*Behemoth; The History of the Causes of the Civil Wars of England* (1668), EW, Vol. VI (London, 1840)や*A Dialogue between a Philosopher and a Student of the Common Laws*, EW, Vol.VI (London, 1840) (この著作の執筆時期は確定されていない。ポストマは1660年代の中葉から後半に執筆されたと推定し(G.J.Postema, *Bentham and the Common Law Tradition* (Oxford, 1986), p.46.)、タックは「多分1666年」(R. Tuck, *Hobbes* (Oxford, New York, 1989), p.34.)とする。)もホッブズの法及び国家理論に深く関わるが、本稿の主題に直接関わる部分はないものと思われるため、本稿では言及していない。

注2 例えば、フェアドロスは、ホッブズの理性的自然法は国家のみを基礎付けたとする。A. Verdross, *Abendländische Rechtsphilosophie* (Wien, 1963), S.119.

*AKASHI, Kinji [情報文化学科]

れた者に向かって命令を与える者の命令」である。^{注3)}を結び付けることによって、国際法の存在を否定することも可能である。即ち、共通の主権的存在や立法機関を有しない諸国家間の関係において法は存在しないのであるから、主権的国家間の関係を律する法規範としての国際法の存在をホッブズの理論の枠内で論ずることは不可能となるのである。^{注4)}実際に、これまでの国際法史研究においてホッブズの理論は殆ど無視されている。また、僅かながらでもホッブズの所論を考察している著作における彼の評価は、「国際法の否定者」という点ではば一致している。^{注5)}

しかし、ホッブスは国家間関係についての考察を全く行わなかったのであろうか。そして、彼の理論は本当に国際法を「否定」したのであろうか。これらの点について、筆者は一般的に受容されている見解とは異なる見解を有している。何故ならば、本稿で以下に引用・言及されている記述からも理解される通り、ホッブズは国家間関係について完全に沈黙しているわけではなく、特に、「諸コモン＝ウェルス」に適用される規範についても触れている^{注6)}ことは無視できないからである。勿論、ホッブズの断片的記述に依拠することによって、近代国際法に関する彼の認識を包括的に論じ得るなどと主張することは不可能である。しかし、彼の思考の中に国家間関係を律する何らかの法概念が存在したことは理解されるのであって、それを手掛かりとして彼の議論と近代国際法理論の関係を論ずることは可能であろう。

注3 *De cive*, 182-3. 殆ど同一の記述は *Leviathan*, 251 に登場する。更に、*Leviathan*, 561 を見よ。但し、例えば、*Leviathan*, 316 では、聖俗各界の主人が各臣民に対して「彼等の命令が法として遵守されることを望む」としており、若干表現は弱められることがある。

注4 例えば、ダントレーヴは、ホッブズが「法をもっぱら命令であると定義したために、国際法の本質を理解する可能性から自らを引き離してしまったばかりか、法的制度の概念のみならず法の概念をも貧弱なものにしてしまった」とする。ダントレーヴ(石上良平訳)『国家とは何か』(みすず書房、1972年)136頁。

注5 国際法史に関する現在の標準的概説書におけるホッブズ評価は、この点で概ね一致している。A. Nussbaum, *Concise History of the Law of Nations* (revised ed., New York, 1954), pp.144-6; W. G. Grewe, *Epochen der Völkerrechtsgeschichte* (Baden-Baden, 1984), S.408-11; C. G. Roelofs, "De periode 1450-1713", in A. C. G. M. Eyffinger, (red.), *Compendium volkenrechtsgeschiedenis* (2e druk, Deventer, 1991), pp.104-6; K. H. Ziegler, *Völkerrechtsgeschichte* (München, 1994), S.194; A. Truyló Y Serra, *Histoire du droit international public* (Paris, 1995), pp.81-2. (E. Reibstein, *Völkerrecht: Eine Geschichte seiner Ideen in Lehre und Praxis*, Bd. I (München, 1957) は実質的にホッブズを無視している。)更に、L. Oppenheim, *International Law: A Treatise*, 8th ed. vol. I (H. Lauterpacht (ed.)) (London, New York, Toronto, 1955), pp.7 and 95; Ch. De Visscher, *Théories et réalités en droit international public* (3e éd., Paris, 1955), pp.29-30 等の国際法概説書においてもホッブズは「国際法の否定者」とされている。但し、後述の如く、ヌスパオム、グレーヴェ及びルーロフセンは斯かる評価に止まらず、積極的なホッブズ評価にも言及しているに注意を要する。

注6 *Leviathan*, 342.

1. ホッブズに対する国際法史上の伝統的評価の背景

ホッブズにおける「国際関係」や「国際法」(the law of nations)^{注7}の意義を考察する際に最大の障害となるのは、彼の諸理論が個人間の「自然状態」、国家の設立、国家内の主権者と臣民の関係等々を主題としており、設立された複数の国家間に関する議論が少ないという点である。このように「国内問題」(国家の設立を含む。)を「国際問題」に優先させるというホッブズの態度は、幾つかの理由により説明され得る。そして、それらは彼が置かれていた歴史的状況に由来する理由と彼の理論から当然に導き出されるものに大別される。

まず、前者については、ホッブズ自身がピューリタン革命等の国内的動乱を経験する中で、国内的平和の維持の重要性が痛感されていたと考えられることが挙げられる。特に、彼の時代における(欧州の)戦争が全面戦争の形態をとらなかった点を考慮すれば、^{注8}各々の戦争に巻き込まれる単位人口当たりの犠牲者数は国家間の「自然状態」の方が少ないという判断は合理的と言えるであろう。^{注9}そしてその結果として、まずは国家の設立を含む国内の諸問題の解決が目指されたと考えられるのである。^{注10}

また、ホッブズ自身が置かれた政治的立場への配慮があったことも挙げられ得る。諸個人間における国家の設立を論じたのと同様の議論を国家間関係について展開すれば、それは何らかの超国家的存在に権威を付与することになるであろう。当時のそのような存在はローマ教皇と神聖ローマ皇帝であった。しかし、英国は宗教的には英国教会を奉ずるため、同国臣民は教皇の権威を認めることはできない。また、皇帝はスペイン国王が兼ねており、テューダー朝及びステュアート朝支配下の英国臣民はこれを支持することはできない。しかも、ホッブズはテューダー家に連なる名門の保護下にあったのである。結局、聖俗両界の超国家的権威を認めるものと誤解されかねない見解を提示することが政治的に危険であるとホッブズが

注7 現在我々が使用する「国際法」に最も近い概念を表示する文言としてホッブズが使用しているものはthe law of nations (ラテン語版では*jus gentium*)である。勿論、両者の内実は同一ではないし、訳語としてはむしろ「諸国民間の法」或いは場合により「ユース・ゲンティウム」の方が適切であるとも思われる。しかし、本稿では用語統一のため「国際法」を用い、適宜原語を書き添えることとする。

注8 17世紀の戦争については、差し当たり次の文献を参照せよ。M. Howard, *War in European History* (Oxford, New York, 1976), pp.38-53 and R. L. O'Donnell, *Of Arms and Men: A History of War, Weapons, and Aggression* (Oxford, 1989), *passim*.

注9 人間対人間の「自然状態」の国家対国家の「自然状態」に対する優越という解釈については、次の文献も参照せよ。G.S.Kavka, "Hobbes's War of All against All", *Ethics*, vol.93 (1983), pp.305-6.

注10 現在においてさえも、仮に、我々が国内的平和の維持と国際的平和の維持の何れかを選択すべき状況に置かれるならば、前者を優先することが合理的であろう。See, H.Bull, "Hobbes and the International Anarchy", *Social Research*, vol.48 (1981), p.728.

考えても不思議ではなかったのである。^{注11}

次に、後者についてであるが、それらの理由は主として彼の「自然状態」の理論に由来する。先ず、人間の間に存在する自然的（肉体的・能力的）差異と国家間のそれとの違いを考慮すれば、相対的に差異の小さい人間対人間の関係（自然状態）においての方が暴力が用いられ易いため、「国内問題」が優先されざるを得ないと判断される。^{注12} また、ホッブズは「彼等〔主権者〕はそうする〔戦争に常に備える〕ことによって、彼等の臣民の勤労を維持しているのであるから、個々人の自由に伴う悲惨は、そこからは生じない」^{注13}としている。つまり、国家が戦争（自然状態）に備えることは、国民にとっても実際の利益を伴うのである。これらのことから、国家間の自然状態がもたらすであろう害悪は人間対人間の自然状態における害悪よりも軽減されたものであるとホッブズが判断していたことが理解される。^{注14} 勿論、人間の間の自然状態は飽くまでも抽象的且つ観念的な仮説的状态^{注15}であり、その悲惨さは想像の産物でしかあり得ない。^{注16} しかし、国内問題を国際問題に優先させるという彼の判断は妥当なものであったのである。^{注17}

この様にして、ホッブズが国内問題を国際問題に優先させたことの背景は理解される。そしてそれは国家間関係に関するホッブズの所論についての理解を著しく困難なものとするのである。この点をホッブズの理論において重要な契機となる「自己保存」に当てはめて言うならば、それが飽くまでも人間の自己保存の問題として考察され、国家の対内的安全に比重が置かれることになるため、対外的安全についてはさほど問題とされないという結果になる。或る論者の言葉を借りるならば、「国内の平和と安全をもたすためにホッブズが勧告した特

注11 See, R. A. Grover, "Hobbes and the Concept of International law" in T. Airaksinen and M. A. Bertman (eds.), *Hobbes: War among Nations* (Aldershot, Hong Kong, etc., 1989), p.80.

注12 後述30-1頁及び注39を見よ。また、実際に蟻と象ほども地理的・経済的・軍事的に差異が存在する様な国家間の関係においては、ただ服従のみが存在することとなり、戦争は発生しないであろう。

注13 *Leviathan*, 115.

注14 Grover, *op.cit.*, p.88も同旨。

注15 ホッブズは、「万人の万人に対する戦争」としての「自然状態」を前提として国家構成原理を展開することことを主目的とし、実際に人間の「自然状態」は如何なるものであり、人間がどのように暮らしていたかを記述することは問題とはしなかったのである。

注16 ホッブズは、「〔人間対人間の〕戦争時代又は戦争状態は絶対存在しなかったとも考えられ得る」と譲歩し、或いは「全世界にわたって一般的にその様な状態が絶対存在しなかったと信じている」とさえ述べている。*Leviathan*, 114.

注17 更に、「国際関係」よりも「国内関係」に関する議論を優先するというホッブズの論述は、彼が採った演繹の方法からの影響であったとも考えられる。即ち、彼が抽象的・観念的命題（「自然状態」）から議論を開始し、そこから演繹される国家の構成に至るまでは、主権者と臣民という現実に存在する諸関係との整合性を維持することは可能であったが、そこから更に、国家間関係まで一貫した理論を現実との整合性を確保しながら展開することは不可能であったのではあるまいか。See, C. Navari, "Hobbes and the 'Hobbesian Tradition' in International Thought", *Millennium: Journal of International Studies*, vol.11 (1982), pp.212-3.

別な解決策」、更には「万能のリヴァイアサン（国家）の設立」が「国際の平和及び安全保障の達成をより困難にしている」のである。^{注18}

しかしながら、国家間関係及びそこに妥当する規範に関する理論がホッブズの議論の中で全く無視されているのではない。この点については、後に改めて論ずることとし、ここで我々が確認すべきことは、この様に国内問題を国家間関係に優先させるという判断を支えるホッブズの認識である。即ち、この判断は、一国内の諸関係と国家間のそれとの本質的相違をホッブズが認識していたことを反映していると解されるのである。そこで以下では、ホッブズが国家間関係について言及した部分を挙げながら、両者の相違を「自然状態」の在り方の相違を検討することを通じて示すこととしたい。

II. 国家間関係と「修正された永続的自然状態」

ホッブズは国家間関係をどのようなものとして認識していたのであろうか。この問題に深く関連するのは、「市民政府（civil government）を有しない人々に、相互に何を為し、何を回避すべきかを命ずる法と同一の法が、諸コモン＝ウェルスに」「同一のことを命ずる」と主張されている一節である。^{注19}ここでは国家間においても人間同士の場合と同様に自然法が適用されることが示されており、従って、国家間の関係は人間対人間の関係におけると同様に「自然状態」（*bellum omnium gentium contra omnes gentes*）と看做されていると解される。そして、この様な解釈が一般的に受容されてきているものと思われる。^{注20}しかし、この解釈に対しては、差し当たり二つの疑問が提起される。一つは、ホッブズの時代にあっても国家間の戦争が常時継続していたわけではなく、彼の前提は歴史的・経験的事実に反することになるのではないか、という疑問である。他の一つは、個人間の「自然状態」と国家間のそれとが同一のものなのかという疑問である。

前者に関しては、ホッブズが、『法原理』において「戦争」とは「力により争うという意味及び主張が、言葉又は行為によって十分に公表されている（declared）期間」であり、「戦争ではない期間」が「平和」であるとし、^{注21}また『リヴァイアサン』において「戦争」は「戦闘

注18 Bull, *op.cit.*, p.718.

注19 *Leviathan*, 342.

注20 See, e.g., Kavka, *op.cit.*, p.305.

注21 *Elements*, 84.

や闘争行為にのみ存するのではなく、戦闘による闘争の意思が十分に知られている期間にも存する」^{注22}としていることが注目される。ここではホッブズに所謂「冷戦」の認識があり、これについても国家間の「戦争状態」(自然状態)に含めていると解される。^{注23}これにより、国家間関係を「自然状態」とすることと歴史的・経験的事実との齟齬は解消され、抽象的観念として国家間関係を自然状態とすることには問題はないことになる。

次に、後者の疑問についてであるが、これに関連して注目されるのが、『リヴァイアサン』におけるホッブズの次の言葉である。「主権者の職務は」「彼がそのために主権的権力を信託された目標に存」し、それは即ち、「人民 (people) の安全の獲得であって、彼は自然法によってそれへ義務付けられ」る。^{注24}また、『法原理』及び『市民論』では、「人民の福祉は最高の法」(*salus populi, suprema lex*) が主権者に上位する法として挙げられ、「それは単なる人民の生命の維持」ではなく「彼等の利益と善の保全」と理解されるべきであるとされ、^{注25}この規則に対する違反は、自然法の侵害を構成するとされている。^{注26}つまり、ホッブズが構想する主権者は、臣民に対して絶対的権力を持つものではなく、^{注27}彼等の安全を確保する「義務」を負うのである。これを、各人が自然状態において自己を防衛する「権利」を持つことに対比すれば、人間の自然状態と国家間のそれとでは相違が生ずることが予測されるのである。^{注28}

ホッブズの言明をまつまでもなく、国家間の関係が(冷戦を含む)戦争状態であるとしても、国家の設立以後、主権者は国家の維持のために、国家設立以前の個人間の自然状態においてとは異なる実際上の考慮を払わなければならないであろう。何故ならば、主権者は自己の権力基盤としての自国民の意思を考慮せざるを得ないため、自然人の間で展開される様な闘争を国家間で自己の自由意思によってのみ継続的に遂行することは不可能となるからである。特に、ホッブズの論理に従えば、自国民を戦争に動員せねばならないときには、自己保

注22 *Leviathan*, 113.

注23 更にここでは、恒常的な国家関係の考察を行おうとする意思があることが表明されている。D. Gauthier, *The Logic of Leviathan* (Oxford, 1969), p.207.

注24 *Leviathan*, 322. See also, *Leviathan*, 157.

注25 *Elements*, 213-4; *De cive*, 166.

注26 *De cive*, 167.

注27 H. Warrender, "Hobbes and Macroethics: The Theory of Peace and Natural Justice", in C. Walton and P. J. Johnson (eds.), *Hobbes's 'Science of Natural Justice'* (Dordrecht, 1987), p.299; I. C. Hungerland, "Hobbes and the Concept of World Government", in T. Airaksinen and M. A. Bertman (eds.), *Hobbes: War among Nations* (Aldershot, Hong Kong, etc., 1989), p.48も同旨である。またエーリヒ・カッシーラーは、ホッブズは国家権力を擁護したものの、そこでの国家権力の絶対性は法的義務及び根本規範(Grundsätze)に拘束されている旨を論じている。Erich Cassirer, *Natur- und Völkerrecht im Lichte der Geschichte und der systematischen Philosophie* (Berlin, 1919), S.142.

注28 See, T. L. Lott, "Hobbes on International Relations", in T. Airaksinen and M. A. Bertman (eds.), *Hobbes: War among Nations* (Aldershot, Hong Kong, etc., 1989), p.96.

存権を根拠とする国民の側からの抵抗権行使の可能性^{注29}が存在するために、国民感情への配慮は、国内政策よりも外交政策の遂行においての方がより重要かつ困難となることが予測される。^{注30}これらの事情により、「自然状態」と観念される国家間関係において実際に武力を行使する際には、(法的にはともかく)合理的判断の問題として、国際的にも国内的にも国家の裁量に対して大幅な制約が課されることになるであろう。^{注31}

この様にして、国家として存在するために、個人間の自然状態とは異なる自然状態(「修正された自然状態」)^{注32}に諸国家は置かれることになる。そしてこの修正された自然状態は、個人間の自然状態が諸個人の自己保存を理由とする国家設立によりいずれは消滅するものであるのに対して、永続性を持つ点でも特徴的である。この点について、我々はホッブズの論述の二つの側面から理解することができる。

第一の側面は、ホッブズの「キリスト教共同体」(*Respublica Christiana*)に関する次の一節との関連で見出されるものである。

ホッブズは、ベラルミーネ枢機卿(Cardinal Bellarmine)が説く「王と法王、聖職者と世俗人は、ただ一つのコモン=ウェルス、即ち、ただ一つの教会を形成する」とする考え方に対して反論する中で、次の様に述べている。「フランスが一つのコモン=ウェルスであり、スペイン、ヴェネツィア等々もまたそうであることは明白」である。そして、「それらはキリスト教徒からなる。」従って、それらは「キリスト教徒の各々別個の団体であって、言わば別個の教会なのである。」そして、「彼等の各々の主権者が彼等を代表」する。斯かる代表を教会は「地上においては有しないのである。」^{注33}

この議論においては先ず、ホッブズが「キリスト教共同体」という様な世界観からは既に解き放たれており、またコンフェッショナルな対立からも自由な思考を展開していることが

注29 ホッブズが人民の抵抗権を容認していたか否かは、彼の論述の両義性(例えば、*Leviathan*, 160-1, 163, 312-3では抵抗権は否定され、*Leviathan*, 203, 208, 321-2では肯定されていると解される。)故に確定は困難である。しかし、何れにしろ、彼の論述が君主の絶対的権力を単純に擁護し、従って抵抗権も否定した、とすることできない。

注30 See, M. C. Williams, "Hobbes and International Relations: A Reconsideration", *International Organization*, vol.50 (1996), p.223.

注31 *Ibid*, p.221も同旨。

注32 フォーサイスは一般論としてホッブズの「自然状態」を「純粹な」(bare)自然状態と「自然法により修正された」(modified by the laws of nature)自然状態に分類している。M. Forsyth, "Thomas Hobbes and the External Relations of States", *British Journal of International Studies*, vol.5 (1979), pp.207-9.

注33 *Leviathan*, 575-6.

看取される。^{注34}この「キリスト教共同体」思想からの解放^{注35}という点は、この箇所のみならず、キリスト教を奉ずる諸都市が単一の教会の如き存在を構成するのではなく、飽くまでも個別都市として分立しているとの認識を示している箇所にも示されている。^{注36}そこでは普遍的教会を「超自然的組織体」(one mystical body)としており、その非現実性が認識されているものと思われるのである。

しかし、これらの議論から看取されるより一層重要なことは、彼が現実存在する複数の主権国家を肯定的に捉えているという事実である。この点で、彼が一国による(ヨーロッパ)世界の統一を予想していたとは考え難い。勿論、理論的には彼が斯かる現象の出現の可能性を認めているようにも思われる。何故ならば、「主権的権力」(sovereign power)の獲得に関する議論においてホッブズは、他人と協定し、自発的に服従する場合(「設立によるコモン=ウェルス」(Common-Wealth by institution))と同時に、戦争による征服や親子関係の如く「自然的な力」による場合(「獲得によるコモン=ウェルス」(Common-Wealth by acquisition))の二つを認めており、^{注37}この二つの方式の何れか一方又は両方を通じて、最終的に世界が或る国家の主権の下に統合される可能性は理論上存在するからである。^{注38}しかし、次に述べられる理由から、ホッブズは斯かる可能性を認めていないものと考えられるのである。

先ず、後者即ち「獲得によるコモン=ウェルス」の拡大、より具体的には、或る一国が他国の征服を繰り返し、「世界帝国」或いは「超リヴァイアサン」が出現する場合についてである。ホッブズは、「自然状態」に関する議論において、自然は人間を精神的及び肉体的能力において極めて平等に創造しており、「最弱者ですら最強者を殺すに足る力を持っている」^{注39}との前提に立って論述を進めている。斯かる前提は、人間対人間の関係については妥当するものと思われるが、国家間の関係(それもまた「自然状態」であるが)においては(特に、核兵器の発明以前には)維持し難いであろう。何故ならば、通常の戦争においては一撃で国家

注34 この点については、次の文献を参照せよ。Erich Cassirer, *Natur-und Völkerrecht im Lichte der Geschichte und der systematischen Philosophie* (Berlin, 1919), S.148-51.

注35 コーイマンズは、キリスト教共同体 (*Respublica Christiana*) 或いは人類社会 (*societas humana*) といった「共同体」観念がホッブズに始まる原子論的国際社会観により放逐されたとしている。P. H. Kooijmans, *The Doctrine of the Legal Equality of States* (Leiden, 1964), p.75.

注36 *Leviathan*, 278-80.

注37 *Leviathan*, 159.

注38 尚、「設立によるコモン=ウェルス」は民主制の原理(人工的国家)と、「獲得によるコモン=ウェルス」は君主制の原理(自然的国家)と、各々結合する。これら全く異なる政治原理のホッブズにおける結合に関しては次の文献を参照せよ。レオ=シュトラウス(染谷・谷・飯島訳)『ホッブズの政治学』(みすず書房、1990年)、88-92頁。

を如何なる意味においても「死滅」させることは不可能であろうし、事実近代以降その様な戦争は遂行されていないからである。従って、国家の「死滅」としての征服は行われ得ない。また、「死滅」に至らない程度の征服戦争では、常に何らかのかたちでの再戦（又は民族解放闘争）の可能性が存在し、征服国家の恒久的安定は望み得ず、安定した「超リヴァイアサン」には至り得ないであろう。

次に、「設立によるコモン＝ウェルス」の場合について検討してみたい。ホッブズの社会契約論が個人の自己保存権に基づくものであり、「自然状態」から脱して「リヴァイアサン」を設立する目的は国民（臣民）の「安全」にある。そして、各「リヴァイアサン」の間の関係も個人間と同様「自然状態」であるとするならば、国家間の「社会契約」によって「超リヴァイアサン」は設立可能なのではないかとも思われる。だが、ここでも「獲得によるコモン＝ウェルス」と同様、人間の場合と国家の場合における能力の差を根拠として、ホッブズは斯かる可能性を認めなかったものと考えられる。つまり、人間と国家では能力の均一性（より正確に言えば、攻撃に対する脆弱性）における決定的差異が存在するために、人間が「自然状態」において「社会契約」へと自ら進む必然性があるのに対して、国家ではその様な「契約」を為す必然性が存在しないのである。^{注40}

従って、「設立によるコモン＝ウェルス」として諸国家により形成される「超リヴァイアサン」もホッブズは否定しており、結局、何れの方式を採っても「超リヴァイアサン」は設立され得ないのである。それゆえ、人間の場合と異なり、主権国家の併存状況は維持され続けるとホッブズは考えていたとすることが妥当であろう。

この様にして、文言としては同一の「自然状態」であっても、個人間に存在するものと国家間のそれとは、（国家として存続する必要により）異なったものとならざるを得ない。即ち、国家間の自然状態は「修正された永続的自然状態」となるのである。それでは、そこに適用可能な規範はどの様なものなのであろうか。

注40 以上のことはまた、ホッブズが置かれていた時代状況からも推察され得る。即ち、イングランド国内においても内乱を経験する中で、国家が大きくなればなるだけ全体の統一的支配がより困難になることは彼には明らかであったと考えられるのである。（同様の認識は約1世紀を経たルソーにおいても見られる。国家の適正な大きさについての彼の議論（J.-J. Rousseau, *Du contrat social*, II, ix et x.）を見よ。）更に、当時の国家間関係にあっては自然的・地理的条件がどれほど大きく国家の在り方や、戦争の手段を規定していたかも勘案すべきであろう。

III. 国家間関係における規範の存在契機と近代国際法規範

「自然法」と「国際法」(the law of nations) の関係について、ホッブズは『市民論』において次の如く説明している。即ち、国家はそれが設立されたときに各自然人と同様の人的資格を得る故に、自然人について論ずる際に我々が自然法と称する法は、国家(民族)全体に適用される際に「国際法」と称されるのである。^{注41}また、『リヴァイアサン』においてはより明確に「国際法と自然法は同一物」と断言されている。^{注42}同様に、『法原理』では、コモン＝ウェルス設立以前の人間対人間の関係における自然法が、設立後の主権者間の国際法である旨が述べられている。^{注43}これらの論述から我々は二つの疑問を提起することが可能である。一つは、個人間の自然法と人格化された国家間の自然法を「同一物」とすることが可能であるのかという疑問である。他の一つは、国家間関係を律する規範は自然法のみであるのかという疑問である。

第一の疑問について考察を進めるに当たり、先ず、ホッブズの「自然法」の観念について述べておく必要があろう。『市民論』において、自然法(the law of nature)とは「生命と構成員の恒常的維持のために為されるべきことと為されざるべきことに精通した正しき理性の命令」とされ、^{注44}また『法原理』においては、それは「理性」以外のものではなく、「自然法の規則」とは「平和が獲得され得る場合には平和への道を、それが不可能な場合には防衛を、我々に宣言するもの」以外の何ものでもないともされている。^{注45}また、『リヴァイアサン』においては、自然法(a law of nature, *lex naturalis*)は「理性により発見される戒律または一般法則」であり、人間に自己保存を命ずる法であるとされている。^{注46}

この自然法に関する一般的観念は人格化された国家に対しても適用可能ではあろう。しかし、既に論じた様に、諸国家間の関係が「修正された永続的自然状態」であることから、自然法もまた修正されることになるであろう。それではこの諸国家間に適用される自然法の具体的内容は何なのであろうか。

この点についてホッブズは論じていない様に思われる。そもそも、『リヴァイアサン』にお

注41 *De cive*, 186-7.但し、この“the law of nations”は通俗的には“the right of nations”とも称されている、とホッブズは付言する。また、この一節では“cities”と“nations”が殆ど互換的に使用されている。

注42 *Leviathan*, 342.

注43 *Elements*, 228.

注44 *De cive*, 16.

注45 *Elements*, 87.

注46 *Leviathan*, 116-7.この概念に基づいて『市民論』では20箇条の、『リヴァイアサン』では19箇条の自然法の具体的規則が論じられるのである。See, *De cive*, 16-44 and *Leviathan*, 117-47.

いて示されている通り、彼にとって自然法とは、「人が法という名で呼んだものではあるが、しかし適当ではなかった」ものののである。「何故ならば、それらの指示は、何が自己の保存と防衛に役立つかに関する、結論又は定理」なのであり、「正しい意味における法とは、権利に基づいて他者を支配する者の言葉だからである。」^{注47}そして、この見解は『市民論』^{注48}及び『法原理』^{注49}においても一貫して示されており、^{注50}通常の「法」と「自然法」は各々が「命令」であるか否かという点で決定的に異なり、「自然法」は本来の意味で「法」とは呼ばれ得ないことになる。^{注51}こうして、彼は自然法を「法」とすることは不適當であるとする故に、「国際法と自然法は同一物」という論理の枠内では、国際法もまた適切に「法」とは呼ばれ得ないことになる。^{注52}また、「法」を主権者の命令と看做す彼の理論においては、国家間関係において国家に優越する「主権者」が存在しない以上「国際法」は存在し得ない。^{注53}そして、これらの論理にのみ従うならば、ホッブズに対する伝統的評価（「国際法の否定者」）^{注54}は正当なものと思われるのである。

しかしながら、既に指摘した通り、一国家内の諸関係と国家間の諸関係は異なるとの認識がホッブズにはあり、また、「自然状態」も個人間と国家間では異なる。それゆえ、個人間に妥当する「自然法」の概念をそのまま国際法に結び付けることによって、後者を前者と同様に法ではないとすることには疑義が存在する。実際には、この点についてホッブズが論じて

注47 *Leviathan*, 147.

注48 *De cive*, 49-50.

注49 *Elements*, 109.

注50 更に、通常の「法」と「自然法」の相違は、ホッブズが万人の万人に対する戦争においては「正と邪」「正義と不正義」の観念は存在しないとし、「共通の権力がいないところに法はなく、法のいないところに不正義はない」(*Leviathan*, 115.)としている箇所からも読み取れる。彼の言わんとするところは明らかである。即ち、自然状態において法（実定法）は存在しないのである。See, Bull, *op. cit.*, p. 722.

注51 しかし、ホッブズが「法」と「非法」を明確に二分し、「命令」以外の規範の法的性質を全否定しているとする点には疑問が存在する。何故ならば、ホッブズは自然法上の規則を論ずる中で、それは正しくは法とは呼ばれ得ないとしながらも、「しかし、われわれが同じ定理を、権利に基づいて全てのものごとを支配する神の言葉の中に述べられたものと看做すならば、その場合には、それは法と呼ばれることが適當である」としており、主権者の命令と神の命令を共に「法」としているからである。(*Leviathan*, 147. 同様の見解は、次の箇所にも登場する。*De cive*, 50; *Elements*, 109.) しかも、自然法は、各人の最終目的である自己保存の達成のために、各人が同一の条件において為さねばならないことであるという意味において必要的且つ一般的な規範であるという点で、単なる「勧告」とは考えられないのである。(See, D. Gauthier, "Thomas Hobbes: Moral Theorist", *Journal of Philosophy*, vol. 79 (1979), p. 552. ホッブズの自然法概念に関しては、更に、三島淑臣『法思想史』（青林書院新社、1980年）222-5頁を参照せよ。）実際に、ホッブズの政治理論における自然法の決定的重要性を指摘する者は多い。(例えば、J. W. N. ウトキンス（田中・高野訳）『ホッブズ その思想体系』（未来社、1988年）139頁以下を見よ。）斯かる重要な概念に対して法規範性を全く認めないとホッブズが考えていたとは考え難い。

注52 See, B. Willms, "World-State or State-World: Thomas Hobbes and the Law of Nations", in T. Airaksinen and M. A. Bertman (eds.), *Hobbes: War among Nations* (Aldershot, Hong Kong, etc., 1989), p. 138.

注53 ホッブズは主権者の上に法 (laws) を置くことは新たな主権者を創出することであるとしている。*Leviathan*, 212-3.

注54 上述「序論」及び註 (5) を見よ。

いる箇所は見出されず、上述の解釈により「国際法の否定者」という評価が下されているに過ぎないものと思われる。

それでは、「修正された永続的自然状態」における自然法と個人間のそれとは如何なる相違を示すのであろうか。その一部（それは中核部分をなすと考えられる）は、既に触れた、「人民の安全の獲得」^{注55}であろう。しかし、その様な具体的規範内容よりも重視すべきことは、両者の自然法の規範としての性質の違いである。

国家間関係自体は戦争状態であることから、この自然法は国家の戦争の権利（*jus belli*）を廃棄するものではない。しかしそれでも、国家間においても「自己保存」のための自然法が妥当するとホブズは考えており、自然法遵守の結果は諸国家間の一定の平和状態である筈である。しかも、主権者が臣民の安全のために存在する以上、国家間の自然状態においては「自己保存」のための自然法遵守の可能性は、人間対人間の自然状態におけるよりも高いであろう。^{注56}つまり、「修正された永続的自然状態」において、諸国家は並存し続け、その状況の中で一定の平和（それが「冷戦」であっても）を達成するために、自然法は個人間の自然状態におけるよりも大きな有効性を有する規範であり得るのである。

次に、第二の疑問、即ち、自然法以外の規範の国家間関係への適用可能性についての考察に進みたい。ここでは先ず、国家間関係における方が個人間におけるよりも法規範の生成がより容易であると考えられることが指摘されるべきであろう。その理由は、次の点に求められる。

国家間の関係を国家設立以前の個人間におけると同様に「戦争状態」とであると想定した場合であっても（「戦争状態」でなければ、国家間の諸関係が現実存在する限り、それを律する規範はより一層容易に生ずるであろう。）、国家の「死」というものは単に象徴的なものであって、人間の場合の如く物理的消滅とは考えられない。そうであるとすれば、敗戦は国家の「死滅」を意味するのではなく、再戦の可能性が常に存在する。そのため、国家間で戦争に関わる規則が発生し易いと考えられるのである。^{注57}また逆に、国家間における相互的な「自然権の行使」が自国の「破滅」（国家にとって「死滅」が象徴的なものでしかないしろ）をもたらしかねないという予測に基づく困惑・不安（自然権行使の自己矛盾）の自覚は、国家（主権者）をして国家相互間での規範の形成に向かわしめるとも考えられる。つまり、主権者

注55 See, *Leviathan*, 322 and *Elements*, 213-4.

注56 国家間の自然状態における自然法遵守の可能性については次の文献を見よ。S. Hoffmann, *The State of War* (London, 1965), pp.60-1.

注57 この点に関しては次の文献においても論じられている。R. J. Vincent, "The Hobbesian Tradition in Twentieth Century International Thought", *Millennium: Journal of International Studies*, vol.10 (1981), pp.94-5.

が国家の「死滅」を現実的なものと感ずるか否かに拘らず、国家間関係においては、自然状態における個人間の関係におけるよりも、規範が発生し易いこととなるのである。^{注58}

また、強制機関が存在しないままに人格化された諸国家が並存する状態にあつては、設定される規範の相互遵守を各国は期待し、またそこに利益を見出すであろう。『リヴァイアサン』においては、統一された権威に服さない諸国家が相互に結ぶ同盟 (league) の合法性と便益について論じられており、^{注59} ホッブズも諸国家の相互協力によりもたらされる利益を認識している。そしてこの利益の相互性の認識こそが、上位者を認めない主権国家間の関係を律する近代国際法にとって、その存在のための重要な契機となるであろう。^{注60}

以上の様にホッブズが構想する国家間関係の特質により、そこには「修正された永続的自然状態」に自然法が適用されるのみならず、当該自然法上の義務としての国民の平和（自己保存）^{注61} に応ずる規範が発生することになる。従って、国家間関係には、第一に先験的規範としての自然法が適用され、そこから更に、別個の（経験的）規範が発生することが予測されるのである。それでは、それらはどのような規範であろうか。

ホッブズの構想に従えば、諸国家間の関係は自然状態である。この国家間の自然状態の承認は事実上の国家の差異を超越したものであるため、「国家平等の原則」の観念へと結び付くであろう。^{注62} 更に、自然法が個人に自己保存を命ずると同様、国家設立の目的が国民の「平和と防衛」であることから、「自己保存権」そして「自衛権」の観念もここでは承認されなければならない。^{注63}

注58 ここで論じられている事柄は、通常考えられる様な国家主権と国際法が対立関係にあるという思考とは異なる発想に基づいている。（この通説的解釈の典型として、次の文献を挙げておく。M. W. Janis, "Sovereignty and International Law: Hobbes and Grotius", in R. St. J. Macdonald (ed.), *Essays in Honour of Wang Tieya* (Dordrecht, Boston, London, 1993), pp.391-400.) 国家主権と国際法のバランスではなく、前者の中に既に国際法の定立及び遵守への契機が存在していると筆者は考えている。

注59 *Leviathan*, 223.

注60 利益の相互性については、次の文献を見よ。Hoffmann, *op. cit.*, p.61.

注61 ホッブズにおける平和志向に関しては、D. W. Hanson, "Thomas Hobbes's 'Highway to Peace'", *International Organization*, vol.38 (1984), pp.329-54.

注62 この様な見解を示す論者としてはヌスバウムがある。See, Nussbaum, *op. cit.*, pp.144-6. 勿論、これは戦争を前提としているだけに、この「平等」は "might is right" としての性格が強く、法的観念としては弱いことは認識されねばならない。Kooijmans, *op. cit.*, p.74

注63 これに関連して、遂行され得る戦争は「自衛戦争」に限定されることになる。Warrender, *op. cit.*, p.307. 更に、「平和と防衛」の達成のための手段は全て主権者の手にあるとするホッブズの前提からすれば、その目的達成のために国内で実施される施策に対して、他国家は介入し得なくなるであろう。そこには「国内管轄事項不干渉原則」が成立するとも考えられる。（Vincent, *op. cit.*, p.95.）また、ホッブズの国家論を、全体の合意に基づき、その違反者に制裁を課しまた平和を乱す行為を自己抑制するものと理解し、「今日の国際社会や国際連合における集団安全保障の思想的先駆をなす理論」（田中浩『ホッブズ研究序説』（御茶の水書房、1982年）147-8頁。）と捉える立場もある。これもまたホッブズの理論が内包する近代国際法の個別的規範形成への寄与という面から評価されよう。

また、既に述べた様に、自然状態にある国家間関係においては、戦争に関する規範が生成し易いと考えられる。しかし、それに止まらず、更なる規範も生成するであろう。即ち、各主権者に自己保存と共に「人民の安全の獲得」が課される以上、国家は永遠の戦争状態からの脱却を企図せねばならず、それを現実のものとするための国家相互間での交渉や紛争処理を可能とするための個別的規範が必要となるからである。斯かる規範としては、使節の不可侵、条約の締結とその効力の承認、紛争の仲裁付託と仲裁判決の効力承認等々が含まれるであろう。

以上に挙げられた個別的規範が近代国際法学における実定法の範疇外にあるとすることは困難であろう。これらの規範が実定国際法として認識されていることは単なる歴史的偶然ではないかもしれないが、ましてこれらの何れについてもホッブズが直接論じているわけではない。しかし、ホッブズの国家・政治・法理論が、その論理的帰結として、近代国際法上の実定法規範へと繋がり得ることは理解されるのである。

むすびにがえて ホッブズの理論と近代国際法学の関連

本稿を閉じるに当たり、何故ホッブズの理論からの論理的帰結が近代国際法上の実定法規範へと繋がることになるのかについて、更に彼の理論を二つの観点から論ずることにより、考察することとしたい。その一つは近代国際法の理論的前提に関わり、他は近代国際法の認識と更にそこから国際法学の方法論の発展に関わるものである。

近代国際法の理論的前提とホッブズとの関わりは次の様に考えられる。近代国際法を近代的主権国家間の関係を律する規範として認識するならば、その成立と維持には、複数の主権国家の成立とその並存状態を維持する一種の制度的保証の存在が必要とされる。ホッブズの理論は「リヴァイアサン」から「超リヴァイアサン」へは進まないであろうという見通しを内包していた。¹¹⁶⁴ 各国家の脆弱性が異なりながらも何れにしる一瞬にして一国が「死滅」することはないという現実認識は、国家間関係を「自然状態」とあるとしながらも、それは人間

注64 勿論、上に述べた「自然権行使の自己矛盾」に基づく自然法発生の可能性との関連で考えれば、(そして主権者に十全の理性を期待できないとすれば)当然に自然法規範の実効性を担保する何らかの制度なり機関なりを形成しようとする論理的可能性は存在する。しかし、それが「超リヴァイアサン」の如き超国家的存在になるものとは、IIで述べた諸点を理由として考えられない。

対人間の「自然状態」とは異なるものであるとの認識へと彼を導いたであろう。この点は更に、ホッブズが構想する国家では、各人の「自己保存権」に由来する制約が主権者に課せられていることから指摘される。即ち、これにより主権者が戦争を遂行しようという意思是かなり制約され、戦争による征服の繰り返しという様な事態が回避され、結果的には諸国家の並存状態が維持されるのである。

更に、この点との関連において、ホッブズが「国家」を「リヴァイアサン」或いは「可死の神」として人格化して捉えたことも挙げねばならない。国家を人格化することは、思弁的・哲学的方法であれ、実定法的・実証主義的方法であれ、近代国際法認識に共通する前提である。同時にそれは、国際法の歴史において、近代以前の諸理論が包含していた個人や封建的「中間団体」とは別個の、独立した「近代国家」のみを法主体とする理論構築の端緒となる。^{注65}即ち、人格化された（しかも神学的基礎から解放された）国家に関する理論構築なくして、近代国際法理論も成立し得なかったのである。

近代国際法学の方法論との関連については、ホッブズが国際法を自然法として理解した点に着目すべきであると思われる。この理解は、国際法の認識論の歴史的系譜の中でのホッブズ再評価の可能性を示している。^{注66}また、原子論的な自然状態からの自然法の構想が、自然法の神学的基礎からの脱却（自然法の世俗化）を押し進めたことも重要である。^{注67}更に、これらの点を方法論の問題として論ずるならば、ホッブズの理論がブーフエンドルフに代表される近代的な「自然法学派」の出発点となったことを意味しよう。^{注68}また、個人間の自然状態と国家間のそれとの相違の認識が「国内法と原理的に異なる国際法」という観念の形成を容易にしたとも考えられる。^{注69}これにより、ホッブズの認識が国際法と国内法の関係における「二元論」を巡る議論の中で大きな意義を持つことになるであろう。

注65 C. Schmitt, *Der Nomos der Erde im Völkerrecht des Jus Publicum Europaeum* (Berlin, 1950), S.118-9.

注66 更に、国家平等・国内管轄事項不干渉といった近代国際法の主要原則がヴァattel等の理論においても見い出されるが、その起源をホッブズにまで求め、両者の理論を接合し得ることも指摘されねばならない。

注67 フェアドロスは、「自然法」＝「理性法」というロック・ルソー・カントに共通する発想（理性的自然法論）をホッブズにも認める。Verdross, *a.a.O.*, S.115.

注68 Grewe, *a.a.O.*, S.408-11. この点についてルーロフセンは、やや慎重にブーフエンドルフの自然法及び国際法理論へのホッブズの影響として論じているが、ホッブズに対する評価自体は高い。Roelofsen, *op. cit.*, p.104-6. また、フェアドロスは、国際法における理性的自然法論の系譜の中で、ホッブズはブーフエンドルフの先駆者である点を強調する。Verdross, *a.a.O.*, S.115.

注69 ホッブズが国内「法」を実定法に限定したことから、彼を法実証主義者とするのが可能である一方、他方では、彼が国際法を（世俗化された）「自然法」としていることから、彼を「自然法学派」に含めることもまた可能である。この様に、ホッブズには後世の法実証主義と自然法主義という全く異なる方向性が混在しているのである。この点に関しては、三島、前掲書、230-1頁を見よ。

以上の諸点から、ホッブズの国家・政治・法理論は、人格化された近代主権国家の併存状況の維持という近代国際法の存在条件の提供と近代国際法学の認識論・方法論の発達という両面で重要性を有すると考えられる。その様な前提があるからこそ、彼の理論が近代国際法の個別の実定法規範へも繋がり得るのであろう。そして、それは当然のことながら、国際法史研究において受容されてきた「国際法の否定者」というホッブズに対する評価が正当なものではないことを意味するのである。

日本社会党：最後の光芒と衰滅

The Decline and Fall of the SDPJ : 1989-1998

石川 真澄*

※ 本稿は1998年度日本政治学会研究会分科会C「現代政治におけるオポジションの変質」で報告した筆者の提出論文である。

はじめに

日本社会党は1946年4月、最後の帝国議会総選挙で議場に登場して以来、93年8月に細川護熙内閣が成立するまで、片山哲、芦田均両内閣の1年5カ月弱を除き46年もの間、日本政治のオポジションであり続けた。しかし、93年の政変以降は一転して、羽田孜内閣（94年4月～6月）の2ヶ月間以外は、98年6月まで、細川、村山富市、第1次・第2次橋本龍太郎内閣と続く約5年間、途中、党名を社会民主党と変えながらも、与党の立場をとった。

本稿はこの長い社会党―社民党の足跡のうち、1989年参院選、90年総選挙で同党が飛躍的に議席を伸ばしてから、その後98年参院選で当選者がわずか5人となるまでの期間を取り扱う。この期間は世界的には「冷戦後」と重なり合うと同時に、日本の国内政治の再編・激動期と重なっている。日本社会党はその波にもまれて一時はかつてないほどの高みに押し上げられながら、時代――何よりもこの時期の民意――に適う行動をとれなかったために衰滅の一端をたどる。この間の社会党―社民党の軌跡をたどりながら、この党がなぜ消えて行かねばならなかったのかを考えてみたい。

本分科会の主題である「オポジションの変質」という観点からは、本稿としては、同党が90年代中期に与党となりながらも、「非自民」「反・新保守主義（反小沢）」「与党内野党」など、何らかの対抗概念を自らのアイデンティティ、ないし行動の指針とし続けていたことに注目したい。

なお、本稿の取り扱う時期以前のオポジションたる社会党、とくにその冷戦とのかかわり

*ISHIKAWA, Masumi [情報文化学科]

については、拙稿「自己変革できなかった戦後革新」（『世界』1992年11月号）を参照していただけると幸いである。そこには、社会党の今日の悲境の原因が、必ずしも本稿の取り扱う89年以降（冷戦後）の時期の対応だけにあるのではないことが示されている。

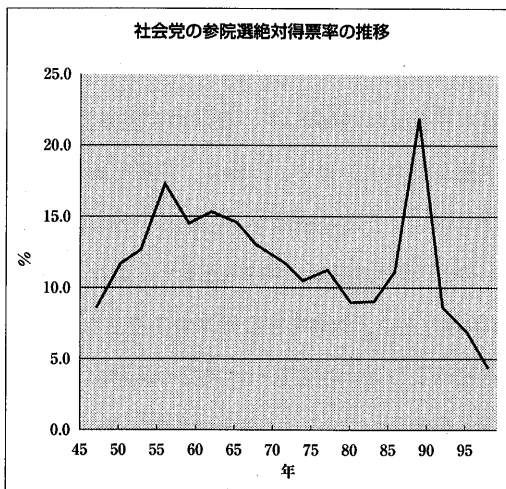
89年参院選と90年総選挙

社会党の89年参院選の結果について、当時の土井たか子委員長は「山が動いた」と表現したが、その言葉がけっして誇張でなかったことは、40ページの図1に示す折れ線グラフで一目瞭然である。右方に突出している89年の峰の高さは社会党の史上最高であって、

〔図1〕

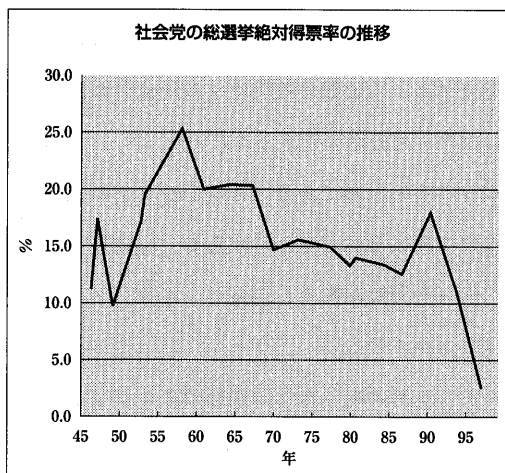
註1) 80年までは全国区、83年以降は比例区の得票率。

註2) 図1、2とも、社会党には左派社会党、右派社会党、労農党、社会民主党を含む。



〔図2〕

註) 93年までは候補者の得票を政党得票に読み替えた百分率。96年選挙では選挙区と比例区の合計票を両区の有権者合計で除した百分率



それも、これ以前の最高値である1956年の17.04%より5ポイント近くも上回ったのである。

また、翌90年の総選挙結果も、図2に見るように、その得票率の増分は際立っていた。絶対得票率は89年参院選のように史上最高とはならなかったが、かつて政権に就いた47年選挙時をしのぎ、60年代の勢いに戻したといえるほどであった。二つの選挙結果は、その後の社会党―社民党の凋落ぶりをみると、この党が反対党として「最後の光芒」を放ったものというほかない。

89年参院選では、88年6月に明るみに出、89年4月の竹下登首相退陣に結びついた「リクルート事件」、88年暮れに関連6法案が成立、89年4月から施行された「消費税」、コメの輸入自由化に向けて準備が進んでいるとの「農政不信」、そして、投票日寸前に明らかになった宇野宗佑首相の「女性スキャンダル」など、自民党にとって不利な条件が重なった。選挙では「土井人気」「マドンナ旋風」なども囃されたが、基本的には「敵失」による勝利という評価が社会党内外で一般的であった。

また、この参院選から7カ月後に行われた90年2月総選挙でも、一方で自民党が海部俊樹内閣をつくって支持率を回復しつつあったものの、選挙をめぐる環境としては国民の「反消費税」感情など、依然として社会党に有利な状況が続いていたという解釈が普通であった。89年11月にはベルリンの壁が崩壊し、12月にはマルタ島での米ソ首脳会談で冷戦の終結が確認されるという世界史の転回を受けて行われた総選挙でもあったが、ソ連・東欧社会主義体制の否定面が露わになったにもかかわらず、日本社会党にはその影響が（まだ？）現れなかったという面もあった。

しかし、これらの分析に不当さや過誤があったとまではいえないにしても、あとから考えて、不十分であったとのそしりは免れないであろう。

89年の突出が、過去の社会党支持のピーク時をはるかに上回ったという事実を、社会党は率直に受け止めなかった。「89年、土井社会党が組織したあのエネルギー。それ以前の社会党が利益団体的に獲得した票の倍以上が噴出した。……あのときには、市民運動、女性運動、住民運動、様々なエネルギーが沸き立っていたわけで、底辺における運動の燃え方は尋常じゃなかった。だからそれまでの労働運動が組み立てた選挙戦は成り立たなくなった」（高島通敏、山口二郎、和田春樹氏による座談会「戦後革新——その総括と展望」=『世界』1994年4月臨時増刊号=での高島氏の発言）というあたりを、真剣に把握していなかったということである。

むしろ、当時は労働戦線の統一による力の結集が勝因の最たるものだと分析が党内にはあった。87年11月には総評、同盟両系の民間労組が集まって全日本民間労組連合会が発足していた。そして、参院選後の89年11月に官民74単産、公称798万人の「連合」が結成される準備は選挙前に整っていた。この力が1人区での社会党・連合の勝利に結びついたという評価で、それに伴って労働運動側の社会党に対する発言力が増大する傾向も生まれていた。それは真の党改革とは逆行するものといえた。

社会党の89年の勝因としては、広範な人々のエネルギーを土井氏という「素人のおばさん」が吸収したという事実も重要であった。人々は、旧来の社会党の「主義」「闘士」「派閥」「労組」などのイメージから当時は遠かった土井氏の印象を支持した。そこでは旧来の社会党に否定的な意思までが社会党を支持したことが認識されねばならなかった。社会党はのちに91年の統一地方選大敗によって「解党的な出直し」を言い出すことになるが、実はこの勝利のときにこそ、「解党的な出直し」をして、89年の光芒をもたらした広範な人々に応える努力をしなければならなかったといえるだろう。

たとえば、当時は自民党のなかにも「消費税が不信任された」（金丸信）といった反応があった。それに応えようとするなら、消費税の生鮮食糧品非課税を強力に推し進めるなどの努力を目に見える形にする必要があった。

また、当時はバブル経済によって、地価騰貴が極限に達し、都市住民は住宅が手のでない価格になっていることに最大の不満を感じていた。これに対して財産権を制限してでも地価を抑制する政策をつくり、推進することができれば、のちのバブル崩壊後の経済破綻を防ぐ一助にもなったはずであった。実際、バブル景気は89年5月以降に日銀が金融引き締めへ転じたことから、すでに崩壊過程が始まっていることが見えてきていた。そこに転機の政策をつくる能力の無かったことは、国民の期待を受けた野党としては失格であったといわねばならない。

91年統一地方選と土井退場

89年参院選と90年総選挙での党に対する支持の飛躍的増大を、社会党は定着させることができなかった。その影は91年4月7日の都道府県段階の統一地方選で大敗するという形で現れた。

東京都知事選で推薦候補・大原光憲氏が供託金没収の得票しかできなかったことが象徴的で、道府県議会議員選では4年前の443議席から345議席へ22%も減らした。「敵失」による勝利に過ぎなかったものに安住し、政権を担える党への脱皮ができなかったという批判が党内各派や若手議員らから出され、それらは土井批判でもあった。

社会党は「解党的な出直し」のために党改革委員会（委員長、田辺誠中央執行副委員長）をつくり、6月20日に改革案をまとめた。それは日米安保条約・自衛隊、日韓基本条約、原子力発電などのいわゆる「基本問題」について、いずれも従来の立場を変えて「容認」の色の濃い内容のものであった。また、英国にならってシャドウ・キャビネットをつくることも盛り込まれた。この改革案ができたのと同時に土井氏は統一選敗北の責任をとって辞任した。

しかし、7月30日の臨時党大会は、改革案のうち「基本政策の見直し」部分を否認したうえで田辺氏を委員長に選んだ。ここでは基本政策の変更ができなかったことでこの党の旧態依然ぶりが示されていたが、それ以上に、社会党がこの古い、社会党のお家芸である問題ばかりに目の色を変えて議論を重ねるといふ議題設定のマンネリズムがあらわであった。

さらに、社会党は1年後の92年6月、PKO協力法の自公民3党共同修正案の成立にあたって記録的な長時間牛歩戦術をとり、そのうえ141人の衆院議員全員の辞職願いを提出した。これは、牛歩によっても成立を阻止できないことがはじめから分かっていた状況での意地による反対戦術であり、議員総辞職もかつての60年安保騒動時に検討されたそれとは異なり、たとえ辞職して衆院解散に結びついたとしてもPKO協力法自体の成否には影響しないという非合理的な戦術であった。「素人の土井」から「玄人の田辺」への首のすげ替えは時代逆行的であったことが明らかであった。

93年総選挙と非自民政権への参加

93年総選挙は、「政治改革」をめぐる自民党内ならびに竹下・金丸派内の内輪もめから自民党分裂—解散へと進んだ結果として行われた。また、すでに91年の統一選前後からくすぶっていた政界再編が現実化して本格的政変をもたらした選挙ともなった。その大変化に翻弄されて、社会党が見過ごした重要な事実が二つあった。

一つはこの総選挙の投票率が史上最低であったことであり、もう一つはこの選挙に示され

た民意は「社会党のみ不信任」というものであったことである。

この選挙では解散の時点で自民党から小沢・羽田グループと武村正義グループの合計46人が離党していた。さしもの自民党も、解散時勢力230からこの選挙で過半数の256にすることが不可能なことは、選挙前から明らかであった。つまり、自民党の少なくとも単独政権は終わりを告げることが予定されていた。その意味ではかつてない関心が有権者の間に広がっていても不思議ではなかった。

しかし、結果は史上最低の投票率であった。このことは、有権者の多くが、政権のありようの変化や呼号された「政治改革」について、政治家やジャーナリズムほどの期待も関心も抱いていなかったことを示していた。人々は細川内閣の成立によってはじめて関心と呼び覚まされたのである。それは有権者がこの時点では政治を積極的に変えていこうとする参加の意欲を失っており、政治ドラマを見物する観客民主主義の域を出ていないことを表していた。

また、この選挙で社会党の議席は90年選挙時の139から77へ、マイナス62議席、45%もの大幅減となった。これは自民(+2)、新生(+24)、公明(+6)、日本新・さきがけ(+42)、共産(-1)民社(+5)——かつこ内は各党議席の増減——などと比べて、社会党のみが有権者から不信の鉄槌を下されたものと見なければならない数字であった。

この2点を重くみるならば、選挙後の社会党の行動には一定の抑制が生まれて当然であった。

この選挙の前、社会、新生、公明、民社、社民連の5党は選挙後に「非自民政権」をつくることで合意し誓約していた。それは有権者への公約でもあった。選挙の結果、自民党の過半数割れ、キャスティングボートを握っていた日本新党とさきがけの非自民勢力への参加によって、それが現実のものとなった以上、非自民政権樹立に協力しないわけにかなかったのは自然である。しかし、それが連立政権内に入ることであったかどうかには疑問があったといわねばならない。ここでは社会党は政権に就くことを有権者から望まれていない唯一の党であることを自覚して謹慎するべきであるという議論は党内から聞かれなかった。この場面でこそ、非自民政権成立に協力はしても、野にあって党への信頼の回復に努め、選挙制度改革を含む政策には是々非々で臨む「閣外協力」の道があったのではないと思われる。

しかも、細川内閣の与党第一党として入閣した社会党閣僚たちは、この内閣の主導権を細川首相の「パフォーマンス」と小沢一郎・新生党代表幹事の「剛腕」に奪われたまま、長年の野党第一党であった間の主張と見識を与党政治のうえに反映することが全くできなかった。その理由は個々の政治家の凡庸さにもあったが、その他に、この党が長年公務員・公労協労

組の利益代表であって、自民党政治の本質であった官僚主導・省益政治に根本のところで対抗する力をもたなかったことも指摘されねばならない。

「非自民」から「反小沢」へ

8カ月で総辞職した細川内閣のあと羽田内閣ができるが、新党さきがけ（武村正義代表）は連立に参加しなかった。社会党は首相指名選では羽田氏に投票したものの、直後に連立を離脱し野党に戻る。新生、日本新、民社の三党が社会党を外して統一会派「改新」をつくったことに反発したためである。のちに村山富市氏が述べたところによると、当時、小沢氏は「社会党を壊滅させる」と公言していたという（村山、辻元清美『そうじゃのう……』＝第三書館、1998年＝）。

社会党は細川内閣の「7%国民福祉税創設」騒ぎ前後から、新党さきがけとともに、政権内での「1-1ライン」（小沢一郎・新生党代表幹事・市川雄一・公明党書記長）の「専横」ぶりに反発していた。それは、「日本国憲法は集团的自衛権も否定していない」とする「普通の国」論と、それを軸とする「日本改造」構想への強い抵抗感と重なっていた。

羽田内閣が2カ月で総辞職したあとの政権をどうするかについて、社会党内の対応は結局、「非自民」と「反小沢」のどちらを選ぶかの問題であった。言葉を換えていえば、「自民党」と「小沢」のどちらをより相容れないものとするかであった。

力学的には「自民党」が社会党に柔軟対応したのに対して「小沢」氏側はこわもての対応をした。社会党は北風より太陽になびいた。自民党が政権復帰の執念を燃やして社会党の条件をほとんど丸呑みするアプローチをしたのに対して、小沢氏側は政策上基本的に社会党とは一致できない、ただ数は必要だから自民党から一部を引き寄せると同時に社会党をも分裂させてその一部を取り込もうという態度に出たのである。最終段階で小沢氏側が海部俊樹氏を首相候補とし、自民党内から中曽根康弘、渡辺美智雄氏らが同調したことで、社会党内の「反小沢」感情に火をつけた。そこには保守勢力を右側から再結集しようとする「保保連合」に対して、恐怖心に近い反発が働いたのであった。

「非自民」から「反小沢」への社会党の転換は、この党がポジティブに新しい政治を創造するのではなく、ネガティブに「非——」「反——」によって立つのみであることをあらためて印象づけた。また、村山首相が94年7月の臨時国会で「日米安保堅持、自衛隊合憲」と、それま

で長年の社会党の基本政策を一八〇度転換する施政方針を表明したことも、やむをえない状況の下で追い詰められるのであれば主体的には転換できないこの党の体質をかえって浮き彫りにした。

そして何よりも、ここでも選挙結果によらずに政権の担い手が交代したこと、それも前年の総選挙では国民から不信任を突きつけられた唯一の党である社会党が首相の座まで得てしまったことは、やはり民意をないがしろにしたものとして咎められなければならなかった。社会党はここでも第一党である自民党の政権成立に協力するだけで閣内には入らない選択ができたはずであった。村山内閣成立に対する民衆の意外感、不審は、根本的にはそこにあったとみなければならない。

96年総選挙と土井復帰、「閣外協力」

村山内閣は、当初きわめて短命だろうと予想されたにもかかわらず、1年5カ月間保った。その理由としては、自民党が政権を失うまいと、社会党と最大限に同歩調をとったことも大きかったが、社会党自身、準備もなく政権に就いたため、官僚政治の流れに身を任せるほがなく、結局、自民党政権時代からの官僚政治が継続したに過ぎなかったからであるということができる。

村山内閣はしかし、自民党政権ではできなかったと思われることも、幾つかは成し遂げた。94年12月の原爆被爆者援護法成立、95年6月の水俣病未認定患者の救済、同年8月15日に「植民地支配と侵略」に対する「痛切な反省の意とおわびの気持ち」を表した戦後50年首相談話を出したことなどである。しかし、それらも自民党の寛容さのほうが目について、社会党の大きな得点になったとはいい難かった。

村山内閣が96年1月に総辞職し橋本龍太郎氏が首相になってからも、自社さ政権は継続した。自民党は、単独政権を手中にするまで政権から離れまいと、社会党の神経を逆撫でするような挙動をできる限り慎んだ。

一方で、社会党内ではこの間に「新党結成——旧社会党への見限りと離脱の動き」が陰に陽に進んだ。94年10月には当時の社会党書記長・久保亘氏が「民主リベラル新党結成」を提唱し、この年の末には党の方針となった。95年夏の参院選で同党が16議席と前回当選の24議席から3分の2に落ち込むと、「新党」への脱皮は急を要するという勢力が増えてくる。細川内

閣発足時の委員長であった山花貞夫氏ら27人は党内に「新民主連合」をつくり、95年1月17日に離党して新会派結成を届けるまでに進んだ。これは社会党の内部崩壊が決定的になったことを示すものであった。しかし、ちょうどこの日に阪神淡路大震災が起き、新党運動はとん挫する。1年後の96年1月、社会党は臨時党大会で党名を社会民主党に変更し、組織、規約なども変えるが、これは「新党結成」のもたつきを示すものでもあった。

社民党の内部崩壊は、96年総選挙の日程が固まる時期に党外鳩山由紀夫（新党さきがけ）、鳩山邦夫（新進党）兄弟、それに菅直人（新党さきがけ、当時橋本内閣の厚相）の各氏らが民主党を立ち上げる過程で、それに大挙参加することによって現実のものとなった。同年9月末の段階で「民主党準備会」には社民党の衆院議員28人が移籍し、残留者は35人となったのである。

96年10月総選挙を、社民党はそのような状況で迎えた。選挙前に村山氏は、解散によって衆院議長を辞めた土井たか子氏を党首になるよう懇請、土井氏も受けた。しかし、総選挙の結果、社民党の議席は15（選挙区4、比例区11）にとどまった。この選挙では社民党残留組の多くが引退し、前職で立候補したのは14人に過ぎなかった。そのうち10人が選挙区で落選したが、比例区でその中の7人が当選した。社民党前職で落選したのは結局3人であった。

一方、民主党に移動した旧社民党前職で立候補した者は31人で、そのうち選挙区での当選者は5人に過ぎなかった。26人が落選し、うち10人が比例区で当選した。結局民主党に移籍した前職中15人が落選した。民主党に移った者のほうがより多く生き延びたとはいえなかった。

旧社会党議員は、社民党と民主党に分裂したが、社民党は15人となり、民主党の旧社会党系は、元職4、新人4の当選を含めて23人となった。旧社会党のなかにあった日本の社会民主主義的要素は、より広い同伴者を連れて民主党の中に新しい生命を得ようとしているという説もあるが、この規模、縮小ぶりからみると、そうしたことは到底いえない。結局、旧社会党勢力の消長という見地からは、93年総選挙の当選者77から15+23=38人へと半減したことになるのである。

この総選挙では自民党の大幅な復調が目立ったが、それでも議席数は239と、過半数の251には届かなかった。また、参院でも過半数を持つてはいなかったため、自民党はそれまでの自社さ3党連立の継続を望む。社民党内には橋本内閣を支えることに強硬に反対する意見もあったが、総選挙以前に橋本内閣の与党を続けてきた以上、永田町的センスからはここで純粋な野党に転じる有力な理由もなかった。ただ、239対15の議席差は余りにも大きく、閣外で協

力することになった。

ここでも、総選挙結果は村山内閣以来与党を続けてきた社民党に対する有権者の否定的審判であったとみて、下野する選択があったかもしれない。しかし、この場面で強く働いたのはやはり「保保連合」への恐怖であった。社民党には新進党を牛耳る小沢氏への警戒心が依然根強く、もし社民党が連立を解消すれば自民党と小沢系新進党議員らが手を握り、強く右傾した政権ができるのではないかと懸念したのである。その利害は、当時の自民党執行部の加藤紘一幹事長らと共有する部分でもあった。とにかく、社民党にとっては与党を続けることの意義は、主として「反保保」——形を変えた「反小沢」——という野党的心情に根ざすものであったといえることができる。

第二次橋本内閣との閣外協力関係では、98年3月に成立したNPO法（特定非営利活動促進法）のように、社民党が与党であったから立法にこぎつけられたといえるものもあった。しかし、社民党らしさが最も発揮されたのは、97年3～4月の沖縄特措法（駐留軍用地特別措置法）改正に関して社民党が強く反対し、逆に野党であった新進党が賛成に回ったときであった。この問題では、社民党が「与党内野党」であることが示されるとともに、安全保障問題では社民党が反対しても、かえって保保連合の成立を誘う場合のあることが立証された。しかし、それにもかかわらず、このころには「反保保」よりももっと直接に野党的心情を満足させる「与党内野党」のほうが重視されるようになっていたといえることができよう。

このあたりから社民党は与党であることと党の方針との間の矛盾に悩むことになる。党内、とくに地方組織からは「連立離脱」を望む声が大きくなるが、執行部は野党となれば法案の提案権もない一小党に過ぎず、それよりは与党内野党として自民党の恣意を牽制し、ときには立法や行政に影響を与えられる立場を保ちたいとの気持ちが強かった。与党内の軋みの程度から見て、特措法の問題が出てきた時が連立解消の機会であったと思われるが、そうした執行部の思惑から時機はずるずると延び、結局、政治資金の規正にからむ「あっせん利得罪」創設に自民党が応じなかったことをきっかけに、98年6月、参院選が翌月に迫った段階でようやく社民党は野に下る。

参院選の結果は、当選者がわずか5人（選挙区1、比例区4）という惨憺たるものであった。4年の間与党であったことは、ついに社民党に利益をもたらさず、逆に衰滅の道を歩ませるものであったことが明らかであった。

おわりに

89年のピークから10年も経たないうちに社会党一社民党が衰亡に至った原因は、一つや二つの単純なものではないであろう。しかし、その軌跡をみると、大きな理由はこの党が政府・与党の持ち出す提案に反射的に反対を唱えることをオポジションの主要な役割と認識し、現実には生起するさまざまな政治問題に「もう一つの接近」をしてこなかったことにあると思われるわけにはいかない。それは、冒頭にも触れた通り、与党であった期間にも、「非自民」「反小沢」「反保保」「与党内野党」と表現される役割に身を置くことで貫徹された。この期間の各種選挙の結果から見て、有権者はそのようなネガティブな対応に終始する党には支持を与えなかったということができる。したがって、社会党一社民党衰亡の、より根本的な理由は、そうした有権者からのメッセージを読み解く能力を欠いていたことにあるともいえるだろう。

【参考文献】

- 久保 亘 『連立政権の真実』（読売新聞社、1998年）
村山 富市 『そうじゃのう……』（第三書館、1998年）
辻元 清美 『永田町航海記』（第三書館、1998年）
山口 二郎 『イギリスの政治 日本の政治』（ちくま新書、1998年）
岩波書店 『キーワード戦後日本政治50年』（『世界』1994年4月臨時増刊）
朝日新聞社 『社会党50年大研究』（『アサヒグラフ』1995年11月3日号特集）
石川 真澄 『戦後政治史』（岩波新書、1995年）

EUの政治システムをめぐる問題状況

Problematics on the political system of the EU

白井 陽一郎*

目 次

はじめに
第一章 矛盾の顕在化
第一節 正統性問題と求心力低下
第二節 不均等な統合と環境変化
第二章 国民国家モデルからの脱却
第一節 二項対立図式とその限界
第二節 研究の現状と新たな方向
結 語

はじめに

80年代後半以降の欧州統合過程は、超国家レベルの諸制度を媒介とした構成国共同行動の枠組みを飛躍的に深化させた。もともと欧州統合は、国際機関として通常理解される諸制度とは異質な枠組みを創設することによって出発したのだが、それがこの段階にいたって何らかの政体をもつ政治システムとして明確に概念化すべき形に具現化してきたのである。それは、近代の国民国家モデルに近接させて理解しうる連邦国家ではない。まさに特異な政治システムとして把握すべきものである。このシステムは統合過程の障害となる矛盾を内包しつつも、脱近代的な統治構造として新たなモデルになりうる可能性も秘めている。

本稿の目的は、こうした特異な政治システムをめぐる問題状況について、先行研究の成果に依拠しつつ理論的視点から検討し、今後の欧州統合研究における一つのありうべき研究方向を提示することにある。

まず第一章では、冷戦崩壊後の欧州秩序の不安定化やグローバル化の進展による国民国家の政策実効力低下が、欧州統合のいっそうの深化・拡大を強いていくにもかかわらず、その統合の進展が域内市民の離反による正統性の危機をもたらし、EUを媒介とした加盟国の共同歩調を崩すという、統合過程で発生してきた矛盾を問題にし、その要因ならびに顕在化の背

*USUI, Yoichiro [情報文化学科]

景を検討する。

次に第二章では、統合ビジョンに関する二項対立図式——超国家志向（supranationalism）に拠る連邦制か政府間協力主義（intergovernmentalism）に基づく国家連合か——を問題にし、その対立を通じて立ち現れてきたEU政治システムの特異性に対する、今後のありうべき研究方向について考察する。

第一章 矛盾の顕在化

第一節 正統性問題と求心力の低下

欧州統合の深化と拡大は、80年代後半以降新たな局面を迎えた。すなわち、87年の単一欧州議定書にはじまる三度の基本条約改定作業が、市場と通貨の統合のみならず意思決定過程の制度改革や共通政策領域の量的・質的拡充を推し進め、今や加盟国の主権に対する拘束は、一部の専門家だけでなく一般市民にも感知されるところとなった。また、85年にまず南欧へ向かった拡大路線は次に北欧と中欧の一部を取り込み、2000年以降いよいよ東欧に進もうとしている¹。

しかしこうした一見充実しているかに見える時期は、実はその初期段階からすでに統合過程に内在していた矛盾を顕在化させた十年でもあった。すなわち、グローバル化の進展や欧州政治秩序の不安定化が加盟国レベルの政策実効力を侵食するゆえに、超国家レベルの共通政策領域を拡充せざるをえないにもかかわらず、それがかえって市民や加盟国に対するEUの求心力を低下させてしまうという矛盾である。それはEUの正統性問題という形で表面化してきた。

マーストリヒト条約によるEUの形成や共通政策領域の拡充は、政治学にとって一つの興味深い問題を提起した。民主主義の国どうしの統合は、それ自体民主的な共同体を生み出すのだろうか。90年代のEU政治システムをめぐる実際の政治過程での論議は、その問いに否定的な解答を与えてきた。すなわち、民主主義の原理に基づく加盟国が条約により創出した共同体は、必ずしも民主主義の原理に基づいた政治システムを持ちえないのではないかとの疑問が提示されてきた。EUレベルで決定される公共政策が質・量ともに充実してきたにもかかわらず、域内市民に対する説明責任、決定過程の透明性、市民による民主的統制などの制度化は、不十分なままだったのである。

民主主義の赤字と呼ばれる事態は、こうした状況の一つの現れである。それは、EUレベルの権限が増えるほど加盟国議会の権限が減少し、その分を補填すべき欧州議会の権限も弱いままなので、結局共通政策が拡充されるほど域内市民による民主的統制のチャンスが低下していく、という形で説明されている²。

民主主義の赤字で焦点となる欧州議会は、しかしマーストリヒト条約によっていくつかの権限拡充を実現した。共同決定手続きの導入により法案への拒否権を手にし、ECが第三国と結ぶ国際協定に同意手続きで関われるようになり、新たに選出される欧州委員会委員の承認も行えるようになったのである。

にもかかわらず、ここで民主主義と正統性に関するパラドックスが生じた。すなわち、以上のような制度上の整備によるEU内での欧州議会の影響力増大にもかかわらず、EUは域内市民からの支持を取りつけることができなかったのである³。近代的な国民国家モデルの中では、議会制民主主義は民主的正統性を保証する有効な制度として尊重されてきた。よってそのモデルを準拠枠とする限り、欧州議会の権限拡充は民主主義の赤字是正の方向を示すことになるはずである。しかし、そうした制度変更が域内市民によるEUの承認という正統性に繋がることはなかったのである。

マーストリヒト条約批准におけるデンマークとフランスの国民投票の結果は、この事態を象徴するものである。仮にドイツやイギリスでも国民投票が行われていたとしたら、条約批准はほぼ確実に拒否されていただろう。共同決定手続き適用範囲の拡大などで欧州議会の権限をさらに拡充したアムステルダム条約の批准も、難航が予想される。98年5月に他に先駆けて行われた同条約に関するデンマーク国民投票でも、批准は僅差であった（賛成55.1%、反対44.9%）。

もちろん、議会制民主主義は正統性の唯一の源泉ではない。民主主義に拠る形式的正統性の他に、公共政策における問題解決能力や政策の成果という実質的機能的正統性もまた、EUの承認にとって重要である。欧州が抱える様々な問題、すなわち失業、国際競争力、環境、安全保障などは、EUが機能的正統性を獲得するチャンスであった。しかし加盟国国民は、こうした国民国家単独では有効に対処しえない政策課題に関してさえ、国ごとに温度差はあるにしても全体としては、EUの存在にむしろ危険性を感じているかのようである。

ここで重要なのは、統合の進展が各国の国民的一体性（national identity）感覚をかえって鋭敏なものにし、そのために加盟国国民はEUに懐疑のまなざしを向けるようになっていったと

いう点である。他方で欧州レベルでの一体性（European identity）感覚は前者に比して未だ抽象的であり、EU市民の世論という形で具体的な政治力になりうるほど育ってきてはいない。むしろ、EUレベルの行動や共通政策が国民の一体性感覚を喚起する様々なシンボルと抵触していくことに、加盟各国はますます敏感になっていった。ジャムやチョコレートの規格一つとっても、延々と続く口喧嘩的議論を巻き起こしている。そうして、社会保障や労使関係などに典型的に見られる加盟国諸制度の歴史経路依存性が、統合過程の進展と平行して顕著に認識されるようになっていったのである。

こうした状況からは、域内機能統合（system integration）の進行と域内社会統合（social integration）の停滞という事態を看取できる。ここで機能統合と社会統合とは⁴、社会的結合の在り方ならびにその強さに関する二つの異なった側面である。前者は、機能的に分化した部分システムの自己制御機構の作用範囲を問題とするもので、機能的な相互連関の波及という事実上（factually）の統合の程度を言う。また後者は、象徴により構造化された生活世界（Lebenswelt）の形成範囲を問題とするもので、社会規範や文化的価値の合意実現による統合の程度を言う。理念型としての国民国家モデルとは、この両者が国家内という同じ範囲で最高度の統合を実現した状態を表していると言えよう。ここに、機能統合のグローバル化が進展する反面で社会統合がそれと平行して進まず、むしろ後者の停滞が様々なコンフリクトを生み出しているという形で、グローバル時代の根本問題を定式化できるだろう。欧州統合の深化・拡大に伴う域内機能統合の進行と域内社会統合の停滞という事態は、そうしたグローバル時代の根本問題の縮図でもある。

欧州統合の深化に伴う正統性の危機という問題は、こうした観点からも考察されねばならない。支配者の単なる物的強制力を被支配者が公的な権力として正統化する根拠は、決して形式的な民主的手続きや公共政策における問題解決能力だけではない。支配する側とされる側との帰属意識における一体感の有無もまた、正統化の程度を大きく左右するのである。しかし上述のように実際の欧州統合過程においては、EUに安定的な正統性の基礎を与えるほどの欧州レベルの一体性感覚は成長していない。こうしてEUの正統性問題は、後述のように、先行する機能統合との摩擦を最小限にする域内社会統合を保証しうる政治システムはいかにして可能か、という問題を提起することになる。

さて、以上のように域内市民あるいは加盟国国民に対するEUの求心力低下は正統性問題を引き起こしているのだが、その求心力は、統合の深化・拡大につれて、加盟国中央政府に対し

でも弱化の兆しを見せている。共通政策メニューの多様化と加盟国の拡大は、かえってEUの枠組みを離れた加盟国間協力行動の可能性を増し、ここにEUそのものの求心力が問われることとなったのである。この点にも、統合過程の矛盾を見ることができる。

この問題に対して、EUは柔軟性 (flexibility) 戦略で対応しようとしている。これはアムステルダム条約の中で、より密接な協調に関する条項 (Provisions on Closer Cooperation) として新たに明文化されたもので、その骨子は、条件付で一部の加盟国だけによる共同行動——すなわち全加盟国の参加を強制しない共同行動——を可能にしようとする点にある。その条件とは、当該共同行動が、EUの目的や利益を促進し、基本条約の原理やEC法の蓄積による共同体の既得権限 (acquis communautaire) に抵触せず、参加しない加盟国の利益を損なわず可能になれば後からでもそれら加盟国の参加を認める、というものである。このような条件が満たされれば、「自らの間によりいっそう緊密な協調を確立しよう」と意図する加盟国は、この条約 (Treaty on EUのこと——筆者) ならびにEC設立条約が設定した制度、手続き、機構を利用することができる」(Treaty on EU 43条) ののである。

これは通貨統合の二段階方式や共通社会政策に関するイギリス・デンマークの適用除外において先取りされていた戦略で、multi-speed Europe (多段階統合方式)、Europe à la carte (多様な共通政策メニューからの自由選択)、Kerneuropa (中心国主導の統合) など様々な呼ばれ方をした。しかも、実はすでに1976年のティンデマンス・レポートにもこの発想が盛り込まれていた。すなわち、全ての加盟国を同時に前進させるよりも、可能な国から先に進んだ方が、統合をより効果的に促進できると考えられていたのである⁵。

しかし、アムステルダム条約における柔軟性戦略の意図は、ティンデマンス・レポートの場合の、統合促進の方途、とは異なり、むしろ、加盟国をEUの枠組み内に繋ぎ止めておく、ということにあったと言える。加盟国がEUの権威を尊重しつづけてくれるかどうかは、もはや不確実なことであった。すでにシェンゲン協定やWEUなどの形で、EUを直接媒介しない加盟国間共同行動の動きが出てきており、この傾向が続くと、共同体の司法審査制度や政治的経済的連帯をますます弱めてしまうことになる。それゆえEUの枠外での加盟国共同歩調に制約をかけていく必要に迫られたのである⁶。

このような柔軟性戦略は、今後予定される拡大を視野に入れて考えると、確かになくはならない措置であったと言えよう。しかし、実際に加盟してくる旧東欧諸国は、かつての懸案であったスペイン、ポルトガルの加盟時以上の経済格差を域内にもたらす。しかも、上述

のように国民的一体性との抵触が敏感にEUへの反発を呼ぶ状況でもある。こうした点を考慮すると、今やEUの憲法的原理になりつつある柔軟性条項⁷は、域内に中心国家グループと周辺国家グループとの対立構造をもたらす危険性を増大させるだろう。しかも、加盟国国民が域内市民としてEUの正統性を認知していくことがない限り、EUの權威をますます失墜させていく可能性も否定できない。

第二節 不均等な統合過程と外的環境の変化

もともと欧州統合の過程は、法統合と経済統合が先行しそれら機能的部分システムが主権国家の壁をいち早く突き破っていく、というものであった。いわゆるスピル・オーバー効果を狙った新機能主義的統合戦略である。

法統合に関していうと、基本条約の根本目的を尊重し、合意された共通政策の効果が最大限に発揮されるためには、EC法の域内統一的適用が担保されねばならなかった。そのため第一に、欧州裁判所は判例を通じて、EC法の直接効果（direct effect）、加盟国法に対するEC法の優越性（supremacy）、共同体に対する黙示的権限（implied powers）・専占（pre-emption）の付与、人権保障（human rights）の重視といった法解釈原則を大胆に打ち出していった。また第二に、先行判決制度などによって加盟国の司法審査制度を利用する形で、共同体司法審査制度の実効性確保がはかられていった。これらは、基本条約を憲法化し、共同体を限りなく連邦制に近接させることになったのである⁸。

経済統合に関しては、60年代末には予定より早く関税同盟が実現され、加盟国の域内貿易依存度は順調に上昇し、1992プロジェクト以降は域内全域にわたるM&Aや事業提携が多数展開されてきた。通貨・為替協力に関しては70年代以来着実に共同行動の経験が積み上げられ、共同フロート制の失敗やヨーロッパ通貨危機などに見舞われながらも、79年のEMS設立以降20年の着実な歩みを経て、いよいよ単一通貨が導入されることになった。

しかしながら、政治統合がそれらと比例して進むことはなかった。加盟国レベルが民主的正統化手続きを占有している状態が続いてきたのである。法による統合や域内経済の相互依存深化そしてマクロ経済協調が先行しているにもかかわらず、民主的手続き、透明性、説明責任などを共同体レベルで制度化する動きは、まったくもって遅れていた。ここに、民主主義の赤字問題の契機がある。しかしより重要なのは、法や経済の統合が、上述のようにEUの正統性の基礎となりうるほどの域内社会統合を進めることにはならなかった、という点である。

W.Wallaceは80年代以前の共同体を、国家としての形式を持たないルーズな政府構造 (loose structure of government without statehood)⁹として捉えた。そこでは、共同体の正統性にかかわり民主的に説明責任を要求されるような案件や加盟国の国民的一体性に抵触するような政策は、これをできるだけ避け、共同体レベルの政治的選択を最小化しようとしてきたのである。しかし、単一欧州議定書以降マーストリヒト条約を経て事情は大きく変わってくる。今や欧州統合はそれ以前とは質的に異なる段階に到達し、民主主義の赤字が指摘され、その正統性が問われるようになった。統合過程の推進力となっていたスピル・オーバー効果が、ついに国家や国民的一体性にとって中心的な問題領域に到達したのである。

Wallaceはこのような新たな統合段階を、かつてLowiが提示した政策の型式 (policy-making patterns) に関する四分類を利用して次のように特徴づけた¹⁰。80年代以前の共同体共通政策は、主に競争政策などの経済法領域における規制問題 (regulatory issues) や、農業政策などで典型的に見られる特定産業部門の保護や補助金にかかわる配分問題 (distributive issues) が中心であった。これらは、専門官僚が担当すべき技術的で行政的な性質を持った問題として、脱政治化しておくことが可能であった。しかし80年代後半以降、通貨統合、共通安全保障政策、EU拡大、EU市民権といった政体変更にかかわる問題 (constituent issues) や、地域政策における構造基金の予算枠拡充、漁業政策における漁獲量割り当てといった加盟国間での所得再分配問題 (redistributive issues) が前面に出てきた。これらは、政治化されざるをえない政策課題である。

こうして、一方で政治化されざるをえない政策メニューを共通政策に組み込んでいったにもかかわらず、他方でその政治化に対応するための意思決定の透明性、説明責任、民主的統制の保証などを、議会制民主主義に依拠した形で十分に制度化していかなかったのである。

しかし、もっぱら国民国家モデルに基づく議会制民主主義を準拠枠にして、EUの民主主義を論ずることはできない。それではEU政治システムの潜在的な可能性を認識することはできない。不十分な議会制的民主化の反面、EUは各種の諮問委員会や政策フォーラムに、利益団体、地方自治体、NGOなどの広範な参加を促していったのである¹¹。その際にヨーロッパ委員会は、基本条約で加盟国とEUレベルとの権限関係に適用を限定されている補完性原理¹²を拡大解釈して、広範な参加の大義名分にしていた。

HoogheとMarksは、共同体の政策形成の在り方に関する変遷を、意思決定のスタイル (decision making style) と決定に参加する個別行為主体の構成 (actor involvement) との組み合

わせによって特徴づけた¹³。まず意思決定のスタイルは、目標 (goals)、手段 (means)、政策課題の連関 (issue linkages) という三つの指標によって、「専門官僚による決定 (technocratic decision making)」と「政治化された決定 (politicized decision making)」とに分けられる。前者は、目標が主要な個別行為主体間で共有され、手段には科学的・合理的な方法が用いられ、政策課題は仕切られ遮断された特定の政策分野 (policy arenas) 内で扱われる。それに対して後者は、主要な個別行為主体間で目標が競合し、その実現には手段として政治的選択が必要となり、政策課題は関連する他の政策分野を相互に連結させて扱われる。

次に参加行為主体の構成は、動員数 (number)、参加者の範囲 (boundaries)、利益団体の圧力 (group pressures) という三つの指標によって、「エリート中心 (elitist)」と「広範な参加 (participatory)」とに分けられる。前者では、政治へと動員される社会集団は少数であり、エリートが参加者の範囲を画定し、意思決定の当事者 (decision makers) は利益団体の圧力から隔離される。それに対して後者では、多数の社会集団が政治に動員され、参加者の範囲を画定するルールは競合しており、意思決定の当事者は利益団体の圧力に対して脆弱なものとなる。

ここから共同体の政策形成の在り方に関する四つの類型をつくることができるが、それはそれぞれ統合過程のある段階やビジョンを表している。すなわち、「専門官僚による決定と広範な参加」がミトラニーの理念を、「専門官僚による決定とエリート中心」がモネの方法を、「政治化された決定とエリート中心」がポスト・ド・ゴール時代を、そして「政治化された決定と広範な参加」がポスト・マーストリヒト時代をそれぞれ表現している。

こうした類型分析からすぐ分かるように、共同体の政策形成の在り方に関する変遷は、まずは意思決定のスタイルが専門官僚型から政治化型へと移り、マーストリヒトを境に参加行為主体の構成がエリート中心型から広範な参加型へと移行した、という形で把握することができる。ただし、ポスト・ド・ゴール時代における政治化型への移行は、共同体予算の決定方法をめぐるフランスと欧州委員会との対立を反映したものであり、未だ理念的で象徴的なものに過ぎない。やはり本格的な政治化型への移行は、上述のように加盟国の政体変更や加盟国間の所得再分配にかかわる共通政策が議題に上ってきたマーストリヒト以降のことである。

問題は、このような広範な参加型への移行にもかかわらず、この段階でEUの民主主義と正統性が問題視されるようになったという点にある。議会制民主主義が不十分にしか制度化さ

れていない中で政治化された決定を行うという政策形成の在り方において、この「広範な参加」は、正統性問題の解消をもたらすのだろうか。それは、この参加が域内社会統合を促進するものであるかどうか、という問題にかかわってくる。

さて、以上の矛盾顕在化の背景には、言うまでもなく80年代末以降の劇的な外的環境の変化がある。ベルリンの壁崩壊後一気に成し遂げられたドイツ統一と、そこから連鎖的に引き起こされていった東欧革命やソ連邦の瓦解といった国際政治上の与件変化があり、また国際金融を中心とした経済のグローバル化の急激な進展や、情報通信技術の革新とアジア経済の脅威などによるメガ・コンペティションの到来といった国際経済上の与件変化もある。さらには環境問題に代表される地球的問題群の叢生という事態もある。

これらが圧力となって、欧州統合に大きな負荷がかかってきたという点是否定できない。すなわち、過去を克服する形で統一ドイツをヨーロッパの秩序の中に組み込み、共産主義から解放された東欧や混迷を極める旧ユーゴといった不確定要素を払拭していくためには、EUという核を早急に作り出し、激しく揺れ動く欧州の錘にしていかなければならなかった。

また、低成長と高齢化に喘ぐ成熟した欧州経済がメガ・コンペティションの中で生き残るためにも、市場統合を通じた域内経済の競争環境整備と通貨統合によるその効果の最大化が何としても要請された。しかもこの通貨統合は、長年の念願だった不安定なドルからの脱却とマルクへの過大な負荷の除去を実現し、域内経済を安定した経済圏に仕立て上げてくれるはずであった。

さらに、経済のグローバル化の急激な進展に加えて、広域的な環境悪化や大量の移民といった国境を超える波及効果を持つ諸問題が国民国家レベルの政策能力をますます低下させていき、何らかの形で加盟国が超国家レベルの制度に依存せざるをえない状況をもたらしている。

すなわち、欧州は統合の深化・拡大を進めざるをえないのである。加盟国の国民や中央政府が受け入れられる範囲に統合をとどめることは、外的環境が許さないだろう。にもかかわらず、深化と拡大は域内市民や加盟国に対するEUの求心力を低下させてしまう。こうして、80年代後半以降、欧州統合過程は大きな矛盾に直面することとなったのである。

ただし、矛盾そのものが外的環境の変化によって生み出されたわけではない。それは上述のように統合過程それ自体に組み込まれていた潜在的な矛盾である。80年代後半以降の統合過程は、欧州統合そのものにア・プリオリに内在していた矛盾が、外的環境の圧力に促されながらも、統合の進化の過程で顕在化してきたという構図で捉えることができるだろう。

第二章 国民国家モデルからの脱却へ

第一節 二項対立図式とその限界

欧州統合の過程には、目標とすべき最終的な統合の在り方について、連邦制ビジョン——欧州全域を国民国家モデルに近接させた統合空間に仕立て上げる——と、国家連合ビジョン——加盟国の主権と国民的一体性を尊重しそれと抵触しない範囲で共同行動を行う——という絶えず対立する二つのビジョンがあった。前者を代表するのは、クーデンホーフ・カレルギーからジャン・モネやスピネッリを経てドロールに連なる一連の統合論者であり、後者からはド・ゴール、サッチャーといった名が上がる。統合をいっそう促進する機能的論理であるスピル・オーバー効果と、加盟国を優先する政治的論理である反統合力 (counter force) という二つの反発し合う力は、統合過程を振り子のように両ビジョンの間で揺り動かしていた¹⁴。

前述のような正統性問題の主要論点となるべき帰属意識や一体性感覚といったアイデンティティー問題は、まさにこのビジョンの対立における主要な焦点となってきた。連邦制ビジョンからすれば、現在生じている正統性問題は国民国家の統合過程で現れてきた事態と本質的に同じものであり、欧州レベルで議会制民主主義に基づく政府形態が形成されていくにつれてやがては解消されうる過渡期的問題である。しかし国家連合ビジョンからすると、そのような方向に統合を進めることは欧州の自殺行為に他ならない。統合過程における矛盾の顕在化は、統合の深化・拡大の限界を示す軌みであり、統合の方向性における何らかの方向転換を警告するものなのである。

Wesselsは、実際の政治過程や研究の中で争点となってきた連邦制志向 (a federalist view) と国家連合 (一元的国家権力) 志向 (an interstate (realist) view) という対立軸を、第1表のように六つの指標によって対比させた¹⁵。ここで重要なのは、どちらも近代的な国民国家モデルをベースにしたビジョンである、という点である。すなわち、国家連合ビジョンにとつてすでに成し遂げられた国民的統合は何物にも変えがたい財産であり、伝統・文化の礎石である。民主主義の赤字を批判する際も、国民国家レベルで実現されている議会制民主主義の制度を準拠枠としてそこからのずれを糾弾する、という形になる。また連邦制ビジョンにとつても、目指すべきは欧州レベルでの国民国家的統合である。たとえ連邦制の形態によって文化的多様性の保持を謳ったとしても、将来の政治システムについての理想像はやはり近代的国民国家をモデルとした民主的政府形態であり、議会制民主主義である。

第1表 Wesselsによる連邦制ビジョンと国家連合ビジョンの対比

	連邦制	国家連合
域内市民の指向性	統合を支持。欧州議会を通じた市民の承認。忠誠心は加盟国からEUへ移行。	加盟国に媒介された限りでEUを認知。統合への低い支持。主要な焦点は国民国家。
EUレベルの政策	ますます進展。意思決定過程の先導役は欧州議会。	ロー・ポリティクスのみ。EUレベルの政策の重要性は増すが、市民による認知は不特定で散漫。
利益媒介の対象	欧州議会が利益媒介の中心。	利益団体は加盟国の政治諸制度に向かう。
政治システムの性格	民主的議会制国家に類似した政治システム。欧州議会が主要な民主的機関。	EUは欧州政体ではなく国家連合として限定された強制力のみ持つ。
EU内の重要な制度	欧州議会が真の立法機関としてEU政治システムにおける民主主義の中心となる。	EUレベルの制度の重要性は限定的。EU理事会と欧州理事会が意思決定の中心。
欧州一体性の象徴	欧州憲法、欧州市民権、欧州共通の価値・シンボル（歌や旗）。	現実には存在しない。加盟国への一体感がそれを排除。

出典）注15を参照。

1992プロジェクトの導入は、こうした対立軸を国家—市場関係における対立軸と交差させることになった。HoogheとMarksは、市場をめぐる左派と右派のイデオロギー対立を連邦制と国家連合のビジョン対立と組み合わせて、欧州統合の主要な対立軸を、左派・超国家志向（supranationalism）による規制資本主義（regulated capitalism）と右派・国家志向（nationalism）による新自由主義との対立として描写した¹⁶（第2表）。

前者は、輸送・情報通信ネットワーク等のインフラ整備、労働技能向上や研究・開発の支援といった公共財供給による市場機能向上政策（market-enhancing policy）を欧州レベルで施行し、共同体の社会政策、環境政策、地域政策などを通じて地方政府、中央政府、労働組合、産業団体、NGO、個別企業などの間のパートナーシップを欧州レベルで促進し、貧困地域の潜在的な内発的発展力の開発を狙った構造政策や、若年・長期失業者が労働市場で再起するための雇用政策を通じて、市場競争の弱者に配慮する社会的連帯を謳っていく。

こうした方向を進める規範的前提条件として、EUにおける民主主義の貫徹が要求される。それは加盟国中央政府の代表を通じた間接的なものではなく、域内市民に直接責任を負えるような議会制の確立、すなわち欧州議会の発展を意味する。

後者の右派・国家志向は、政治の干渉から市場を隔絶するため、域内全域にわたって規制緩和を進め、国家による貿易障壁を消滅させようとする。1992プロジェクトはまさにこのためのプロジェクトとして捉えられる。このビジョンにとって、競争は企業や労働者の間の市場競争に限定されない。国境を超えて飛び回る資本を引きつけるための国家間制度競争でもある。単一域内市場をつくることは、資本の移動コストを最小限にすることであり、資本による国家の選別を促す環境づくりを意味する。

こうした方向を進めるための政治的前提条件として、規制にかかわる政策形成を国家レベルから超国家レベルへシフトさせることが求められる。すなわち、中央政府は市場の規制を求める利益団体や社会運動の恰好の圧力対象になっているので、それら圧力団体の手の届かないところに政策形成の舞台——規制緩和と政策のための舞台——を移さなければならないのである。その超国家レベルの政策形成では、加盟国政府が特権をもって議案の設定から交渉、決定まで進めていく。欧州議会の権限拡充は、国家権力を通じて自己の特殊利益を保護しようとする勢力に超国家レベルを利用するチャンスを与えてしまうのである。

第2表 HoogheとMarksによる欧州統合の対立軸

	超国家志向	国家志向
左派	規制資本主義 (支持勢力) 中道左派政党 (ベネルクス・ドイツ・オーストリア・イタリア・スペインで顕著) 労働組合 (ETUC) 各種社会運動、環境NGO 欧州円卓会議の多国籍企業	(支持勢力) デンマーク・ギリシャの左派政党
右派	存在しない。	新自由主義 (支持勢力) イギリス保守党 欧州産業連盟 (UNICE)、業界団体、多国籍企業 金融業界、中央銀行 シンク・タンク

出典) 注16を参照。

EUの政治システムは、統合過程全般を貫くこうした対立の結果として立ち現れてきた。国際法原則が支配する国家間関係ではなく、国際機関として理解されるような関係でもなく、さらには憲法原理が支配する大規模な連邦国家ですらない、まさに特異な政治システムが、その対立の結果として生まれてきたのである。

それはいかに把握されるべきだろうか。このシステムは対立における政治的妥協の産物であり、合理性と安定性を欠き、統合の不安定化要因を増幅させるに過ぎないのだろうか。それともその対立過程は欧州統合の弁証法的運動であり、そこから新たなモデルとなりうる脱近代的な統治構造が生成してくるのだろうか。90年代は、まさにこのEU政治システムの形状や性質への問いが欧州統合研究の新たな展開を主導するメイン・テーマとして具体化され、新たな概念枠組みが要請されていた段階である¹⁷。

第二節 研究の現状と新たな方向

共同体政治システムの研究という点では、すでに個別政策領域の政策過程に関する実証研究が相応の蓄積を見せている。しかしこうしたマイクロ・メゾ分析の集積は、統合の総合理論 (general theory) による意味付けがなければ、かえって統合の全体像を見失わせてしまう。それゆえその構築を視野に入れて既存のマイクロ・メゾ分析を有機的に利用するマクロ分析が求められる。

その点では、現実の政治過程におけるビジョン対立を反映して、超国家志向か政府間協力主義かという二項対立図式に依拠した国際関係論的研究が長きにわたり支配的であった¹⁸。そこでこの主要な論点は、統合を進展させる要因あるいは統合を阻み後退させる力は何であるか、また統合の進展あるいは後退にはいかなる機構が働いているのかという点にあった。

その際統合の進展あるいは後退の指標とされていたのは、国家の自律性であった。すなわち、国家主権を制約するような超国家レベルにおける公式の制度はいかに創られていくのかを問題とし、その公式の制度が主権を制約する程度の高まりを統合の進展として認識していた。

そしてその原動力は、例えば利益団体などの中央政府以外の個別行為主体によるものなのか、あるいは自己の政策能力を高めるために自ら進んで主権の一部をプールしようとした中央政府自身なのか、といった点が問われていった。前者に注目したのが新機能主義であり、後者を強調するのが政府間協力主義である¹⁹。しかしそのどちらも、基本的には国民国家モデルを前提とし、複数の国民国家から新たな国民国家的形態が生じるのか否かが主題とされ、統合の進展も後退ともに理念型としての国民国家を準拠枠として、そこからの距離で判断されていたのである。

Hixは、こうした国際関係論的アプローチに対して比較政治学的アプローチの重要性を主張する。すでに共同体内部の域内政治においては、国家内の政治過程に類似した資源配分 (allocation and distribution of resources) をめぐる社会経済的 (socioeconomic) 紛争が生じている。統合が進展するか後退するかあるいは国家の自律性が制約されるか否かという国際関係論的問題設定の重要性は決して否定されないが、しかしそれだけでは、こうした共同体の域内政治過程を捉えることができないのである²⁰。こうしてHixは、既存の統合研究に対照させる形で、それらに加えるべき比較政治学的研究アプローチのメニューを提示した²¹ (第3表)。

第3表 Hixによる統合研究メニュー

		国際関係論	比較政治学
個別行為主体重視 (agent-biased)	非形式的方法 (non-formal methodology) 集団理論	多元的集団重視 (Pluralist) 国際交流理論 (transactionalism) 新機能主義 相互依存理論 (Interdependence)	多元的集団重視 (Pluralist) 多元主義 (Pluralism) ポスト多元主義 新団体統合主義 (Neo-Corporatism)
	形式主義 (formalistic) 合理的行為理論	一元的国家権力重視 (Realist) 政府間協力主義 選好収斂理論 (Preference-Convergence)	合理的選択理論 (Rational Choice) Garrett (& Weingast) Herne & Nurmi Tsebelis
構造重視 (structure-biased)	構造能動性 (active) (制度が行為を規定)	構造重視 (Structuralist) マルクス主義 社会的構成主義 (Constructivist)	社会学的接近 (Sociological) 文化理論 (cultural theory) リップセット・ロッキン・モデル (Lipset-Rokkan Model)
	構造中立性 (neutral) (制度と行為は独立)	制度重視 (Institutional) 機能主義 連邦主義	制度重視 (Institutional) 比較法学 協調的連邦制 (Cooperative Federalism) 多極共存型民主制 (Consociational Democracy)

出典) 注21を参照。

ここで彼は、社会認識における存在論的前提条件 (ontological bias) として、行動 (behaviour) を根本的に決定するのは個別主体の自律的な行為 (the autonomous action of individuals) なのか、あるいは社会的・文化的・経済的諸制度に基づく構造なのか、という二分法を利用した分類を試みた。個別行為主体の自律性を前提とする前者は、さらに、もっぱら国家に着目してその合理的な利益追及・自己保存の形式を問題にするものと、利益団体を主とする多元的集団の行為に着目して、国家に対する利益媒介の方法やその効果ならびに機能の特殊利益間の紛争について分析していくものと分けられる。また構造に注視する後者は、まさに構造が行為を規定するという構造の能動性を前提とするものと、構造は行為とは独立するという構造の中立性を前提とするものに分けられている²²。

この構造に着目するとき、EUの政治システムに関する新たな認識の可能性が拓けてくるのではないだろうか。

国民国家モデルを準拠枠とした統合研究から抜け出ようとするとき、では一体国家とは何であるか、という問いを当然ながらあらためて問わざるをえなくなる。個別行為主体の自覚的な利益追求を認識における第一次的接近の照準にしようとする、必ずや公的権力を行使

する行為主体として国家を想定せざるをえないが、そのような行為主体としての国家に焦点を当てるとき、すでに国民国家モデルを前提することになる。すなわち、国家とは一定の領域内で最終的（ultimate）な決定を下すことのできる単一の行為主体であり、その最終的な決定はヒエラルキー的に中央集権化された組織——政府——によって自律的に下される、という常識的な見方に依拠することになる²³。

国家をこうした一定領域内における自律的な単一行為主体として捉えるとき、二項対立図式でしかEUを把握できなくなる。EUは主権を保持した加盟国間の調整機関か、あるいは大規模な欧州連邦国家へ向かう途中の過渡期的な形態かのどちらかになってしまう。

しかしながら、システムにおける統治の構造という点に照準を合わせるとき、EUを国家か否かで捉える必要はなくなる。EUの政治システムを、連邦国家への過渡期にあるのでもなければ国際機関でもないものとして、独特の統治構造の生成という視点から理解できるようになる。

あるシステムを政治システムとして認知する際には、権力という中心概念もさることながら、政府（government）、統治（governance）、国家（state）といった三つの基礎概念に関するある一定の理解の仕方が前提とされるだろう。Caporasoは、EUを政治システムとして理解するために、これら三つの基礎概念を構造と行為主体（agents）という観点から次のように捉えた²⁴。

まず政府とは行為主体を表現する概念であるが、統治とは公的領域における集合的問題解決（collective problem-solving）の過程を表現する概念であり、国家とはその統治過程における様々な行為主体の相互作用パターンを安定的に再生産する構造を表現する概念である。この構造は必ずしも公式の制度によって形成されるとは限らない。暗黙のうちに承認された規範や非公式のルールもその形成因となる。

EUには欧州委員会、EU理事会、欧州理事会、欧州議会、欧州司法裁判所、各種の常任諮問委員会といった政府的な制度が存在しているが、それを例えば既存の連邦国家における連邦政府と比較して見るとき、権能に関しても資源に関してもその不充分さは一目瞭然である。よって、EUとは国際レベルの政府（international government）ではないといえる。しかし他方で統治過程の構造という視点から見るとき、Caporasoによれば、EUはすでに国際レベルの国家（international state）として把握できるという。すなわち、EUの諸制度を媒介とした加盟国間の関係には、様々な摩擦が生じながらも、集合的な問題解決へと方向付けられた相互作用

パターンの安定的な再生産が生じているのである²⁵。

こうした概念枠組みは、EU政治システムの特異性を研究していく上で、新たな地平を拓いてくれるように思われる。最後に結語において、簡単な展望を示しておきたい。

結 語

本稿では、先行研究の成果に拠りつつ、理論的視点から一つの仮説的な構図を描いてきた。それは、機能統合の先行が何らかの共同統治システムの構築を強制する一方で、それと平行して社会統合が進まないがゆえに、そのシステムの正統性が問題化してくるという構図であった。

さて、この構図が一定の妥当性を持つならば、欧州統合の動態を把握する一つの方途として、政治システムと社会統合との相互作用の把握、という研究方向を示唆することができるだろう。それは、機能統合による部分システムの脱国境化（transnationalization）が先行する中で、EUの政治システムは、正統性を安定的に獲得しうる社会的基盤の形成を促進するような統治構造を内包しているのかどうか、という問いであり、そのような統治構造においては集成的問題解決過程にいかなる相互作用パターンが生じているのか、またその相互作用パターンがもたらす可能な域内社会統合の形態は何であるか、という問題である。そしてそれは、公式・非公式の制度の永続的な変容の様相を捉えるという意味での、欧州統合の進化論を視野に入れた問いでもある。

注

¹ 80年代後半以降の新展開については、拙稿「ヨーロッパ統合の新展開——主権国家システムのゆらぎ」田村正勝・臼井陽一郎著『世界システムの「ゆらぎ」の構造』早稲田大学出版部、1998年、47-56頁を参照せよ。

² 民主主義の赤字については、M. Shackleton, 'Democratic Deficit', in D. Dinan (ed.), *Encyclopedia of the European Union*, (Colorado : Lynne Rienner Publishers), 1998 ならびに W. Kluth, *Die demokratische Legitimation der Europäischen Union aus gemeineuropäischer Verfassungsperspektive*, (Berlin : Duncker & Humblot), 1995 を参照せよ。

- ³ W. Wessels and U. Diedrichs, 'A New Kind of Legitimacy for a New Kind of Parliament——The Evolution of the European Parliament', in *European Integration online Paper (EIoP)*, Vol.1 (1997) No.006, <http://eiop.or.at/eiop/texte/1997-006a.htm>, p.1.
- ⁴ J.Habermas, *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*, (Frankfurt am Main : Suhrkamp Verlag), 1973, S.13-15. ; M. Shaw, *Global Society and International Relations —— Sociological Concepts and Political Perspectives*, (Cambridge : Polity Press), 1994, pp.10-11参照。Shaw はここでDavid Lockwood の議論に依拠しつつこれら両概念を規定している。Cf., D. Lockwood, 'Social integration and system integration', in Lockwood, *Solidarity and Schism*, (Oxford : Clarendon Press), 1992, pp.399-412.
- ⁵ W. Wessels, 'Flexibility, differentiation and closer cooperation —— The Amsterdam provisions in the light of the Tindemans Report', in M. Westlake (ed.), *The European Union beyond Amsterdam —— New concepts of European integration*, (London and New York : Routledge), 1998, pp.76-77.
- ⁶ Ibid., p.78-79.
- ⁷ Ibid., p.79.
- ⁸ J. H. H. Weiler, 南義清・広部和也・荒木教夫訳, 『ヨーロッパの変容——EC憲法体制の形成』 ('The Transformation of Europe', in *The Yale Law Journal*, Volume 100, No.8, June 1991) 29-44 頁参照。
- ⁹ W. Wallace, 'Government without Statehood —— The Unstable Equilibrium', in H. Wallace and W. Wallace (ed.), *Policy-Making in the European Union*, (Oxford : Oxford University Press), p.442.
- ¹⁰ Ibid., pp.446-450. Cf., T. Lowi, 'Four Systems of Policy, Politics and Choice', in *Public Administration Review*, Vol.32, No.4, pp.298-310.
- ¹¹ 利益団体や地方自治体の参加については、拙稿、前掲書、77-97頁を、またEC環境政策での共有責任原則に基づく地方自治体や環境NGOの参加について、拙稿「EC環境政策の新展開とローカル環境イニシアティブ」『経済社会学会年報』第20号、1998年9月を参照せよ。
- ¹² 補完性原理については、拙稿「ヨーロッパ統合の新展開」57-72頁を参照せよ。
- ¹³ L. Hooghe and G.Marks, 'The Making of a Polity —— The Struggle Over European Integration', in *European Integration online Paper (EIoP)*, Vol.1 (1997) No.004, <http://eiop.or.at/eiop/texte/1997-004a.htm>, p.2, table 1A, 1B.
- ¹⁴ Wallace, op.cit., p.440.

¹⁵ W. Wessels and U. Diedrichs, *op.cit.*, pp.4-9. Wessels は現実にEUに生じてきている政治システムを、融合形態として捉える見方を提示した (fusion thesis)。彼は、多元的市民権なるものこそ新種のEU政治システムにおける正統性の土台であるとし、そのシステムを、諸国家から成る共同体でもあり多様なままの統一に在る市民の共同体でもある多国籍市民共同体 (multinational civitas) として捉えようとする。これについては、あらためて別の機会に検討したい。

¹⁶ Hooghe and Marks, *op.cit.*, pp.8-17.

¹⁷ 未だ不十分な試論の域を出ないが、補完性原理を指導理念とした協調的連邦制と国家内サブ・システムの脱国境のヨーロッパ・ネットワークという点からユーロ政治システムを捉える見方として、拙稿「ヨーロッパ統合の新展開」71-76頁を参照。

¹⁸ B. Kohler-Koch, 'The European Union Facing enlargement — Still a System sui generis ?', Mannheim Zentrum für Europäische Sozialforschung (MZES), Arbeitspapiere Arbeitsbereich 3/20, Mannheim, 1997, p.2 ; J. A. Caporaso, 'The European Union and Forms of State — Westphalian, Regulatory or Post-Modern ?', in *Journal of Common Market Studies*, Vol.34, No.1, March 1996, p.30. この二つの研究は、国際関係論的アプローチの限界と新たな研究方針の必要性を主張する諸研究の中で注目に値する。また、国際関係論的アプローチの簡潔で網羅的な解説として、A. Moravcsik, 'Integration Theory', in D. Dinan (ed.), *op.cit.*, pp.278-291を参照せよ。

¹⁹ W. Streeck and P. C. Schmitter, 'From National Corporatism to Transnational Pluralism — Organized Interests in the Single European Market', in *Politics & Society*, Vol.19, No.2, 1991 ; A. Moravcsik, 'Negotiating the Single European Act — National Interests and conventional Statecraft in the European Community', in *International Organisation*, Vol.45, No.1, pp.651-688. ; A. Moravcsik, 'Preferences and Power in the European Community', in *Journal of Common Market Studies*, Vol.34, No.4, pp.473-524. ここで Moravcsik は政府間協力主義の新バージョンとして liberal intergovernmentalism 論を展開している。

²⁰ S. Hix, 'The Study of the European Community — The Challenge to Comparative Politics', in *West European Politics*, 17/1, pp.1-2, 6.

²¹ *Ibid.*, pp.2-3, 23, figure 1 and figure 6より作成。

²² *Ibid.*, pp.2-3.

²³ Caporaso, *op.cit.*, pp.32-33.

²⁴ Ibid.

²⁵ Caporaso はこのような統治構造としてのEU政治システムを特徴付けるために、既存の先行研究を利用しつつ、三つの類型を提示した。すなわち、一定領域内における正統化された暴力の独占・合理的な官僚制・中央集権化された意思決定という近代国民国家の理念型であるウェストファリア型統治構造 (The Westphalian State)、専門官僚による脱政治化された規制行政に徹する規制型統治構造 (The Regulatory State)、正統化された権力が脱領域化され中心を失い分断化されているポスト・モダン型統治構造 (Post-Modern State) という三つの類型である。これらの類型はEU政治システムの構造・機能を突き詰めて考察していくとき、非常に重要な礎石となるだろう。これについては、あらためて別の機会に検討したい。

中国における進化論の受容 — 嚴復の『天演論』を中心に — *On the Acceptance of Evolutionary Theory in China — The Case of YanFu's Tianyanlun —*

區 建英*

目 次

- はじめに
- 一、『天演論』をめぐる
- 二、進化的原理の捉え方
- 三、天人関係という哲学的問題

はじめに

進化論は中国の近代ばかりでなく、東アジア諸国の近代にも大きな影響を与えた。日本は早くも1870年代末から進化論を取り入れた。これに対し、中国は1890年代末になってはじめて、直接西洋から進化論を導入することになる訳著が現れた。それは、嚴復（1854-1921）がハックスレー（1825-95）の『進化と倫理』を中国語に翻訳した『天演論』（1898年刊）である。もちろん、中国は日本からも進化論の影響を受けた。しかし、日本経由で日本風に解釈された進化論が中国に入ってきたのは、嚴復の『天演論』の出版とほぼ同じ時期である。したがって、中国における進化論の受容は、日本のそれより20年も遅れた。

もっとも、佐藤慎一の考察に示されているように、中国には『天演論』に先だって、すでに「進化論のある種の特性を備えた思考が存在した」。これらの思考は「外来思想」ではなかったし、また「伝統思想」とも異質のものであった。それは19世紀後半の中国が置かれた歴史的環境において、一部の知識人の中から生まれた自らの思考である。アヘン戦争の敗北以来、多くの不平等条約が締結され、中国の対外原理も変質していった。こうした国際関係の急激な変化に直面し、これを史上未曾有の事態（千古の変局）として受けとめ、しかもこの歴史変動の背後に、人間の意志を超えた何か必然的な傾向（運命）が左右している、という認識があった。これらの考え方はもはや、過去の循環史観と異なった歴史観である。また同時に、国際社会の秩序が競争を基調とすること、その中で生存を維持しようとする中国はも

*OU, Jianying [情報文化学科]

はや改革が避けられないことも認識された。ただし、これらの知識人はほぼ例外なく、当時の「変局」の本質を、世界統合の規模拡大として理解したのである。例えば、王韜（1828-97）は秦の始皇帝の中国統一という既成の常識に基づいて、当時の時代的大変動を、「諸国分建の天下」から「諸国聯合の天下」への移行期とした。康有為（1858-1927）はこれを世界の一体化または世界の「大同」への動きとみなし、しかも普遍的で不可逆的な過程として捉えた(1)。

もとより、王韜や康有為が当時の不可逆的な大変動を、諸国連合や世界統合という大勢として捉えたのは、国民国家の時代の本質に対する思い違いであった。それにもかかわらず、佐藤慎一の考察によれば、循環史観への否定も、国際社会の競争における生存確保という緊張意識も、確かに進化論が中国に入る前に存在した。しかし中国学界の通説は、佐藤の指摘した二点こそ嚴復が中国の思想界に画期的な影響を与えたところであると認めている。その理由は、嚴復の進化論導入が以前の各説と違って、科学的原理としての意味を持っているからであろう。『天演論』出版以前、中国にある西洋著作は、主として、江南製造局によって翻訳された初歩的な科学技術書や、広学会（The Christian Literature Society for China）に出版された宣教師の訳著であった。西洋の生物学に基づいた進化論を中国に取り入れたのは、嚴復がはじめてである。また、佐藤慎一に指摘されたように、『天演論』の「地殻震動」的な意味は「公理」、「公例」という水準で進化論を受けとめ、進化に関するそれまでの認識や捉え方に、それ自身を体系化する準拠枠組を与えたところにある(2)。

一、『天演論』をめぐる

嚴復は1895年天津の『直報』に発表した政治論文・「原強」において、C. R. ダーウィン（1809-82）の『種の起源』（物類宗衍）と H. スпенサー（1820-1903）の社会学を紹介した。そしてほぼ同じ頃に、T. H. ハックスレーの『進化と倫理』（天演論）を翻訳し、進化論を体系的に中国に導入した。『天演論』翻訳の初稿は遅くとも1895年に完成したと確認されているが、それよりも早く1894年に仕上げられたという推測もある。1895年陝西味售書店にすでに『天演論』の再刊があり、その正式な出版は1898年であった(3)。この時期を見ると、嚴復は日清戦争の連続した惨敗に刺激されて、『天演論』を世に送ったのであろう。

この訳著は、中国社会に非常な反響を呼んだ。その衝撃的な影響はまるで火山の噴火や大地震のようなものに例えられ、「天演論の時代」という現象がその後10年も続いたといわれる。

『天演論』はとくに知識人層で広く共感を得られた。呉汝綸（1840-1903）は早くも『天演論』に傾倒し、それに序言を寄せた。梁啓超（1873-1929）は『天演論』が正式に出版する前にその訳稿を読んで、『時務報』でこれを紹介し、嚴復の概念を自分の論文にも導入した。康有為も梁啓超のところで『天演論』の訳稿を見て、これを高く評価した。このように、高名な文化人から維新変法の指導者までこの訳著に敬服したのである。

『天演論』が1989年正式に出版された後、学校の教科書として用いられ、「物競天択」、「適者生存」のような概念は中学生の作文のテーマにもなった。『天演論』は刊行以来10数年の間、30種あまりの異なる版によって印刷された。青年たちは『天演論』を愛読した。若き魯迅（1881-36）は南京で『天演論』をわざわざ買い求め、すっかりその内容に引かれた。年輩の人に阻止されても読み続け、「暇があれば、お餅や落花生や辛子を食べながら、『天演論』を読んでいた」(4)。革命派の指導者たち、たとえば、章炳麟（1868-1938）や孫文（1866-1925）も『天演論』の影響を受けた。もちろん、その影響は同時代の人ばかりでなく、後の世代である陳独秀（1879-1942）、李大釗（1889-1927）、胡適（1891-1962）、毛沢東（1893-1976）などの改革者・革命家たちにも遠く及んだ。

『天演論』がこれほど大きな影響をもたらした理由は、学界の有力な説によれば、一つは固有の循環史観に対抗して、進化・発展の歴史観を主張したこと、いま一つは進化論的原理を通じて、生存競争の冷酷な国際的現実を指摘し、「亡国滅種」という危機を訴えたことである。アヘン戦争の屈辱から日清戦争の敗北を迎え、深刻な危機意識が次第に多くの知識人の中で生まれたという背景に、嚴復の伝えた学説が強く働いたからである。もちろん、ハックスレーの素晴らしい雄弁が嚴復の美しい雅文によって訳されたことは、その説得力と魅力を一段と増したに違いない。こうして、嚴復は19世紀の社会進化論を中国に導入した第一人者として評価され、後になっても「物競天択」、「適者生存」というイメージが常に彼の名につきまといってきた。しかし、果たして『天演論』の意味は、ことごとく上述の二点によって解釈されることができるのであろうか。

『天演論』の内容を論じる前に、先ずハックスレーの『進化と倫理』を最初の訳著に選んだ嚴復の意図を考えてみたい。嚴復はなぜこの著作を選んだのか、その意図について、学界ではいろいろな解釈がある。B. I. シュウォルツによれば、嚴復の最大の野心は、ダーウィンの生物進化論を社会学の体系に適用したスペンサーの社会学原理の翻訳であった、しかし、スペンサーの著述があまりにも膨大であるため、ダーウィニズムの主要原理を要約して紹介す

る小冊子が望ましいと考え、ハックスレーの『進化と倫理』を翻訳した、しかし、実は、彼はスペンサーに傾倒していた(5)。高田淳によれば、厳復はハックスレーをスペンサーと類似の思想家と見なしたが、「この書（『倫理と進化』）を読み進むに従って裏切られた」(6)。シュウォルツも高田淳も、厳復とハックスレーとの間の相容れない側面を強調し、いわゆる便宜や思い違いという偶然性によって『進化と倫理』を選んだと解釈しているわけである。

しかし、厳復は友人への手紙で繰り返し示しているように、訳書の選択については慎重な態度で一貫している。『天演論』の評語（原文は「案語」。訳文の間に入れた訳者の見解という意味）を見ると、たしかに厳復はハックスレーの観点の一部に異議を唱えている。しかしだからといって、厳復とハックスレーとは相容れないほどに異質であるといえるであろうか。彼の訳書の中では、『天演論』にのみ原著者への批判が見られるのではない。モンテスキューの『法の精神』（『孟德斯鳩法意』）にも、アダム・スミスの『国富論』（『原富』）にも、彼は厳しい批判を加えている。また、厳復は確かにハックスレーとスペンサーとの違いをはっきり認識している。しかも、「天演論自序」で「ハックスレーのこの著の主旨は、スペンサーの天に任せて治を行うという末流の理論を批判することにある」とまで指摘している(7)。もし、この指摘が無意味な言葉でないとすれば、厳復は周到に検討した上でハックスレーの著作を選んだといえよう。

厳復の意図を理解するには、当時彼の直面していた状況を念頭に置いて考えなければならぬ。厳復は、国際社会における生存競争の冷酷さを指摘したにもかかわらず、中国の危機の根源が「外患」にではなく、内部の「積弱」にあり、中国自身の変革と再生こそ「救亡」の道であると考えた(8)。しかし、このような変革の主張は中国の風土に横たわっている数多くの障害にぶつからざるをえなかった。官僚層には、華夷優劣にこだわる尊大かつ迂遠な考え方が存在すると同時に、既得の権力と利益にしがみついて変革に抵抗し、中国人種の「危亡」を天命に任せるような守旧論者が存在した。このいずれも「旧法」を固持し、変わろうとする中国の新しい機運を抑圧していた。

他方、非西欧国としての中国の劣等性を宿命として受け入れ、西洋の主義に改宗し、中国文明の滅亡という天運にあえて従うという、破滅的な変革論者も存在した。19世紀後半の世界は西欧中心論に席卷されていた。18世紀以降の西洋思想家の中で、厳復が「傾倒」したスペンサーをも含めて、B. モンテスキュー（1689-1755）、G. W. F. ヘーゲル（1770-1830）、J. S. ミル（1806-73）、K. マルクス（1818-83）、H. T. バックル（1821-62）など多くの西洋思想家の

著述には、西欧中心論や中国停滞論などの学説がみられたからである。中国の破滅的な変革論者は、まさしくこの潮流にのめり込み、自国の主体性を見失っていた。上述した守旧と破壊という二つの傾向は相反対するが、いずれも中国自身を滅ぼす結果をもたらす恐れがあった。後年（1916年8月）、嚴復は友人への手紙で「陰陽二電」（電気の正負）という言葉を使って、こうした「旧派」と「新党」を比喩していたが⁽⁹⁾、この「陰陽二電」はともに彼が対決しなければならない課題であった。

周知のように、スペンサーは個人と個人、種族と種族の間における生存競争・優勝劣敗を強調し、教育や福祉や医療などの救貧策さえ否定し、すべてを自然淘汰に任せることを主張している。したがって、上に述べた状況をも考慮すれば、嚴復が、スペンサーの「任天」（天に任せる）説を批判したハックスレーを選ぶのは当然といえる。しかも、B. I. シュウォルツが述べた通り、『進化と倫理』は「個々の文化を超えた人類の本質的統一」という高度な視点に立って論議を展開している。この著作でハックスレーは、キリスト教だけでなく、洋の東西を問わず、すべての宗教伝統は文明と結び付いた倫理的体系を構築していると論じた。さらに、善の實在に目をつぶって人間の自然的な欲望を投げ捨てようとするインドの哲学（これはハックスレー流の仏教解釈）に対しても、また悪の實在に目をつぶろうとするギリシアのストア学派の哲学に対しても、同じように批判的な検討を行ったのである。その著作全体には、一部の地域の文化に対する宿命論的な断言はなく、公平に人類共通の問題を検討しようという姿勢が貫かれている。このことは西欧中心論が圧倒的に支配していた西洋思想界においても、ハックスレーの独自性を特徴付ける重要な点といえる。このような学説は、嚴復から見れば、中国文化のベシミズム的な宿命を認める破滅的な変革者に教示すべき、絶好のテキストというべきであった。

もとより、進化論原理の導入それ自体は、嚴復の目的の一つであった。というのは、中国固有の哲学原理に基づいては、アヘン戦争をはじめ中国に対する西洋列強の一連の侵略と抑圧を、理解することが到底できないからである。これ故、嚴復は生存競争の冷酷な原理を示して、滅亡という危機的な運命を中国人に認識させようとした。これはほかでもなく、この不幸な運命に抵抗するための教示であった。ハックスレーによると、「適者」とはその都度、諸条件に適応できるものであって、必ずしも道徳的意味での「最良」のものを意味するのではない。この観点は、強権をほしいままにする西洋の理不尽に抵抗感を持つ嚴復の心に共鳴を起こしたに違いない。彼は、弱者が淘汰されることを宿命としたスペンサーの「任天説」

を、受け入れることができなかった。西洋との接触に適應せず破れた中国を救うには、中国人の主体的な努力に頼るしかないと考えた。

嚴復が力説しようとした変革は、単に不適者の位置からの脱出だけではなく、弱肉強食の悪が横行できないという「公道」の境地を目指すことである。この意味で、彼はむしろ「任天説」の弊害を退けて、天に勝とうとする（与天争勝）人間の主体的意志を主張した。吳汝綸は嚴復のこの熱意に心を打たれ、『天演論』に寄せた序言で、嚴復の翻訳は「人間によって天を持ち、人治の日新によって種族を保全するというハックスレーの学説を伝えた」と述べている⁽¹⁰⁾。この点は吳汝綸をはじめ、多くの知識人の心に滲み込み、幅広い共鳴を得られた。明らかに、『天演論』に内在した進化の思想は「優勝劣敗」の主張と違って、弱者の抵抗という立場を示したものである。「人治の日新」とは倫理の進化を意味しており、この姿勢は魯迅の進化論受容と相似ている⁽¹¹⁾。

嚴復は精力的に「西学」（西洋の学問）を導入し、中国の旧弊を容赦なく批判したが、彼が呼びかけた「救亡」は決して、中国の心をなくしひたすら西欧の論理に追従することによって、形だけの中国を維持することではない。それは、非西欧社会にも通用する人類の普遍的価値を探り、中国文明における生命力の維持と再生に役立たせようとする努力である。したがって、彼は中国社会の伝統的旧弊を取り除こうとするばかりでなく、中国文明の「貯能」にも希望をかけた。

『社会通詮』の評語において、彼は中国の前途を「免れえない悲運」と決めつける巷間の説を否定し⁽¹²⁾、中国人そのものに潜在する可能性を次のように示唆した。「黄種人の前途は必ずしも不幸とは限らないと私は予測する」。「変動して光明に至るような変革は憂患のときに生じる」。「我が民の智、徳、力は4千年の政治と教化を経たものである。今日に至ってその短所も日ましに現れてきたと雖も、その文明の深層を掘り探れば、その中に実は『強族大国』になりうる能力の蓄積（貯能）、潰しても滅ばせない要素が存在している」⁽¹³⁾。

嚴復から見れば、中国の歴史には、思想的な創造や制度的な創造が多数あった。もっとも、長い歴史のなかに旧弊を積み重ねることによって、中国の文明に潜んでいた創造性が抑圧され衰退した面もある。しかし、これは中国文明それ自体の免れえない悲運ではない。こうした老朽不振の現状は中国人の主体性によって打破するしかない。「西学」を用いて、中国内部に眠っている創造性を蘇らせることこそ、中国の生きる道である。したがって彼は、当時圧倒的であった西欧中心論に対し否定的な態度を取った。確かに、嚴復はスペンサーの社会学を

尊敬していた。しかし、その中に含まれている西欧中心的な要素については取捨選択の作業を施さねばならなかった。そのためか、スペンサーの著作の翻訳は社会学の研究方法を示している『The Study of Sociology』（『群学肄言』）にとどまり、スペンサーの学説原理については、ほとんど自分の論文や他の訳著の評語に紹介されているに過ぎない。

嚴復は8種の西洋名著翻訳にも、彼が重要と思った章節の末尾に評語を付け、その学説を検証し、それを中国の実情に当てはめた場合の当否得失を論じている。その中で、評語を多く入れ、しかも、原文並みまたは原文以上に長い評語を書いたものは『天演論』だけである。『天演論』は純粹な翻訳ではなく、ハックスレーをスペンサーと交錯させながら、古今東西の思想家の思想をも組み込み、嚴復自身の思想を表した再創造の作品である。その翻訳の部分を原文と対照して見ると、基本的な意味においては原文を尊重している。しかし、段落の切り方や文章の順序は自由自在に編成し直され、難しい内容は中国の典故をもって表現されている。また、彼が強調しようとする箇所は原文より詳しく述べられている。

彼はハックスレーを講演者とし、スペンサーを主要な批評者とし、古今東西の思想家たちを討論者として参加させ、「倫理と進化」の問題を探ろうとした。こうして『天演論』は、社会変革の哲学的方法論としての位置づけを与えられたのである。その注釈や評語には、スペンサーによってハックスレーを批判するところが目立っているが、逆にスペンサーの社会学をハックスレー風に解釈する部分も多く見受けられる。いったい、『天演論』はスペンサー寄りなのか、それともハックスレー寄りなのか、これは嚴復の思想を理解する興味深い設問であらう。

二、進化的原理の捉え方

本稿の冒頭で述べたように、『天演論』とはほぼ同じ頃に、日本経由の進化論も中国に入ってきた。しかも、嚴復が苦心して翻訳した多くの新しい概念は後に、日本伝来のそれとの競争に破れ、通用しなくなった。ただし、嚴復の概念と日本流の概念とが微妙に食い違っているということは、進化論の受容における日本と中国の相違を理解するのに意味があるであろう。

『進化と倫理』は、ハックスレーが1893年オクスフォード大学で行ったロマネス講演（The Romanes Lecture）と、1894年にその講演の導入部を加筆したエッセーであるプロレゴメナ

(Prolegomena) から構成されている。厳復は前者を本論、後者を「導言」(緒言)と訳して『天演論』という題を付けた。原書の題名は『進化と倫理』であるのに、厳復が「倫理」という言葉を訳さなかったのはなぜであろうか。事実この点は、ハックスレーの主張した人間の倫理に対する厳復の無関心という指摘を招く原因の一つともなった。いったい、厳復は「倫理」に対して関心を持っていたのか、持っていなかったのか。この点については次節で考察することとして、本節では主として進化の捉え方について分析したい。

『天演論』中西訳名対照表』によれば、ハックスレーはプロレゴメナの「二」で、Evolutionという言葉が進化と退化と二つの意味を含んでいると説明しており、その限りでは、厳復が「天演」の二字を用いたのは、ハックスレーの説に合致している⁽¹⁴⁾。すなわち、「天演」とは進化と退化を含む自然法則という意味であって、単なる進化ではない。これは日本伝来の「進化」という訳名とは異なっている。

『天演論』の「導言一」において、厳復は「いにしえからの長い歴史の中で、変化が漸次的に行われてきたが、浅薄の人々は常識的な時間の感覚から事物を捉えて、天地不変という説を主張している」。しかし「不変とは決して天運ではない。悠久な歴史に貫かれている事物形成の理は絶えず変化する中に働く。その中で、20～30年の間に急激な変動が起こる場合もあれば、2～3万年に渡って徐々に変動する場合もある」と述べて、中国伝統の循環的歴史観を否定し、変化こそ常則であると指摘している。彼は変化という常則を「天演」と名付けて、これを「不変」の自然法則とする。さらに、進化論の基本的な概念について次のように伝えている。「天演は本質としてその作用が二つある。一つは物競であり、もう一つは天択である」⁽¹⁵⁾。「天演」とは前進的発展と退行的変貌という両義を含んでおり、「物競」とは struggle for existence、日本語訳は生存競争となっており、「天択」とは natural selection、日本語訳は自然淘汰となっている。

「天演」の原理について、厳復の伝えるところによれば、すべての生物がその他の生物と生存を争っているが、存亡の結果は「天択」による。その中で、生存が持続できるものは、その時とその地の環境に最も適応した(adapt)生命形態である。厳復はハックスレーの文中にスペンサーの言葉、「天択者、存其最宜者也」を挿し入れたが、この訳も「最宜者」となっている⁽¹⁶⁾。すなわち、彼から見れば、生存のための勝利者はあくまでも最適者であり、「適宜」という言葉には優劣や善悪という価値判断が含まれないのである。厳復の著述には「適者生存」という原理が説かれていても、「優勝劣敗」という用語はまったく使われていない。「優

「優勝劣敗」という言葉は日本から伝来したのである。梁啓超、李大釗、章炳麟など一部の知識人の著述に現れているが、彼らも基本的に「優勝劣敗」を、間違った原理と見なして受け入れていないのである。王中江の考察によれば、「中国の進化論思潮が日本のそれと大きく違っている所がある。それは、発展的な歴史観と革新・進歩の思想を重視し、競争を前進の動力と見なすが、優勝劣敗・弱肉強食というような社会ダーウィニズムや国家至上の主張を無視することである」(17)。

もっとも、生物進化論を人類社会に適用することについて、賛否両論が対立している。佐藤慎一が指摘したように、「西洋においては、人間と動物の不連続性が当然のこととして前提されていたがゆえに、進化論は大きな衝撃を与えた。他方で中国においては、むしろ人間と動物にはある種の連続性が存在することが当然のこととして前提されていた」(18)。したがって、進化論的な社会学に対して、中国の知識人はそれほど違和感がなかった。中国の哲学において、万物が同じ根源から生じ、人間も万物の一つであるという思想は、儒教・道教・仏教にも共通しているのである。嚴復もこうした一元的な存在論の思想を持っており、『天演論』で「神明創造」の説を批判している。ハックスレーは evolution、すなわち「宇宙的過程」(cosmic process) の作用の及ぶ範囲について、「not merely the world of plants, but that of animals ; not merely living things, but the whole fabric of the earth ; ……」と述べているが、嚴復は「天演の法則は動物と植物にばかりでなく、人類社会の物事、……などに及んでいる」と訳し、ハックスレーより明確に「天演」と人間社会との関係の深さを示していたのである(19)。

嚴復が「物競天択」、「適者生存」という宇宙的過程の作用が人類社会にも貫かれていると説明したのは、帝国主義列強の中国侵略の理由を哲学的原理から中国人に理解させようとした、彼の苦心と深く関係している。その背景には、中華文明に圧倒的自信を持つ守旧的な士大夫が、新しい気運を阻んでいるという事実があった。中国にとって、異民族の侵攻ははじめてではなかった。2千年来、周辺民族からの侵攻はしばしば繰り返された。それにもかかわらず、中国文化や社会的基盤は損なわれることがなかった。頑固な守旧派は、近代の西洋を昔の異民族と同一視し、以上の歴史的事実を変革拒否の口実とした。

こうした閉鎖的な考え方に対し、嚴復は「原強」で、人種の認識を中国という「天下」から地球規模にまで拡大させ、異民族が中国境内の満・蒙・漢などの黄種人だけでなく、黄・白・赤・黒などの多様な人種に大きく分けられることを指摘した(20)。また、『天演論』の評語で次のように警告している。たとえ、今までその地に生存を持続してきた最適宜の生命形態

であっても、かつて経験しなかった新しい生命形態と競争した場合、なお最適宜でありうるか否かは保障のかぎりではない。アメリカやオーストラリアの土着民も外来の植民地開拓者に滅ぼされているのではないか⁽²¹⁾。こうした事実は驚き動揺すべきことである。中国の人種保全を考える場合、「華夷優劣」にこだわる固持論は無益な説である⁽²²⁾。

彼は各人種の相互競争における強弱の性質と状況をこのように分析した。その競争には「力の荒々しい強さ」と「道徳と知恵の強さ」がある。前者は「力をもって勝つもの」であり、後者は「文をもって勝つもの」である。過去に接触した周辺の民族は前者に属し、したがって、中国は道徳をもってその荒々しい力に勝つことができた。しかし、今日の西洋と昔の周辺民族とを同日に論じてはならない。西洋は力（富強）も強ければ、文（道徳と法制と学問）も優れている。しかも、西洋において、力を支える文は日増しに発展している。これに対し、中国においては、道徳も独創的知恵も廃れている⁽²³⁾。「物競天択」、「適者生存」という原理によって上述の状況を考えれば、中国はまさしく滅亡の危機に直面している。アヘン戦争以来、列強諸国は中国に多くの不平等条約を押しつけ、しかも中国で「勢力範囲」の割拠を争っている。こうした事実は過去の周辺民族の侵攻とは異なり、「亡国滅種」の運命につながるのである。

嚴復は、時代の変動を世界の統合として理解した王韜や康有為らの知識人と違って、国家形成の時代的本質を鋭く洞察していた。後に E. ジェンクスの『政治通史』を翻訳して、近代国家への変革という中国の適応方法を示し、さらに『政治講義』を行い、国民国家の理論を解説した。彼からみれば、世界はもはや国民国家でない地域が存在を許さなくなっている。そのような地域は次々と植民地化されていく。『天演論』はまさしくこの悲運に抵抗しようとしたものである。しかし、抵抗する方法としては、国民国家を作るしか他にない。これは、嚴復の全思想を貫く根本的なジレンマである。

いうまでもなく、嚴復は進化論の原理によって、列強諸国の侵略を道徳的に肯定しているわけではない。『天演論』の本論には「天刑」という一節がある。そこで、彼はハックスレーが述べた宇宙的過程の無情さを、次のように伝えている。もし安楽を福とし、苦難を禍とすれば、はたして禍を受ける者は罪があり、福を受ける者は功績があるのか。答は否である。動物ばかりでなく、人間も同じである。善をなす者は必ずしも福にならず、悪をなす者は必ずしも禍にならない。しかも、彼はこの節に評語を挿し入れた。それによると、『易・伝』は「乾坤の道は万物を奮い起こす。聖人のような憂慮の心を持たない」と言う。ハックスレーの

理論はこれと共通している。老子が言う「天地不仁」とも同じである。老子のいわゆる「不仁」は、「仁か不仁かというような価値判断ができない」という意味である⁽²⁴⁾。嚴復からみれば、強権をもって中国などの弱国の権利を侵害することは道徳的には認められないが、現実には、列強諸国は理不尽な侵略をしたにもかかわらず、成功している。彼らは道徳的意味において最良のものではありえない。それは力による勝利者にすぎない。

宇宙的過程の無情さを指摘し、中国の滅亡という不幸な運命への抵抗を呼びかけるという立場において、嚴復は、明確にハックスレーの「勝天」(天に勝つ)説に賛同している。ハックスレーはロマネス講演の最後に、その結論として「倫理的過程」(ethical process)を主張した。それを簡単にまとめると、人間は「物競天択」に任せ、野蛮な本能をほしきままにしてはならない。人為の公共社会の倫理をもって、宇宙的過程の悪に対決すべきである。B. パスカル(1623-62)が言ったように、人間は弱い葦であるが、考える葦である。人間は知性があり、創造性がある。科学の発見は人間に偉大な能力を与えている。学術的な方法によって知力と志を奮い起こし、粘り強く生存の条件を改めていかなければならない。合理的な法制や道徳によって、宇宙的自然にある悪を抑え、より多くの善の境界を目指すことが可能である。嚴復はこの一節を、「任天」説の弊害を退けて、「与天争勝」という人間の主体的意志の重要性を主張する感動的な文章に翻訳した。この文章は訳者の心臓の躍動と美文の迫力によって、中国知識人の間に広範な共鳴を呼んだのである。

以上明らかにしたところによれば、進化と弱者の運命について、嚴復はハックスレーの観点到に積極的な賛同を示しており、スペンサーの観点を手放して喜んでいるのではない。彼はむしろスペンサーの「任天」説の欠陥を補うために、意識的にハックスレーを選んだと、李沢厚は指摘している⁽²⁵⁾。嚴復が『天演論』でおこなった知的な努力は、弱者の立場に立った進化論受容の在り方を表している。これは、強者の立場から「優勝劣敗」を肯定する日本の進化論受容の基本的傾向とは、鮮明な対照をなしている。もとより、嚴復はきわめて重要な問題において、ハックスレーの理論を批判している。しかし、その批判は、進化論を通じて危機と「救亡」を訴えた文脈に現れているのではなく、天人関係という哲学の根本問題を分析する文脈に展開されているのである。

三、天人関係という哲学的問題

もし学界の通説の通り、『天演論』の意味は、主として「生存競争」という進化論的原理をもって、国際関係の思考に理論的体系を与えたことにあるのであれば、その影響は、これほど強く後の世代にまで及ぶはずがなかった。というのは、「生存競争」の冷酷な法則で国際関係を捉える考え方は、ほとんど厳復と同じ世代の知識人に定着していたからである。厳復においても、この点は危機的現実と「救亡」の緊迫さを訴え、社会変革という実践を促そうとする目的論にすぎない。『天演論』において、厳復のさらに重要な知的作業は、哲学の根本的問題に迫り、自然と社会の本質を考え、人間のあるべき生き方を探ったことにある。この知的作業こそ、後の世代にも、自然・人類・社会および万事万物に対する新しい観察と思考方法と倫理の提示を残すことになったのである。

もとより、時代の変動に対応する具体的方針の模索にあたり、哲学の根本問題にまで突っ込んで価値体系を考え直そうとしたのは、厳復だけではなかった。同時代の知識人もこの点において、共通していたのである。彼らは『天演論』の影響を受けて、ほとんど循環史観を否定し、歴史の進化を認めていた。また、政治的主張においては改良と革命との対立があったにもかかわらず、倫理的方法によって社会の進化を図ろうとし、仏教を思想と道德の再建の柱とするという点で一致していた。

当時、「内憂外患」の状況に直面して「滅種」の危機を救うために、過去の社会関係と異なった新しい型の共同体の倫理が必要とされた。他者と共同する倫理の根拠は、単に人間の限られた知識からは求められないため、宗教は不可欠と思われた。世界の宗教の中で、キリスト教は人類の愛を説いているが、特定の唯一神を信奉し、しかも先祖と子孫という人間の時間的連続を無視しているので、中国の知識人はこれを選ばなかった。彼らが仏教に着目した理由として、「色即是空」の無限な超越と万物同源の思想における博愛精神、すべての人が仏性を持つという平等の教義、大乘仏教の救世精神、「不生不滅」による勇敢・無畏の奮闘精神、自力の悟りによる独立精神・自律の倫理観、「空即是色」による独創的精神などを挙げることができる。もちろん、彼らは在来の仏教をそのまま肯定したのではなく、単に私的な利益を祈る念仏も、また世俗を逃れる出家修行も採らず、仏教そのものの改革を図ったのである。その中からさまざまな社会変革の構想を生まれた。

たとえば、康有為は聖人の志と菩薩の悲願をもって、殺戮と苦難の世を救おうとした。彼は人間が智によって倫理や制度と富裕な生活を作り、文明へ進化すると考え、人間の欲望や

知性に対する綱常道德の抑圧を懸念し、仏教をもって儒学の欠陥を補うという知的作業を行った。彼が求めたのは、儒学の「仁」と仏教の平等を結び付けた至公・至平・至仁の道、『礼記』に描かれた「大同」の理想である。彼にとって、一国を固めるための変法維新は、遠大な理想とかけ離れた矮小の目標に過ぎない。したがって、彼は当面の変法維新の必要性を訴える時、これを人類未来の壮大なユートピアへ至る過程として位置づけなければならなかった。この当面と未来をつなぐ思想は、中国古代思想から読み替えた公羊三世説である。それによると、人類の進化は「捩乱」から「昇平」、それから「太平」へと進んでいく。この過程において、人間の集団は家族・部族から国家、それから世界の統合へと拡大し、「太平」の段階に至ると、人類は「大同」になる。そこには国境もなく、人種や階級の差別もなく、社会は富裕・平等・自由で、愛に満ちた極楽の世が実現する。維新変法は「昇平」の立憲国家を建てる段階にあたり、「大同」の世を目指していく偉大な使命を執行する過程である。

多くの知識人は、康有為の「大同」理想に情熱をかけ、社会変革の在り方を模索した。康の「私淑弟子」と自称した譚嗣同（1865-98）は、まさに「大同太平」への進化の構想に敬服し、そのための実践的理論として『仁学』を書いた。『仁学』は政治的改良の指針というより、人心の救済を目指す思想である。譚嗣同がらみれば、世の中の災難は倫理の衰退に起因する。伝統的な儒学は「三綱五常」とらわれた不平等の要素があるため、新しい共同体の倫理に適応できない。社会の親疎と等差を打ち破るために、彼は仏教の平等性に注目した。彼は古代倫理学の「仁」という概念を、自然の実体と法則に読み替え、仏教の大大心と共通する。「仁」の総法則は「通」であり、「通」とは万物の平等な流通・交流・統一である。『仁学』に説かれた仏法の「不生不滅」は万物の絶えぬ生滅変化、天地の「日新」という改革観、「無我」「無畏」という救世精神の源泉となっている。

早くから康有為に師事した梁啓超も、「大同」思想に深く感銘し、変法維新という歴史的使命に携わった。変法が挫折した後、彼は政治闘争から人心の救済に重点を移し、「開民智、新民徳、鼓民力」（厳復の言葉）の重要さを強調し、「新民」—国民の道德精神の改造と知識能力の向上を説くようになった。その倫理的方法として、彼は仏教を選び、仏教を種族保全の政治（群治）にもっとも有益な宗教として鼓吹し、仏教の優れた点を次のように挙げた。一「非迷信」（慈悲と知恵をとともに修めること）；二「非独善」（己を捨てて人を救うこと）；三「非厭世」（悲願の雄大さ）；四「非有限」（不生不滅の義）；五「非差別」（一切の衆生は仏性を持つ平等さ）；六「非他力」（因果の自己責任）である。

章炳麟は康・譚・梁らの改良思想に賛同せず、排満革命を主張したが、倫理的方法において、宗教による国民道德の増進と、国粹による愛国感情の増進を主張した。この宗教と国粹を一体で担ったものは仏教である。彼からみれば、当時、「三綱五常」は無益な旧道德となり、革命の主張者も多くはひたすら功名官禄を求めている有様であった。彼は譚嗣同のように、道德の衰退は革命の失敗を招く原因であると考えた。しかし進化の法則については、善への進化を認めず、悪もまた進化するとし、心の働きこそ善へ導く動力であると主張した。したがって彼は、仏教によって個人道德の改善を図ろうとした。その哲学によれば、「本体」は「真如」である。個我や物質に固執する傾向も、一切を虚無と見なす厭世の傾向も、「真如」を見失った迷妄である。迷妄は道德の衰亡を招く。迷妄の除去と「真如」の獲得は他力に頼らず、個人の内心の悟りに頼るしかない。彼は心の働きによって人間の独立精神の確立を目指したが、経験科学を軽んずる傾向を免れなかった。

以上からも分かるように、同時代の知識人たちは進化的歴史観を共有しながら、中国の社会変革を人類の進化の過程に位置づけ、仏教または仏教による儒学の改造を通じて、「保群」の哲学、主として倫理的方法を探ろうとした。これは新儒学にもつながるものであった。あきらかに、彼らの圧倒的な関心は人間の倫理にあったのである。もし B. I. シュウォルツが指摘しているように、嚴復はハックスレーの主張した人間倫理に理解も興味も示さなかったのであれば²⁶⁾、嚴復と康・譚・梁・章らとの相違点は、人間倫理への関心の有無にあるといえよう。しかし、これは果たして適切な理解であろうか。

倫理観を含む嚴復の世界観は『天演論』においては、主としてハックスレーとスペンサーを交錯させるその文脈の中に現れている。学界の一般的な解釈は、ハックスレーの「勝天」説を「倫理の進化」とし、スペンサーの「任天」説を「進化の倫理」とし、嚴復は「進化の倫理」を説いたスペンサーの「任天」説を取ったという。いずれにせよ、『天演論』がスペンサー寄りか、それともハックスレー寄りかは、上述の問題を解明する一つの手がかりである。ここでは、進化と倫理に関するハックスレーの捉え方を確認しながら検討していきたい。

『進化と倫理』はハックスレーの晩年の著作であり、その中心的論点は、彼自身の過去の説に対する反省も含めた、これまでの進化論に対する批判である。この著述において、ハックスレーは進化という宇宙的過程に否定的な態度を取るようになった。彼は基本的に人間の自然的本性を悪と見なしており、他人の苦痛を無視する利己の本能による弊害を、説得力ある多くの事例によって証明している。この観点から、彼は宇宙の自然法則に任せる「自営」の

発展によって、人間社会の秩序が崩れ、はなはだしい場合は人種も滅亡すると考える。そして、これに対抗するものとして、人間倫理に着目した。彼は、禽獣と異なる人間の「同情共感」という特性を、宇宙的過程と呼ばれる悪を抑制する社会倫理の起源とし、「同情共感」の組織化と人格化を倫理的過程と名付けた。すなわち、倫理的過程とは人間がこの倫理的要素をもって自然的本性を克服し、共同の生存を保とうとする努力に他ならない。こうしてハックスレーは、倫理的過程と宇宙的過程を対立的に捉えている。

これに対し嚴復は、はたしてスペンサーに依拠してハックスレーを退けようとしたのであろうか。『天演論』に書き込まれている多くの注釈や評語をよく見れば、嚴復は必ずしも完全にスペンサーに賛同しておらず、また完全にハックスレーを退けているのでもない。おそらく、彼はハックスレーとスペンサーとの間を往復し、両者の論旨を読み替えているといった方がより正確であろう。嚴復は宇宙的過程を「天行」、倫理的過程を「人治」と翻訳し、天人関係という哲学の根本問題について、ハックスレーやスペンサーとの問答を展開している。

嚴復がハックスレーに反対したのは、「天行」と「人治」を対置的に捉え、対立視するという観点である。『進化と倫理』という原著の題名を『天演論』と訳したことは、まさにその対置法への否定を表している。嚴復はハックスレーのように「天行」を悪と決めつけ、「人治」をその悪に対する克服という、善の過程として考えることができなかった。この点はスペンサーに依拠するというより、彼の哲学における存在論と密接に関連する。『天演論』の「論十、仏法」において、彼は長い評語を書き込み、仏教の「不可思議」「涅槃」、儒学の「天地元始」「万物本体」、老子・莊子の「無名」（表現不可能）の「大道」を究極とする存在論の一元観を説明している。彼がスペンサーに賛同したのは、「任天」説ではなく、自然と社会を一つの科学的原理に貫通させるという学問的体系性である。この点において、嚴復は同時代の中国知識人とも一致している。

中国の仏教において、「大我不二」という慈悲の根源こそ宇宙の法則であり、一切の真実である。人間世界で発生した様々な悪や苦悩は、宇宙の法則をはずれた「個我」の「我執煩悩」によって作られた現象にすぎない。人間が悪や苦悩を脱するには、心を転換して元一つの「大我」という真実に戻らなければならない。これは中国の知識人から見れば、悪を克服する倫理の過程に違いない。これこそ、彼らが社会変革のために唱えた心の悟りと独立の奮闘精神である。嚴復は仏教に関する認識において同時代知識人とも共通している。彼は方法としての仏教を主張しなかったが、仏教を西洋哲学の理解の手がかりとして注釈に取り込んだ。

ハックスレーは、仏教が投げ捨てなければならない「我執」を、宇宙的過程の悪の本質に転倒し、しかも仏教の倫理的な試みを、単に戦場からの逃亡という消極的なものとして退けている。この仏教論は、嚴復から見れば、仏教に対する思い違いである(28)。

また、嚴復は、「人治」をまったく善の過程と見なすことができないのは、中国の歴史と現実を通じて「人為的」な倫理の干渉による弊害を見たからである。中国では昔から数多くの道德規範があった。しかし、それらの規範は必ずしも、ハックスレーが想定したような、民の内面から自然に発生した「人間の自然倫理」ではなく、主として聖人が蒙昧時代の歴史的状況に応じて作り出した観念である。それは、ハックスレー流に言えば、「天行」の悪に対抗する「人治」といえよう。しかし、そのように作られた諸々の道德規範は、人間存在の実相を永久に周到に正しく把握して定立したものでない限り、それは現実生活に幸福と太平の秩序を必ずしももたらさない。そればかりか、まったくその形式として硬直した場合、偽りを生ぜしめ、あるいは正義への抑圧さえ作り出してしまうのである。嚴復の現状認識においては、「三綱五常」の道德こそ人心を抑圧し、民の智・徳・力を衰退させた要素である。康・譚・梁らもこの認識を共有している。

ハックスレーは人為的な世間法を信じているが、仏教や道家のような宇宙観を持つ嚴復は、むしろ世間法の限界性を感じている。これは嚴復の認識論とも関連している。彼は認識論において、仏教の「不可思議」とも道家の「常道無名」とも共通し、究極の「不可知」を主張する。これによって、聖人の「作為」をも相対化し、自然法則への順応を一つの基本原則とする。彼によれば、人間社会のすべての事象の背後には自然法則が働いており、この法則に違反すれば、「聖人にしても、一日も運営できない」のである(29)。あきらかに、嚴復は西欧近代哲学における人間主体性の原理を受容するさい、「天人合一」という中国の世界観を捨てなかった。こうして、自然法則に対する「人為的」な干渉を懸念するという意味で、彼はスペンサーに共鳴したのであろう。

もちろん、いわゆる順応すべき自然法則は、ハックスレーが敵対しようとした悪を本質とする宇宙的過程を指すものではない。また、スペンサーに共鳴したとしても、実はスペンサーを読み替えているのである。その評語において、彼は「任天」の「天」を自然の「情」と定義して、これを慣習の「習」と峻別し、「情に任せることが過度になれば、その過度が情に反する。……反することが長く続ければ、慣習になる」と述べている(30)。こうして、「情」と「習」との区別によって、スペンサーの「任天」は自然順応の「任情」になり、その「天」は、

人間の害悪という意味の「習」と次元的に異なり、しかも、ハックスレーのいう人間の「天良」（同情共感の自然倫理）とも接点を持つようになったのである。この解釈はスペンサーに即したもののいうより、「個我」の「習気」を「大我」という宇宙の本質と峻別する仏教に類似するものである。

もとより、厳復は宇宙的過程を完全に肯定しているわけではない。Evolution という言葉を「天演」と訳したことは、自然法則に進化も退化も善も悪も含まれるという認識を表している。この点は案外、章炳麟の「俱分進化論」とも共通する。厳復とハックスレーとの相違点は主として、人間倫理を自然過程から取り出して別な過程にするか否かにある。厳復の歴史的検証によれば、人類の社会形成は最初は同情共感がいいからではなく、平安と利益のためであった。「天演」の「物競天択」の中で、同情共感のできる人間社会がよく生き延びていたから、同情共感が人間倫理として発展したわけである。これは人間が本有の倫理性（天良）を悟っていく過程である。同情共感は「天演」を離れて存在するものではない。彼はハックスレーの言った人間の倫理と本能との両立の困難性に無理解ではないが、人間の天然の活力や自由意志を抑圧しては、同情共感の徳も発展するはずがないと考えている。したがって、自然と人治のどちらが第一義かという問題において、厳復は、ハックスレーが同情共感の根源も自然にあることを見失ったとし、その説を「因を果に顛倒し」、「末をもって本とする」と批判している(31)。

いうまでもなく、上述のような批判は、ハックスレーの「人治」を否定することにはならなかった。厳復はまた「自然に任せることは何も人為を施さないということではない」とスペンサーを批判して(32)、ハックスレーの主張する「人治」へと復帰してくる。彼が着目したのは、ハックスレーの園芸術に関する論述である。ハックスレーは、最適者の選択（選良）によって社会を善くするという園芸術のような「人治」には否定的態度を取っている。というのは、このような人工に創り出された国家や植民地の良い条件も結局、外部との生存競争や、内部における悪の復活を避けることができないと考えたからである。しかし、ハックスレーは自然過程と対抗する園芸過程について、人間の生得的な善を開化させるような作業—実験や観察などの科学的方法による道德と法制的探索、学問と教育をも提示した。厳復はこの提示を逆手に取って、中国の「救亡」論に生かそうとした。

厳復はこの説を最も精緻な議論として評価しながら、次のように読み替えている。「良い人治はあたかも園芸家の草木であり、民の智徳はあたかも土田である」(33)。すなわち、園芸術

とは「民智」という自然の「土田」を開発して、それに相応する「草木」という「善治」を施すことである。こうした「人治」は恣意的な人工と違って、自然の法則に順応するものである。彼から見れば、民の智徳がひどく低下している中国で「保群」を図るには、園芸的な仕事が不可欠である。それは社会工学者による選良というような人為ではなく、民智の開発を基本とする自然順応の人為である。以上の読み替えからも分かるように、嚴復はスペンサーの「任天」を批判して「人治」を唱えながら、人間生得の知性と活力を抑圧するような「人治」を非常に懸念している。

自然順応の人為は、形容矛盾のように聞こえるが、嚴復の一元的な存在論と二元的な認識論から生まれた思想である。彼は「人治」と「天行」との同源を確信しながら、究極の「不可知」と相対の「可知」という二元から人間の認識を捉えている。したがって、自然順応とは決して人為を排除するものではないのである。「不可知」の究極について、彼は仏教が説く真理への直観的な体得をも認めるが、同時に、相対の「可知」について、事物の法則を究明する科学的方法と、人間の主体性に基づく自由の倫理を主張している。

嚴復はこうした科学と自由によって支えられる人為を、さらに「体合」という独創的な言葉で表現している。『天演論』において、「物競」と「天沢」のほかに、「体合」という重要な概念もあると指摘し、「体合」の意味を「物の自己改善の性質」と解釈している⁽³⁴⁾。「体合」の原語は「adaptation」である。「adaptation」は普通「適合」や「適応」などと翻訳されており、必ずしも「体」という言葉を入れなくても良い。「適応」を「体合」に言い換えるのは、中国哲学の「本末観」⁽³⁵⁾に基づく創造である。彼の「体合」論には、「本質」と「機能」とを同一の實在としながら、しかもそれを峻別する「本末観」の活用が見られる。嚴復によれば、「適応」という行為は、与えられた環境に対する受動的な順応ではない。「適応」の主体が根本的な要素として働くのである。「適応」の主体は国家や政府ではない。「国家社会は別に自覚性を持つものではない。人民の自覚性をもってその基とすべきである」⁽³⁶⁾。国民という主体による内在的な働きがあってこそ、激変の環境に適応して進化する現象が生じてくるのである。

嚴復の関心はもはや「人治」の必要か否かではなく、「人治」それ自体の変革である。旧来の綱常道德の「人治」によって、民は主体性が萎縮し、天賦の才能を発揮する活発な心を失い、卑屈服従という「俗」を形成してしまった。この実態は自然法則をはずれた過去の「人治」による結果である。「体合」は、民を旧来の「人治」から解放し、その天賦的活力を生か

すことに他ならない。したがって、「人治」の方法においては、嚴復はハックスレーと違って、自由競争を生かすのである。彼からみれば、「競争させないと、民の耳・目・心・思の能力は皆用いられない。用いられなければ、体合は不可能となり、人事も進歩できない」(37)。

いうまでもなく、天賦の活力を生かす「体合」は、ハックスレーが指摘した宇宙的過程への追従とも異なり、倫理に対する嚴復の無関心をも意味しない。嚴復は社会の進化を単に人間の自然的欲望の解放として考えず、覇者の力による生存競争をも否定している。また「民が自治と共存の道を知る」社会こそ生き残ると考え(38)、「群徳」(社会の道德)によって生存を図ると主張している。問題は「群徳」の在り方である。彼はあくまでも、人々の自由な志を「群徳」の前提とする。「志を持つてはじめて徳がある。志は自主の心から湧いてくる。奴隷には志がない。故に徳もない」(39)。したがって、彼の道德再建の鍵は、「開明自営」(文明的な自営)を貫く自由の倫理である。

すなわち、嚴復はハックスレーの言った「自営」における人間の悪を理解しながらも、「自営」それ自体を否定せず、「自営」そのものの変革を目指した。「時勢が変化すれば、自営も変わる」(40)。彼が唱えた「自営」は、ハックスレーが退けた社会を崩壊させるものでもなければ、古人が憂慮した道義と対立するようなものでもない。国民の智徳を基礎とし、道義性を伴う「開明自営」である。中国の「歴古賢聖」は「自由」を徳の対立物として捉え、自由の提唱を恐れてきた(41)。しかし過去において、善悪の判断は個人の自由な思考に基づかず、所与の道德規範に頼ってきたため、個人における善悪判断の内発的要素が衰退してしまった。したがって、自由と道義を対立視する旧来の観念を転換し、自由による倫理の主体化、国民の自律性を図らなければならない。これは彼の倫理変革であり、「体合」の道である。上述した科学的方法と倫理的自由は、嚴復の改革構想の二大柱である。

最後に一つ付け加えたい点がある。嚴復が唱えた倫理は、すべて科学や合理主義によって包括されてしまうものではなく、宗教の自由信仰を含む良心の自由である。これは同時代の中国知識人が主張した倫理的方法とは違っている。例えば、康有為は西欧のキリスト教に対応するために、孔子を教主とし、儒教の国教化を図ろうとした。梁啓超は種族保全のための政治的機能という意味で仏教を唱道した。しかし、嚴復の場合、宗教は自由の信仰であり、あくまでも個人の心の内面的なことであって、政治的手段ではない。この点については、彼の学問観・宗教観・自由観を取り扱うほかの論文で考察することにしていく。

注：

- (1) 佐藤慎一「『天演論』以前の進化論」(『思想』岩波書店1990年6月) 241-254頁。
- (2) 同上、253頁。
- (3) 王拭『嚴復伝』上海人民出版社1975年、41頁。
- (4) 『魯迅全集』第2冊、人民文学出版社1987年、296頁。
- (5) In Search of Wealth and Power—YanFu and West,
By Benjamin I. Schwartz, (1964, Harvard University Press) P.98.
(平野健一郎訳『中国の近代化と知識人—嚴復と西洋』東京大学出版会1978年、96頁)。
- (6) 高田淳「嚴復の『天演論』の思想—普遍主義への試み」(『東京女子大学附属比較文化研究所紀要』第20巻1965年11月)。
- (7) 『天演論』(『嚴復集』第五冊) 1321頁。
- (8) 「擬上皇帝書」(『嚴復集』第一冊) 63頁。
- (9) 熊純如への手紙(『嚴復集』第三冊) 644頁。
- (10) 「『天演論』呉序」(『嚴復集』第五冊)、1318頁。
- (11) おそらく人々は筆者に反論したくなるかも知れない。学界においては、むしろ嚴復がスペンサー寄り、魯迅がハックスレー寄りという見方が一般的だからである。たしかに、魯迅はスペンサー流の進化論を退け、ハックスレー風の「倫理の進化」を受け入れた。しかし、嚴復はこれと反対の立場にいるといえない。この点については、本章の第三節に説明するつもりである。
- (12) 『社会通詮』商務印書館1981年、136頁。
- (13) 同上、155頁。
- (14) 「『天演論』中西訳名対照表」(『嚴復集』第五冊) 1398頁。
- (15) 『天演論』、前掲書、1324頁。
- (16) 同上。
- (17) 王中江「進化論在中国的伝播与日本の中介作用」(『中国青年政治学院学报』) 1995年、第3期) 88-93頁。
- (18) 佐藤慎一、前掲書、247頁。
- (19) 『天演論』 1326頁。
- (20) 「原強」(『嚴復集』第一冊) 10頁。

- (21) 『天演論』、前掲書、1332-1333頁。
 - (22) 同上、1331頁。
 - (23) 「原強」、前掲書、10-11頁。
 - (24) 『天演論』、前掲書、1368-1370頁。
 - (25) 李沢厚『中国近代思想史論』人民出版社1979年、265頁。
 - (26) B. I. シュウォルトによれば、ダーウィニズムの宇宙の中に人間行動の処方箋を見つけ出そうとする嚴復の希望は、「倫理的自然」の価値を重視するハックスレーの関心とは相容れないものである。(Benjamin I.Schwartz, Ibid.,IV)。
 - (27) 『天演論』前掲書、1379-1381頁を参考。
 - (28) 同上、1359頁。
 - (29) 同上、1335頁。
 - (30) 同上。
 - (31) 同上、1347頁。
 - (32) 同上、1393頁。
 - (33) 同上、1339頁。
 - (34) 同上、1393頁。
 - (34) 「本末観」は中国語で「本根論」と呼ばれている(張岱年『中国哲学大綱』[中国社会科学出版社1982年]には「本根論」について詳細な解釈がある)。「本」(本根)は、万物の究極を指し、「末」は様々な具体的事物を指す。しかし「本」とは何か、この中身の設定は各学派によってそれぞれ異なっている。例えば、道教も太極陰陽論も究極の法則としての「道」を「本」とするが、前者の「本」は「無名」の「大道」であり、後者の「本」は「一陰一陽」という「道」である。宋学以来の各学派は、あるいは「氣」を「本」とし、あるいは「理」を「本」とし、あるいは「心」を「本」としたのである。
- 「本」の中身はそれぞれ違っているにもかかわらず、「本末」という概念の枠組みで思弁するのは、先秦の諸子百家・漢学・宋明理学・清の儒学各派においても共通である。
- 「本末」という観念の内在的構造は、二つの基本的特徴を持っている。その第一は、「本」と「末」は互いに別個のものではなく、同一の實在であるという点である。「本根の外に事物がなく、事物の外に本根がない」(張岱年、前掲書13頁)。その第二は、「本」と「末」とは別体ではないが、峻別すべきであるという点である。その相互関係は、「根元と末梢」、

「本質と機能」とも解釈されているが、『朱子語類』によれば、「太極如一本生上, 分而為枝幹, 又分而生花生葉, 生生不窮」(太極は一つの根元から上を生み、分かれて枝幹となり、又分かれて花を生み、葉を生むが如き、生みに生んで窮せず)。つまり、「本」が木の根元であれば、「末」はこの根元から生み出された枝幹花葉である。根元がなければ枝幹花葉もない。逆に枝幹花葉がなければ根元の本性も知ることができない。要するに、「中国哲学は、本根と事物との統一不可分の関係を重視すると同時に、事物は本から生じ、本根が事物の中に存すると考えている」(張岱年、前掲書16頁)。

- (36) 「天演進化論」(『嚴復集』第二冊)、314頁。「国家社会」という言葉は、よく指摘されているタテ関係の国家とヨコ関係の社会との混同、あるいは軍事国家と産業社会との混同といえるかも知れない。しかし、嚴復の文脈において、「国家社会」は「宗法社会」に対応する言葉である。つまり、家父長制の社会とは違う国民国家の社会を言っているわけである。
- (37) 『天演論』前掲書、1351頁。
- (38) 同上、1338頁。
- (39) 『孟德斯鳩法意』上冊、商務印書館1981年、49頁、「訳者注」。
- (40) 『天演論』前掲書、1395頁。
- (41) 「論世変之亟」前掲書、2-3頁。

「他者」理解の政治学:多文化主義への政治理論的対応

The Politics of Understanding "the Other": The Response of Political Theory to Multiculturalism

越智 敏夫*

目 次

- 1 はじめに
- 2 多文化主義における国家観の問題
- 3 集団的アイデンティティの承認
- 4 マイノリティ再考
- 5 他者理解の組織化へ向けて

1 はじめに

福田歓一によれば、ネーション・ステイト nation state は「三重の意味でフィクション」である。第一に、それが「歴史のある時代に形成された人間の作為」であるということ。第二に、「one nation, one language, one state」というモデルが虚構のイデオロギーであるということ。そして第三に、「オスナブリュック条約以来の主権平等の擬制」が、国家の規模や勢力に圧倒的な差異が存在する現代世界においても通用しているということ。それらの三点においてネーション・ステイトという概念は虚構なのである。また、「元来権力機構を意味していたステイト」にネーションが政治社会としての共同体性を与えたことによって、ステイトが人的団体としての姿を装うことが可能になり、はじめてヨーロッパ近代の国際体制が安定したことも福田は指摘している⁽¹⁾。

そのネーション・ステイトによる国際体制の安定と、その後のヨーロッパ列強による海外進出は、ネーション・ステイトという単位をヨーロッパ以外の地域にも発生させることになった。第二次世界大戦後の世界政治を見ると、そのネーション・ステイトによって作られた枠組みは、ほぼ地球大に拡大したと言えるだろう。ところが、どのように安定した体制であっても、その擬制を成立させている条件が変化した場合には、その安定性は容易に失われる。

たとえば、ベルリンの壁の崩壊後のヨーロッパにおいて、単一のネーションによる統合を否定するグループが「他者」としてネーション内部に発生したことによって、それまでステ

*OCHI, Toshio [情報文化学科]

イトに付与されていた人的団体のイメージは急速に消失したと言えるだろう。そうなれば少数者集団に属する人間にとって、ステイトは単に自分たちを抑圧する権力機構でしかない場合もありうる。1990年代における旧ユーゴスラビア諸国における政治対立も以上のような論脈で理解することができる。エスニシティという単位による政治的主張がネーションという単位の虚構性を示したのである。

では、そのネーションの虚構性が示されることによって低下した政治的安定を回復させるためにはどうするべきか。もう一度、人的共同体に合致するように統治機構としてのステイトの単位を再構成し、「他者」も自らの権力機構を作り上げるしかないのだろうか。ユーゴスラビア的な状態を解決するには、各エスニシティ単位でそれぞれが一元的な権力機構を作り上げるべきなのだろうか。人類の政治単位の将来は、かつて安定しているかに見えたネーション・ステイトの枠組みから、今後細分化し続けるしかないのだろうか。たしかに、EUのようにステイトの連合を組み上げることも新たな方向のひとつではある。しかし、ステイトの上位に新しい組織を構成したとしても依然としてステイト内部の「他者」による政治的分裂の問題は残る。その意味において、EU統合の将来とヨーロッパにおけるステイト内部の闘争は原理的には無関係だと言えるだろう。現在のステイトにおける「他者」の問題はあくまでそれらを統治機構の内在的な問題として考える必要がある。

同様な問題はユーゴスラビアなどの旧共産圏諸国に限定して起こっているのではない。アメリカ合衆国やイギリスなどの先進資本主義諸国においても、一元的な政治権力の構造は安定的に維持されているものの、ステイト内には多様な集団が存在し、それぞれの「文化」を根拠として従来の政治統合に異議を申し立てている。現在、主に英語圏諸国で議論されている「多文化主義 multiculturalism」も、以上のような運動に対応していると考えられる。それら多文化主義の問題は常に現実の公共政策をめぐる論争、場合によっては暴力の行使を含む政治闘争の場へと引き戻される。その意味において、多文化主義は理念的なものではなく、「他者」をめぐる現実政治の場で具体化されるべきものである。しかし、この議論は従来のネーションとステイトの結合によって作られた枠組みを所与のものとしていない点ですぐれて現在のであり、その枠組みを全面的に再考させる契機となりうるだろう。

そこで本稿では以上のような理解にもとづいて多文化主義に関する議論を検討する。そうすることで、異質なものによって構成される政治統合の理念的な将来を考えたい。ただし、それらの議論は公共政策に関する議論という枠を超えるだろう。他者を理解し、異質な者に

よって共同の社会を構成しようとすることは、これまでそれを不可能にしてきた歴史性と、その中での「自己」理解を対象とせざるをえないからである。多文化主義の周辺にある問題領域をそのように拡大することは、政治社会における「他者」の意義を考えなおすことにもつながるだろう。それは少数者の自律性を尊重するようなステイトの政治理論を素描することでもある。

2 多文化主義における国家観の問題

多文化主義という用語をステイトに関わる公共政策の理念として最初に用いたのはカナダである⁽²⁾。建国時よりケベックという異質な存在を包含していたカナダにおいては、文化の多元性を維持しながら政治的な統合を確立する必要があり、そのために多文化主義的な政策を必要としていたのである。そうした経緯の中で1971年、トルドー首相が初めてカナダの公共政策の基本的指針として多文化主義を採用して以来、現在までカナダにおいては少なくとも中央政府のレベルにおいて多文化主義は常に政策の中心として機能している。

アメリカ合衆国において多文化主義は1980年代後半から議論されるようになったが、その議論の広がりもあって、その言葉の意味内容自体が非常に多義的になっている。しかし一般的には多文化主義を、単一のネーション・ステイトの中に文化を異にした複数の集団の存在を認め、それらの諸文化を公共政策上に反映させようとする考え方だとして考えることができる。そこで問題となるのはこの反映の方法と程度である。そこで、その方法と程度を決定するものについて検討するために、多文化主義の議論において共通に見られる前提について考えることから始めたい。

まず第一に、多文化主義について語られる場合、個人の法的な平等を保証することだけを議論の目的としているのではないという共通の前提がある。個人を平等に扱うだけでは維持されえないような上位の集団の文化が問題にされているのである。その上位の集団がどのようなものであるかは議論の目的によって多様である。人種、性差、性的指向性、身体的障害など様々な基準によって集団は形成されるが、それらに共通しているのは、各個人の基本的人権の保証とは異なる次元で、それらの集団の文化的価値を公的な領域において維持する方法が重要視されているということである。

第二に、多文化主義という枠の中での議論であれば、どのような立場の論者であれ、政治

社会の最終的な分断を主張することはないという共通点をもつ。また同様に、その政治社会に属する少数者の文化的価値を一方的に消し去ろうともしないのである。それどころか、多くの論者が社会の分断を嘆き、強制的な同化政策による文化破壊を忌避するのである。各論者の主張を詳細に検討していけば、結果的に分離主義あるいは同化主義に限りなく近づくようなものがあるとしても、彼らの直接的な主張においては、社会の分離も特定集団による一元的な文化支配という状態も理想とはされていないのである。つまり、完全な同化と完全な分離という対抗軸が存在する社会ではなく、政治的統合と文化的多様性の並存によって形成される社会が構想されているのであって、複数の文化の存在によっても崩壊しないような一元的な政治統合が所与のものとされているのである。

第二の前提に関連して次に指摘できるのは、多文化主義が分離でも同化でもない状態を指向している以上、そこでは各集団間に社会的勢力に関する不均衡が生じるのは当然であるとされているということである。このことが意味するのは、各集団が現実社会において政治的、経済的な不平等な状態におかれていることを認めることであり、さらにはその各集団のあいだで「中心」と「周縁」、あるいは「主流」と「非主流」という二項対立が生じる可能性を否定しないということでもある。したがって、多文化主義が現実社会での運動という形態をとる場合、その運動が意味するのは周縁の中心に対する自己主張だと言えるだろうが、それは同時に、中心が周縁を統合するための功利的な施策であるとも言えるのである。

以上のような前提を共有しているが、多文化主義をめぐるそれぞれの議論において問題にされていることは多様である。そこで多文化主義の議論における対立軸を明らかにするために、雑誌『American Scholar』で行われた教育カリキュラムをめぐるダイアン・ラヴィッチとモレフィ・キート・アサンテの論争を取り上げたい⁽³⁾。この論争においては、ラヴィッチが表面上は多文化主義に同調しているだけに、両者のあいだの意見の相違は多文化主義に内在する大きな問題を明らかにすると考えられるからである⁽⁴⁾。

ラヴィッチは多文化主義を「多元的多文化主義 pluralistic multiculturalism」と「個別的な多文化主義 particularistic multiculturalism」の二種に分類することによって多文化主義の問題を考えようとする。多元的多文化主義は各民族集団の文化を尊重しながらも、アメリカの「共通文化」を形成しようとするものである。それに対して個別的な多文化主義は各民族集団の価値だけを追求しようとする「自民族中心主義」であり、アメリカ合衆国の統合を危機的状況にするものだとしている⁽⁵⁾。ラヴィッチが支持するのは前者である。ラヴィッチは、アメリカには明

確に共通文化と呼べるものがあり、それが多文化的なのだと主張する。

アサンテが批判するのは、そのラヴィッチの共通文化という考え方である。アメリカには共通の文化があると主張することは、これまでアメリカ社会の中心にあったヨーロッパ的な文化を共通文化と称して、それを社会全体に強制することでしかないのアサンテは主張する。アサンテによれば、ラヴィッチの多元的多文化主義と個別多文化主義という二分法も、ほとんど言葉遊び同然の撞着語法であり意味をなしてないことになる。ラヴィッチの言う多元的多文化主義は、共通文化という名の下に白人の文化の優位性を主張しようとしているもので、文化領域における白人のヘゲモニーを隠蔽しようとしているだけだとアサンテは批判する。

多文化主義について考える場合、この「共通文化」という概念を認めるか否かが非常に大きな意味をもつ。そのような共通文化は存在せず、各集団の文化が並列的に存在しているだけだとアサンテは主張する。しかし、そのアサンテも完全な分離主義に立っているわけではない。各民族集団の文化を尊重することがアメリカの発展と政治統合に寄与するのだと主張しているのである。ラヴィッチは共通文化が存在することこそがアメリカをひとつにまとめ、独自の国家としての発展に役立ってきたのだと述べているのであって、国家の発展と政治統合を価値の基準にしているという点においては両者の指向性は一致しているのである。

しかし、両者とも国家としてのアメリカの政治統合の意味そのものについては論じられていないのである。したがってここで重要なのは多文化主義がネーション・ステイトの統合をどのように問題にしようのかということだろう。近代史の中で政治的に統合されてきたネーション・ステイトとしてのアメリカを多文化主義との関連から考察しなおすべきであり、そのためにまずアメリカにおける国家観の問題を対象とすることからはじめたい。

アメリカにおける国家観の変遷について独自の視点から考察したのがシェルドン・ウォリンである。彼は、アメリカにおいては国家の「自己正統化」が常に行われているのであって、そこには本来あるべき国家観は欠落しているのだと主張している⁽⁶⁾。そうした状態が生じた原因をウォリンは建国期までさかのぼって考察する。まずウォリンは、建国期のアメリカにおいてフェデラリストによる「見えすいた正統性の理論」が作られたと述べている⁽⁷⁾。それは人民による承認を国家の正統性の根拠にはしているが、政治体制に組み入れる人民はできるだけ限定しようとするものであった。つまり、フェデラリスト達は多数によって支配されるかもしれない強力な国家よりも、もろもろの憲法上の制約によって束縛されている弱い国家の方を選択したのである⁽⁸⁾。

ウォリンによれば、そのような正統性の理論は20世紀に入ってから一層の変化を遂げる。20世紀初頭のアーサー・ベントレーなどによる多元主義についてウォリンは、組織化された「集団」がそれぞれの「利益」を追及し擁護するために行動するという現象を彼らが「政治」だとしたことの意味を考える。ウォリンによれば、それは単なる事実によって国家を正統化していることに過ぎず、こうした理論によってアメリカ合衆国において人民という観念は抹消されたのである。その結果、国家の行為は「人民の意志」を反映したものであることを国家が人民に証明するという正統化の義務を国家は免除されることになったのである⁽⁹⁾。同様な問題点は第二次世界大戦後のロバート・ダールなどによる集団理論にも指摘しようとウォリンは述べ、ダールの主張は単に民主主義を減少させる新しい型の利益集団政治の擁護でしかないと批判している⁽¹⁰⁾。

こうしたウォリンの視点は現在の福祉国家化したアメリカの現状にも向けられる。ウォリンによれば、社会福祉とは経済的な上層の人々にとっては統制機能に奉仕することであり、下層の人々にとっては福祉国家に依存することを意味している。そして、こうした奉仕と依存こそが真の危機であり、それが脱精神化 demoralized された機械的人間を作り出しているのであって、そうした人間によって国家は依然として正統性の根拠を問われないまま存続していくのだとウォリンは述べている⁽¹¹⁾。

こうして国家についての特殊な観念がアメリカにおいて形成されてきたとウォリンは主張する。つまり、国家は形式的な正統化のみを求める一方で市民は矮小化され、参加、平等、政治的徳性、正義といった政治理論上の重大な論点が問題にされないような状況がアメリカには生じたのである。社会を管理運営する国家の正統性は実質的には問題とされなくなっているのである。

さらにアメリカにおいては、国家が自由主義というイデオロギーを独占しているために、一層国家の正統性の根拠は問われなくなっているとも言えるだろう。アメリカにおける政治思想研究の古典である『アメリカ自由主義の伝統』でルイス・ハーツが述べているように、アメリカにおける自由主義には対抗イデオロギーが実質的に存在しないため、その自由主義が原理的に批判検討されることがなく、それ自体が「教義化」していると言える。つまり合理的であるはずの「自由主義」が非常に「非合理的に」信奉されているのであり、これをハーツは「アメリカ主義」とも呼べるものだと指摘したのである⁽¹²⁾。

しかし、以上のようなアメリカにおける国家観に、近年の多文化主義の議論は新たな影響

を与え始めた。従来のアメリカにおける伝統的な国家観にも変化が見られ始めているのである。その点について、国家権力の多元性と多文化主義の関連を歴史的経緯の中で考察しているのがカースティ・マックルアである⁽¹³⁾。

ウォリンと同様にマックルアも、ベントレーやメアリー・P・フォレットらをアメリカにおける最初の政治的多元論者だとしている。彼らは20世紀初頭における大衆社会の出現と国家機能の増大という現象を前にして、国家主権は複数の集団によって維持されているものだと主張した。ウォリンと異なり、マックルアは彼らのそのような主張が国家権力の一元的な増大を批判する視座を提供したのだと評価している。マックルアは多元論者の第二世代の視点も評価している。ダールとトルーマンなどによる「経験論的な民主主義理論」である。彼らは第二次世界大戦後のアメリカにおいて主張されるようになった「パワーエリート」論を実証的に否定したとマックルアは述べる。第二次世界大戦後のアメリカ政治においては強固な権力をもった一元的なエリート集団が存在しているという仮説に対して、ダールたちは実証的に政治権力の複合的な構造を解明しようとしたのである⁽¹⁴⁾。

マックルアによれば、これら二種類の政治的多元主義は、それぞれが政治権力の複合性を追求しているという点で共通しているが、実際の社会的、政治的な闘争の多元性がどのように構成されているかという点において二者は、それぞれ異なっているとマックルアは指摘する。マックルアの要約によると、第一世代は政治権力の源泉を「見直す」作業であり、第二世代は「表現し直す」作業であった。しかし、この両者とも単に国家の権力構造を解釈しなおすだけであり、その国家権力の源泉をどのように作り上げるべきなのかという点については判断を停止していたのだとマックルアは批判している⁽¹⁵⁾。

ところが、マックルアによれば、近年になって政治権力の源泉の「再配分」の方法をめぐる規範理論が登場してきたのであり、それらをアメリカにおける政治的多元主義の第三世代だと彼は規定している。そして、その第三世代は多文化主義の議論の中から出現したのだとマックルアは指摘する⁽¹⁶⁾。そしてこの第三世代は、政治的闘争の中でアイデンティティを追求し政治主体になろうとすること自体が、結果的に国家構造を強化することになるというメカニズムを解明しようとしているのだとマックルアは評価している⁽¹⁷⁾。そこで以下の部分ではそのような論者たちの主張について考えてみたい。

3 集団的アイデンティティの承認

マックルアが第三世代としてあげているのは、マイケル・ウォルツァーなどによる多文化主義の議論である¹⁹⁸。ウォルツァーたちが多文化主義に関連して議論の対象にしているのは、多元的な社会における国家の機能そのものについてである。現代社会において単一の民族集団のみによって政治社会が構成されることはありえない。そうした前提からアメリカなどの自由民主主義体制において、国家は特定の民族集団の利益のために行動するべきかという問いをめぐる議論はなされている。つまり、多文化主義的社会を維持するために国家は特定の民族集団の文化的伝統を守るような公共政策を展開するべきかどうかという問題である。

チャールズ・テイラーはこのような多文化主義の問題に関して、国家は特定の民族集団の文化的伝統を守るための公共政策を遂行しうる存在だと主張する。テイラーは、カナダのケベック州におけるフランス的な文化的アイデンティティの維持の是非について、ロナルド・ドゥウォーキン「自由主義」に関する道徳的コミットメントの議論に依拠しつつ、州政府がどのような公共政策を取りうるかを考える。

テイラーによれば、道徳的コミットメントには二種類ある。第一は「お互いを公正で平等に扱うということ」に関するコミットメントであり、第二は「自己や他の人々が追求すべき生の目標について、すなわち『善き生活』を構成するものについての見解」に関するコミットメントである¹⁹⁹。テイラーによれば、第一のコミットメントは「手続きの procedural」であり、第二のものは「実質的 substantive」である。そしてテイラーは、特定の民族の文化の存続のために国家は第二のコミットメントをすべきだと主張している。そのような集団的なアイデンティティを社会は擁護してよいとテイラーは判断する。

そこで問題になるのは、そのような「善き生活」をめぐる集団的アイデンティティから排除された人々である。しかしその点についてテイラーは「社会が善き生活についての一定の定義を中心に組織されたとしても、これは、この定義を共有しない人々を蔑視するものと見なされるわけではない」と述べている²⁰⁰。少数者の基本的人権に対する脅威を与えることなく、社会のなかでの中心的な集団的アイデンティティは維持可能だとテイラーは考えているのである。

以上のようなテイラーの主張に対してユルゲン・ハーバーマスは、国家の機能は「手続きの」なものに限定されるべきだと反論している。ハーバーマスによれば、法の中立性、つまり法制定の民主主義的過程の中立性を国家は厳格に遵守するべきなのである。したがって、

テイラーが支持するような国家による特定の文化価値へのコミットメントは、そうした法の倫理的中立性を侵害するものだとハーバーマスは否定する。国家の機能は人々の基本的権利を保障するためだけに限定されるべきだとハーバーマスは主張しているのである²¹⁾。

また、テイラーの主張に対して別の視角から反論しているのがマイケル・ウォルツァーである。テイラーの二種類の道徳的コミットメントに対応させて自由主義をウォルツァーは「自由主義Ⅰ」と「自由主義Ⅱ」に分ける。ウォルツァーによれば、「自由主義Ⅰ」は第一のコミットメントによって維持されるもので「個人的な権利を支持する」ものであり、厳格に国家の中立性を維持し、国家の文化的な企てを否定するものである。それに対して第二のコミットメントによって維持される「自由主義Ⅱ」は「異なる帰属意識を持つ市民の、あるいはそうした帰属意識をまったく持たない市民の基本的権利が守られている限りにおいて」、「特定の民族、文化、宗教あるいは（限られた）一連の民族、文化、宗教の存続や繁栄を支持する国家を許容する」ものである²²⁾。

ところが、ウォルツァーによれば、この「自由主義Ⅱ」は自由な判断の余地を認めているものであって、その意味で選択的なものであり、その選択肢のなかには「自由主義Ⅰ」も含まれるのである。そしてウォルツァーが問題にするのは、「自由主義Ⅱ」が社会の中の多数派と少数派のあいだの緊張関係を包含する場合なのである。つまり、テイラーが支持している「善き社会」を形成するための多数派の集団的アイデンティティの追求が、少数者の基本的権利を侵害するにいたる「社会的緊張」や「公然たる衝突」が生じる状況を問題にしているのである²³⁾。

以上の問題に対してウォルツァーは「手続きの」国家、つまり「自由主義Ⅰ」を選択する²⁴⁾。少数派も多数派も法的に平等に扱うという前提のもので、それぞれの集団が自分たちの文化の維持形成につとめるべきだというのがウォルツァーの意見である。そうした「自由主義Ⅰ」を支持することは結果的に諸文化間の対立を生じさせ、結果的には特定の文化が衰退する可能性もあるだろうが、それが「現実の生の選択」によって形成される現実の文化闘争だとウォルツァーは肯定するのである。

ウォルツァーによれば、そうした社会の文化闘争を受容する責任がアメリカやカナダなどに住む人間にはあることになる。なぜならば、彼らは移民、あるいは移民の子孫だからである。ウォルツァーは「彼らはここにきたとき文化的なリスクを引き受けたり、自分たちの過去の生の様式の確実性を放棄するつもりでいた（そして今もそのつもりである）し、またそ

うする覚悟ができていた（そして今も覚悟している）」と述べている²⁹⁵。さらに、彼らは自分たちの属する政治社会を自由主義的な個人の権利という理念によって意義深く形成してきたのだとウォルツァーは解釈している²⁹⁶。

以上のようなウォルツァーの指摘はアメリカにおける白人系の国民には説得力をもつかもしれない。しかし非白人系の人々にとってはどのような意味をもつのだろうか。これまでの数百年の歴史の中で差別されてきた黒人やネイティブ・アメリカンにとってウォルツァーの主張は、単に移民達が時間をかけて不平等な社会を作ってきたという事実を再確認することではないとも言える。このようなウォルツァーの主張は、人種差別は「アメリカの実験の最大の失敗」であると認めながら、「非白人系アメリカ人は国民的自己同一性の意識の形成に貢献した」と評価するアーサー・シュレジンガーの論理と類似している²⁹⁷。しかしこのシュレジンガーの指摘にしても、非白人系アメリカ人がアメリカ的自己同一性の意識の形成に関わってきたということの根拠は示されていない。シュレジンガーがそのように評価したいという姿勢を表明しているだけであり、歴史的経緯から考えれば、非白人系アメリカ人を社会の中核から排除し続けることがアメリカの集団的アイデンティティを形成してきたのだとも言えるだろう。あるいはまた、非白人系をどのように「処理」するかという問題がアメリカの集団的アイデンティティを形成してきたとも理解できるのである。

そこで問題となるのは、この集団的アイデンティティの形成のメカニズムである。シュレジンガーのように、黒人は差別されてきたがアメリカの集団的アイデンティティの形成に「有用であった」と述べることは、何のために有用なのか、誰のために有用なのかという視点が欠落している。また、どのような集団であれ、有用でなければアメリカの集合的アイデンティティとは無縁であるということも含意することにならないだろうか。したがって重要なのは、集団的アイデンティティは誰によって、どのように承認されているのかということである。

既述したように、多文化主義の議論において前提とされているのは、完全な同化と完全な分離の対立という社会像ではなく、政治的統合と文化的多様性が並存する社会である。アサントなどによる多文化主義も「共通文化」を否認するものではあっても、黒人集団のアメリカからの政治的分離を主張するものではない。したがって、集団的アイデンティティの形成をめぐっては、下位集団間の文化闘争が必然的に生じることになる。だとすれば、多文化主義の問題は、マックルアが政治権力の「再配分」と称した問題に収斂されていくのだろうか²⁹⁸。つまり、それは集合的アイデンティティを形成する際の権力関係の問題であり、単に社会内

の諸集団間の権力の分布状況を反映したものだとして理解されるべきなのだろうか。

多文化主義が単に権力分布の問題であれば、集団間の他の種類の差異をこれまで人類は処理してきたように、この問題も解決可能だということになるだろう。たとえば、単一のネーション・ステイト内の階級問題や地域間格差を解決してきたように、具体的な政治的作為によって解決できるような問題なのだろうか。それが可能だとすると多文化主義による解決は、西欧の政治社会に従来からみられる社会民主主義の一形態と同義なものだということになるのだろうか。

しかし、ここで考えなければならないのはアメリカにおいて形成されてきた「アングロ・コンフォーミティ」の構造である。これまでアメリカではWASP的な価値を中心として社会を統合してきたのであり、その結果生じた権力の不均衡が強固に社会には残存しているという事実である。そうしたアングロ・コンフォーミティの構造においては、黒人は白人と異なるというだけで、それが「特殊」であるということを意味し、それによって白人社会が「普遍」や「共通」という語彙を独占し続けてきたのである。さらには、そのアングロ・コンフォーミティによって形成される文化を「共通文化」と呼ぶかどうかは別にして、アメリカにおける集合的アイデンティティの形成の問題では、普遍性を持った「正統」が「中心」に存在し、そのような普遍性を持たない「異端」が「周縁」に存在するという対立形式が作られ続けるという構造自体について考えなければならない。

そうした構造のなかで、少数者の集団的アイデンティティは常に少数者としてのみ形成される。つまり、多数派になる可能性が絶対にならないような少数者にとっての集団的アイデンティティを黒人は形成していくしかないのである。そして、そのような「絶対的少数者」として存在してきたために、黒人は既存の多数派への関係を明確にすることが常に要請されてきた。これは「中心」に接近するべきかどうかという問題である。

しかし、その接近を肯定しようが否定しようが、それらはともに黒人から見れば少しでも多くの権力を獲得しようとする「戦略」であって、まさにそのことが黒人の集団的アイデンティティの形成を阻害するものでしかなかったのだとクリストファー・ラッシュは指摘している²⁹⁾。ラッシュによれば、それらは戦略である以上、具体的な政治目的を持っており、それらの追求と黒人の集団的アイデンティティの構築は本来無関係なのである。それどころか、中心への接近をめぐるこれらふたつの戦略が黒人のなかで長い年月にわたって不毛な対立をしてきたために、黒人は集団的アイデンティティを正当に形成してこなかったということも

ラッシュは指摘している。

さらにラッシュは、アメリカの黒人が自分たちをアフリカからの亡命者として考えるのか、それともアメリカの「共通文化」に同化している存在と考えるのか、その両者への忠誠心が分裂していること自体は不思議なことではないと述べる。むしろ、その黒人の集団的アイデンティティが分裂しているという事実からアメリカ文化全体の特質と政治性を考えなおすべきだとラッシュは主張している⁹⁸。つまり、「絶対的少数者」としての集団的アイデンティティの形成を、権力獲得の問題と置きかえること自体が、そのような差別の構造を再生産することにつながってきたと考えるべきなのである。そこで問題となるのは、その差別を再生産してきたメカニズムであり、「絶対的少数者」を生み出し続ける社会的構造である。こうした問題について考えることは、社会内のマイノリティの意味を従来の問題構成とは違った視角から考えることを要求する。アメリカにおいてそうした「絶対的少数者」の問題を考えることは、移民たちは自分の意志で移住してきたという歴史的事実にウォルツァーが意味を見出すということとは対照的に、強制的に「移動」させられてきた黒人たちの歴史の意味について新たな視点からとらえなおすことでもある。

4 マイノリティ再考

WASP的な価値によってアメリカ社会においては「アングロ・コンフォーミティ」が作り上げられてきたのであるが、その「中心」には「正統」である白人社会があり、その「周縁」には「異端」である黒人社会が永久に存続するという、その構造自体が問題にされなければならない。こうした「絶対的少数者」としての黒人の集団的アイデンティティがつけられてきた歴史的経緯をナショナリズムとの関連で考察しているのがポール・ギルロイである。

まずギルロイは、ネイションとステートを歴史や言語によって結びつけようとする運動をナショナリズムだと規定した上で、黒人の「移動」による共同体を構想し、その意味を考える⁹⁹。ギルロイは近代西欧社会のあらゆる種類の共同体がナショナリズムに結びつけられようとする論理を問題にしているのであって、ナショナリズムを否定することが可能な種類の共同体を黒人の移動の中に見いだそうとしているのである。西欧諸国が近代のはじまりをネイション・ステートの成立に求めるのなら、黒人にとっての近代とは奴隷制と同義でしかない。そこでギルロイはアフリカ系アメリカ人の祖先が奴隷として強制的に大西洋を超えて移

動させられたことの歴史的意味を問う。

ギルロイによれば、アフリカ系アメリカ人は奴隷としてアメリカ社会の「周縁」としても存在できないのである。異端であり周縁的であることは、それぞれが存在する場が前提となるが、その前提さえアフリカ系アメリカ人は持たないという。そこでギルロイが提起するのは、J・M・W・ターナーの絵画「奴隷船 a slave ship」のイメージである³²。

この有名な絵画の主題は嵐の海上で翻弄される小船である。その小船から、すでに死んだ黒人奴隷や死にかけている黒人奴隷が海に投げ捨てられている。それに対して白人は小船を救うために黒人を海に投げ捨てる存在である。ギルロイは、1840年にロンドンで「奴隷制廃止世界大会」が開かれたそのときに、この絵画が王室アカデミーに展示されたということや、美術批評家であり社会批評家でもあるジョン・ラスキンが当時この絵を評価したことも重視する³³。そして、ラスキンの美意識と奴隷制度の連関を指摘しつつ、奴隷制度が西欧近代文明の構築に不可欠であったことを詳細に検討する。

また、この絵画の中にある「移動性」、つまり場を持たないということにギルロイは黒人であることの本質を見る。黒人は、ヨーロッパ近代の開始以降、大西洋を移動し続けてきた。それをギルロイは「ディアスポラ」と呼ぶ。黒人はその「ディアスポラ」であることによって、ある文化圏のようなものを作り上げてきたのである。そして、このような文化圏をギルロイは「黒人大西洋世界 Black Atlantic World」と呼ぶ。ギルロイによれば、この「ブラック・アトランティック」は、これまでのナショナリズムをめぐる論理構成を否定するものであり、西欧近代の文化思想の特徴であったナショナルな考え方に敵対する「カウンター・カルチャー」なのである³⁴。

アフリカ大陸から他の地域に強制的に移動させられたことによって黒人が近代に組み込まれたのであれば、その歴史的事実は近代世界がそのような暴力性によって支えられていることを示しているだけではない。「奴隷船」は正統と異端、あるいは中心と周縁という対立軸そのものを否定する存在となる。したがってギルロイにとって重要なのは、ナショナリズムとは異なる論理で成立する共同体の存在を確認し、その姿を明らかにすることによって、現在の多文化主義に内在するナショナリズムの陥穽を否定することである。その意味でギルロイによればアサンテ的な多文化主義も「ネイションの絶対化」であり、ステートとネイションを結びつけるような枠を超えた集団化の方法の概念化が必要だとしている³⁵。

ギルロイも、それぞれの黒人が現実社会においては、彼はアメリカ人であると同時に黒人

でもあるということは問題にしている⁵⁹⁾。これはデュボイス以降、アメリカの黒人思想においては常に「二重の自己意識」として議論されてきていることである。しかし、ギルロイによれば、黒人の集合的アイデンティティをアメリカのナショナルなアイデンティティの一部に位置づけようとする自体が不毛であって、そのことがまたナショナルなものを強化していると批判するのである。したがって、黒人はネーションとして完全であることを放棄し、集合的文化の単純化も否定するべきだとギルロイは述べている。

このようにして、ギルロイはナショナルであることとディアスポラであることの二項対立を超えようとする。この点に関して新たな視点を提供しているのがスチュアート・ホールである。「文化的アイデンティティとディアスポラ」という論文において彼は、文化的アイデンティティについて考察するには二種類の方法があるとしている。ひとつは他者から強制された「真の自己」を中心とした集合的アイデンティティの考え方であり、もうひとつは、これまでの「我々がこうなってきた」という経緯のなかの違いを細かく検証していこうという考え方である⁶⁰⁾。ホールによれば、これまで文化的アイデンティティを考える場合には第一の考え方に依拠するものが多かったが、これは不毛な二項対立から自己矛盾に至るという陥穽をもっていた。したがって重要なのは、文化的アイデンティティに関する第二の考え方であり、それによって将来形成されるべきものとしてアイデンティティを理解するべきだとホールは主張している。

こうした少数者のアイデンティティの二重性の意味については、ホールのような「カルチュラル・スタディーズ」のグループによって主に議論されてきた。ガヤトリ・スピヴァックは、同様な問題をイギリスによって植民地化されたインドにおける女性の状況から考えようとする。彼女はインドにおける少数者のアイデンティティ形成の意味を問いなおし、そこから人間が人間を支配するという行為の基本構造を解明しようとする。

スピヴァックによれば、インドの女性たちはイギリスという帝国主義に支配され、同時にインド人男性にも支配されるという二重の支配を受けている。この実態に接触すると、まず帝国主義側の男性は、因習に縛られているインド人女性をインド人男性から解放しようとする。ここには普遍性という名の文化破壊が存在している。しかし一方で、「因習に縛られることのほうが、共同体内で生活する彼女たちにとっては幸福である」という主張が発せられる⁶¹⁾。この主張はインド人男性と、インド社会に「理解が深い」白人男性からなされる。ここには文化相対主義という野蛮が存在している。

スピヴァックによれば、因習から解放する意見であれ、因習を容認する意見であれ、この一見対立するように見える両者の見解から明らかになるのは、「有色人女性の救済を白人男性と有色人男性が競い合う」ということである。そして、それは女性を主体として発話させる場所に置いていないということを意味する⁴⁰⁾。こうした構造のなかで女性は、帝国主義的支配と男性による支配という二重の支配を受けている服従者「サバルタン subaltern」であり続けるのであって、その「サバルタン」は自ら語ることができないという状況に永遠に追いやられたままなのである⁴¹⁾。

そのようなスピヴァックの主張に対して、ポストコロニアル批評の代表的論者であるホミ・ババは、抑圧されたインド人女性の声だけを独立して聞くべきではなく、そうすることが逆に彼女たちの立場を理解不可能なものにすると指摘し、植民地的なテキストのなかの雑種性あるいは異種混交性 *hybridity* が重要なのだと主張する⁴²⁾。ババによれば、イギリス人植民者の語る言葉のなかにある雑種性はまさに「サバルタン」の声を反映しているのだということになる。

しかし、ババのその「雑種性」という概念が植民者の発話によってしか構成されていない点を問題にしているのがレイ・チョウである。帝国主義者によって作られた雑種性のなかに「サバルタン」の声が含まれるとババが主張することは、服従者の声は「植民地システム」に組み込まれているとみなすことであり、それは最終的には植民者の声を聞くことだけで服従者の問題にも対処しようという立場を正当化することになるのではないかという疑問をチョウは提起している。つまりチョウによれば、ババの主張は結果的に植民地文化の均衡状態の継続を容認し、植民者側の帝国主義的な行為を看過することになるのである⁴³⁾。スピヴァックも、服従者に常に発話をさせないような恒常的な構造の存在を問題にしており、あるインタビューにおいて彼女は「サバルタンの人たちが語ることができれば、ありがたいことに、サバルタンの人たちはもやはサバルタンではありません」と語っている⁴⁴⁾。

こうした絶対的少数者が発話できないという構造は、1930年代のフランスにおけるネグリチュード *negritude* の問題とも呼応する⁴⁵⁾。エメ・セゼールなどのフランス領マルチニク出身の文学者にとって、大戦間のフランスによる植民地の同化政策は、黒人としての文化的アイデンティティの喪失を意味していた。ネグリチュードの回復こそが政治的権利の獲得に必要だと考えられたのである。

サルトルとファノンのあいだでの有名な論争からも明らかなように、このネグリチュード

という概念は、単に虐げられていた第三世界の知識人のアイデンティティ獲得のための道具というだけではなかった⁴⁵⁾。それはパリに住むフランス知識人に対しても、かれらが無意識的にもっている文化的帝国主義を認識させ、自己反省を要求するものであったと言えるだろう。したがって、問題となるのはこのように発話不可能なマイノリティを作り出す差別の構造の双方にいる人々である。こうした発話不可能性の問題は、どうしてもそれを聞く側の問題も含まざるをえない。誰の不幸を誰が誰に嘆くのか、という問題である。

5 他者理解の組織化へ向けて

絶対的少数者が発話できないという構造を近代社会が作ってきたのだとすれば、まず第一に、そのような構造が作られていくコンテキスト自体を詳細に検討することから始めなければならないだろう。現在カルチュラル・スタディーズの研究対象となっているのはそのような領域である。しかし、この検討作業の中にも問題はありとレイ・チョウは述べる。チョウが問題にしているのは、そのようなカルチュラル・スタディーズのなかに見られる「犠牲者」や「第三世界の人々」への安易な同調が、結果的に知識人自体のヘゲモニーを強化していくメカニズムである⁴⁶⁾。

また、そのような批判的視点は、ネーション・ステイトの内部へも向けられる。カルチュラル・スタディーズの研究対象はネーション・ステイトの辺境にあるのだと主張することは、そのままカルチュラル・スタディーズが既存の「ナショナリズム」の下位文化を問題対象としているに過ぎないという誤解を与えることになるのだという批判もある⁴⁷⁾。しかし、絶対的少数者からの自発的な発言が不可能だと了解し、彼らの声と自分の声とは無関係だと開き直ったとしても問題は放置されたままである。したがって、太田好信が述べるように、こうした断絶を「ネゴシエーションの余地が残る二重性として捉え直」すことが重要になるのではないだろうか⁴⁸⁾。

それはカルチュラル・スタディーズを単なる「研究」という枠から解放することでもある。絶対的少数者を生み出しているコンテキストが現在も再生産されているのならば、その過程のなかにある可能性と矛盾を明確にしなければならない。そして研究者は、研究する自己とは異なる状況に生きる「他者」とのあいだに、現在とは異なる関係を作り上げることも要求されるだろう。それは単に連帯するということだけではなく、常態的に相互批判を受け入れ

るような相互承認の関係を必要とするだろう。

そしてその相互承認に基づく政治実践の延長に権力構造としての国家は構想されるべきだろう。それは、他者に対する視線をどのように新たな国家観へと結びつけるかという問題であって、「他者」に接することによって自己の内面的価値を見つめなおし、自分たちの集団的アイデンティティを常に再解釈しなおすことでもある。そうすることによって安易な文化相対主義を否定し、その相互連関から国境を越えた共通の価値を追求していくべきだろう。

そのような文化相対主義を否定するための条件として提示されるべきなのはどのようなものだろうか。海老坂武によれば、それはそれぞれの集団の内部に「自己の文化的伝統を鋭く否定する個人が存在」することである⁴⁹⁾。なぜならば「文化の伝統はその文化の内部にいる者によってそのままの形で肯定され」ることがそうした文化相対主義を生むからである。そこで求められるのは、異文化体験の積み重ねによって共同体より上位の価値を追求しようとすることである。

しかしそこで追求されるものとしては西欧近代型のデモクラシー的価値が予定されるべきではないだろう。そのような「真正」だと称される文化の存在を前提にする傾向を放棄し、多様な文化要素の混成によって、文化を再構築する無限のプロセスに耐える必要がある⁵⁰⁾。集合的アイデンティティの意味内容は、時間や状況の変化を通じて、常に解釈しなおされるべきなのである。その意味において、あらゆる解釈が論争の対象になるだろう。そうすることによってはじめてネーション・ステイトが作られてきた構造を「歴史化」していくことが可能になるだろう。太田好信の言葉を借りれば、この「歴史化」は、ある対象の変化を「歴史として語る」ことを意味するのではなく、それがあくまで「構築されたもの」(虚構)であることを見抜き、別の可能性を同時に想像することを意味する⁵¹⁾。こうして、これまでに作られてきたネーション・ステイトの権力性を対象化し「のりこえる」という作業が可能になるだろう。それは、自分と同じステイトにいる「他者」に対して「嫌な国だったら出て行け」と言うかわりに、自分自身の生活に根づいている論理を問い返すことを我々に要求するはずである。

後註

- (1) 福田歓一「国民国家を超えて」『福田歓一著作集』第十巻、岩波書店、1998年、244頁

(初出、『思想』1996年5月号、岩波書店)。

- (2) 多文化主義に関しては以下のものを参照のこと。Ronald T. Takaki, *A Different Mirror : a History of Multicultural America*, (Little, Brown & Co.,1993) ; Authur M.Schlesinger Jr., *The Disuniting of America : Reflections on a Multicultural Society*, (W. W. Norton, 1992) (都留重人監訳『アメリカの分裂：多元文化社会についての所見』岩波書店、1992年) ; Amy Gutmann ed., *Multiculturalism : Examining the Politics of Recognition*, (Princeton University Press, 1994) (佐々木毅、辻康夫、向山恭一訳『マルチカルチュラリズム』岩波書店、1996年)、多文化社会研究会編訳『多文化主義：アメリカ・カナダ・オーストラリア・イギリスの場合』木鐸社、1997年。
- (3) アサンテなどによる多文化主義はアメリカにおけるコミュニティの伝統との関連からも検討される必要がある。拙稿「多文化主義とデモクラシー」(内山秀夫、薬師寺泰蔵編『グローバル・デモクラシーの政治世界』東信堂、1997年、146～162頁)を参照のこと。
- (4) Diane Ravich, "Multiculturalism : E Pluribus Plures," *The American Scholar*, Summer, 1990 ; Molefi Kete Asante, "Multiculturalism : An Exchange," *The American Scholar*, Spring, 1991. 両者の論文とラヴィッチの反論の抄訳は前掲『多文化主義』に収録。
- (5) ラヴィッチのような主張は多文化主義批判として一般的である。たとえばジャーナリストのバイネス・ジョンソンもほぼ同様な論理で多文化主義を批判している。ジョンソンは特に大学において多文化主義が拡大すれば、それぞれのコミュニティ内に学生や教員が閉じこもり、コミュニティ間の敵対意識しか生み出さないと主張する。そのタイトルにしたがえば、「もし我々が分裂すれば、我々は没落する」ということになる。Haynes Bonner Johnson, *Divided We Fall : Gambling with History in the Nineties*, (W. W. Norton, 1994).
- (6) Sheldon S. Wolin, "The Idea of the State in America", *Humanities in Society*, vol.3, no.2, Spring, 1980, (「アメリカにおける国家の観念」千葉眞他編訳『政治学批判』第7章、みすず書房、1988年)。
- (7) Ibid., pp.155f, 邦訳271頁。
- (8) Ibid.
- (9) Ibid., p.162, 邦訳280頁。
- (10) Ibid., p.163, 邦訳282頁。同様な問題を、ジェフリー・ゴールドファーブはアメリカ政治におけるシニシズムの伝統に照らして考察している。ダールらの集団理論は、アメリカにお

ける民主主義を大衆社会化の過程へと還元させており、そのため民主主義が本来保持している国家への批判精神を消失させていると指摘している。Jeffrey C. Goldfarb, *The Cynical Society : the Culture of Politics and the Politics of Culture in American Life*, (University of Chicago Press, 1991), p.37.

- (11) Wolin, op. cit., p.165, 邦訳285頁。また、スタンレー・ホフマンはアメリカにおける国家観について、その正統性の根拠は非常に薄弱で、アメリカでは「現実には作動しているものは信じられているからだ」という社会意識が存在したからこそ、国家による一元的政治統合が可能だったのだと述べている。Stanley Hoffman, "Europe's Identity Crisis : Between the Past and America," *DAEDALUS*, XCIII, no.4, Fall, 1964, p.1247.
- (12) Louis Hartz, *The Liberal Tradition in America : An Interpretation of American Political Thought Since the Revolution*, (Harcourt Brace and World, 1955), (有賀貞、松平光央訳『アメリカ自由主義の伝統』有信堂、一九六三年), pp.9f, 邦訳八頁。
- (13) Kirstie McClure, "On the Subject of Rights : Pluralism, Plurality and Political Identity", in Chantal Mouffe, *Dimensions of Radical Democracy : Pluralism, Citizenship, Community*, (Verso, 1992), pp.113f.
- (14) McClure, op. cit., p.114.
- (15) Ibid., p.116.
- (16) Ibid.
- (17) Ibid., p.120.
- (18) Ibid., p.114.
- (19) Charles Taylor, "The Politics of Recognition", in Amy Gutmann ed., *Multiculturalism*, p.56, 邦訳77頁。
- (20) Taylor, op. cit., p.59, 邦訳81頁。
- (21) Jurgen Habermas, "Struggles for Recognition in the Democratic Constitutional State", in Amy Gutmann ed., *Multiculturalism*, pp.107-148, 邦訳155～210頁。ただしハーバーマスは法制定の過程の中立性を重要視してはいるが、最終的にはフランス的共和制による政治を理想のネーション・ステイトの政治として提示するにとどまっている。まさにそのようなヨーロッパ近代に固有のネーション・ステイトの枠組みが、現在の政治社会で限界を露呈しているからこそ多文化主義が提起されてきたということを考えると、ハーバーマスのこの結論の

- 有為性は低いと言えるだろう。しかし、当然ながらこのハーバーマスの指摘は統一後のドイツにおける政治統合をめぐる問題とも関連させて評価する必要がある。
- (22) Michael Walzer, "Comment", in Amy Gutmann ed., *Multiculturalism*, p.99, 邦訳145頁。
- (23) Walzer, op. cit., p.101, 邦訳148頁。
- (24) Ibid., p.103, 邦訳151頁。
- (25) Ibid.
- (26) Ibid.
- (27) Schlesinger Jr., op. cit., p.14, 邦訳7頁。
- (28) McClure, op. cit., p.114.
- (29) Christopher Lasch, *The Revolt of the Elites : and the Betrayal of Democracy*, (W. W. Norton, 1995), p.132.
- (30) Ibid., p.133.
- (31) Paul Gilroy, *The Black Atlantic : Modernity and Double Consciousness*, (Harvard University Press, 1993).
- (32) Ibid., p.14. 通常「奴隸船」と呼ばれるこの絵画の原題は「死者および瀕死の者を海上に捨てる奴隸船：迫りくる台風」で、現在はボストン美術館 (The Museum of Fine Arts, Boston) に所蔵されている。
- (33) Ibid., p.11.
- (34) Ibid.
- (35) Ibid., p.199.
- (36) Ibid., p.126.
- (37) Stuart Hall, "Cultural Identity and Diaspora", in Jonathan Rutherford ed., *Identity : Community, Culture, Difference*, (Lawrence & Wishart, 1990).
- (38) Gayatri Chakravorty Spivak, "Can the Subaltern Speak?" in Cary Nelson & Lawrence Grossberg, eds. *Marxism and the Interpretation of Culture* (University of Illinois Press, 1988), p.296.
- (39) Ibid.
- (40) Ibid., p.308.
- (41) Homi K. Bhabha, "DissemiNation : Time, Narrative and the Margins of the Modern Nation" in Homi K. Bhabha, ed. *Nation and Narration*, (Routledge, 1990), pp.291-322 ; Homi K. Bhabha, *The*

- Location of Culture*, (Routledge, 1994).
- (42) Rey Chow, *Writing Diaspora : Tactics of Intervention in Contemporary Cultural Studies*, (Indiana University Press, 1993), pp.34f.
- (43) Gayatri Chakravorty Spivak, "The New Historicism", in Sarah Harasym ed., *The Post-Colonial Critic : Interviews, Strategies, Dialogues*, (Routledge, 1990), p.158, (清水和子、崎谷若菜訳『ポスト植民地主義の思想』彩流社、1992年、邦訳284頁).
- (44) negritude は「黒人性」「黒人精神」「黒人的特性」「黒人的心性」などと訳されるが、こうした訳語の問題も含めて、negritude という概念は文化の相対的な位置と関係を問題対象としているので、ここでは「ネグリチュード」と表記する。また、このネグリチュードの問題は19世紀末以降の広範なパン・アフリカニズムの一部としても考える必要がある。特にデュボイスがパン・アフリカ会議を1919年のパリ以降、数年間にわたってヨーロッパ各地で開催したが、その連続開催がネグリチュードの議論に与えた影響は大きい。1929年、デュボイスたちは念願のアフリカでパン・アフリカ会議を開催しようとした。彼らは当時フランスの植民地であったチュニスを開催地として決定したが、本国フランスはその開催を許可しなかった。この事件もフランス知識人社会のなかでネグリチュードに対する関心を高めたと言われている。
- (45) Frantz Fanon, *Peau Noire, Masques Blancs*, (Ed. du Seuil, 1952), (海老坂武、加藤晴久訳『黒い皮膚・白い仮面』みすず書房、1998年).
- (46) Rey Chow, *Writing Diaspora : tactics of intervention in contemporary cultural studies*, chap.5, "Against the Lures of Diaspora : Minority Discourse, Chinese Women, and Intellectual Hegemony"; Rey Chow, *Ethics after Idealism : Theory, Culture, Ethnicity, Reading*, (Indiana University Press, 1998).
- (47) Gilroy, op. cit., p.15.
- (48) 太田好信『トランスポジションの思想 — 文化人類学の再想像』世界思想社、1998年、279頁。太田の中心的な論旨は、文化人類学の過去の展開のなかに発見される知識人の政治性を批判することであり、そのためにポストコロニアル批評やカルチュラル・スタディーズの成果を取り入れようとしている。しかし太田が問題にしていることがらは、政治社会の中の絶対的少数者をどのように理解するかということでもあり、この問題はこれまで論じてきたような多文化主義をめぐる議論でも常に主要な位置にある。

- (49) 海老坂武『思想の冬の時代に ―く東欧く、く湾岸くそして民主主義』岩波書店、1992年、255頁。
- (50) 1990年代に入ってからジョン・ロールズが、道徳的価値観が最終的に一致しないような多元的社会における「より安定的な正義の概念」の現実性へと論点を移行させていることも、この論点と関連させて考えられるだろう。John Rawls, "The law of peoples", *Critical Inquiry*, vol.20, no.1, 1993, p. 36-68.
- (51) 太田、前掲書、4頁。

会計帳簿の電子化

Filing Accounting Documents by Electronic Media

榊 俊作*

目 次

1. はじめに
2. 会計帳簿の法的定義
 - (1) 会計帳簿に関する法規定
 - (2) 法律が会計帳簿に求めている要件
3. 会計情報システムの発展とコンピュータ化された会計帳簿
 - (1) 会計業務のコンピュータ化
 - (2) 企業間ネットワークの進展
 - (3) コンピュータ化された会計帳簿の範囲
4. 「電子帳簿保存法」
 - (1) 会計帳簿の電子媒体による保存の要請
 - (2) 「電子帳簿保存法」の概要
5. 会計帳簿の電子化に関して会計情報システムに求められる留意点
 - (1) 会計情報システム設計上の留意点
 - (2) 会計情報システム運用上の留意点
6. おわりに

1. はじめに

会計帳簿及びそれに附属する原始証憑などの帳簿書類は、長い間、紙媒体によって作成され、保存することが、暗黙のうちに求められてきた。これは、会計帳簿に関する作成と保存を求めている代表的な法規である商法及び税法が、紙媒体を前提に、あるいは、想定して制定されてきたことによっている。

一方、多くの企業において、最も早くからコンピュータ化が進められてきた業務は、経理・会計業務であった。当初の会計情報システムは、それまで手作業で行ってきた経理・会計業務を、集計・計算能力に優れていたコンピュータに置き換えたものであった。その結果、会計取引を記録し、計算し、整理する仕訳帳や総勘定元帳がコンピュータで作成され、会計の目的である貸借対照表や損益計算書などの財務諸表もコンピュータにより自動的に作成されるようになった。その後、会計情報システムは発展を続け、経理・会計業務に関連する業務をサポートする購買情報システム、販売情報システムあるいは生産管理システムなどと、

*SAKAKI, Shunsaku [情報システム学科]

仕入、売上あるいは製品原価などのデータをシステム間で受け渡すインターフェイスをとるようになった。また、経費など会計情報システムに直接、入力が必要とするデータについても、いわゆる「伝票レス会計」¹などの工夫がなされ、企業内で経理・会計業務の合理化が図られるようになった。しかし、このように会計処理の大部分がコンピュータ内で処理されるようになり、実質的な会計帳簿は電子化されているにもかかわらず、依然として、会計監査人や税務当局が財務諸表から原始証憑へ遡及して財務諸表の信頼性を確保することを容易にするために、仕訳帳や総勘定元帳等の膨大な帳簿を紙に印刷し、紙媒体で一定期間保存しておくことが求められてきた。

また、最近では企業間の受発注や商取引をコンピュータと通信回線を使って、電子的に交換する電子データ交換（EDI: Electronic Data Interchange）取引が増加してきており、企業内だけではなく、企業間においても電子的なデータのやりとりが行われ、会計取引の認識もこれらをもとに行われるようになってきた。

このように、経理・会計業務を取り巻く環境は、コンピュータと通信ネットワークの発展によって著しく変化してきていることから、会計帳簿やそれに付随する証憑等の帳簿書類について電子媒体による保存を求める社会的要請が強くなってきた。この要請を受けて、1996年7月に国税審議官の私的研究会として、「帳簿書類の保存等の在り方に関する研究会」が発足し、1997年3月にその報告が『帳簿書類の保存等の在り方について』として取りまとめられた。これを受けて、『電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律』（以下、「電子帳簿保存法」という）が1998年3月31日に公布され、同年7月1日より施行された。この法律により、長年要請されてきた会計帳簿及び附属書類の電子媒体による保存が認められることとなった。

本稿では、会計帳簿の法的な解釈を明確にして、会計情報システムが利用されている現状を把握し、「電子帳簿保存法」の要旨を概観した後に、会計帳簿及び附属書類の電子媒体による保存が適切に運営されるためには、どのように留意すればよいかについて考察することにする。

1 請求書や領収書などの原始証憑をもとに、出金依頼伝票などの伝票を作成せずに、直接に会計取引を会計情報システムに入力する考え方を、一般に「伝票レス会計」と呼んでいる。また、この入力処理を経理部門ではなく、取引の発生した部門で入力する運用形態が多く採られることから、「ダイレクトインプット」と呼ぶこともある。

2. 会計帳簿の法的定義

(1) 会計帳簿に関する法規定

まず、会計帳簿とは何を指しているのか、法律が求めている会計帳簿について法規定を見てもみることにする。会計帳簿に関して、作成と保存を求めている法規として、商法と税法がある。

商法では、第32条第1項において、商業帳簿として会計帳簿と貸借対照表を規定し、その作成を義務付けている。そして、第32条第2項において、会計帳簿を公正なる会計慣行を斟酌して作成すべきと規定し、また、第33条第1項において、会計帳簿の記載要件を示し、取引その他営業上の財産に影響を及ぼす事項を整然かつ明瞭に記載すべきとしている。さらに、第36条において、商業帳簿の保存期間について、帳簿の閉鎖の時より10年間保存すべきとしている。

つまり、商法は、会計帳簿について、会計帳簿の形式、種類等については詳細な規定は行わず、取引その他営業上の財産に影響を及ぼす事項を整然とかつ明瞭に記載すべきとその記載要件を包括的に規定し、その形式、種類等についての詳細については、一般に公正妥当な会計慣行に委ねている。つまり、会計慣行の変化に対応できるように商法においては会計帳簿の包括的規定をするにとどめているのである²。したがって、複式簿記を前提とすると、仕訳帳、総勘定元帳だけから会計帳簿を作成している場合には、この2種類の主要簿が会計帳簿に該当し、これらに加えて、現金出納帳、売上帳、仕入帳、売掛金元帳、買掛金元帳などを補助簿として使用している場合は、主要簿に加えてこれらの補助簿も会計帳簿に該当することになるのである。

一方、税法では、青色申告法人について、法人税法施行規則第54条において、すべての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（「仕訳帳」）、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（「総勘定元帳」）、その他必要な帳簿を備え、別表20に定めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならないと規定している。また、第55条において、仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載しなければならないと規定し、総勘定元帳には、その勘定科目ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載しなければならないと規定している。さらに、第59条において、帳簿の保存期間につ

2 会計帳簿の商法上の解釈の詳細については、中島(1987)pp.40-41を参照されたい。

いて帳簿の閉鎖の日の属する事業年度終了の翌日から2ヶ月を経過した日より起算して7年間保存すべきと規定している。したがって、税法においても、商法と同様に仕訳帳、総勘定元帳および、現金預金出納帳、売上帳、仕入帳、売掛金元帳、買掛金元帳、経費帳などのその他の帳簿も会計帳簿に該当することになる。

結果として、現代の企業が採用している複式簿記を前提とする会計システム³においては、商法も税法も法規定上の用語につき多少の差異はあれ、会計帳簿として上述した主要簿および補助簿を指していると理解することができる。

(2) 法律が会計帳簿に求めている要件

商法および税法とも制定された当時、コンピュータによる会計情報システムは企業においてほとんど使用されていなかった。したがって、商法、税法とも伝統的に手作業で伝票起票、仕訳記入、総勘定元帳転記を行い、試算表を経由し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成も手作業で行われていることを前提として、法規定が制定されてきた。

必然的に紙媒体の会計帳簿が作成されることが想定されており、その手作業の会計帳簿は、次の2つの会計上の役割を暗黙のうちに果たしていたのである。

第1に、会計取引の認識から始まって仕訳記入、元帳転記、試算表作成を経て財務諸表作成で完結する簿記一巡の手続きを会計帳簿に手作業で記帳することで、財産および損益の把握を逐次的、網羅的に行えるよう、会計帳簿自体が、整然とかつ明瞭に集計、計算する技術的仕組みを提供していたのである。言い換えれば、手作業の会計帳簿の帳簿組織は、自動的に企業会計原則の一般原則の「正規の簿記の原則」や「真実性の原則」を支える役目を果たしてきた。

第2に、会計帳簿は、貸借対照表、損益計算書に盛り込まれた会計情報を外部に開示する際に、その情報に信頼性を与える機能を提供しているのである。具体的に、商法においては、会社の株主および債権者に対して会計情報を報告するアカウンタビリティを果たすことができるだけの信頼性を確保する裏付けとして、会計帳簿を整然とかつ明瞭に作成すべきとしていると考えられる。また、税法においては、申告納税制度を採用しているため、課税所得金

3 ここでは、手作業でなされる一連の会計処理もコンピュータによる会計処理も広義の意味で、財務諸表を作成するための一連の手続という意味で「会計システム」と呼んでいる。なお、後述する狭義の意味でコンピュータを利用して財務諸表を作成する一連の会計処理については「会計情報システム」という用語を用いて使い分けることにする。

額の計算に関して、会計処理が正確に行われたことを税務当局が客観的に確認できる手段を確保することが、制度運営の前提となっていると考えられる⁴。

すなわち、整然とかつ明瞭に会計帳簿が作成されることによって、必要があれば、貸借対照表、損益計算書から試算表、総勘定元帳、仕訳帳、会計伝票、原始証憑へと逆順に監査証跡をトレースできるようになっており、取引を不正に改ざんすることを抑止し、貸借対照表、損益計算書に信頼性を付与することが求められているのである。この点についても、また、手作業の会計帳簿の帳簿組織は自動的にその役割を果たしてきたということが可能であろう。

3. 会計情報システムの発展とコンピュータ化された会計帳簿

(1) 会計業務のコンピュータ化

企業内の業務として、購買、生産、販売、会計、設備投資、人事、研究開発、マーケティングなどさまざまな業務があるが、コンピュータの普及に伴って、それらの業務がコンピュータ化されてきている。中でも、会計業務は、定型的な集計、計算業務を多く含んでいるため、最もコンピュータ化に馴染み易く、最も早くからコンピュータ化が推進されてきた業務である。

企業内の情報処理システムの1つである会計情報システムは、インフォメーションテクノロジーの進展によって、処理形態が進歩するとともに、その処理範囲が拡大してきている。

1970年代までは、会計情報システムは入力処理もファイル更新処理もメインフレーム機で稼動するバッチ処理であった。入力媒体もパンチカードが主であり、ファイル編成方式も順編成（SAM: Sequential Access Method）ファイルが主であった。この会計情報システムは、主に振替伝票形式の会計伝票を入力し、コンピュータ内でそれらを仕訳帳ファイルとして保存し、総勘定元帳ファイルに勘定科目ごとに転記処理を行い、総勘定元帳ファイルをもとにして、試算表の作成、貸借対照表及び損益計算書の作成を行う過程をコンピュータ化したものであった。この時の会計情報システムは、仕訳帳の作成から貸借対照表及び損益計算書の作成までの一連の簿記手続きをコンピュータ化した、いわゆる「一般会計」⁵システムが中心で

4 税法において会計帳簿が必要とされる背景の詳細については、豊森（1994）p.22を参照されたい。

5 会計アプリケーションパッケージのサブシステムである“General Ledger”の訳語であり、仕訳帳、総勘定元帳などの主要簿の管理、財務諸表を作成する財務会計報告、部門別損益報告などの業績評価会計等の機能を一般的に総称している。

あった⁶。

1980年代の初めには、階層型、ネットワーク型、後にはリレーショナル型などのデータベースマネジメントシステム（DBMS: DataBase Management System）がファイル管理の標準的なソフトウェアとして普及し始め、より大規模で統合されたシステムの開発が容易になった。会計情報システムも一般会計サブシステムだけではなく、売掛金管理や買掛金／未払金管理、あるいは現預金管理などのサブシステムを統合した会計情報システムが作成されるようになった。

また、企業内では、会計業務以外の業務もコンピュータ化されるようになり、購買管理システムや販売管理システムなどがシステム化され、会計情報システムとインターフェイスを取り、売上、仕入、売掛金、買掛金などの会計データがシステム間で受け渡されるようになった。

1980年代中頃になり、エミュレーションモードの入力端末が一般化し、社内のさまざまな部門やフロアに1台～数台程度配備することが可能となり、会計情報システムのうち、入力処理がオンライン処理されるようになり、入力データのチェックが即時に行えるようになった。あわせて、チェックが容易になったことで、自動仕訳の対象範囲が広がり、仕訳の一部がコンピュータで自動生成されるようになった⁷。

さらに、1990年以降、メインフレーム機で行われていた処理をサーバー機に代替させるダウンサイジングが活発になった。サーバー機の進歩と平行してパソコンも発達し、あわせてLAN技術も成熟した結果、クライアントサーバーモデルがハードウェア構成の標準の1つとなった。会計情報システムもメインフレームアーキテクチャーからクライアントサーバーアーキテクチャーへと処理機能の移し変えが進んでいる。この結果、入力に関するマンマシンインターフェイスが向上し、会計伝票を起票せず、直接、請求書、領収書などの原始証憑から費用の発生部門が入力を行う「伝票レス会計」あるいは「ダイレクトインプット」と呼ばれる入力方法が広く普及している。

6 アプリケーションパッケージでは、一般会計（General Ledger）に加えて、売掛金管理（Account Receivable）、買掛金/未払金管理（Account Payable）がサブシステムとして統合化されているものもあった。

7 会計情報システムの発展段階を、1.自己完結型会計情報システム、2.自動仕訳受入型会計情報システム、3.業務統合型会計情報システムと分類する考え方もある。この分類の詳細については、田宮（1994）pp.63-76を参照されたい。

(2) 企業間ネットワークの進展

1980年代後半以降、ネットワーク技術の発達により、会計情報システムは企業内の他のシステムと連動してデータの受け渡しを行うだけでなく、企業外部のシステムとも連動して会計データの受け渡しを行うようになってきた。

その企業間システム連携の最初の形態として、まず、ファームバンキングシステム⁸がある。これは、主に、企業と取引先銀行との間で、振込依頼や入金通知など銀行取引に関するデータをシステム間で自動的に受け渡すものである。受け渡しの形態として、給与振込や買掛金／未払金の総合振込のデータを磁気テープ（MT: Magnetic Tape）で取引先銀行に搬送する場合と、回線を経由して直接に銀行システムにファイル転送する場合とがある。接続方式には、ファームバンキング用の専用端末を企業内に設置し銀行のコンピュータと接続する方式と、企業内のホストコンピュータと銀行のコンピュータを直接接続する方式とがある。

次いで、企業間のシステム連携は、EDIにより、受発注を行っている企業間で発注側企業の購買システムと受注側企業の販売システムを連携させるようになってきた。受発注のEDIにおいては、発注側企業の購買管理システムにおいて発注データが作成され、そのデータが受注側企業の販売管理システムに送信されて受注データとなり、逆に、出荷がなされると受注側企業の出荷データが発注側企業に送信されて入荷・検収のデータとなる。発注側企業において納品確認がなされると、納品・検収済データが受注側企業に再度送信され、一連の受発注業務が完了する⁹。

さらに、最近では、受発注のEDIに加えて、その受発注代金の決済機能も含む金融EDI¹⁰も試みられ始めている。金融EDIでは、受発注企業間のネットワークに加えて、受発注企業それぞれの取引先銀行もネットワークの参加者となっている。このネットワークでは、まず、受注側企業（請求者）が販売管理システムによって請求データ（紙の請求書の代わりに請求内容が記載されたデータ）を作成し、そのデータが発注側企業（支払者）にネットワークを経由して電送する。次に、発注側企業（支払者）は、請求データをもとに購買管理システムによって支払依頼データを作成し、ファームバンキングなどを通じて取引先銀行に電送する。

8 ファームバンキングのサービス内容の詳細については、石崎（1994）pp.246-249を参照されたい。

9 実際には、発注側企業、受注側企業がそれぞれ複数社であるため、データ交換の効率を高めるために、また、受発注データのセキュリティを高めるために、各社ごとのコンピュータを直結する方式ではなく、VAN（Value Added Network）会社を経由して、データ交換を行っていることが多い。

10 金融EDIの方式の詳細は、地方銀行マルチメディア研究会（1996）pp.80-84を参照されたい。

その後、発注側企業（支払者）の取引先銀行はその振込依頼内容にもとづいて受注側企業（請求者）の取引先銀行に送金を行う銀行間取引が行われる。そして、受注側企業（請求者）の取引先銀行は受注側企業（請求者）にネットワークを経由して入金を通知する。最後に、通知を受けた受注側企業（請求者）は、入金通知をもとに請求データと照合して、売掛金を消し込む作業をコンピュータで行う。

(3) コンピュータ化された会計帳簿の範囲

会計業務のコンピュータ化の進行、企業間ネットワークの進展にともなって、会計情報システムがシステム内に保有する会計帳簿及びそれに関連する書類の範囲も拡大してきた。

3.(1)で見てきたように、会計情報システムが単に手作業で行っていた簿記一巡の手続きをコンピュータ化したものであった時には、コンピュータ化されているファイルは、仕訳帳、総勘定元帳の主要簿だけであった。会計情報システムがより統合化されてくると、売掛金管理システムや買掛金／未払金管理システムと連動し、あるいは、購買管理システムや販売管理システムと連動して、それらのシステム内で管理される得意先元帳や仕入先元帳などの補助簿もコンピュータ化されてきた。さらに、自動仕訳が広く行われるようになると、自動仕訳のもととなる入力された伝票もコンピュータ化された会計帳簿に関連する書類の一部となった。

また、3.(2)で見てきたように、企業間ネットワークの進展で、請求書や領収書などの原始証憑も紙で仕入先から送付されてきたり、得意先へ送付するのではなく、コンピュータシステムが生成した請求データ、領収書データなどをネットワークを経由して相手先から、あるいは相手先へ電送することで入手したり、送付したりすることになりつつある。このようなネットワークの進展によって、一部の原始証憑はコンピュータ化された会計帳簿に関連する書類となっているのである。

4. 「電子帳簿保存法」

(1) 会計帳簿の電子媒体による保存の要請

平成10年度税制改正の一環として、適正公平な課税を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿保存に係る負担軽減を図る目的で、「電子帳簿保存法」とこの法律に係る施行規則（以下、

「電子帳簿保存規則」という)が制定され、平成10年7月1日から施行された。ここに至までの経緯はおおよそ次の通りである。

近年コンピュータの普及に伴い、会計業務をコンピュータ処理する企業が大幅に増加し、業務の効率化、迅速化とともに、ペーパーレス化が進みつつある。このため、経済界をはじめとする関係各界から、帳簿書類の電磁的記録(いわゆる電子データ)による保存及びマイクロフィルムによる保存¹¹⁾の容認について、かねてから強い要望が寄せられていた。

これに対し、政府は平成7年3月「規制緩和推進計画について」を閣議決定し、「各種法律によって保存が義務づけられている書類について、帳簿書類の電子データによる保存を認めるなど、諸制度の目的に配慮しつつ、情報化に対応するための制度の見直しを図るべく検討を行う」こととした。また、規制緩和の推進に加え、高度情報通信社会の実現を図る観点から、内閣に設置されている高度情報通信社会本部は、平成8年8月、「書類の電子データによる保存を積極的に推進する」旨を本部決定した。具体的な検討については、平成8年7月に国税審議官の私的研究会として「帳簿書類の保存の在り方に関する研究会」が発足し、真实性、可視性、証拠能力・証明力の観点から、電子データによる保存に必要な条件等の検討を行い、平成9年3月に『帳簿書類の保存等の在り方について』¹²⁾と題する報告書が取りまとめられた。さらに、平成9年11月の緊急経済対策、市場開放問題苦情処理対策本部決定等において、「平成9年度末までに、帳簿書類の電磁的記録等による保存を容認するための措置を講じる」ことを決定していた。

このような関係各界からの要望や政府全体としての取組みを踏まえ、平成10年度税制改正の一環として、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存の制度が創設された¹³⁾。

(2) 「電子帳簿保存法」の概要

「電子帳簿保存法」の制度の骨格は、次のとおりである。

1) 「保存義務者は、国税関係帳簿の全部または一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地等の所轄税務署長(中略)の

11 マイクロフィルムによる会計帳簿の保存については以前から一部認められると解釈されてきた。法務省民事局長回答「商業帳簿、その他営業に関する重要書類をマイクロ写真により保存する件について」(昭和49年法民4-6029)の解釈については、山本(1996) pp.24-27を参照されたい。

12 帳簿書類の保存等の在り方に関する研究会(1997)

13 電子帳簿保存制度に関する諸外国の現状は、帳簿書類の保存等の在り方に関する研究会(1997) p.3を参照されたい。また、ドイツのコンピュータ会計法規の現状については、坂本(1998) pp.122-130を参照されたい。

承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる（「電子帳簿保存法」第4条第1項）。」

2）「保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる（「電子帳簿保存法」第4条第2項）。」

これにより、一定の要件の下で、自己が一貫して電子計算機を使用して作成した場合¹⁴、仕訳帳や総勘定元帳などの各種の会計帳簿及び損益計算書や貸借対照表などの決算書類の電子媒体による保存が認められることとなった。また、「電子帳簿保存法」第5条によって、会計帳簿及び関連する書類は、紙、電子媒体のほかCOM（Computer Output Microfilm）による保存も認められることとなった。加えて、「電子帳簿保存法」第10条によって、所得税及び法人税に係る保存義務者は、電子取引（取引に関して受領し、又は交付する注文書、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される取引情報の授受を電磁的方式により行う取引）を行った場合は、その取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととした。

また、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存については、次の要件に従って¹⁵、その国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をしなければならないとされている（「電子帳簿保存規則」第3条）。

①電磁的記録の訂正又は削除の確認

当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ 当該国税関係帳簿の電磁的記録に訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ 当該国税関係帳簿に係る記録事項の入力を、通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。

②関連する国税関係帳簿間の相互関連性の確認

14 「自己」、「一貫して」の解釈についての詳細は、古賀（1998）p.198、壺見（1998）p.200を参照されたい。

15 各要件の解説については、漢（1998）pp.138-143、高野（1998）pp.64-75を参照されたい。

当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項とそれに関連する国税関係帳簿の記録事項（この帳簿が電磁的記録又はCOMによる保存等の承認を受けている場合には、その電磁的記録又はCOMの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認できるようにしておくこと。

③電子計算機処理のシステム関係書類の備付け

当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げるシステム関係書類の備付けを行うこと。

- イ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ロ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類
- ハ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書
- ニ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該国税関係帳簿に電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

④電磁的記録の可視性の確保

当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に、当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンター並びにこれらの説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

⑤電磁的記録の検索可能性の確保

当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項を次に掲げる要件を満たして、検索できる機能を確保しておくこと。

- イ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定することができること。
- ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- ハ 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること。

このように、「電子帳簿保存法」の制定によって、一定条件のもとに、会計帳簿の電子化が我国においても法的に認められることとなった。

5. 会計帳簿の電子化に関して会計情報システムに求められる留意点

会計帳簿の電子化が法的に認められることになったが、紙媒体に会計帳簿をプリントし、保存していたときと同等あるいはそれ以上に会計監査・税務調査への対応が会計情報システムに求められることとなる¹⁶。ここでは、会計情報システムの会計監査・税務調査への留意点を設計上の留意点、運用上の留意点に分類して見てみることにする。

(1) 会計情報システム設計上の留意点

①訂正伝票・取消伝票の取扱い

訂正伝票が入力された場合、原伝票と置き換え、直接に取引を書き換えるのではなく、赤黒方式¹⁷で修正する。同様に、取消伝票が入力された場合、原伝票を削除するのではなく、赤黒方式で取引を削除する。これにより、訂正又は削除を行った電磁的記録の記録事項について、訂正又は削除の事実及び内容を確認することができる。

②伝票入力者

伝票の入力に際して、伝票種類ごとに入力権限レベルを設定し、社員コードなどに入力権限レベルを付加して、権限者が入力したことを保証する。入力された伝票の電磁的記録の記録事項に伝票入力者が記載されることにより、入力権限者以外の者による不正な入力がないことを確認することができる。

また、訂正伝票・取消伝票の取引については、原伝票の入力日当日であれば、原伝票入力者による訂正・取消を可能としても、後日の訂正・取消は原伝票入力者の上長である役職者しか入力できないようにする。これは、実務上、単なる入力ミスまで厳格な訂正・取消手続を採用すると入力事務が煩雑になることを回避する一方、不正がおきやすい後日の訂正・取消手続は厳格にして不正防止を図るためである。

③伝票入力者パスワード

伝票入力にあたっては、伝票入力者が正当な権限者であることの確認のために、パスワード入力を行う。これにより、入力者以外の者による不正な入力を防止する。

④役職者承認、経理承認

入力された伝票が正当な会計取引を入力したものであることを役職者が承認することで、

16 電子保存に関する税務調査の具体的な調査ポイントについては、島田（1998）pp.140-145を参照されたい。

17 赤黒方式の詳細については、田宮・櫛（1998）pp.403-405を参照されたい。

会計取引の信頼性をより高めることができる。また、会計取引を経理部門で確認することにより内部統制機能が一層高まる。この役職者承認、経理承認¹⁸も電子的に行われることが多いので、その承認事実は電磁的記録の記録事項に記載されるべきである。

⑤帳簿間の整合性の保証

会計情報システムでは、主要簿としての仕訳帳ファイル、総勘定元帳ファイル及び補助簿としての売掛金ファイルや買掛金／未払金ファイルなどが管理されるが、総勘定元帳の売掛金勘定の残高と売掛金ファイルの得意先別売掛金の残高の合計が一致していなければならないなど、会計情報システムとして帳簿間の整合性が求められる。この観点からは、より統合化された会計情報システムの方が帳簿ファイルの整合性を保証しやすい。

⑥インターフェイスの内部統制機能

会計情報システムが、販売管理システムや購買管理システムなど他のシステムとインターフェイスをとってデータの受け渡しを行う場合には、データの整合性の確保と適及可能性の確保が図られなければならない¹⁹。⑤及び⑥によって、会計帳簿間の相互関連性を確認することができることになる。

⑦コンピュータファイルとしての会計帳簿体系の設計

会計情報システムを設計する考え方として、入力された伝票だけをファイル化し、そのデータをもとにコンピュータ内部で計算、集計を行い財務諸表を作成するという考え方もある。一方、伝票ファイルのほか、仕訳帳ファイルや総勘定元帳ファイルなど財務諸表を作成する主要な帳簿をファイル化して保有するという考え方もある。電子化された帳簿間の相互関連性が求められ、また、整然とした形式で速やかに出力できることも求められていることを考えると、主要な帳簿をファイル化して保有する考えの方が望ましいと思われる²⁰。

(2) 会計情報システム運用上の留意点

①パスワード変更

パスワードの盗難などによる不正入力を防止するために定期的にパスワードの変更を行う

18 役職者承認、経理承認の詳細については、田宮・榊（1998）pp.420-434を参照されたい。

19 インターフェイス処理における内部統制機能の詳細については、田宮・榊（1998）pp.459-460を参照されたい。

20 システム機能から見てデータモデリングを行うと結果としてこのような会計帳簿のファイル体系になる。この詳細については、田宮・榊（1998）pp.55-56を参照されたい。また、豊森は個々の取引データを記録しているデータベース（DB）から会計ファイルを編集すると磁気記録の取引データは会計帳簿として未整理の状態になっているなどの問題が生じると述べており、入力された伝票をファイル化する方式には消極的意見である。この詳細については、豊森（1998）pp.100-101を参照されたい。

運用とする。運用を強化するために、一定期間を過ぎてもパスワードを変更しない入力者に対しては変更を促す旨の警告をシステムが自動的に発するようにし、それでも変更しない入力者に対しては一定の猶予期間の後パスワードを自動的に無効にする。

② 決算後の修正

外部報告目的の年次決算だけではなく、内部管理目的の月次決算においても、一度決算処理を行って確定された決算報告がなされた後、金額の間違いや伝票入力の違いが判明した場合には、決算のやり直しや決算済データの直接メンテナンスを行うことは不正防止の観点からは好ましくない。このような場合には、前期損益修正、前月損益修正として処理することが望ましい²¹。

③ 可視性の確保

会計監査・税務調査に際してその場で、電子化された会計帳簿の一部（場合によっては全部）をディスプレイ画面に表示し、あるいはそれをプリントできるようにしておく必要がある。また、可視性は、取引年月日、勘定科目、取引金額、その他の項目で、あるいは、その組み合わせで、範囲を指定して検索できるようにしておく必要がある。

④ システムドキュメントの備え付け

会計情報システムでは、入力業務の効率化のために、さまざまな自動仕訳²²やインターフェイス処理²³を行っていることが多い。会計監査・税務調査に際して、どのような取引に自動仕訳を行っているかなど会計情報システムの個別的処理内容やインターフェイスデータの受け渡しなど会計情報システムの全体的な処理の流れを監査法人や税務当局に把握してもらい、効率的な会計監査・税務調査が行えるように、システムドキュメント及びシステムの運用状況が分かる書類を用意しておく必要がある。

6. おわりに

「電子帳簿保存法」の制定によって、ようやく我国においても、会計帳簿の電子化が法的に認められることとなった。制度は、基本的考え方として、政府税制調査会「平成10年度の税

21 痕跡の残らない帳簿メンテナンスの禁止については、田宮・榊（1998）pp.498-500を参照されたい。

22 主な自動仕訳の種類については、田宮・榊（1998）pp.400-402を参照されたい。

23 主なインターフェイスの対象となる取引データについては、田宮・榊（1998）pp.449-458を参照されたい。

制改正に関する答申（平成9年12月16日）」に「新しい時代の流れに対応し、納税者の帳簿書類の保存の負担軽減を図るために、記録段階からコンピュータ処理によっている帳簿書類については、電子データ等により保存することを認める必要があると考えます。（以下、略）」とあるとおり、帳簿作成者・保存義務者の負担軽減²⁴を図ることを目的としている。情報化の進展に伴って、法的な整備が進んだことは歓迎すべきことである。

しかし、会計帳簿の電子化によって、従来、紙媒体による会計帳簿が果たしてきた会計監査・税務調査に係る、会計事実への遡及可能性、会計取引の網羅性、監査証跡の確保などが損なわれてはならない。今後、税法だけではなく、商法規定においても会計帳簿の電子化が明示的に認められることもあるであろうが、会計帳簿は企業の会計情報の中核を成す存在であり、法規整備により一層、会計監査・税務調査に不足なく対応することが求められる。

会計帳簿の電子化が認められたことにより、会計帳簿を作成、保存する会計情報システムの社会的役割はより重要なものとなった。したがって、会計情報システムは、企業内の会計業務の効率化や会計情報の質的向上を追求するとともに、不正な処理がなされる余地を極力排除し会計監査・税務調査に信頼をもって対応できるように、適確に設計され、また、厳正に運用されていかなければならない。会計情報システムの適確な設計、厳正な運用によって、財務諸表への信頼性が一層高まることが強く求められる。

〈参考文献〉

- ・石崎純夫編著『セオリー エレクトロニック・バンキング』きんざい、1994年
- ・漢 昭弘「電子帳簿保存法Q&A」『税務弘報』Vol46 No11、1998年
- ・古賀 大「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存制度の創設等について」『税務弘報』Vol46 No6、1998年
- ・坂本孝司「コンピュータ会計法（電子帳簿保存制度）の研究—ドイツのコンピュータ会計法規との比較において」『税務弘報』Vol46 No11、1998年
- ・島田裕次「帳簿書類の電子保存で税務調査はこう変わる」『税務弘報』Vol46 No7、1998年

24 負担軽減効果として、帳簿書類の保存量が企業により、71%,18%,75%削減されるという試算もある。詳細は、高野（1998）p.7を参照されたい。

- ・高野俊信『逐条解説 電子帳簿保存法』税務経理協会、1998年
- ・田宮治雄『会計情報システムの機能と構造』中央経済社、1994年
- ・田宮治雄・榊俊作編著『会計情報システム設計ハンドブック』中央経済社、1998年
- ・地方銀行マルチメディア研究会『マルチメディア・バンク』近代セールス社、1996年
- ・帳簿書類の保存等の在り方に関する研究会『帳簿書類の保存等の在り方について』、1997年
- ・壺見晴彦「電子帳簿保存法取扱通達の解説」『税経通信』'98.8、1998年
- ・豊森照信『税務に活かすコンピュータ会計帳簿の考え方・整え方』税務研究会出版局、1994年
- ・豊森照信『電子帳簿の保存と税務』税務研究会出版局、1998年
- ・中島史雄『商法総則・商行為法』税務経理協会、1994年
- ・山本真由「コンピュータ会計の現状と問題点」『税務弘報』vol44 No2、1996年

「インターネット・バナー広告」の将来性と問題点

Banner Advertising on the Web: Its Possibility and Problems

正田 達夫*

目 次

- 1 はじめに
- 2 先行研究
- 3 実験と広告主調査
- 4 バナー広告の将来性
- 5 バナー広告の課題
- 6 おわりに

1 はじめに

1-1 はじめに：問題意識、研究目的、研究内容

日本におけるインターネット・ユーザーは、1997年には1千万人にのぼっていると推定されている（通信白書平成10年）。インターネット広告を掲載するサイトも、増加しつつあり、バナー広告¹⁾の規模は、1996年に16億円、1997年は60億円と推定され（電通）、1998年は100億円と予想されている。しかし、アメリカでは1997年には9億ドル、1998年には約20億ドル（Advertising Age²⁾）と報道されている。我が国においても、広告を提供するサイトの増加とバナー広告/ホームページ³⁾の質が改善されれば、まだまだ成長すると思われる。

インターネット・ビジネスのノウハウを記述した書籍や、利用する消費者のための雑誌などは多数出版されているものの、インターネットを利用した「バナー広告」についての公開された研究は、現在まで極めて少ない。

インターネットを利用する広告（情報発信）には、ホームページ、バーチャル・モール、バナー広告、プッシュ・システム⁴⁾、ニュース配信サービス、Eメール等がある。数量的には企業のホームページが多いが、本研究では、いわゆる「バナー広告」といわれる前述のサイトに掲示されている広告を対象に研究を行いたい。今回バナー広告を取り上げた理由は、掲載が有料であり、広告として既存の広告媒体と比較に値すると思ったからである。

*SHODA, Tatsuo [情報システム学科]

本研究のアプローチは、広告主の広告マネジメントの視点から、インターネットを利用した広告のうちバナー広告について現状を把握した上で、バナー広告の将来性と課題を考察しようとするものである。本研究の広告研究に於ける位置付けは、1つのパイロット研究である。

本稿の構成としては、まず、アメリカにおける先行研究を簡単にレビューした後に、学生によるバナー広告の実験、そして広告主のバナー広告についてのアンケート調査結果を報告し、最後にバナー広告の将来性と問題点について考察する。

2 先行研究

2-1 インターネット・バナー広告の長所と課題

インターネットのマーケティング・広告における長所と課題についての先行研究を簡単に紹介し、その論点を考察したい。

Vanderbilt大学のHoffmanら(1995)は、Webのマーケティング・コミュニケーション上のベネフィットとして、1)既存のメディアにはない双方向性、2)24時間公開できること、3)オンデマンド性、4)顧客との情報交換の簡便性、5)顧客の要求に合わせた情報を提供する機会、6)価格以外の差別化機会を提供、7)最後に、視覚に訴えるサイトの娯楽性などをあげている。

Webの商業化への障壁としては、1)当時(1995年)では、接続の面倒さ、2)使用上の不便さ、そして、3)金銭に拘わる情報の安全性の不安をあげている。また、企業側にとっては、4)Web広告の広告効果測定尺度に問題があると指摘した。

Hoffmanらは、「Webの持っている鍵となる有利な点は、関係の強化に繋がる双方向性である。Webは顧客との関係構築に役立ち、従ってより強いブランドロイヤリティーを創造する機会を提供する」と総括している。

ニューヨーク市立大学のDucoffe(1996)は、Web広告のベネフィットについて、Hawkins(1994)の初期的な予測を参照しながら、1)迅速なアクセス、2)見込ターゲットへの集中、3)柔軟性、4)直接取引可能性をあげている。また、問題点としては、1)表現の質と、2)メディアへの不慣れを指摘している。

Ducoffeは、1995年10月に、ニューヨーク市で、Web広告を見たことのある消費者318名にインタビューを実施した。調査の結果は、消費者はWeb広告の情報性(タイムリーさ、便利

性、関連性)は評価しているが、消費者のいらいら度は高い。消費者がクリックするかどうかの鍵は関連性(relevance)であると報告している。

こうしたバナー広告の特性について、項目別に考察してみたい。

双方向性：このインターネット広告の特長はその双方向性(インタラクティブ性)にある。顧客との情報交換は、ホームページ上に「メールの宛先」をつけることで簡単に実施できる。問い合わせてきた顧客の会員制度も作ることも容易である。

この会員制度には、2つの目的がある。まず、消費者に企業とその提供物についての情報を定期的に与え、また、企業は消費者のニーズや企業の提供物(商品・サービス)についての反応を知ることである。

さらに、インターネットの双方向性を利用し、入手した顧客情報を電子的に処理し、過去のデータを活用した顧客個人個人のデータベースを作り、ワン・ツー・ワン・マーケティングを展開することも可能である。

セグメンテーション・メディア：Web広告は、見込み客に焦点を合わせたコミュニケーションが可能である。テレビは広く消費者一般を対象にしており、視聴率が高いことが重要な評価基準である。しかし、Web広告は、電子情報サービスのユーザーに配達される広告であり、今後ネットワークが増殖されれば、視聴者は小さなグループに益々セグメントされることになる。消費者は自分の興味のあるサイトを積極的に選択する。その選択されたサイトに関連のある広告は、ターゲットに関係のない広告に比較して、高いクリック率を引き起こすであろう。こうして、Web広告は、広告主の提供物(商品・サービス)に興味を持っている見込み客セグメントに焦点を合わせることが可能である。

オンデマンド性：バナー広告の特性は、ユーザーがバナーをクリックしなければ、広告主のホームページに接続できないことである。この点が、テレビのように、消費者へ押しつけるように割り込む(push)広告と大きく異なることである。

クリックしたサイトは、消費者が自主的・主体的に広告を選択したのでありあり、関与度も高く、Web広告の価値を高める。

内容の豊富さ：サイト上の「バナー広告」のスペースは限られているが、リンクされた広告主のホームページに飛ばせば、広告主が提供したい情報は必要な長さだけ提供できる。この点は、テレビのコマーシャルが15秒、30秒に限定されており、新聞では見開き2ページが限界であるのに対し、バナー広告からリンクされたホームページは、広告主の提供したいだけの

長い豊富な情報を用意することができる。我が国の広告主の中には、5000ページを超えるサイトを開設している企業も相当ある。

迅速性と柔軟性：Web広告の制作は、テレビや新聞に比較して、短期間に制作し、サイト上に掲載することができる。また、Web広告は、消費者ニーズや変化する市場状況に応じて、早く／容易に変更できる。印刷広告やテレビ広告は長いリードタイムが必要であり、変化する市場状況に応じての改訂は困難である。

直接取引の可能性：Webページに注文様式を予め設定しておけば、消費者は簡単に注文ができる。こうして、企業は中間商人を経由せずに消費者のニーズや要望を簡単に把握し対応が可能である。

Web広告には、購入や問い合わせの速度と便利さがある。消費者は、商品・サービスについて詳しい情報をチェックした上で、サイトに添付されたメールシステムを利用して直接注文できる。売り手は、消費者からのメールを、迅速に処理することが可能である。

(ただし、数多くの消費者からの細かい注文処理の手間や配送費用を負担できる付加価値の高い商品に限られる)。

広告効果測定：広告効果測定については、意見が分れている。ハモンド(1996)は、インターネットは広告効果測定がしやすいと述べている(邦訳p.166)。「実際に特定の広告をどれだけの人々が見たかを正確に把握でき、利用者登録システムを導入すれば、誰が利用しているのかを知ることができる」とのことである。

しかし、これは「可能性」であって、実際に、ホームページを見たユーザーの個人情報を自動的に記録することは、当時(1995)は、容易ではなく、Hoffmanらは、「企業はウェブ上の人数に不安があり、このことがウェブに投資を困難にしている」と述べている。現在いくつかのサイトは、数字の正確性の確立、ビジターの内容について客観的なデータの収集と提供の努力をしている。

2-2 バナー広告の広告効果測定指標

アメリカにおけるバナー広告の広告効果測定の指標についての研究は相当数公表されている。しかし、実証的な研究はまだ少ないが、ここでは、本研究に關係する論文を簡単に紹介したい。

Berthon, Pitt & Watson (1996) は、「広告メディアとしてのWorld Wide Web：転換効率の理

解に向けて」と題して、Web広告の効果を測定するための概念上のフレームワークを提示した上で、ウェブ広告の効果測定尺度としての5つの効果指数（認知効率、誘導効率、コンタクト効率、変換効率、維持効率）を提案している。

NovakとHoffman（1996）は、「新しいメディアのための新しい測定尺度」という論文で、インターネットは双方向性のある新しいメディアであるから、新しいメディアに相応しい新しい測定尺度をと提案している。

彼らの提案は、基本的には、露出（Exposure）尺度とインタラクティブ（Interactivity）尺度と消費者行動（Consumer outcomes）の3点である。露出尺度は、いわば、到達尺度であるが、彼らは、単に到達の範囲と頻度（reach & frequency）だけでなく、ユーザーがどのくらいの時間そのバナー広告を見ていたかの継続時間（duration time）も加えるべきであり、また、このためには、関係業界としてビジットの共通した定義を作る必要があると述べている。インタラクティブ尺度としては、消費者のプライバシーを考慮に入れた上で、バナー広告を通じて、クリックスルー¹⁸⁵したターゲットを追跡し具体的に把握することが要請されており、媒体はこうした情報を提供するメカニズムを確立するよう努力することを提案している。

またHarvey（1997）は、「拡張ARFモデル：責任のある広告の未来への橋」と題して、従来からのARF（広告調査財団、1961）の広告媒体評価モデル（媒体到達、媒体注目、広告注目、広告受容、購買）は、新しい媒体には適切ではない、バナー広告については、新しいモデルとして「媒体到達、媒体露出、広告露出、想起、態度変容、導入、販売、利益、固定客、ROI」の十段階の指数で測定すべきであると提案している。彼は、インターネット広告が顧客の固定化に役に立つと指摘している。

アメリカには、バナー広告の広告効果を測定し報告する企業は35社もあるという（CyberAtlas, 1997, 4）。その一例として、NetCount社では、契約した広告主へ基本レポートとして、1）各ページのトランスファー頻度別ランキング、2）ページトランスファー時間別の分析、3）時間別のホスト・サーバーと新規ホスト、4）サイトからトランスファーされた要素のリスト、5）ウェブビジターの種類別分析、6）エラー率・途中放棄率の高いページなどの情報を提供している。このほかに、AdCountレポートとして、1）広告注目とクリック・スルー率、2）サイト別の広告注目とクリック・スルー率リストなどのアドバイスを提供していた（<http://www.netcount.com>、97-2）。

バナー広告の広告効果測定尺度としては、アメリカでは、前述のように、バナーをクリッ

クし広告主のホームページを見たクリック・スルー率が一般的であるが、ミルワード・ブラウン社のBriggsとHollis (1997) は、「クリック・スルーの前に反応はないのか」と問い掛けている。

彼らの調査はインターネット広告関係者の団体であるインターネット広告協議会 (The Internet Advertising Bureau =IAB) の依頼で行われた実験に基づいたものである。彼らは、バナー広告はクリック・スルーされなくても、バナー広告のみでコミュニケーション効果を発揮し、バナー広告を見ることで、知名度が増加し、購買意向率も増加したと報告している。

しかし、筆者として、注意を促したいことは、この調査結果が発表された当時 ('97年11月) IABのサイトには、調査に用いられたバナー広告の見本が例示されていたが、このバナー広告は、広告スペースが広く、アルファベットと画像で構成され、読みやすく、動くもので、インパクトも強く、伝達内容の解りやすいものであった。

日本におけるバナー広告についての研究は、バナー広告の可能性やアメリカの研究結果を紹介したものは相当数あり (岩崎1997、岸1997、木戸1997、1998)、また、前述のように、インターネット関係機関や雑誌によるユーザー調査は多数公表されている。しかし、バナー広告についての学術研究は非常に少ない (井上1998、鈴木1998、正田1997)。その後、日本広告主協会 (1998) は、バナー広告のクリック率について実験調査を行いその結果を発表している。

日本のインターネット・ユーザーのバナー広告接触状況については、既に数社の調査結果が報告されている。ユーザー数は、1998年において約1千万と推定され、2-30代の男性が中心、女性の比率は、調査により幅があり10-20%である。インターネット・ユーザーのバナー広告のクリック経験率は80%以上である。しかし、バナー広告をクリックすることで見られるホームページに対する不満は多い (第一企画、1997)。

3 実験と広告主調査

筆者は、「バナー広告」について、1997年夏に学生を対象とした実験と、広告主の意見調査 (事前ヒヤリングとサーベアー) を行った。

3-1 学生を対象とした実験

筆者の勤務する大学において、インターネットクラブ員30名を対象に、バナー広告の記憶率・クリック率の実験を実施した。実験の方法としては、前日にバナー広告の掲載されているYahoo, asahi com. NIKKEI NETのホームページ9ページ（トップページと内容の1部）をスクリーンに保存しておき、第1部ではそれぞれ20秒づつ見せながら、それぞれのページの感想を聞くダミーの質問を行った。第2部では第1部のサイトに掲載されていたバナー広告について純粋想起による記憶率（再生率）を聞いた。つぎにスクリーンを見せながら、バナー広告の助成認知による記憶（認知率）を調査した。最後に、第3部として、10分間を与え、あらかじめbookmark¹⁶⁾しておいたサイトの内から各自の好みのバナー広告をクリックさせた。

この実験の結果は、つぎのようにまとめることができる。

- (1) バナー広告の純粋想起（再生率）は低い：合計で17のバナー広告を提示したが、3人の学生が、4つの広告を純粋想起し、そのうち社名や商品名はわずかに3つで、広告のビジュアルを記憶していたのが1名であった。誤った社名の記入が2つあった。
- (2) 助成想起による記憶（認知率）では、前から知名度の高い企業名の認知率は高く、30名中17名がIBMを記憶していた（IBMはバナー広告が2回入っていた）。懸賞広告の記憶も高く、また、ひらがな・カタカナのバナー広告を多く記憶していた。
- (3) クリック率の調査では、懸賞広告をクリックするものが多く、ついで知名度の高い企業のバナー広告をクリックする学生が比較的多かった。この結果は従来の調査報告とほぼ一致している。
- (4) 「じゃらん」「ハウステンボス」等ひらがな・カタカナを用いた広告は記憶率、クリック率が高い結果を示した（いずれも懸賞広告であった）。

3-2-1 広告主調査：事前調査

広告主のバナー広告に関する調査表を作成するための事前調査として、バナー広告を出稿している広告主と、出稿していない大手の広告主を訪問しヒヤリングを行った。

調査項目は、まずバナー広告の前提となるホームページについて、その開設時期、目的、内容、作成体制、対応体制を聞いた。次いで、バナー広告の利用開始時期、バナー広告の目的、バナー広告の様式と内容、広告効果の測定方法、項目、バナー広告を出稿していない理由等について調査した。訪問した広告主は、電機メーカー3、自動車メーカー2、食品メーカ

ー6、通信業1、合計12社であり、1997年8月25日～9月12日の間に訪問した。この12社の内、すでにバナー広告を実施したことのある広告主は7社であった。

これらの広告主企業訪問の調査結果は次のようにまとめられる。

(イ) 実施している広告主の意見

バナー広告を実施している広告主はインターネット・バナー広告の長所として、下記の諸点をあげている。

- (1) インターネットユーザーは、商品の顧客層と一致し反応がよい。
- (2) 反応が早い。
- (3) デジタルだから、整理しやすい。
- (4) 見込み顧客を把握できる。
- (5) ホームページは長い内容が持てる。
- (6) インターネットは双方向性がある。

(インターネット・バナー広告の問題点)

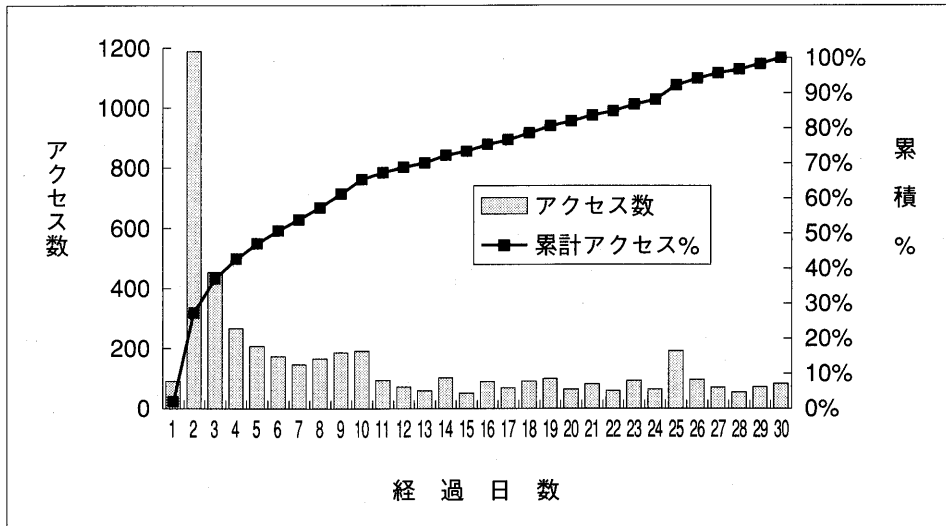
- (7) 双方向性を活用するには、相当の人材と人手が必要である。
- (8) 広告効果の測定が難しい。
- (9) 料金（制作費、サイト料金）の妥当性に問題あり（高い）。
- (10) バナー広告に対する反応は早いですが、同時に同じバナー広告では反応は早く（10日程度）減少する（図-1）。（このためyahooでは、2週間以上継続して掲載する場合には、2週間目には、別デザインのパナー広告の掲載を薦めている。）
- (11) 現在は実験段階である。

(ロ) バナー広告を実施しない理由

ホームページを持っているが、バナー広告を実施していない広告主では、バナー広告を実施しない理由として、下記の諸点をあげている。

- (1) インターネットユーザーは、商品の顧客層と一致しない。

図-1 日別アクセス数と累積アクセス%



出所：食品メーカー（匿名希望）

- (2) 効率が悪い。
- (3) 料金が低い。
- (4) その企業の商品は、日用品で近くの小売店で販売しており、商品をマスコミで宣伝している。
- (5) 双方向性に取り組む付加価値の高い商品がない。
- (6) 通販で商品を送るには、約1千円の送料がかかる。食品の場合送料を負担するに価する商品がない。

(ハ) その他の媒体との相乗効果

ほとんどの企業は、ホームページのURLを新聞・雑誌の広告に表示しており、テレビで、告知した企業も2社あった。

3-2-2 広告主調査：サーベ調査

1) 調査の概要

調査月日：1997年11月15日から12月10日

調査目的：1997年時点における広告主のインターネット・バナー広告の実施状況とバナー広告についての意見を調査する。

調査対象と調査方法：日本広告主協会の会員社300社とYahoo!JAPANにバナー広告を掲載したことがある70企業を対象に、前者には郵送で質問表を送り、後者にはE-mailで質問表を送付した。

回収数及び回答率：2つの名簿に重複があり合計350社に質問し、122社から回答があり、回答率は34.9%であった（表-1）。

調査項目：（イ）バナー広告の利用開始時期、目的、様式と内容、広告効果の測定項目、バナー広告を出稿しない理由、および今後の予測等。

（ロ）バナー広告にリンクするホームページの内容・対応体制等。

2) 調査結果：

この調査によれば、122社のうち、現在迄にバナー広告を実施した企業は64社で（表-2）、1996年と'97年に始めた企業が大部分で、業種としては、電機・OA機器、食品・雑貨、自動車、金融・保険、コンピュータソフトなどが上位であった（表-3）。

97年11月迄のバナー広告の掲載回数については、その時点までにバナー広告を掲載した企業で、5回以下が半数を超えているが、20回以上もの高い頻度の企業が28%あった（表-4）。また、97年度のバナー広告出稿回数の見込みは、96年度よりも「増加を見込んでいる」企業が40%あった。

バナー広告の掲載目的については、「ホームページの告知」と「商品広告・新製品の告知」が最も多い。つぎの「企業イメージの向上」が第3位であったのは意外であった（表-5）。

バナー広告の長所としては、「クイックレスポンス」が第1で、ついで「リードタイムが短い」、「商品ターゲットと一致」などで、「企業イメージ向上」をあげる企業もあった。「双方向性」や「オンデマンド性」をあげた企業は、比較的少なかった（表-6）。なお、インターネットの長所は、双方向性であると一般にはいわれているが、今回の回答企業では、迅速な対応体制のある企業は半数以下であった。

バナー広告の問題点・短所としては、既にバナー広告を出稿している企業の意見として、「効果の割に掲載料金が低い」が圧倒的に高く、つぎに「反応は早い、効果が持続しない」ととの指摘があった（表-7）。一方、現在までバナー広告を出稿していない企業では、「対応に手間がかかる」を第一にあげていた。

バナー広告を実施しない理由としては、バナー広告を実施していない企業では、「広告効果の不明」をトップにあげており、ついで、「商品ターゲットと不一致」であった（表-8）。バナー広告を実施し、その後現在は実施していない企業では「広告効果の不明」をあげるものが多く、次いで、「広告効果の割に料金が高すぎる」との意見も相当あった。

バナー広告の効果測定尺度については、クリック・スルーが現在・将来とも1位であり、ヒット数¹¹⁷は現在は3分の1の企業が測定尺度として用いているものの、将来についてヒット数の使用意向は低い（表-9）。ビジット数¹¹⁸については、現在よりも、将来の尺度としてはわずかながら増加している。クリック・スルーを効果測定尺度とする意向は、鈴木（1998）の調査でも、ほぼ同様な結果である。

バナー広告の表現については、「動くバナー広告を認めるべき」という意見については、約3分の2の広告主が賛成していた。

今後紀元2千年に向かっての予想については、既にバナー広告を実施している企業では、

表-1 発送方法と回収率

調査対象と方法	発送数	解答数	回収率
日本広告主協会一郵送	300	97	32.3%
バナー広告出稿社一Email	70	25	35.7%
重複	-20		
合 計	350	122	34.9%

表-2 バナー広告の実施経験の有無

項 目	n=122		n=107	
	解答社数	構成比	構成比	
バナー広告出稿あり	64	52.5%	59.8%	
バナー広告出稿無し	43	35.2%	40.2%	
ホームページなし	15	12.3%		
合 計	122	100.0%	100.0%	

表-3 業種別バナー広告の実施経験の有無

業 種	バナー広告出稿あり			バナー広告 出稿なし	合計
	解答数	%	累積%	解答数*	解答社 数*
電機・OA機器	13	20.3%	20.3%	1	14
食品・雑貨	10	15.6%	35.9%	11	21
コンピュータ・ソフト	5	7.8%	43.8%	1	6
金融・保険	5	7.8%	51.6%	1	6
自動車	5	7.8%	59.4%	0	5
小売り	4	6.3%	65.6%	4	8
家具・楽器・玩具	4	6.3%	71.9%	0	4
出版・印刷	3	4.7%	76.6%	2	5
製 薬	2	3.1%	79.7%	4	6
化学・石油	2	3.1%	82.8%	3	5
織 維	2	3.1%	85.9%	3	5
教育・人事	2	3.1%	89.1%	1	3
その他（7業種）	7	10.9%	100.0%	12	19
合 計	64	100.0%		43	107

*但し、ホームページ保有社のみ

表-4 バナー広告の掲載回数（～97年11月迄）

n=64

項 目	回答数	構成比
1) 1～5回	35	54.7%
2) 6～10回	6	9.4%
3) 11～20回	1	1.6%
4) 20回以上	8	12.5%
5) 1年位前から定期的	5	7.8%
6) 2年位前から定期的	2	3.1%
7) 非常に多く、回数は把握不可能	3	4.7%
8) その他	3	4.7%
9) n.a.	1	1.6%

20回以上が18社（28.1%）

表-5 バナー広告の掲載目的（複数回答）

n=64

項 目	回答数	構成比
1) ホームページの告知	38	59.4%
2) 商品広告・新製品告知	36	56.3%
3) 企業イメージの向上	24	37.5%
4) 懸賞キャンペーンの告知	17	26.6%
5) 商品情報の告知	15	23.4%
6) 広告内容をより深く知らせる	8	12.5%
7) 通信販売	5	7.8%
8) 見込み客の探索	4	6.3%
10) その他	9	14.1%

表-6 バナー広告の長所、可能性（複数回答）

n=64

n=43

項 目	バナー広告あり		バナー広告なし	
	解答数	%	解答数	%
1) クイックレスポンス	29	45.3%	13	30.2%
2) リードタイムが短い	18	28.1%	7	16.3%
3) 商品ターゲットと一致	17	26.6%	9	20.9%
4) ダイレクト・マーケティング	17	26.6%	13	30.2%
5) 企業イメージ向上	15	23.4%	4	9.3%
6) 長い内容のホームページ導入	13	20.3%	9	20.9%
7) 双方向性がある	12	18.8%	17	39.5%
8) オンデマンド性	10	15.6%	6	14.0%
9) 反応の整理がしやすい	7	10.9%	3	7.0%
10) 見込み客がつかめる	6	9.4%	2	4.7%
11) 通信販売が出来る	6	9.4%	2	4.7%
12) オーディエンスの特性把握	4	6.3%	4	9.3%
13) その他	5	7.8%	1	2.3%

表-7 バナー広告の問題点、短所（複数回答）

n=64

n=43

項 目	バナー広告あり		バナー広告なし	
	解答数	構成比	解答数	構成比
1) 効果の割に、掲載料金が低い	43	67.2%	6	14.0%
2) 反応は早い、効果持続せず	17	26.6%	10	23.3%
3) Inetに精通した専門家がいない	13	20.3%	11	25.6%
4) Inet通販に適した商品がない	12	18.8%	7	16.3%
5) 対応に手間かかる	10	15.6%	16	37.2%
6) 毎週変える必要あり	7	10.9%	6	14.0%
7) その他	9	14.1%	4	9.3%

表-8 バナー広告を実施しない理由（複数回答）

n=64

n=43

項 目	バナー広告あり		バナー広告なし	
	解答数	構成比	解答数	構成比
1) 広告効果が不明	20	31.3%	25	58.1%
2) 商品のターゲットと不一致	6	9.4%	13	30.2%
3) マスコミを展開中、BAは不要 ※	1	1.6%	8	18.6%
4) 効果の割に料金が高すぎる	16	25.0%	7	16.3%
5) HPの URLを消費者・顧客が既知 ※	2	3.1%	3	7.0%
6) URLを他の広告等で告知済	2	3.1%	2	4.7%

BA=バナー広告、HP=ホームページ

表-9 バナー広告の効果測定 の尺度 (複数回答)

n=64

n=64

項 目	現 在		将 来	
	解答数	%	解答数	%
1) クリックスルー	20	31.3%	18	28.1%
2) ヒット数	20	31.3%	7	10.9%
3) ページビュー数	14	21.9%	8	12.5%
4) ビジット数	10	15.6%	12	18.8%
5) 懸賞等の応募数	4	6.3%	5	7.8%
6) 問い合わせ数	3	4.7%	6	9.4%
7) 通信販売の売上数	2	3.1%	5	7.8%
8) その他	3	4.7%	5	7.8%
9) n.a.	3	4.7%	0	0.0%

表-10 媒体は、動くバナー広告を認めるべきだ

n=64

項 目	解答数	%
1. そう思う	41	64.1%
2. どちらでもない	19	29.7%
3. 反対:	1	1.6%
n.a.	3	4.7%

「徐々に伸びるであろう」(28%)と「かなり伸びる」(48%)と成長を予想するものが多数であった。

なお、その他の媒体との相乗効果の面では、新聞・雑誌の広告に90%近い企業がホームページのURLを表示しており、テレビで告知した企業も17%あった。

4 バナー広告の将来性

インターネットの将来については、環境要因、技術要因、価格要因などの面から、その成長が予想されている。こうしたインターネット環境の好転を前提に、調査結果と併せ、バナー広告の将来性を考察したい。

考察に当たっては、一般に広告媒体を評価する基準として用いられているRussel & Lane (1993) や Kotler (1997) 等の基準:「量的な到達量、到達するターゲットの内容、表現の可能性、費用効率」を参考にする。

量的な到達量と到達するターゲットの内容:1997年に於けるインターネット・ユーザーは約1千万人と推定され、そのうちWWWの利用者は6~7百万人であろう。男性が約8割で30代が中心である。インターネット利用者は、1997年には急速に増加したが、今後もパソコンは

毎年7百万台近い販売が予想されており、インターネット接続のソフトも無料でインストールできるから、利用者は増加を続けるであろう。

バナー広告は、インターネットはコンピュータ端末で見えるものであり、当然のことながらコンピュータ関連商品の広告に最適の媒体である。また、ユーザーは、30代を中心とした男性が多いことから、自動車や酒などの広告に適しているといえよう。このことは、今回の調査でも、食品（酒・ビール）雑貨、自動車、金融などの業種が繰り返しバナー広告を実施していることから裏付けられる。

女性の利用者は、現在はまだ、20%以下と低いが、今後は、パソコンの家庭への普及、勤め先でインターネットを利用したOLが結婚して家庭へ入るようになれば、将来的には、もう少し女性の割合も増加するであろう。

表現の可能性、媒体特性：今回の調査によれば、バナー広告を実施している広告主は、バナー広告の長所として「クイック・レスポンス」や「迅速性」については認めているものが多く、この点は、変化の激しい市場状況への対応や、消費者ニーズに迅速に対応が必要な商品やサービスにとっては、最適な媒体であろう。

「クイックレスポンス」や「迅速性」については、映画「うなぎ」の例がある。『日経マルチメディア』誌 1997年7月号によれば、松竹映画「うなぎ」がカンヌでグランプリを受賞した時、松竹ではこのニュースを聞きその直後に告知のホームページを作成し、Yahoo! に消費者200名招待のバナー広告を出したところ、2日間で、140万のヒットがあり、1万4千人の応募があったとのことである。

テレビコマーシャルや雑誌広告の作成期間に比較して、広告作成から広告出稿までこのように短いリードタイムで実施出来る点は、バナー広告の長所として、特筆されるべきであろう。

これからも、広告の必要が出てから、短いリードタイムで情報発信出来るバナー広告とリンクするホームページの活用は増加するであろう、このように、消費者の反応が早期（1、2日）に出る媒体は、メーカーとしては使用価値の高い媒体といえよう。

また、バナー広告は、最初2～3種のバナーを掲出し、その中から、反応のよかったバナー広告のみに絞って掲出することが可能である。一般には、コピーテストは、時間の余裕の無さから実施が困難であるが、バナー広告では容易である。

費用効率：媒体の選択基準として「費用効率」がある。現在のバナー広告のCPM（到達千

人当りの費用)は3千円から1万円と推定される(表-11)。またクリック率は1%から5%程度と
のことである。したがってクリック1回当りの料金は媒体により頁により差があるが、60円か
ら千円の範囲であろう。

リクルート社の「あちら」では、クリック1回当り200円という料金を設定している。こ
の200円という料金は、興味をもった消費者がクリックしホームページを見た料金であるから、
ダイレクト・メールに比較すれば、妥当な料金であるといえよう。

この料金であれば、業種・商品によっては、企業内に専任者を置いてインターネットによる
消費者からの問い合わせに迅速に対応する体制を敷いても「投資効率」があがるであろう。
こうした業種の企業では、今後ますますバナー広告の利用が進むであろう。

具体的に、アメリカではインターネットを通じた自動車販売の商談(lead)が相当な率に
達しているという(ARF大会、'98.3)。こうした高額で、消費者が内容をよく知っている商品
については、インターネットを通じた商談の可能性があり、従って、バナー広告の増加も見
込まれるであろう、半面、商品が最寄品で単価が低く、流通経路も数多くの小売店を通じて
いるような商品では、バナー広告は必ずしも最適な媒体とはいえないであろう。

その他の長所：しかし、最寄品でも、バナー広告ではないが、インターネット広告の今後
の利用方法として可能性の高い分野に、インターネット・サイトのアフター・サービス機能
がある。Harvey(1997)は、インターネットの双方向性を利用して、固定客作りに重要であ
るといい、BriggsとHolis(1997)は、消費者ロイヤリティの向上にバナー広告が役に立つと
主張しているが、筆者も広告の重要な機能の1つは「既存顧客のブランド愛顧の強化」である
と主張してきた。

ホームページを通じて、インターネットの双方向性を利用して、食品や化粧品等について
も、個々の消費者のニーズにあった情報提供や、季節に適した使用方法の告知などにより、
インターネット広告が顧客固定化のための情報発信の媒体となる可能性を提起したい(具体
的な例として、P&GはParent soupというサイトを運営し、消費者相談、チャットの場を提供
している)。

表-11 バナー広告の料金

1 Yahoo! JAPANの一部				
商品名 (広告掲載ページ)	保証ページビュー	料 金 (千円)	CPM (円)	備 考
Run of Yahoo	200,000	1,000	5,000	ユーザー全体
Run of Category	200,000	1,200	6,000	特定分野のサイト
Run of Multi	180,000	1,200	6,666	複数カテゴリー
Yahoo Package	100,000	1,000	10,000	特定業種限定
注1 このリストは、保証ページビューのあるページのみの料金である。他に期間による料金設定のページもある1998年4～6月)。				
出所：サイバー・コミュニケーションズ「Yahoo!JAPAN広告掲載ガイド、98年4～6月」同社,1998年				
2 asahi.comの一部				
掲載場所	期 間	料金 (千円)		
ローテーション面	1カ月	1,200	注1	
ニュース速報面	1カ月	700		
その他の面	1カ月	400		
トップニュース面題字横	1週間	2,500	GIFアニメ可能	
注1 asahi.comでは、ページビュー(読み出し頁数)は保証していないが、毎月の読み出し頁数を発表している。98年11月の月間読み出し頁数は37百万頁であり、推定利用者数は、約60万人である。				
出所：朝日新聞社広告開発部				
3 「あちゃら」				
保証クリック数	掲載料金	一回当たり単価		
500	12.5万円	250円		
2,500	55万円	220円		
5,000	100万円	200円		
出所：http://www.acara.com/				

5 バナー広告の課題

インターネット・バナー広告の課題としては、まず、広告効果測定の問題がある。バナー広告には、クリック・スルーによるレスポンス効果とバナー広告を見ることによるインプレッション効果がある。

今回の調査では、クリック・スルーを将来の測定尺度として用いたい広告主が約3分の1あったが、現状では、クリック・スルーを保証するサイトは極めて少ない。媒体サイドの主張としては、クリックするかどうかは、広告商品、広告表現、広告メッセージの魅力により大きく変わり、これらの責任は負えないという見解である。

しかし、バナー広告の掲載料金は、ヒットの多いサイトでは40万～百万円以上もしている(表-11)。筆者の意見では、百万円以上もの掲載料を要求するのであれば、より効果的な使用方法を提案するのは、売り手(媒体・広告会社)としての責任であり、すでに多くのサイト

がそのサイトの利用者のプロフィールを発表しつつあるが、さらに定期的な情報の提供が必要であろう。

また、過去の広告効果測定の実例を調査・分析し、クリック・スルーを増加するノウハウを提案することが、バナー広告の増加につながるであろう。(既に、1部のバナー広告の専門広告会社はバナー広告作成について助言している。)

次の問題は、広告効果測定にも関連するが、掲載料金の妥当性である。現在バナー広告を実施している企業の6割以上が、「効果の割に掲載料金が低い」という意見をもっており、バナー広告のCPMは15秒のテレビコマーシャルより数倍高いと推定される。

クリック・スルーすれば相当な情報伝達ができるであろうが、クリック・スルーするユーザーの比率は低いし、バナー広告の広告スペースは狭く、その情報量は限られている。バナー広告を数回見た利用者に、どの程度広告主の意図する情報が伝わるのであろうか。我が国でも、アメリカのIABが実施したような、クリック・スルー無しでの広告効果測定の調査が必要であり、その上で掲載料金の妥当性についての議論があつてしかるべきであろう。

日本広告主協会のデジタル・メディア委員会が検索エンジン企業とバナー広告の効果測定の実験を行い、その結果を公表した(『JAA』98, 5)。このような実験調査が今後も継続的に行われ、関係者の共有知識の増加を期待したい。

広告主にも課題がある、消費者の苦情としては、クリックして見た「ホームページの出るのが遅い」さらにそのホームページの内容が「当り外れが多かった」という声が60%近くもある(第1企画1997)。前述のように、インターネットは民放テレビと違い、消費者が電話料とプロバイダー利用料を負担していることを念頭に入れて価値ある情報の用意と、見やすい、早いコンテンツの作成に広告主はもっと注力すべきであろう。

インターネット広告の長所として、「双方向性」や「オンデマンド性」をあげる論者が多い。しかし、今回の調査では、バナー広告の長所として「双方向性」や「オンデマンド性」をあげた企業は比較的少なかった。分析したところ、顧客からの問い合わせに迅速な対応を行っている企業は、46%と少数であった。企業内にインターネットによる顧客からの問い合わせに対応する担当・専任者を置いている企業と、社内に対応体制が出来ていない企業との間には対応時間に有意差があった、インターネット広告に取り組む以上、相応の要員の確保が必要である(表-12)。

表-12 顧客の問合せ対応時間と内部体制—バナー広告出稿あり企業の内訳

対応体制	合 計	期間設定有	期間設定無
社内に担当・専任者あり	43	26	17
外部異存・その他	*21	6	*15
	64	32	32

*この数字には、解答無しを含んでいる。

表-13 バナー広告に適した商品・サービスのカテゴリ—(m.a.)

項 目	n=64		n=43		合 計
	バナー広告あり 解答数	%	バナー広告なし 解答数	%	解答数
1) ソフトメーカー	29	44.6%	15	34.9%	44
2) 懸賞広告	29	44.6%	17	39.5%	46
3) コンピュータ・メーカー	25	38.5%	15	34.9%	40
4) ソフト (小売り)	24	36.9%	14	32.6%	38
5) コンピュータ (小売り)	23	35.4%	13	30.2%	36
6) イベント	19	29.2%	16	37.2%	35
7) エンターテインメント	15	23.1%	10	23.3%	25
8) 検索エンジン	14	21.5%	11	25.6%	25
9) ショッピングモール	11	16.9%	9	20.9%	20
10) ニュースサイト	9	13.8%	12	27.9%	21
11) 映画・演劇	9	13.8%	9	20.9%	18
12) 雑誌・本	8	12.3%	5	11.6%	13

6 おわりに：マネジリアル・インブリケーション、研究課題

6-1 マネジリアル・インブリケーション

上記の実験・調査から、やや早計であるが、広告実務の関係者に対して次のような提案を行いたい。

- (1) コンピュータ関連商品等のインターネット・ユーザーに適している商品・サービスにとって、バナー広告は効率的な媒体となる可能性がある (表-13)。
- (2) 媒体 (サイト)、広告会社、制作会社、広告主が協働してバナー広告の効果的かつ効率的な運用方法 (ノウハウ) の開発が必要である。バナー広告の発展のためには、アメリカのIABのような関係者が共同して問題を検討し、状況を改善するなんらかの組織が必要であろう。
- (3) バナー広告の表現については、「早い、見やすい、面白い、動く」バナー広告の制作法の開発が必要である。GIFアニメで作成したバナー広告を受け入れる媒体もぼつぼつ出てきているが、ソフトの改善とともに、媒体も受け入れるシステム・体制を整えてほしい。
- (4) バナー広告はクリックして広告主のホームページに簡単に接続されるが、そのコンテンツが重すぎて時間がかかったり、またホームページの内容が消費者の期待に反してつまらないと現在は評価されている。インターネット利用者が電話料とプロバイダーの利

用料を負担していることを考え、価値あるコンテンツの作成と頻繁な更新が必要である。

- (5) バナー広告は、コミュニケーション・ミックスの一部であり、全体のマーケティング戦略の中で、有機的に他の媒体と適切に組み合わせられて初めて効果を発揮する。したがって、バナー広告を単独に云々するのではなく、組織として、他のコミュニケーションと統合化された広告戦略の一環としてのバナー広告・インターネット広告の戦略が必要である。

- (6) 最後であるが、重要な課題として、マーケティングにおける研究・開発の問題がある。レビット（1961）は古くから、マーケティングにこそ、革新（研究・開発）が必要であると提案したが、まさしくバナー広告は新しい媒体・新しい表現方法であり、これからも研究・開発が必要である。

6-2 今後の研究課題

今後の研究課題としては、今回の調査はまだ実験段階にあるバナー広告についての先駆的なものであり、バナー広告の対象として少数の学生のみの実験であったが、今後は、より多くの消費者サンプルによる、バナー広告の評価調査を行いたい。

また、広告主の調査も、1997年はバナー広告が実質的には始まって2年目であり、今後1年おき位に実態と意見の変化の追跡調査が必要であろう。次回は、バナー広告の広告戦略全体の中での位置づけや、広告効果の測定尺度について、もう少し突っ込んだ研究が必要である。またサイトにより、ユーザーの特性が異なっているとの報告がアメリカではあり、サイト間の差についても調査をしてみたい。

筆者が事前調査に訪問したある大手企業では、バナー広告は宣伝費からでなく、試験研究費で処理していた。'98年3月に開催されたアメリカ広告調査財団の大会でバナー広告の調査結果の発表を行ったASIのFoleyも“Test, Test, Test”と強調していた。今後さらに、この新しい媒体であるバナー広告、さらに広くオンライン広告について研究を続けたい。

謝辞：この報告は吉田秀雄記念事業財団の助成研究に基づくものである。

注記

- 注1 バナー広告とは、Webページに掲示されている横長の広告であり、この広告をクリックすると広告主のホームページにつながるものである。
- 注2 <http://www.adage.com/interactive/articles/19981102/article1.html>.
- 注3 ホームページは、本来はwebページの最初のページ（いわば玄関口）のことであるが、日本の通称にしたがって、この報告ではwebページをホームページという。
- 注4 プッシュシステムとは、あらかじめインターネット・ユーザーの個人的な関心領域を登録しておき、その関心領域に関連する情報・広告やE-mailが自動的に送られるシステム。
- 注5 クリック・スルー（Click Through）率とは、バナーが掲載されているサイトからユーザーがバナーをクリックし広告主のホームページを見た数値を計測し割り出したもの。
- 注6 bookmarkとは、原意は本の読みかけのページにはさむ葉のことで、Netscapeが持つホームページのURLの登録・保持機能のことである。
- 注7 ヒットとは、サーバーからユーザーへ転送されたオブジェクトをカウントしたもので、1ページに数個あり、比較的大きな数字となる。
- 注8 ビジット数とは、ユーザーが当該サイトへアクセスした回数。

参考文献

- 1) 朝日新聞社東京本社（1997）『首都圏の男女個人に聞く／'96消費生活調査』同社。
- 2) 朝日新聞社広告開発部（1997）『asahi.com.』（媒体資料）同社。
- 3) 石井 晴久監修（1997,1998）『インターネット白書』1997、1998年版、インプレス。
- 4) 井出 聡（1997）「インターネットと広告」『インターネット年鑑 '97』技術評論社、pp.66-69。
- 5) 岩崎 宇雄（1997）「現状でのWeb広告の問題点と今後の課題」関西学院大学院商学研究科商学 特別講義『情報産業とマルチメディア講義録』II。
- 6) 揖斐 憲（1997）「バナー草創期、ニッポン：40億円の“実験場”が抱える課題」『Wired』July, p.8。
- 7) インターネット効果指標研究会（1997）『インターネット効果指標についての考察』同研究会。
- 8) 岸 志津江（1997）「インターネット広告のオーディエンス測定と効果」『日経広告研究所

- 報』171号, pp.12-16.
- 9) 木戸 茂 (1997)「インターネット広告の効果測定」『宣伝会議6月増刊号インターネットと広告、マーケ、PR』pp.74-75.
 - 10) サイバー・コミュニケーションズ (1998)『CCIメディア・シート』同社.
 - 11) サイバー・コミュニケーションズ (1998)『Yahoo!JAPAN広告掲載ガイド』同社.
 - 12) 菅野龍彦他監修 (1998)『インターネット広告 '98』ソフトバンク.
 - 13) 鈴木英明 (1998)「デジタル広告の実態調査」『日経広告研究所報』178号, pp.29-33.
 - 14) 第一企画 (1997)『WWWバナー広告調査』同社, <http://www.dir.co.jp/kj/index.html>.
 - 15) 大和総研 (1997)「インターネット接続プロバイダの動向」大和総研,
<http://www.dir.co.jp/kj/provider9703/toc.html>.
 - 16) 竹馬伸朗、小池範行 (1997)「融合の時代の中の広告」JNNデータバンク編『データによる効果的なメディア戦略』誠文堂新光社、PP.176-184.
 - 17) 永井 秀之「マルチメディア時代の広告」日経広告研究所編『広告に携わる人の総合講座・平成10年版』日経広告研究所、pp.209-222.
 - 18)『日経産業新聞』(1997)「インターネット広告」(日本広告主協会デジタルメディア委員会
の中間報告) 1997年2月19日.
 - 19)『日経産業新聞』「インターネット利用者繁殖」1998年1月23日.
 - 20)『日経情報ストラテジー』(1997)「急成長期に入るインターネット広告」4月, pp.120-126.
 - 21)『日経マルチメディア』(1997)「第2回全国インターネット普及率調査」日経BP社 News
Release (1997年10月16日) <http://www1.nikkeibp.co.jp/NMM/>.
 - 22)『日経マルチメディア』(1998)「第5回インターネット・ユーザー調査」1月.
 - 23)『日経マルチメディア』(1998)「第6回インターネット・ユーザー調査」8月.
 - 24) 日本広告主協会 (1997)「特集：インターネット広告への取り組みについて」『JAA』6月号.
 - 25) 日本広告主協会デジタルメディア委員会 (1998)『インターネット・バナー広告効果検証
実験レポート』日本広告主協会.
 - 26) 和田 仁 (1997)「マルチメディア化で変わる広告とマーケティング」『企業診断』pp.42-49.
 - 27) ヤフー(株) (1998)『Quick Reference』同社.
 - 28) 郵政省編 (1997, 1998)『通信白書』平成9年, 平成10年版、大蔵省印刷局.
 - 29) *Advertising Age*, "Netmarketing", November, 1996, '97, 12, 22.

- 30) *Advertising Age*, April 6, 1998, p.32.
- 31) Berthon, P., L. F. Pitt & R. T. Watson (1996), "The World Wide Web as an Advertising Medium", *Journal of Advertising Research*, (Jan.-Feb.), pp.43-54.
- 32) Briggs, R. and N. Hollis (1997), "Advertising on the Web: Is There Response Before Click Through ?", *Journal of Advertising Research*, (Mar.-Apr.) pp.33-45.
<http://www.mbinteractive.com/site/pressiab.html>.
- 33) CyberAtlas (1997, 4.0, 10, 1998, 2.0) <http://www.cyberatlas.com/>
- 34) Dowling, P. J., T. J. Kuegler Jr., and J. O. Testerman (1996), *Web Advertising and Marketing*, Prima Publishing, pp.247-270.
- 35) Ducoffe, R. H. (1996) "Advertising Value and Advertising on the Web", *Journal of Advertising Research*, (Sep.-Oct.), pp.21-35.
- 36) Emerging Technologies Research Group (1997) "The 1997 American Internet User Survey", May, Find/Svp, <http://etrg.findsvp.com/internet/findf.html>
- 37) Foley, M., (1998), "Ad Effective Online" ARF 44th Annual Conference, '98. 3. 25, at New York.
- 38) Hammond, R. (1996), *Digital Business*, (稲垣純一訳)『デジタル・ビジネス』日経BP,1997, pp.159-170.
- 39) Harvey, B. (1997), "The Expanded ARF Model: Bridge to the Accountable Advertising Future," *Journal of Advertising Research*, (Mar.-Apr.), pp.11-20.
- 40) Hoffman, Donna L., Thomas P. Novak and Patrali Chatterjee (1995), "Commercial Scenarios for the Web: Opportunities and Challenges." *Journal of Computer-Mediated Communication* [On-line], 1 (3). <http://jcmc.huji.ac.il/vol1/issue3/hoffman.html>
- 41) _____, and T. P. Novak (1996), "Marketing in Hyper Media Computer Mediated Environments: Conceptual Foundations", *Journal of Marketing*, July, pp.50-68.
- 42) _____, W. D. Kalsbeek and T. P. Novak (1996), "Internet Use in the United States: 1996 Baseline Estimates and Preliminary Market Segments",
<http://www.2000orsm.vanderbilt.edu/baseline/1996.internet.estimate.html>.
- 43) _____, and T. P. Novak (1996), "A New Marketing Paradigm for Commerce", Paper submitted for the Special Issue on Electronic Commerce for The Information Society.
<http://www.2000.ogsm.vanderbilt.edu/novak/new.marketing.paradigm.html>.

- 44) Howkins, Donald T. (1994), "Electronic Advertising: Online Information Systems," *Online*, March, pp.26-39.
- 45) The Internet Advertising Bureau (1997) "Advertising Effectiveness Study",
<http://www.mbinteractive.com/site/iab/study.html>
- 46) *Journal of Advertising Research* (1997), Special Issue: Research Untangles the World Wide Web.
(Mar.-Apr.)
- 47) Jupiter Communications (1997), "Jupiter Study Says 'Intermercials', Sponsorships Will Push Struggling Industry Beyond Banners", Press Release by Jupiter Communications, '97, 6, 26.
<http://www.jup.com/jupiter/release/9706/banners.shtml>
- 48) Keller, E. B. and W. B. Fay (1997), "How Many Are Really on the Electronic Superhighway?" *Journal of Advertising Research* (Nov./Dec.) pp.Rc2-8.
- 49) Kotler, P. (1997), *Marketing Management: Analysis, Planning, and Control*, 8th ed., Prentice-Hall.
- 50) Maddox, Kate (1998), "Internet ad sales approach \$1billion," *Advertising Age*, April 6, 1998, pp.32-34.
- 51) Marx, W. (1996), "Study shows big lifts from animated ads", *Advertising Age's "Netmarketing"*, November, pp.M-1, M-22.
- 52) News. com, (1998), <http://www.news.com/News/item/0,4,18487,00.html>. '98. 1. 26
- 53) Nielsen Media Research Interactive Services (1997), "Startling Increase in Internet Shopping",
<http://www.nielsenmedia.com/news/shopping.html> (1997. 11)
- 54) *New York Times* (1997), Oct. 5, <http://www.nytimes.com>
- 55) Novak, T. P. and D. L. Hoffman (1996), "New Metrics for New Media: Toward the Development of Web Measurement Standards", *World Wide Web Journal*, Winter, 2 (1) pp.213-246.
<http://www.2000orgm.vanderbilt.edu/web.standards/webstand/html>
- 56) Parsons, Andrew J. (1998), "The Impact of Internet Advertising: New Medium or New Marketing Paradime?" ARF ed, pp.5-16.
- 57) Pointcast, <http://japan.pointcast.com/support/pcn/>
- 58) Russel, J. T. and W. R. Lane (1993), *Kleppner's Advertising Procedure*, 12ed. Prentice-Hall.
- 59) Sterne, J. (1997), *What Makes People Click Advertising on the Web*, Que.
- 60) Schwartz, E. J. (1997) *Webonomics*, (広庭 修訳『ウェブサイト・ビジネス・マネジメン

ト』七賢出版（1998））.

- 61) 拙稿（1997）「広告活動の調査について」日本マーケティング・リサーチ協会『マーケティング・リサーチャー』No.78, pp.2-10.
- 62) 拙稿（1997）「新たな発想に基づく媒体育成に期待」朝日新聞社『広告月報』8月号, pp.6-11.
- 63) 拙稿（1998）「インターネット・バナー広告の可能性と課題」『広告科学』第37集, pp.153-159.

新潟県製造業の新製品開発

New Products Development in Niigata

宗澤 拓郎* 正田 達夫**

目 次

1. はじめに
2. アンケート調査概要
3. 仮説とモデル
4. 回答のまとめ
5. 調査結果の共分散構造分析
6. 新潟県製造業の事例報告
7. まとめ

要 旨

新潟県製造業の新製品開発の実態をアンケート方式により調査し、結果を共分散構造分析法により統計解析した。解析結果から「新潟県製造業」では、下請型が多く自社の持つ技術力には自信を持っているが、コアコンピタンスとしての技術・マーケティング力双方を駆使して、自ら独自の製品開発を行っているところが少ないことがわかった。この点が「新潟県製造業」の最大の問題点でもある。成功している製品開発プロセスの実態は、オーナー型社長がリーダーシップをとり自社資源を有効に活用して、理論どおり地道に行っていることがわかった。

1. はじめに

製造企業の成長に、「製品開発と市場定着の成功」は必要不可欠である。特にこれからの厳しい環境の変化の中で生き残るためには、益々その重要性が増加している。

筆者らは、企業においてそれぞれ「製品の開発」および「マーケティング」業務を担当し、この経験に基づいて研究を重ねてきている ([1][2][3][7])。「製品開発と市場定着の

*MUNEZAWA, Takuro [情報システム学科]

**SHODA, Tatsuo [情報システム学科]

成功要因」についての研究で、特に新潟県内の地場産業に関するものは見当たらない。そこで今回、新潟県内の地場製造業（以下「新潟製造業」とする）に対して、「新製品開発に関する実態調査」を行い、新潟製造業の新製品開発とマーケティングの実態を分析した。

2. アンケート調査概要

新潟製造業の新製品開発の実態を知るため、まずアンケート調査を行った。

2.1 アンケート 調査対象企業

新潟県に本社のある年間売上高5億円以上の製造業企業418社を、『新潟県会社要覧平成6年版』から抽出した。新潟製造業の売上高は、最高でも約200億円で、ごく1部を除きその大部分が中小企業であることが特徴である。

2.2 調査方法

アンケート用紙を各企業に送付、郵送により回収した。期間中、一部の企業（約100社）には、電話で督促した。

2.3 調査期間

1995年11月～12月

2.4 回収結果

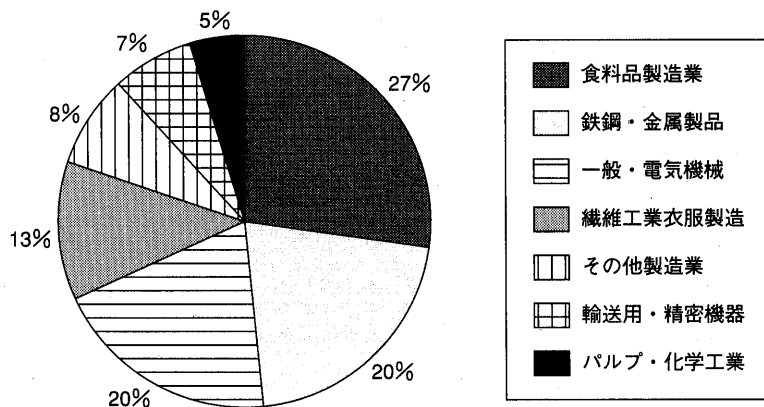
業種別発送企業数・回答企業数を表2-1に示すが、回答があったのは、そのうち87社で回答率は20.8%であった。回答率が低い理由は、新潟県内の企業の多くが、他の企業から仕様書発注による生産（いわゆる下請け）をしており、自社の企画による新製品開発/市場導入を行っていないためであろう。このことは、その旨を伝えてはつきり断って来た企業も多く、また、調査の途中で繊維および金属関係100社に電話で督促したところ、100社のうち38社が、下請けあるいは部品のみ生産あるいは加工のみであるという理由から、回答できないとのことであったことからもうかがえる。

表2-1 業種別発送企業数・回答企業数

業種別	発送企業数	回答企業数	回答率(%)	うち新製品有り
食料品製造業	69	24	34.8%	22
繊維工業・衣服製造	72	11	15.3%	5
木材・木工・家具	18	0	0.0%	
パルプ・紙加工	9	2	22.2%	2
化学工業	7	2	28.6%	2
鉄鋼業	4	1	25.0%	1
金属製品	58	17	29.3%	13
一般機械	42	7	16.7%	4
電気機械	49	10	20.4%	9
輸送用機器	21	3	14.3%	1
精密機器	12	3	25.0%	2
その他製造業	57	7	12.3%	4
合 計	418	87	20.8%	65

回答企業の業種別構成比は、図2-1に示すとおりであるが、食品、金属製品、電気機器が多いのが、新潟製造業の特徴である。

図2-1 回答企業の業種別 構成比



3. 仮説とモデル

調査に先立って新潟製造業の新製品開発に関する仮説をたて、それら仮説間の関連モデルを想定した。

3.1 新製品研究開発に関する仮説

企業における新製品開発については、筆者の1人が行った研究（[1][2][3]）により、企業

戦略に基づいて企画され、独創性の高い研究成果を使用して、事業性が高いと判断して実施された戦略性評価の高い戦略的研究開発は、パフォーマンスとしての売上高が高いという結果が得られている。「新潟製造業」の場合、実際にこの戦略性評価はどのように行われているのかをさぐり、かつその結果はどのように売上高に結び付いているかをさぐるのが、この研究の1つの目的である。

また新製品の市場導入についての研究 [7] によれば、成功した新製品は、開発の当初から市場情報を収集し、市場志向の製品コンセプトを確立し、開発チームにも営業関係者が参画し、新製品開発の諸段階ごとに市場志向に基づいてテストを行いチェックし、発売にあたっては、企業が保有するマーケティング資源（販売部隊、流通経路など）を活用していることが明らかにされてきた。

今回の新潟製造業の調査に当たっては、これらの先行研究に基づき次のような仮説をたてて、調査の質問を組み立てた。

仮説-1:「新潟製造業」では戦略的研究開発が主である。

仮説-2:戦略的研究開発では自社の技術力、マーケティング力を考慮した研究テーマが選らばれる。

仮説-3:戦略的研究開発ではトップ主導型で経営資源が投入される。

仮説-4:新製品開発の当初から市場情報を収集している。

仮説-5:新製品は、顧客志向で各段階ごとに製品テストを行っている。

仮説-6:新製品の発売にあたり、既存の販売部隊・流通経路を利用している。

仮説-1)の「戦略的研究開発が主である」は、「新潟製造業」のような中小企業の場合、投入できる資源に限りがあることと、常にトップが研究開発のコストパフォーマンスを考えるため、事業的に先の読めるテーマを選ばれ、長期的な基礎的研究開発に経営資源をさく余力がないということである。

仮説-2)の「戦略的研究開発では自社の技術力、マーケティング力を考慮した研究テーマがえらばれる」は、研究開発テーマの選定において、中小企業の社長は常に自社のコアコンピタンスである、技術力、マーケティング力を十分掌握しており、常にそれらを考慮して決定するであろうということである。ここでコアコンピタンスと言うのは、ロンドンビジネス

スクールのG. ハメルと、ミシガン大学のC. K. プラハラードが提唱しているもので [4]、顧客に対して、他社にはまねのできない自社ならではの価値を提供する企業の中核的な力と定義されている。企業の中核的な力とは、技術力やマーケティング力と解釈することができる。

仮説-3) の「トップ主導型で経営資源が投入される」は、中小企業ではこのような企業にとって最も重要な戦略的意思決定においては、社長自らリーダーシップをとって決定し、最適な人材と必要な開発資金が投入されるというマネジメントがおこなわれる。

仮説-4) の「新製品開発の当初から市場情報の収集」については、新製品の成功はその新製品の市場受容性、市場規模、競争状況にかかっている。成功した「新潟製造業」も、開発の初期にこのような市場情報を収集していると想定した。

仮説-5) の「顧客志向で各段階ごとに製品テストを行っている」については、成功する新製品は、作り手サイドからでなく購入する顧客の目からみてのトータルな品質がよくなければならない。「新潟製造業」も、各種の製品テストを行っているであろう。

仮説-6) の「既存の販売部隊・流通経路を利用」の点については、どんなに優れた新製品でも、顧客の買いやすい小売店に置いてなければ成功しない。成功した「新潟製造業」も、このような既存の販売部隊と流通経路を利用していると想定した。

3.2 仮説間および仮説と質問との関係

各仮説から潜在変数とみなされる要因を使用してまとめ、新製品開発モデルを作成すると図3-1のように表わされる。潜在要因としては、「トップのリーダーシップ」「企業戦略」「市場情報」「自社資源の活用」「研究開発マネジメント」「マーケティング施策」があげられる。

4. 回答のまとめ

今回、回答のあった「新潟製造業」における新製品開発と市場導入マーケティング状況を概観するために、アンケート各項目についてまず主要回答の単純集計を行った。

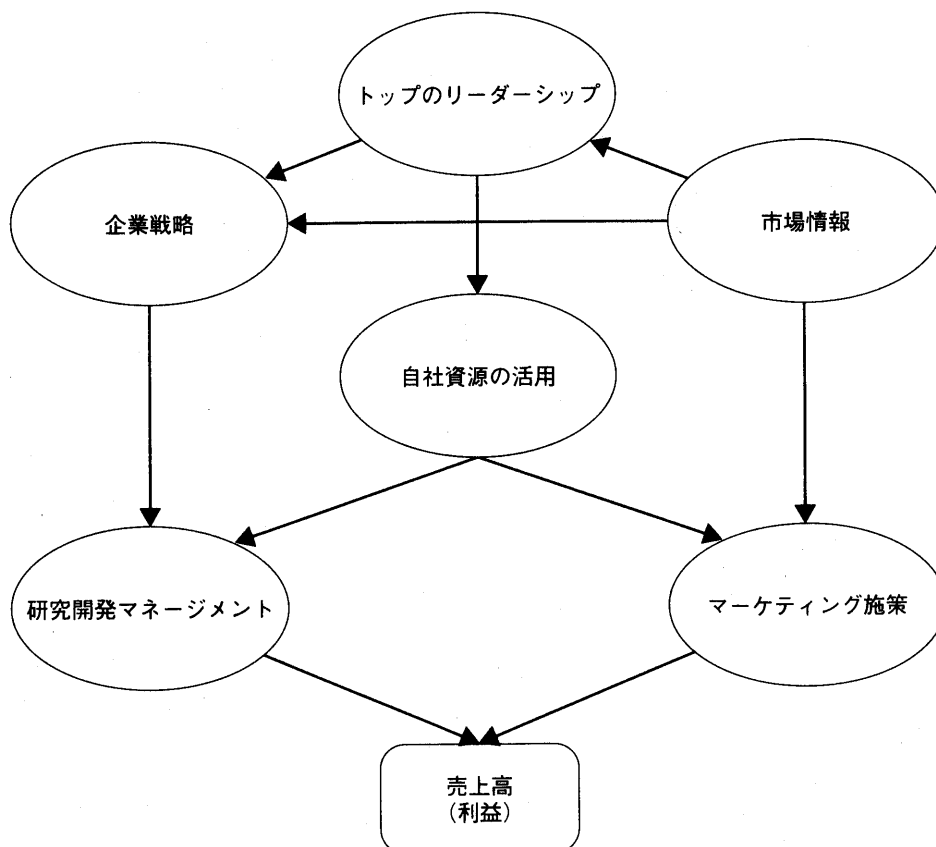
この結果から、「新潟製造業」の現状の最大公約数的姿を描き出して見る。

4.1 社長像

社長は初代ないし2代目が54%と過半を占め、社長在籍年数が15年以上が52%と言う様に長

期政権である。また社長の年齢は50-60才台が72%を占めていること、および回答者の52%が社長自ら回答していることと照らし合わせて、「新潟製造業」ではオーナー型社長が圧倒的に多いことがわかる。

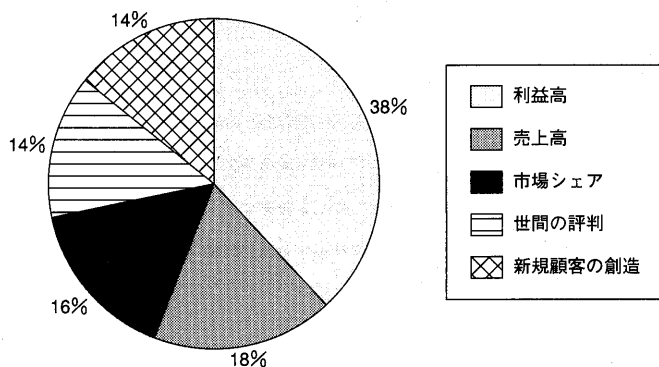
図3-1 新製品開発モデル



4.2 パフォーマンス

経営者が企業経営の成果として考えていることは図4-1のように、1) 利益高が38%と圧倒的に高く、あとは2) 売上高 (18%)、3) 市場シェア (16%)、4) 世間からの良い評価を受けたいという願望 (14%)、5) 新規顧客の創造 (14%) の順になっているが、比率はほぼ同じで変わらない。これより利益追及を第1とするも、その他のパフォーマンスにも広く着目していることがわかる。

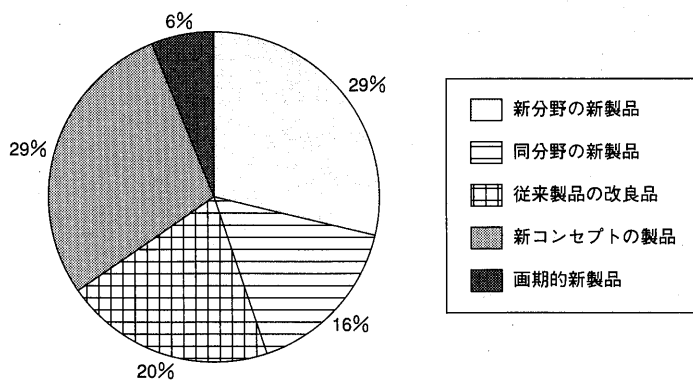
図4-1 企業パフォーマンス



4.3 新製品開発

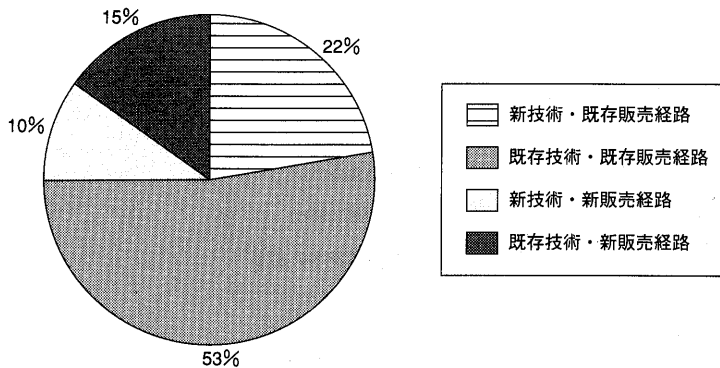
「新潟製造業」にとって新製品開発（Q-3）は、図4-2のように1）新しい分野への進出（29%）、2）既存技術による新しいコンセプトの新製品（29%）で過半を占め、3）従来製品の改良品（20%）、4）同じ分野の新製品（16%）となっており、5）画期的新製品は6%と非常に少ない。

図4-2 新製品の分類



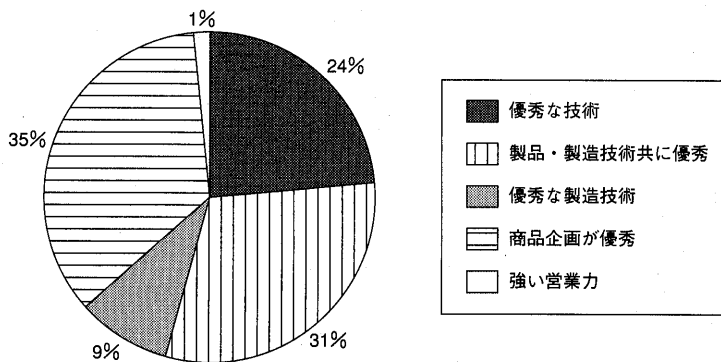
新製品開発の技術および市場性との関連性（Q-5）から見ると、図4-3のように既存技術・既存販売経路を利用した新製品開発が53%と過半数を占め、ついで新技術に基づくが既存販売経路を利用するものが22%となっており、新技術・新販売経路に基づくものは10%と低い。

図4-3 新製品の技術および市場との関連性



新製品の成功要因（Q-4）は、図4-4のようであり、1）優秀な商品企画力（35%）、2）製品技術・製造技術が優れていたからが（31%）ということである。反面強い営業力に基づくというのがわずか1%強と言うのは「新潟製造業」の自社販売力の弱さの一面を物語っている。

図4-4 新製品の成功要因



以上の結果より「新潟製造業」の新製品開発は、既存技術または既存販売経路の延長線上での、地道な新製品開発を行っているが、自ら新市場開拓にチャレンジしていくという姿勢が少ないと言う「新潟製造業」の現状が理解できる。

これにより、仮説1および2は検証されたといえる。

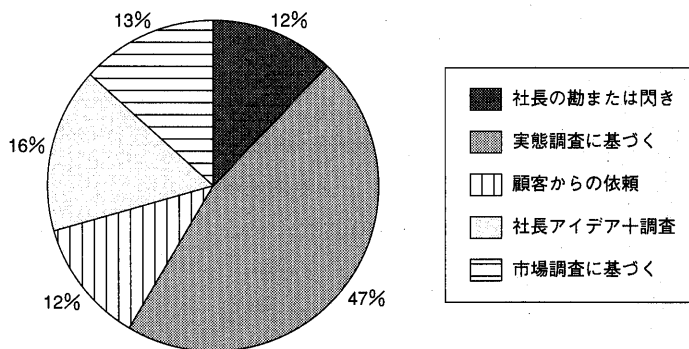
4.4 新製品開発の経緯

アイデアの出所 (Q6) は、1) トップの発案が48%と最も多く、ついで2) 営業部門 (24%)、3) 研究担当者 (16%) の順となっており、4) 企画部門の発案は9%と非常に少ない。

そのアイデア提案のヒント (Q7) は、図4-5に示すように、1) 実態調査、他社製品、関連商品が47%と圧倒的に高く、ついで2) 社長アイデアを市場調査等で裏付けた結果から (16%)、3) 市場情報をしほり込んだ結果 (13%) と市場に密着した形で提案されており、4) 社長の勘または閃きによるものが12%と低かったのはやや意外であった。これは「新潟製造業」の社長はさすがオーナー社長だけあって、市場をよくまわり絶えず市場情報を吸収して新製品に生かそうとしている意欲をうかがわせる結果である。

新製品開発の決定経緯 (Q8) は、1) 社長命令 (47%)、2) 経営会議等による (37%) と、両者あわせて84%にもなり、圧倒的にトップダウン的に決められていることがよくわかる。

図4-5 新製品提案のヒントの出所



開発決定時におけるその新製品の事業性の検討状況 (Q9) については、図4-6のように
1) 市場からの要請によるものが32%と最も高く、ついで2) 開発時から事業性を高く評価していたものが28%、3) 漠然と市場や事業性を考慮した (21%) まで含めると81%に達し、新製品開発スタート時にはっきり事業性の目処をつけていることがよく理解できる。

開発経緯 (Q10) については、1) 自社技術の利用拡大が45%、2) 外部からの依頼によるが25%で両者併せて70%をしめており、逆に自社研究グループからの提案は16%に過ぎない。

新製品開発に当たって自社販売力を考慮した度合 (Q11) は図4-7に示すように、1) 顧客か

らの依頼が31%で最も多いが、対照的に2) 既存のものと関係ないが25%となっておりやや矛盾するが、それ以外のものを含めると何らかの形で市場情報に密着した形で新製品開発がスタートしていることがわかる。

図4-6 開発決定時における事業性の検討

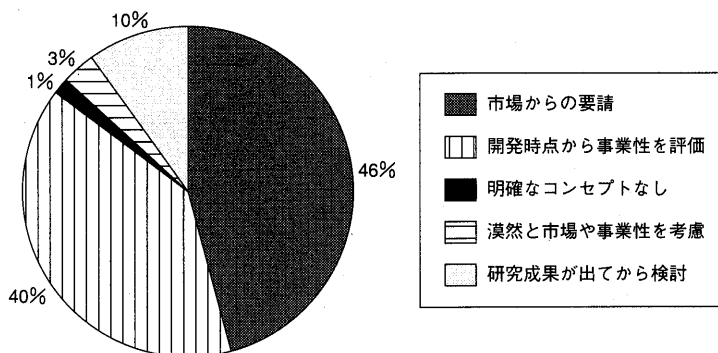
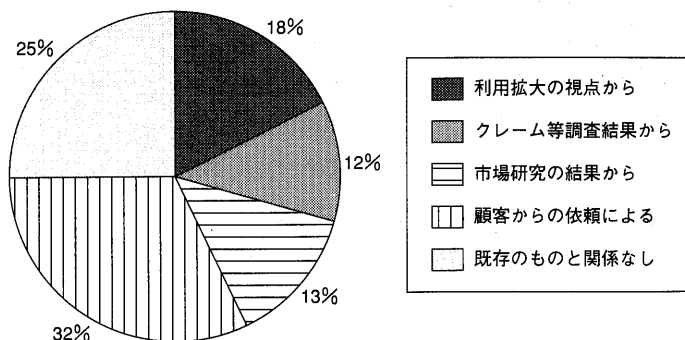


図4-7 新製品開発に当たって自社販売力に対する配慮



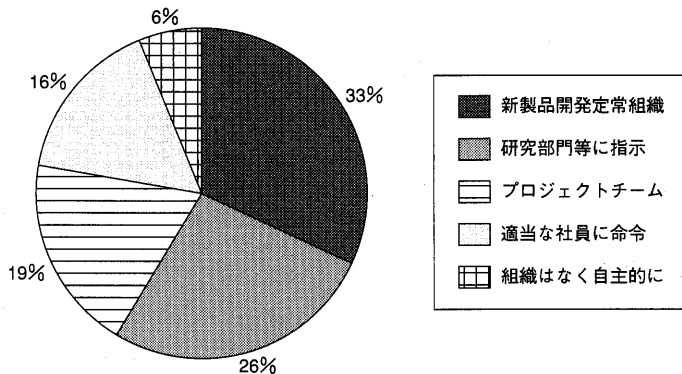
以上を総括すると「新潟製造業」における新製品の開発の特徴は、既存技術の延長線上で顧客からの依頼を含めて市場情報に密着した形で、完全にトップ主導型でスタートしていることである。

4.5 開発組織

開発組織の形態（Q12）は図4-8のように示され、1) 新製品開発定常組織による（32%）、2)

研究部門等に指示してやらせた（27%）、3）プロジェクトチームにより実施（19%）、4）適当な社員に命令等は22%と比較的少なく、比較的組織的にすすめられているのは若干意外であった。

図4-8 開発組織の形態



開発チームの構成（Q13）は、1）研究・生産技術者が営業と情報交換する形が43%と最も多く、ついで2）研究・生産・営業の各部門から機能的に集められたチームによるが17%で、あわせて60%である。一方研究者や生産技術者だけの構成からなるチームは併せて約30%であり、ここでも市場に直結した開発体制の様子が伺われる。

チームリーダー（Q14）は、1）社長以外のリーダーというのが43%で最も多いが、2）実質社長（27%）、3）社長（25%）を併せると52%となり、実質的に社長がリーダーとなって開発するというのが新潟製造業の姿である。

チームリーダーに要求する資質（Q15）は、1）生産・技術、営業も十分理解していること（37%）、2）生産・技術に詳しく市場の知識も一応有すること（36%）、3）技術・市場の一方に詳しく意欲的である（21%）、と技術・マーケティングの両分野に通じていることを要求している。このことはとりも直さずトップがリーダーシップをとって開発していることを意味する。

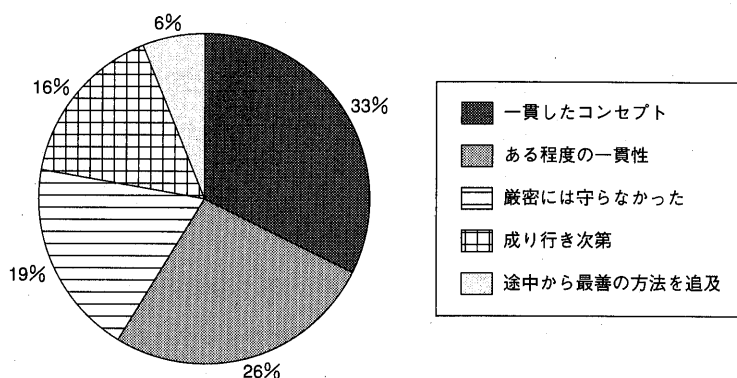
経営資源の投入状況（Q16）については、1）普通の研究開発と同じ扱いが46%はやや意外であったが、2）進捗と養成により投入資源を増減（21%）、3）最適な人材優先的な研究費投入（15%）、4）最適な人材によるプロジェクトチーム（12%）と、やはり社長プロジェクト的色彩が伺われる。

社長の開発プロセスへの関与の度合（Q19）は、1）細部にわたって報告させる（32%）、2）社長が現場に出て把握する（29%）、3）社長の陣頭指揮（18%）、4）報告はきちっと受ける（16%）と、程度の差はあれ社長が自らプロジェクトの進行についてかなり突っ込んでいる様子が伺われる。

しかし開発会議の雰囲気（Q17）は、1）全員が全く対等に議論する（37%）と気を使っている一方で、やはり2）統制的か？（28%）、3）リーダーの発言が主（21%）と予想されたとおりである。

研究開発実施中のコンセプトの一貫性（Q18）は、図4-9に示すとうりで、1）企画当初からの顧客指向に基づく一貫したコンセプト（35%）、2）ある程度の一貫性（25%）と、社長プロジェクトのよい面が現われており、3）必ずしも厳密には守らなかった（13%）と、開発途中での変更は少ないようである。

図4-9 研究開発におけるコンセプトの一貫性



以上より「新潟製造業」における新製品開発組織では、社長自ら実質的にリータシップをとり、一貫したコンセプトですすめられていることが分かった。

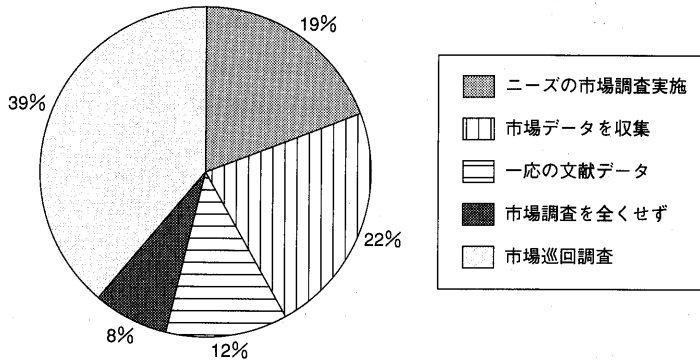
以上4.4および4.5の結果により仮説3）は検証されたといえる。

4.6 市場情報

新製品開発に当たっての市場調査の利用状況については（Q20）図4-10の様であり、1）市場を廻り顧客のニーズを調査が39%、2）市場データを収集するが22%、3）市場・顧客のニ

ーズの市場調査を実施19%、4) 一応の文献データを収集するのが12%、とかなりの市場調査を実施しており、5) 市場調査を全くせずは、8%に過ぎなかった。

図4-10 新製品と市場調査

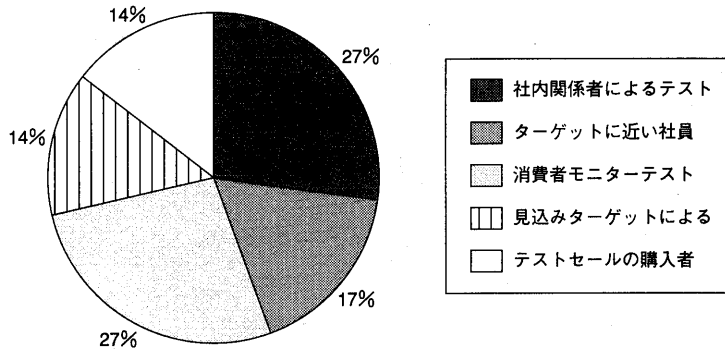


市場調査の制度化の程度 (Q32) については、1) ケースバイケースで市場調査が最も多く (50%)、ついで、2) 市場調査を行うことが原則は30%あるが、3) 事前に十分な市場調査を行うことを決めている企業は15%である。4) あまり市場調査は行わない、殆ど市場調査を行わないのは、それぞれ3%と少ない。

新製品の使用テストについては (Q21) 図4-11のようであり、1) 社内関係者によるテストを行うが 27%、また、2) 消費者モニターによるテスト27%、3) 見込みターゲットに近い社員によるテスト18%、4) 相当数の見込みターゲットによるテスト14%、5) テストセールによる購入者の追跡調査14%となっており、発売前の製品テストはきちっと実施している。

実施したテストセールやテスト・マーケティングについては (Q22) 図4-12のようであり、1) 社内営業関係者の意見聴取が37%と最も多く、ついで2) 社内関係者の商品テストのみ28%、3) 地区限定販売による確認が20%であり、4) 総合的なテスト・マーケティングは8%と少なく、5) テスト・セールを実施も7%であった。このように社内関係者のみのテストや意見だけで新製品が発売されたのは、今回の調査対象の新製品は、既存分野のバラエティ商品が大部分であったからと推定される。しかし総合的なテスト・マーケティング、テスト・セールそして地区限定販売を合計すると、35%の企業が販売テストを実施しているということは、マーケティング志向がかなり浸透していることを示している。

図4-11 新製品の使用テスト



市場情報のアクセスの程度については（Q33）、1）市場情報がある程度知らされ、関係者は必要に応じて市場情報を見ることができるようになっている（45%）。ついで2）開発担当者が直接市場を観察するし、また市場情報を簡単に見られる（28%）、3）ケースバイケースで市場情報を知らされており（22%）、一方4）あまり市場情報を知らされない（3%）、5）殆ど市場情報を知らされない（1%）のは極めて少数である。市場情報のアクセスは比較的よいといえよう。

また関連する質問である「開発途中の営業の参画度」（Q34）についても、1）開発初期から営業が参画するが多数で（58%）、2）途中から営業担当者が参画（16%）しており、3）ある程度新製品が完成してから（15%）は比較的少数である。しかし、4）完成してから、営業担当者に見せる（8%）と、5）発売対策が完成してから（3%）が合計で約11%もある。

これらの質問への回答から推定される新潟製造業の市場情報への取組みは、80%以上が市場情報の収集に積極的に取組み、56%が外部の見込みターゲットによる商品テストを実施し、35%の企業がテスト販売・テスト・マーケティングを実施しており、新製品の発売にあたり市場情報への関心の深さが伺われる。

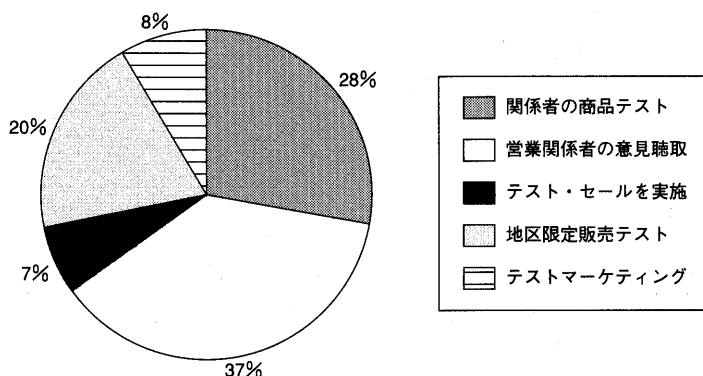
これにより、仮説-4）は検証されたといえる。

4.7 マーケティング施策

本社の営業組織：新製品の発売に関連した本社の営業体制は、（Q26）は図4-13の様に示される。1）既存の営業組織のみが最も多く（66%）、これは今回調査の対象となった新製品が

既存技術・既存販売経路を利用したものであったためであろう。ついで、2) 既存組織の中に専任の担当者をおいたのが14%、3) 既存組織の中に兼任の担当者をおいたのが12%となっており、4) 社長直結の専門担当者を任命（5%）、5) 新規の営業組織を新設（3%）は少ない。

図4-12 テスト・マーケティングの実施状況



新製品の販売部隊については（Q27）、1) 既存のセールスマン部隊がもっとも多い（77%）。他の回答は、2) 既存セールスと新製品専任セールス（9%）、3) 新製品専任セールスマンを任命（6%）、4) 新製品専任セールスと既存セールス（5%）、5) 新製品専任の販売部課を新設（3%）といずれも低い。

販売経路については（Q25）図4-14のようであり、1) 既存の経路のみ利用（36%）、2) 既存経路を主として新規も開拓（31%）と既存経路依存が多く、3) 新規経路と既存経路併用を含めれば80%にもなる。したがって、経路を新規開拓したのは、4) 新規の販売経路を開拓が12%で、5) 新規経路開拓、既存経路も利用（7.5%）と併せ20%以下である。

新製品の発売時の営業・広告予算の投入については（Q23）、1) 比較的少ない予算でスタートが項目としてはトップであるが（36%）、2) ある程度の営業・広告予算を投入したのが続いており（34%）、ついで、3) 必要な費用を長期的な視点から投入（15%）を合計すると、ほぼ50%の企業が相当の販売投資を行っている。4) やや不足な営業予算は10.2%であり、5) 売上高に対応した費用を投入したのは5.1%である。

新製品発表時の社長の関与度については（Q24）、項目としては、社長は特別な行動は取らなかったが1位であるが（36%）、2) 社長自ら全社員に直接アピール（31%）、3) 社長自ら

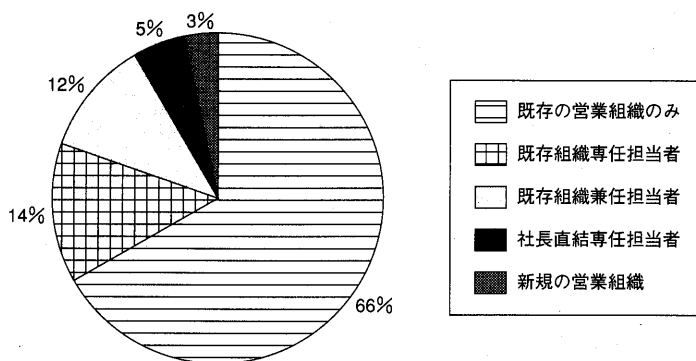
マスコミ発表（23%）と併せて54%もあり、新製品にかけるトップの関与度の強さが伺われる。

文書のみは、4) 文書で全社員に連絡は6%、5) 文書で営業関係者に連絡は3%とすくない。

このように新潟製造業においては、発売する新製品の多くが既存の販売経路を利用しており、従って本社の営業体制、第一線の販売部隊も既存のセールスマンを活用したのが大部分であった。

これらのことから、仮説6) も検証されたといえる。

図4-13 新製品の営業組織



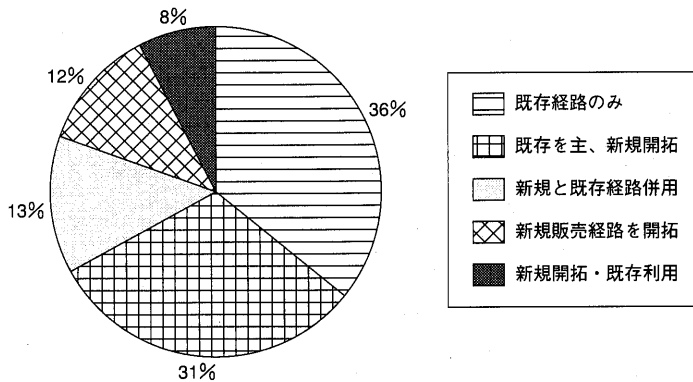
4.8 コアコンピタンス

新製品開発途中の判断の基準となるコアコンピタンスについての質問（Q45）では、1) コアマーケティング力と技術力の両方が60%で過半数を占めており、ついで2) 自社の有するコア技術と言うのが31%で、この2つの回答で91%を超えていた。

自社のマーケティング力、技術力に対する認識についての社長への質問（Q47）では、1) どちらかといえば技術力がマーケティング力より勝ると言うのが60%で過半数を占め、2) マーケティング力の方が上と言うのが19%と続いていた。

これらより「新潟製造業」の社長のコアコンピタンス認識は技術力とマーケティング力の両方だがどちらかといえば技術力かということが理解できる。これは4.3の「新潟製造業」の新製品開発は、既存技術または既存販売経路の延長線上での新製品開発を行っている状況を併せて考える時、自社技術に基づき、自社の持てるマーケティング力を十分生かして新製品開発を行おうとする地道な姿勢がよく現われている。

図4-14 新製品の販売経路



4.9 「新潟製造業」像

以上の分析より「新潟製造業」像をまとめて見ると、「新潟製造業」には、下請型の企業が多く、自ら新製品開発を行っている企業は少ない。

社長はオーナー型が圧倒的に多く、当然のことながら社長在任期間15年以上と長い。しかし2代目社長が多く世代交代が進みつつある。

新製品の開発は、既存技術の延長線上で顧客からの依頼を含めて市場情報に密着した形で事業性を十分に見通しており、完全にトップ主導型でスタートし、開発組織的には、社長自ら実質的にリータシップをとり、一貫したコンセプトですすめられる。開発過程では自社の有する技術力・マーケティング力を十分活用し、市場調査、テストマーケティング等を行いながら確実なステップを経た開発を行う等、地道な姿勢での開発が行われている。

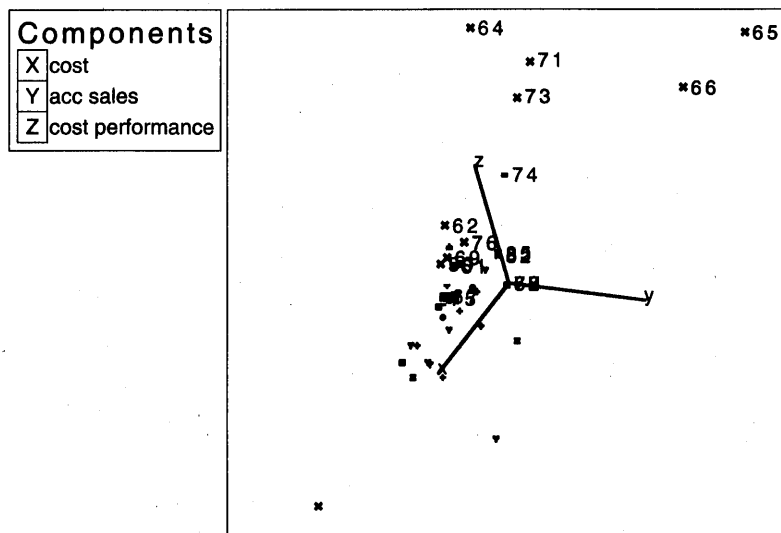
4.10 新製品開発コストパフォーマンス

新製品開発コストパフォーマンスを調べるため、各企業に自社で成功した新製品について、研究開発費用とその新製品の発売後現時点（1995年11月）までの売り上げ高を回答してもらった。不完全なものが多く、完全なデータは全部で55件であった。

図4-15に「新潟製造業」の新製品開発におけるコストパフォーマンスの全データをプロットしたものを示しているが、ソフトウェアの都合上各軸の尺度を示せなかったため、相対的比較しかできないのは残念である。中でもx印で表示し番号を付してあるものは食品業界に属し、いずれも研究開発費用を表わすX軸の値、これはおそらく人件費を除いた金額であろう

と思われるが、最高額で約1000万円と低い。また総売り上げ高を示すY軸の値が、最高で50億円に達しているものがあるように、他の業界より高い。この結果、コストパフォーマンス＝累積売上高／研究開発費用で定義したコストパフォーマンスは [2]、Z軸に示されるように最高500と他業界に比し非常によい結果を示している。コストパフォーマンスは理論的には2以上をでなければならないが [2]、このように食品業界が高いのは、研究開発コストが比較的安くあがっていること、および自社独自の販売ルートを持っていて、スーパーマーケット等を通じて一度市場に出すとそこそこの量を販売できるため売上高はかなりの金額に達するという特殊事情によるものである。平均的食品の売上高利益率が1%であることを考慮すると真のコストパフォーマンスは約1／10となってこの数字ほど高くないことを理解すべきである。

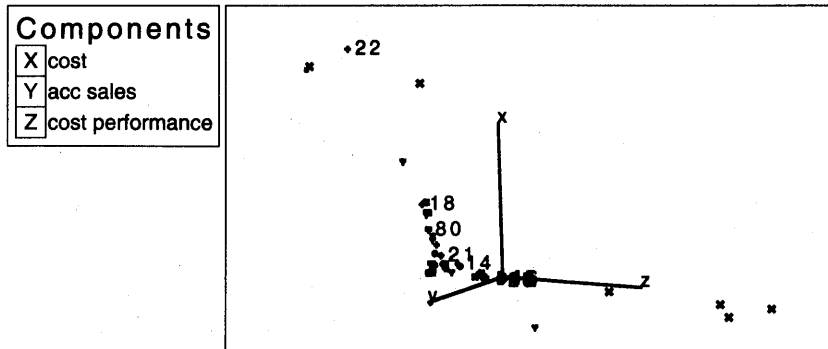
図4-15 新製品開発のコストパフォーマンス



食品以外の業界の状況を見るため各軸を拡大表示したものが図4-16である。

したがって食品業界の大部分はスケールアウトしているが、パフォーマンスの低いものが一部xに残っているのが食品業界である。また■に番号を付しているものが電子業界である。いずれも食品業界に比しX軸の研究開発費用が最高で20百万円と高く、その割に売上高は同じ位になっているためコストパフォーマンスは20-30と非常に低い。しかし利益率は5-10%と食品業界より高いので実際のコストパフォーマンスではさほどの開きはない。

図4-16 食品以外の新製品開発コストパフォーマンス



5. 調査結果の共分散構造分析

前節の分析は調査結果の単純分析のみで、各要因間の潜在的関係に基づく高度の解析による仮説の検証は行っていない。そこで本節では、多変量解析の1手法である共分散構造分析により構成概念間の関係を組織論的に解析し、仮説を検証して、新潟製造業の新製品開発がどのようにおこなわれているかを解明した。なお本解析には統計ソフトウェアであるSASを使用した [5][6]。

5.1 解析の手順

まず図3-1の新製品開発モデルに基づいて、各潜在要因に関する質問の因子分析を行い、それぞれ有効に効いている主因子を抽出した。ついでこれら主因子を新製品モデルの潜在要因にあてはめ、試行錯誤によりすこしづつモデルの形の変え、最終的に図5-1のようなPLS形式モデルの新製品開発モデルとして、SAS/CALISプロセジャにより共分散構造分析を行い [5][6]、繰り返し計算により全体的に連立多元方程式を満足させるような因果係数を求めた。

5.2 共分散構造分析結果

分析結果は図5-1の新製品開発モデル (PLSモデル [5][6]) にまとめられている。ここで各矢印にそって示されている数字は、各潜在要因間の因果係数である。また使用された定式化された各方程式は、図5-2にまとめて示されている。

図5-1 新製品開発の共分散構造モデル (PLSモデル形式)

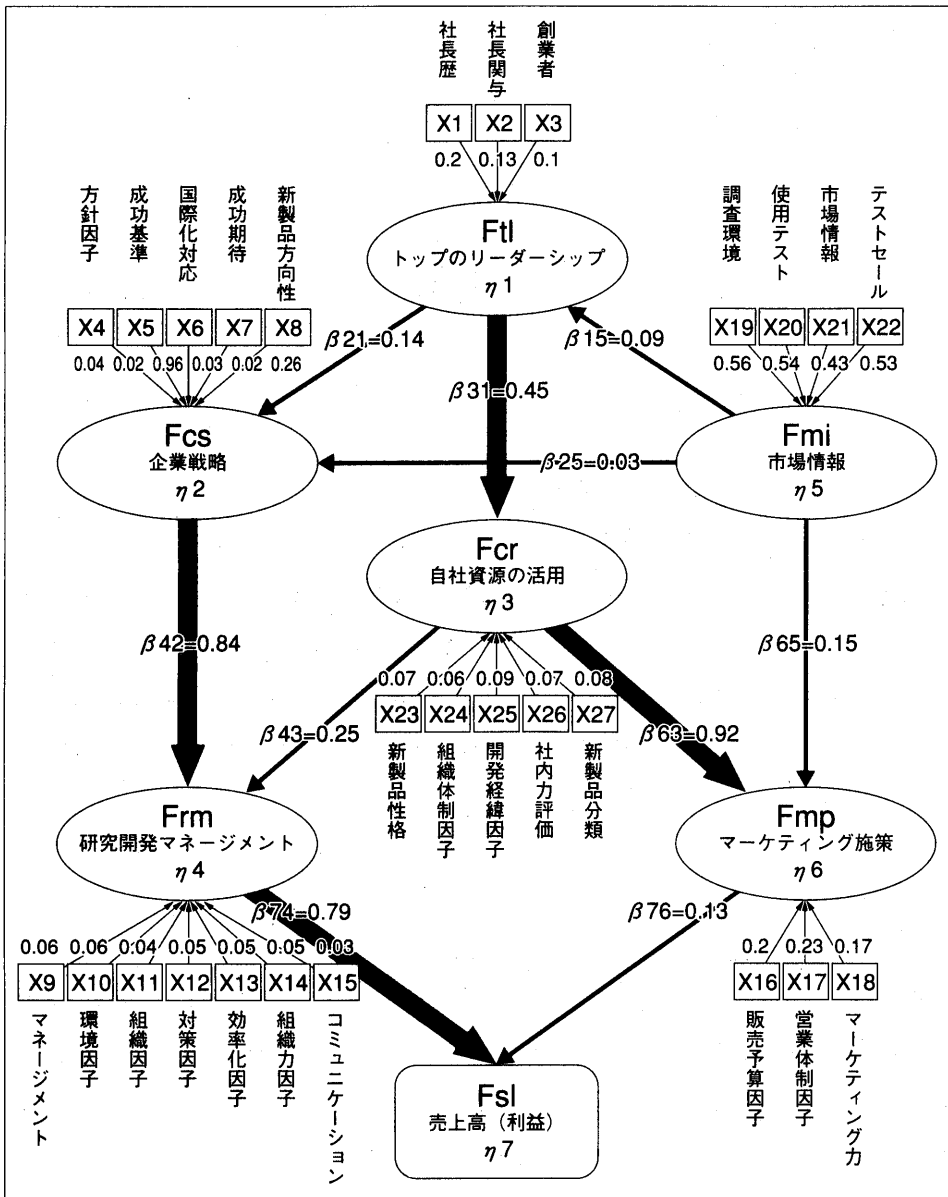


図5-2 モデルの定式化

〈測定方程式〉

$$\begin{aligned}
 X1 &= \kappa_{11} * \eta_1 + e1 \\
 X2 &= \kappa_{21} * \eta_1 + e2 \\
 X3 &= \kappa_{31} * \eta_1 + e3 \\
 X4 &= \kappa_{42} * \eta_2 + e4 \\
 X5 &= \kappa_{52} * \eta_2 + e5 \\
 X6 &= \kappa_{62} * \eta_2 + e6 \\
 X7 &= \kappa_{72} * \eta_2 + e7 \\
 X8 &= \kappa_{82} * \eta_2 + e8 \\
 X9 &= \kappa_{94} * \eta_4 + e9 \\
 X10 &= \kappa_{104} * \eta_4 + e10 \\
 X11 &= \kappa_{114} * \eta_4 + e11 \\
 X12 &= \kappa_{124} * \eta_4 + e12 \\
 X13 &= \kappa_{134} * \eta_4 + e13 \\
 X14 &= \kappa_{144} * \eta_4 + e14 \\
 X15 &= \kappa_{154} * \eta_4 + e15 \\
 X16 &= \kappa_{166} * \eta_6 + e16 \\
 X17 &= \kappa_{176} * \eta_7 + e17 \\
 X18 &= \kappa_{186} * \eta_7 + e18 \\
 X19 &= \lambda_{195} * \eta_5 + e19 \\
 X20 &= \lambda_{205} * \eta_5 + e20 \\
 X21 &= \lambda_{215} * \eta_5 + e21 \\
 X22 &= \lambda_{225} * \eta_5 + e22 \\
 X23 &= \kappa_{233} * \eta_3 + e23 \\
 X24 &= \kappa_{243} * \eta_3 + e24 \\
 X25 &= \kappa_{253} * \eta_3 + e25 \\
 X26 &= \kappa_{263} * \eta_3 + e26 \\
 X27 &= \kappa_{273} * \eta_3 + e27
 \end{aligned}$$

〈観測変数の代表値〉

$$\begin{aligned}
 X1 &= Q2-2 + Q2-3 \\
 X2 &= Q19 + Q36 \\
 X3 &= Q2-1 \\
 X4 &= Q29 + Q41 \\
 X5 &= Q1 \\
 X6 &= Q50 \\
 X7 &= Q48 + Q49 \\
 X8 &= Q30 \\
 X9 &= Q6 + Q8 + Q14 + Q40 \\
 X10 &= Q17 + Q31 + Q38 \\
 X11 &= Q12 \\
 X12 &= Q7 + Q44 \\
 X13 &= Q42 \\
 X14 &= Q15 + Q37 \\
 X15 &= Q35 \\
 X16 &= Q23 \\
 X17 &= Q25 + Q26 \\
 X18 &= Q11 \\
 X19 &= Q32 + Q33 \\
 X20 &= Q21 \\
 X21 &= Q20 \\
 X22 &= Q22 \\
 X23 &= Q5 + Q28 \\
 X24 &= Q26 + Q27 \\
 X25 &= Q10 \\
 X26 &= Q47 \\
 X27 &= Q3
 \end{aligned}$$

〈構造方程式〉

$$\begin{aligned}
 Ftl &= \beta_{15} * Fmi + \gamma_{11} * X1 + \gamma_{12} * X2 + \gamma_{13} * X3 + \zeta_1 \\
 Fcs &= \beta_{21} * Ftl + \beta_{25} * Fmi + \gamma_{24} * X4 + \gamma_{25} * X5 + \gamma_{26} * X6 + \gamma_{27} * X7 + \gamma_{28} * X8 + \zeta_2 \\
 Fcr &= \beta_{31} * Ftl + \gamma_{323} * X23 + \gamma_{324} * X24 + \gamma_{325} * X25 + \gamma_{326} * X25 + \gamma_{327} * X27 + \zeta_3 \\
 Frm &= \beta_{42} * Fcs + \gamma_{43} * Fcr + \gamma_{49} * X9 + \gamma_{41} * X10 + \gamma_{411} * X11 + \gamma_{412} * X12 + \\
 &\quad \gamma_{413} * X13 + \gamma_{414} * X14 + \gamma_{415} * X15 + \zeta_4 \\
 Fmi &= \gamma_{519} * X19 + \gamma_{520} * X20 + \gamma_{521} * X21 + \gamma_{522} * X22 + \zeta_5 \\
 Fmp &= \beta_{63} * Fcr + \beta_{65} * Fmi + \gamma_{616} * X16 + \gamma_{617} * X17 + \gamma_{618} * X18 + \zeta_6 \\
 Fsl &= 1.00 * Frm + \beta_{76} * Fmp + \zeta_7
 \end{aligned}$$

5.3 分析結果の考察

5.3.1 「トップのリーダーシップ」関係

PLSモデルにより内生潜在要因である「トップのリーダーシップ」は、主因子X1「トップの権限」、X2「社長の関与の具合」、X3「創業者であるか」からそれぞれ因果係数で0.2、0.13、0.1の影響を受けている。また、内生潜在変数としての「企業戦略」「自社資源の活用」に対しては、因果係数0.14、0.45となり、特に「自社資源の活用」に対して比較的大きな影響を与えているという結果になっている。

特に「自社資源の活用」に対しての因果係数が高いことは、「自社資源の活用」に影響を与えている主因子がX23「新製品との関連」、X24「組織の体制」、X25「開発の経緯」、X26「社長の評価」、X27「新製品の分類」というもので、「組織の体制」「開発の経緯」「社長の評価」は、いずれも「トップのリーダーシップ」により影響を受けるものであり、このことから納得の行くものである。

「企業戦略」に対する「トップのリーダーシップ」からの因果係数がやや低い。これはもっと大きな影響を与えているだろうと予想していたのでやや意外であったが、社長の考え方はよくわかっているので、企業戦略は社長の意を体して決められているということであろうか。一方「市場情報」からは因果係数0.09で、あまり影響されていない。このことは新潟製造業の社長がオーナー型の社長が多いことと考えあわせると、市場情報などよくわかっているということであろうか。

5.3.2 「企業戦略」関係

「企業戦略」は、主因子X4「企業戦略の方針」、X5「成功基準」、X6「新製品の開発」、X7「戦略に対する期待、成功度」、X8「新製品の差別化」で因果係数は0.04、0.02、0.96、0.03、0.02という結果がでた。さらに内生潜在要因である「研究開発マネジメント」には因果係数0.84という値がでた。

主因子X6「新製品の開発」が、0.96と大変大きな値を示している。この質問項目を見るとQ50「今後の新製品開発」であり、これによって企業戦略も決まってくると言えるのではないか。

この「企業戦略」が、内生潜在要因の「研究開発マネジメント」に対しても0.84と非常に大きな影響を与えていることは、研究開発マネジメントは企業戦略に従うという理論ど

うりであり十分納得のいくものである。また「研究開発マネジメント」に影響を与えている主因子で、特にX10「開発の環境」、X11「開発の組織」、X12「開発対策」など、企業の戦略と密接に関係しているところからも、この結果は納得のいくものである。

5.3.3 「自社資源の活用」関係

「自社資源の活用」は、主因子X23「新製品との関連」、X24「組織の体制」、X25「開発の経緯」、X26「社長の評価」、X27「新製品の分類」から、それぞれ因果係数0.07、0.06、0.09、0.07、0.08という影響を受けている。内生潜在要因としての「研究開発マネジメント」には因果係数0.25、「マーケティング施策」には0.92という結果がでた。

「マーケティング施策」に対して0.92と高い値を示しているが、これは主因子であるX16「販売体制」、X17「販売経路、営業体制」というように自社の資源を使用するということがはっきりと分かる要素が含まれているので当然の結果といえる。また、「研究開発マネジメント」に対しても0.25と比較的高いことは納得できる。

5.3.4 「研究開発マネジメント」関係

「研究開発マネジメント」は、主因子X9「社長の関与」、X10「開発の環境」、X11「開発組織」、X12「開発対策」、X13「開発費用の効率化」、X14「組織、チームの力」、X15「開発と営業のコミュニケーション」からそれぞれ因果係数0.06、0.06、0.04、0.05、0.05、0.05、0.03という結果がでた。どれもそれほど高い数値はでなかった。内生潜在変数としての「売上高（利益）」には0.79という高い数値がでた。売り上げに対して「研究開発マネジメント」が深く関係しているということである。これは、本モデルの目的関数として「売上高（利益）」をとっているのが当然であり、新製品が成功するように研究開発マネジメントが行われているということである。

5.3.5 「市場情報」関係

「市場情報」は、主因子X19「市場調査、情報の環境」、X20「使用テスト」、X21「市場調査」、X22「テストセールス」で因果係数はそれぞれ0.56、0.54、0.43、0.53とどの値も高いものであった。また、内生潜在要因としての「企業戦略」「マーケティング施策」では0.03と0.15とどちらもそれほど高い数値は示さなかった。主因子で因子係数が高いのはどの質問項目からみても分かるように市場の情報と密接に関わっているのが当然の結果と言える。内生

潜在変数ではどちらも低い数値であったのは意外であった。これは新潟製造業の特徴として技術オリエンテッドな新製品開発を実践しており、現在のところ市場情報は必ずしも重視していないということであって、これが新潟製造業の一つの問題点である。

5.3.6 「マーケティング施策」関係

「マーケティング施策」は、主因子X16「販売体制」、X17「営業体制」、X18「マーケティング」であり因果係数は0.2、0.23、0.17という結果であった。内生潜在変数としての「売上高（利益）」では0.13という値であった。マーケティング力そのものが売りに上げに直接関わっているとすると、0.17とこの3つの中で1番低い数値であったのは予想外である。

全体的に新潟製造業では、「市場情報」、「マーケティング施策」等のマーケティング関連の要因があまり影響を及ぼしていないことは、その新製品開発が常に既存商品の改良的な既存技術の延長線上での新製品で、本格的な市場オリエンテッドな新製品が少なかったためであると考えられる。

5.4. 仮説の検証

仮説の1である「新潟県内企業では戦略的研究開発が主である」というのは、「企業戦略」は主因子X6「新製品の開発」が、0.96と大変大きな値を示しており質問項目を見てみると、Q50今後の新製品開発である。また、内生潜在変数の「研究開発マネジメント」に対して0.84と大きな値がでているところからも、この仮説は検証された。

仮説2の「戦略的研究開発では自社の技術力、マーケティング力を考慮した研究テーマが選ばれる」というのは、「自社資源の活用」が、内生潜在変数としての「マーケティング施策」に対して0.92と高い値を示している。また主因子である販売体制、営業体制というような自社資源を使用しているところから、そのような資源を使用したテーマで開発がおこなわれるという、この仮説は検証されたと考えてよい。

仮説3の「戦略的研究開発ではトップ主導型で経営資源が投入される」というのは、「トップのリーダーシップ」で「自社資源の活用」に対しての因果係数が大きいことは、「自社資源の活用」に影響を与えている主因子が、「新製品との関連」、「組織の体制」「開発の経緯」、「社長の評価」、「新製品の分類」等であること。特に「組織の体制」「開発の経緯」、「社長の評価」は、いずれも「トップのリーダーシップ」により影響を受けるものであり、社長のリ

ーダーシップによって新製品開発は進められ、それによって経営資源が投入されるものと考えられる。このことからこの仮説も検証できたと言ってよい。

仮説4の「新製品開発の当初から市場情報を収集している」というのは、「市場情報」が主因子X19「市場調査、情報の環境」、X21「市場調査」で因果係数はそれぞれ0.56、0.43と高い値を出していること。またその質問項目をみると、Q20、Q32、Q33ともに事前に十分市場調査をしているかどうかというもので、そのことからこの仮説は検証された。

仮説5の「新製品は、顧客志向で各段階ごとに製品テストをおこなっている」というのは、「市場情報」が主因子X20「使用テスト」因果係数0.54、X21「市場調査」因果係数0.43、X22「テストセールス」0.53と、どの値も高いものであることからわかる様に、消費者によるテストなどをおこなっているということであり、この仮説も検証されたといえる。

仮説6の「新製品の発売にあたり、既存の販売部隊、流通経路を利用している」というのは、「自社資源の活用」が内生潜在変数としての「マーケティング施策」に対して0.92と高い値を示していることから検証される。これは主因子である「販売体制」「販売経路、営業体制」というように、自社の資源を使用するということがはっきりと分かる要素が含まれているので、この仮説は検証された。

5.5 新製品開発モデルの解釈

共分散構造分析によって得られた最終結果は、図5-1の新製品開発モデルとして整理してある。この新製品開発モデルでは、各潜在要因間の相関をその因果係数の大きさに比例して線の太さを変えて表示してある。全体的に見ると、自社のコアコンピタンスである技術力、マーケティング力のうち、どちらかというと技術力中心での新製品開発が主で、マーケティング力が従っており、技術・マーケティング力双方をバランスよく駆使して独自の新製品開発を行っているところが少ないことを意味する。これは新潟製造業に下請型が多いことを考慮すると、理解できる結果である。新潟製造業の大半は自社の技術力には自信を持っているが、その技術力を駆使して自らマーケティング活動を行い、新市場を開拓しておこうという意欲が少ないことが、最大の問題点であり、その結果として過去絶えず景気の波に振り回されてきたのである。

6. 新潟製造業事例報告

本調査結果を確認する意味で、新製品開発に熱心な代表的新潟製造業を直接訪問し、新製品開発状況を調査したので、付記しておく。

6.1 雪国科学株式会社

6.1.1 企業概要

社名：雪国科学株式会社 代表取締役：町屋 敦司
住所：新潟県中蒲原郡亀田町荻曾根1丁目4-22
取り扱い商品：遠赤外線床暖房システム、屋根融雪システム、輸入ストーブ
売上高：3億円 従業員：15名

6.1.2 事業内容

(1) 企業の歴史

町屋敦司氏は平成元年に、自宅のログハウス建設に当り、建設会社に住み込み、関連する技術を修得。その建設会社に頼まれ営業を経験した後、平成3年に新しい暖房システム「遠赤外線床暖房システム」の製作・販売を行う雪国科学(株)を創業、平成7年に、屋根融雪システムの製作・販売を開始した。

(2) 遠赤外線床暖房システム：

遠赤外線床暖房システムを製作したのは、前述の住宅営業の中で、断熱システムに注目・研究したところ、当時の断熱システムは、断熱というより“削熱”の程度で、断熱効果の低い、また耐久性の短いものであった。なんとか、熱効率の優れた“長持ち”する断熱システムはできないかと研究をおこなった。種々と実験を繰り返し、平成3年に、発熱板の下に反射板としてアルミ箔を2重に貼りその間にガラス繊維板をサンドイッチした、新しいタイプの断熱絶縁板を開発し使用した、“断熱型遠赤外線床暖房システム：「ゆうだんサーミック」”を完成し、特許も取得した。

営業については、独立する前の経験（ゼロックス長岡営業所長）から、問屋を通すとユーザーの声が直接入らない、マージンも取られることから直接販売を志向した。このため新潟県内の住宅会社を1社、1社まわり説明して歩き、現在では新潟県内の全住宅会社と取引している。

“雪国科学”のネーミングのヒントは、豪雪のとき長岡に住み、冬は雪かきの合間に仕事をするような感じだったことからきている。なにか社会に役に仕事をしなかったからである。

(3) 屋根融雪システム：

町屋氏が長岡に住んでいた時、雪の多さに驚き、大変さを痛感した。過疎地の老人にとっては、屋根の雪降ろしは重労働で、毎年犠牲者が出ている。そこで、何とか屋根に雪が積もるのを防ぐ方法はないかと考えた。この融雪システムには、平成2年に取り掛かり5年もかかった。現在、妙高高原町に、開発研究施設を持ち、さらに改善の為の実験を続けている。

屋根の雪を融かす電熱線をテフロンで包むアイデアを出したところ、ある電線会社の工場長が賛同して、開発を引き受けてくれた。相当な開発費がかかったと思うが、開発費用はその電線会社が全て負担した。電熱線をテフロンで包むと丈夫であり、耐久性がある。雪国科学の融雪システムの特長は、雪の量に応じて電熱線の配置を調節できる点にある。屋根の雪は積もる量が、上部と下部では違う。そこで、この電熱線をポリカーボネイトのスペーサ内で、ピッチを変えて熱量を調節して対応する仕組みである。

この融雪システムは、テフロンを使ったため、コストは高くなったが、既存の屋根の上に載せるだけで、融雪効果が出て、しかも、露出しても耐久性があり、電気料金は他社品よりも安い。30坪の家で250万円位でつけられる。(他社品は、屋根工事ともで400万円位である)。

(4) 企業戦略

営業戦略：

町屋氏の信念は、「よいお客様さんは、またよいお客様を紹介してくれる。よい仕事をすれば、そのお客さんが友人を紹介してくれる」ということであ、お客さんのクチコミを活用した。

商品戦略：

小品種で、一人当りの客単価があがるような戦略をとっている。一人のセールスマンが、床断熱システムも屋根の融雪システムも売れるようにし、一軒のお客様さんである程度の金額になるように考えている。

財務戦略：

事業が拡大しても、資金が不足しないように、取引は全て現金（1ヵ月ごと）回収である。

仕入れ先へも現金で払う。住宅会社の中には、3ヵ月先の手形が慣例と主張するところもあったが、あくまで主張して、現金取引とした。

人事戦略：

企業経営も教育である。新しい商品の開発よりも、“会社”をつくることに苦勞した。同じような志を持つ社員を育てる教育に力を入れている。商品知識だけでなく、会社の考え方、さらに将来の幹部として、マネジメントも教えている。

成長戦略：

急速に成長するよりも、目の届く範囲で、よい仕事の出来る体制を作りながら、徐々に伸ばしている。商売／金儲けよりも、よい商品をつくり、お客さまに役にたてばよいとおもっている。

6.1.3 考察

この事例を、分析と対応して考察する。

- 1 創業者のリーダーシップ：町屋氏自身のニーズから発想し、商品開発から回収まで、トップ主導型で、創業者のリーダーシップが貫徹している。
- 2 床暖房も、屋根の融雪システムも、町屋氏自身のニーズから発想し、使う人の立場・視点を貫いている。この事例では、仮説4の「新製品開発の当初から市場情報を収集している」と仮説5の「新製品は、顧客志向で各段階ごとに製品テストを行っている」を、文字どおり実践している。
- 3 製品は、他社と差別化できる新製品であったこと。
- 4 社員の教育に力を入れ、同志的な結束で、組織のコンセプトが一貫していること。

この企業の成功要因は、ユーザーのためにということ、使用する立場に立って考えたこと（ニーズ志向）である。筆者らは、なによりも、創業者のビジョンとリーダーシップに感銘を受けた。現在は、営業地域が限定されているが、徐々に成長すると思われる。

6.2 株式会社北村製作所

6.2.1 企業概要

社名：株式会社北村製作所

住所：新潟市両川1丁目

営業内容：保冷車ボディ（60%）、洗浄機、シェルター

売上高：100億円

従業員：240名

企業の歴史：

昭和20年創業、昭和23年バスボディー製作開始

昭和42年アルミ保冷車ボディ製作開始

昭和47年産業用洗浄機製作開始

6.2.2 事業内容

輸送用機械製造業の全体的傾向は、「不況産業」に指定されているが、同社は例外的に、昨年とほぼ同じ売上をあげている。この理由は、数多くの製品を広く揃えているからである。

(1) 製品の特徴

企業としては、常に創意工夫に努め、新しいことに挑戦している。その一例として、同社の会社案内には、手で暖めると絵が出る液晶印刷、立体画像、飛び出す絵等を用いて、印象を強くする工夫がほどこされている。

トラック用バンの国内年間製造台数は約4万台で、そのうち約6千台を同社が占めている。北村製作所の強みは、バンやリフトで多くの品種を揃えていることである。

コンベンショナルなリフトは放物線を描いて、荷物を積み込む為、場所もとれ、安定感がなかったが、同社は、垂直に荷物を持ち上げるタイプを開発した。また、リフトの使用頻度の低いユーザのために、リフトを車体の下に収納できるタイプを開発した。バンのボディについても、後のドアは観音開きが多いが、上にあがる「フォールデン・ドア」を開発した。更に、同社独自の製品として「リンボーバン」がある。このバンは、バンの高さが調節できるもので、地下にある配達先の荷受け場所に車ごと直接つけられることから、大手の運送会社にも採用されている。

(2) バン関連新製品開発

新製品開発のヒントは、多くの場合はユーザからの注文である。ユーザへは、営業マンが法定点検等の時期に巡回しており、そこで聞いたユーザニーズを持ち帰り、開発部門に伝え、

必要があれば、開発担当者もユーザを訪問し、具体的にユーザニーズを把握する。開発期間は平均2年位である。自社内で試作品ができたなら、ベンチテストを行って、各種の性能をテストする。ある程度満足する製品ができたなら、ユーザーに試作車を提供し、約6ヶ月間実際に使用してもらって、問題点や改良すべき箇所を見つけ、完成を目指す。

(3) バン製造プロセス

同社の競争力の一つは、システム化した独自の製造プロセスにある。バン駆体はアルミボディからできているが、各種サイズのボディがあるものの基本的にはアルミ板を一定の大きさに切り出し、リベット組立したものである。そこで作業プロセスを標準化し、カット・リベット打ち工程に合わせて、独自の自動工作機器を開発して、流れ作業的に製造していき、多品種注文生産を効率的によくこなしている。出来上がったバンはコンベヤーにのせて完成車となる。

(4) 通信機器用シェルター

昭和50年代から、通信機器用のシェルターを開発し販売してきた。これは、通信機器メーカーの方から、携帯電話用の軽量収容箱の注文があり、バン製作のノウハウを活用して開発したものである。この分野が最近成長している。シェルター製造のプロセスはバンと全く同じであり、製造技術応用製品である。

(5) 競争他社との差別化ポイント

- 1) 小型のバンでは、品揃えが豊富なことと、システム化した製造工程により価格競争力がある。
- 2) 全国に7営業所50数名の営業要員が、常時トラックディーラー・大手ユーザーを巡回し、良好な関係を維持して、同社製品の販売への支援を要請している。また、ユーザーのニーズ把握につとめ、改良製品の開発のヒントを集めている。
- 3) いすゞトラック系ディーラーと長い提携関係があり、顧客には直接技術的説明が行くケースが多い。
- 4) 大手のユーザー（運送会社等）へは、同社から新製品が出来たからと直接提案する場合もある。

6.2.3 考察

同社は、仮説2の「自社の技術力、マーケティング力を考慮した開発テーマが選ばれる」とおり、自社の製造技術力、流通力を活用して、製品のバラティエーを開発し、品揃えを豊富にし、市場のニーズに対応し成功している。通信機器用のシェルターも、パン製造のノウハウを活用して開発し、相当規模の新規事業に育成した。

同社は、新製品の開発のヒントを、販売部隊がユーザーを訪問し意向を調査し、開発関係者に伝えている。これは、仮説4の「新製品開発の当初から市場情報を収集している」、および仮説6の「新製品発売にあたり、既存の販売部隊、流通経路を利用している」に該当する。

新製品の開発の途中でユーザーに試作品を提供し、種々の問題発見と改良を行っているのは、仮説5の「新製品は、顧客志向で各段階ごとに製品テストを行っている」に当たる。

要約すれば、この事例は、既存の技術力、マーケティング力という自社のコアコンピタンスをフル活用して新製品の開発および市場導入を展開している。

7. まとめ

7.1 仮説の検証

アンケート調査により、「新潟製造業」の新製品開発の実態を調査・分析を行った結果、以下のようにすべての仮説を検証することができた。

仮説1 「新潟製造業」では戦略的研究開発が主である。

結果：「新潟製造業」では、新製品に直接結び付く戦略的研究開発が主であった。

仮説2 戦略的研究開発では自社の技術力、マーケティング力を考慮した研究テーマがえらばれる。

結果：成功した新製品を報告してきた企業では、既存の技術力、マーケティング力と言う自社のコアコンピタンスをフルに活用した開発を実践している。

仮説3 戦略的研究開発ではトップ主導型で経営資源が投入される。

結果：「新潟製造業」では、社長が新製品開発を最重要案件と考え、直接間接に指揮し一貫したコンセプトでマネージしているものが多い。

仮説4 新製品開発の当初から市場情報を収集している。

結果：関連する市場を事前に調査・研究している企業が80%と多い。

仮説5 新製品は、顧客志向で各段階ごとに製品テストを行っている。

結果：新製品の開発途中において、従業員だけでなく、消費者モニターによる製品テストを実施している企業が多い。

仮説6 新製品の発売にあたり、既存の販売部隊・販売経路を利用している。

結果：成功した新製品は、既存の販売部隊・販売経路を利用したものが多い。

7.2 平均的「新潟製造業」像

今回の調査は回収数からは、必ずしも十分とは言えないが、「新潟製造業」の概要は掴み、新製品開発の実態を理解することができた。箇条書き的に列挙すると；

- 1) 「新潟製造業」では、下請型の企業が多く、自ら新製品開発を行う企業は少ない。
- 2) 「新潟製造業」では、オーナー型社長が圧倒的に多いが、世代交代が進みつつある。
- 3) 「新潟製造業」における新製品の開発は、既存技術の延長線上で、行っている。顧客からの依頼を含めて市場情報に密着した形で事業性を十分に見通して、完全にトップ主導型でスタートしている。開発組織的には、社長自ら実質的にリータシップをとり、一貫したコンセプトですすめられている。開発過程では自社の有する技術力・マーケティング力等のコアコンピタンスを十分活用し、市場調査、テストマーケティング等を行いながら確実なステップを経た開発を行う等、地道な姿勢での開発が行われ、比較的成功している。
- 4) 「新潟製造業」における、研究開発費に対する売上高比率でみた見かけ上の研究開発効率で表わした、新製品開発のコストパフォーマンスは、食料品製造業に高い値を示すものが多かったが、他業種の「新潟製造業」では全般的に低かった。
- 5) 事例でとり上げたような、自社でマーケティングを行っている新潟製造業では、比較的理論どおりの新製品開発を実行しているが、その他の大部分の新潟製造業は、自社技術力に基づく下請け型が多く、この点が今後改善すべき大きな問題点である。

謝辞

本研究は、1995年度および1997年度新潟国際情報大学共同研究費によるものである。また本研究の共分散構造分析部分は、1998年卒業の佐藤水帆子が卒業研究で行ったものである。ここに明記し謝意を表する。

参考文献

- 1) 正田達夫、宗澤拓郎、「新潟製造業の新製品開発実態調査」、新潟国際情報大学リサーチ・レポート、N0.5、(1996)
- 2) 宗澤拓郎、「戦略性・独創性を2軸とする研究開発ポートフォリオ・マネジメント方式の提唱」、研究・技術計画学会誌、Vol.11, No1/2, p.124-136、(1996)
- 3) 宗澤拓郎、「研究開発マネジメント方法論の提唱」、研究・技術計画学会誌、Vol.11, No3/4, p.222-236、(1996)
- 4) G. ハメル、C. K. プラハラード／一条和生訳、「コアコンピタンス経営」、日本経済新聞社、(1996)
- 5) 豊田秀樹、「SASによる共分散構造分析」、東京大学出版会 (1992)
- 6) 豊田秀樹、前田忠彦、柳井晴夫、「原因をさぐる統計学 共分散構造分析入門」、講談社、(1992)
- 7) 正田達夫、「新製品開発と市場導入の成功要因」目白学園女子短期大学研究紀要、第31号、p.87-101、(1994)

ベンチャー企業の成長プロセスと戦略についての一考察

— 戦略論的視点からの成長プロセスモデルの構築 —

A Study of 'Strategy for Venture'

— *The Process Model of Ventures' Groth from Strategic Approach* —

柳 在相*

目 次

1. はじめに
2. 制度論的アプローチから戦略論的アプローチへ
3. ベンチャー企業の成長プロセスについての先行研究
4. ベンチャー企業の成長プロセスにおける阻害要因
5. ベンチャー企業の成長プロセスと戦略
6. むすび — ベンチャー企業の成長プロセスモデルの構築 —

1. はじめに

日本における今までのベンチャー企業についての研究の多くは、ベンチャー・ビジネスを取り巻く環境、とりわけ、いかにすれば多くのニュー・ビジネスを生みだすことができるかなどに議論が集中していたように思われる。その代表的な研究としては、今井賢一の「シリコンバレー・モデル」(NNT出版、1995)があげられる。すなわち、今まで日本では制度論的アプローチから、ベンチャー企業を支援・育成するための産業構造や制度をいかに構築し、整備すべきであろうかという課題に取り組んできたのである。そして、政府や地方自治体は、ベンチャー企業を支援するための制度や施策を急ピッチで整え、民間のベンチャーキャピタルなども含めて、資金面での支援策も充実化しはじめている。

ところが、日本のベンチャービジネスはなかなか成功しないというのが実情である。野村総合研究所の調査によると¹⁾、アメリカでは開業率の高さだけでなく、株式公開までのスピードが早い(全アメリカ平均7年)し、成長率がきわめて高い(上位20社平均182.5%)。これに対して、日本では株式公開までの期間がかなり長い(日本なら約30数年)し、成長率が決して高くない(上位20社平均32.9%)。

これらの考察から、「日米のベンチャー企業における成長率の格差はどうして生じるのか」、

1. 「アメリカベンチャー企業の実態調査」野村総合研究所、1994。

*YOO, Jae Sang [情報システム学科]

「アメリカのベンチャー企業の高い成長率の背景には、何があるのか」、「どうして日本では、成功するベンチャー企業が少ないだろうか」などという疑問が生じる。

そこで、この研究では、セコムをはじめ、モス・フードやソフト・バンクなど、立派な成長をおさめている日本のベンチャー企業、10数社に焦点をあて²、その創業から今までの成長プロセスを詳細に考察し、成功するベンチャー企業を導くための成長戦略を提示したいと思う。ここでは、主にセコムとモス・フードに対する事例研究の結果を中心に³、ベンチャー企業の成長プロセスにおける阻害要因を明らかにするとともに、これらの企業がどのようにしてそれぞれの阻害要因を克服しているのかについて注目し、その成長戦略における共通点を見い出す。そして、これらの分析結果に基づき、経営戦略論の視点から、ベンチャー企業の成長プロセスモデルを構築したいと思う。

2. 制度論的アプローチから戦略論的アプローチへ

日本のベンチャービジネスは、表1に示されているように、なかなか成功しないというのが実情である。アメリカでは、開業率が廃業率を遥かに上回っているのに対して、日本では、開業率が4%の水準で横這いをみせており、とりわけ、同期間の廃業率がほぼ同じ水準である。これは、日本では成功するベンチャー企業が少ないということを如実に表わしているのである。

すなわち、これからの問題は、「いかにすれば多くのニュー・ビジネスを生みだすことができるか」よりは、「いかにすれば多くの成功するベンチャー企業を生みだすことができるか」であろう。

そこで、アメリカで著しい成長を収めているベンチャー（マイクロソフト、インテル、オラクル、シスコ・システムズなど）企業に注目し、これらの企業の成長プロセスをより細かく分析してみると、マイクロソフトなどの成長プロセスの中でも示されているように、その成長プロセスは決して平坦なものではなく、激しい競争や行政や規制との摩擦などの高い壁を乗り越え、やっと今の成功を勝ち取っていることがわかる。そして、これらの企業が、他

2. 研究対象企業としては、第1次ベンチャーブーム時に設立されたセコムやミスミ、モス・フードをはじめ、第2次ブーム時に設立したソフトバンク、CCC、HIS、カンキョーなどの成功している企業だけでなく、ディクシーやファルマ、勲業電気機器などにも注目した。

3. セコムやモス・フードについての事例研究では、主に慶応ビジネス・スクールのケースをベースとし、多くの新聞や雑誌の記事を参考にした。

表1. 日・米におけるベンチャー企業の開廃業率の比較⁴

調査年	1981～86		1986～91		1991～	
国	日本	米国	日本	米国	日本 (91～94)	米国 (91～92)
開業率 (%)	4.8	22.2	4.2	13.3	4.6	7.9
廃業率 (%)	4.1	4.9	3.9	1.2	4.6	0.8

社の追従を許さないほど、今の強い競争優位を確保することができた背景には、他でもない素晴らしい戦略が存在していることが分かるのである。

つまり、日・米のベンチャー企業における成長率の格差は（その原因の1つとしては）、その成長プロセスにおける戦略の格差、マネジメント能力の格差によってもたらされているのではないかと考えられる。そして、日本で多くのベンチャー企業が失敗で終わってしまう背景には、ベンチャー企業を取り巻く環境要因だけでなく、実は創業した後の、その成長プロセスにおける成長戦略の欠如やマネジメント能力の不足があるのではないかとと思われるのである。

従って、これからのベンチャー企業についての研究には、「制度論的アプローチ」よりは、「戦略論的アプローチ」をとるべきであり、さらにはその焦点を「創業」だけでなく「成長プロセス」へとより長期的視点を取るべきであろうと思う。

そして、日本におけるベンチャー企業の活性化のためには、ベンチャー企業を生み出すための環境整備だけでなく、成功するベンチャー企業を育成するためのバックアップ体制を整えることも（具体的にはベンチャー企業の経営者に対する経営教育の提供など）、早急に必要であろうと思われる。

3. ベンチャー企業の成長プロセスについての先行研究

この研究では、Lawrence L. Steinmentz (1969) の成長段階モデルをはじめ、L. E. Greiner

4. (1)開業率＝開業年次が前回調査から今回調査時点までの期間に属する事業所／前回調査時点の事業所数／年数 (%)
 (2)廃業率＝開業率－増加率
 (3)日本企業の資料については、総務庁「事業所統計調査」「事業所の変動状況に関する結果報告」を参考にして作成した。
 (4)アメリカ企業の資料については、「アメリカ中小企業白書」を参考にして作成した。

(1979) や J. R. Galbraith (1982)、N. C. Churchill & V. L. Lewis (1983)、柳孝一他 (1996) の企業成長モデルについて理論研究を行なった。なかでも、企業や組織の成長をより動態的にとらえている Churchill & Lewis (1983) の「中小企業の成長5段階モデル」と、柳孝一他 (1996) の「ベンチャー・マネジメントの変革」には、とりわけ注目し、多くの示唆を受けた。

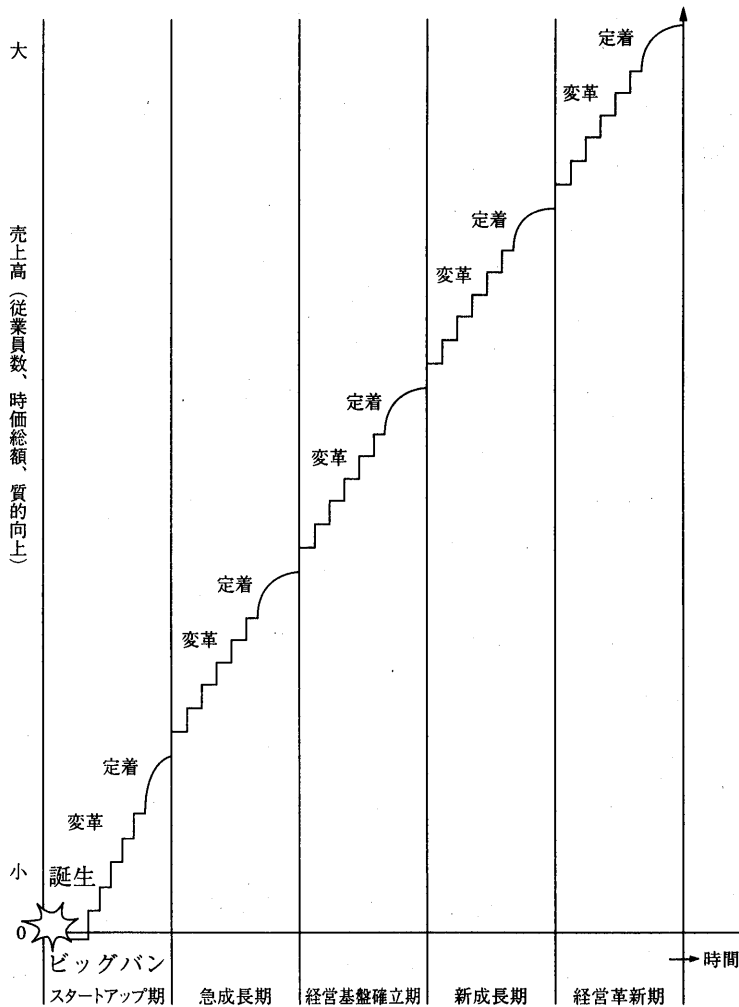
Churchill & Lewis は、企業の誕生および成長における最も重要な段階として初期段階にとりわけ注目しており、所有と経営の分離を中小企業の成長プロセスにおいて成功の尺度としている。そして、製品や技術の変化およびスピードなどの要因を重視した5段階（成立、生存、成功、離陸、資源成熟）の成長モデルを提示している⁵。

柳孝一他は、図1に示したように、とりわけベンチャー企業に焦点を当て、その成長プロセスを、マネジメントの変革という視点から、より動態的にとらえたベンチャー企業の成長プロセス・モデルを提示している。図1をみてわかるように、彼らは企業の成長段階をスタートアップ期、急成長期、経営基盤確立期、新成長期、経営革新期という5段階に分けており、各段階における成長のスピードは勿論、必要とされるマネジメントの内容が異なるが故に、ベンチャー企業の経営は成長するに連れ、昆虫の変態のように変革を遂げる必要があると主張している。

これらのモデルは、「企業の誕生および成長段階を長期的な視点で考察しており、それぞれの成長ステージが変化するにつれ、マネジメントの内容の変革も伴う」と主張している。すなわち、これらの研究は、これまで論じられてきた企業成長のモデルと比較してみると、より現実的にベンチャー企業の成長プロセスを提示しているものと考えられるのである。

ところが、これらの研究には、ベンチャー企業の成長戦略についての考察が欠けている。ベンチャー企業のそれぞれの成長ステージにおいて、どのような戦略を駆使し、さらなる成長を図ろうとしているかまたは図るべきなのかについては、何も論じていないのである。しかも、このような視点での研究は極めて少なく、なおかつ、企業家個人の成功談やジャーナリストティックな記述しかないのが現状である。

5. 詳しいことについては、「中小企業成長の5段階」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス』Aug-Sep.1983を参照してもらいたい。

図1. 階段型成長線によるベンチャー企業の成長⁶

4. ベンチャー企業の成長プロセスにおける阻害要因

前述したように、日本においてはベンチャー企業がなかなか育たない。優れたアイデアや技術を持っていながらも、戦略展開の失敗やマネジメントの失敗、人材不足、組織の内紛などの様々な阻害要因に阻まれ、結局は成功を収めることができないのである。表2は、急成長するベンチャー企業を襲う失敗のパターンを示している。

6. 出所；柳孝一他編著、「ベンチャーマネジメントの変革」、日本経済新聞社、1996、p.77より引用。

表2. ベンチャー企業における失敗のパターン⁷

1. 成長の途上で、無理に工場を新設・拡充して資金繰りが悪化
2. 商品のライフサイクルが思ったほど続かず、行き詰まる
3. 人材育成が成長に追い付かず常に人材不足
4. 社員の急増で社内のベクトルが分散、派閥抗争に発展
5. 資金調達で成長に間に合わず、売上優先になり、利益が出ない

ベンチャー企業の成長を阻む代表的な阻害要因として、「リスクイグロース」と呼ばれるものがある。これはアメリカのベンチャー企業の経営者達が急成長に伴う阻害要因を指す言葉である。一般的には、売上高が数十億円から100億円程度になると、このリスクイグロースが訪れるといわれている。

その典型が大手企業の参入である。市場の規模が小さいうちは見向きもしなかった大手企業が、数十億円程度の大きい市場として成長してくると、巨大な資本や販売力、技術力などを容赦なく駆使し、参入してくるのである。他方、ベンチャー企業は成長する市場を見込んで新たに設備や販売を強化しようとする。そこには巨大な資金調達が必要であるが故に、資金繰りが急激に苦しくなる。さらに大企業に価格競争を仕掛けられるなどして競争が激しくなると、売上も思う通りは伸びない。すなわち、ベンチャー企業の死活を分ける時期を迎えるのである。

また、市場の成長スピードや消費者ニーズの変化などを読み間違えたり、設備投資のタイミングや提携先の選定などのような戦略的意思決定をミスしたりすることも少なくない。そして組織の急激な成長による人材不足の問題や、急激な社員の採用などによる社内ベクトルの分散などといった組織マネジメントの問題も当然ながら無視することができない阻害要因なのである。

では、いくつかの失敗したベンチャー企業の事例を取り上げ、より詳細に考察して見たいと思う。

勸業電気機器は、計測器メーカーの営業マンから独立した須藤充夫氏により設立された薄型モーター製造会社であった。「50年に1度の発明」と絶賛されるほどの精密シートコイル分野での画期的な技術をもち、家庭用VTRをはじめ、急激に成長していく薄型モーター市場で

7. 出所；『日経ベンチャー』96年2月号より作成。

一躍脚光を浴びるようにはなったが、量産化に失敗し、倒産してしまった。倒産の原因としては、須藤社長の自家中毒による自信過剰が指摘されている。薄型モーター市場の急成長を見込んだ須藤社長は量産化を目指すに当たり、得意な精密シートコイルの生産だけに止まらず、シートコイルを組み込んだ薄型モーターの製造にまで手を伸ばしてしまった。これが今までの大口ユーザーであった大手電気メーカーを怒らせてしまい、受注が激減するようになり、あげくは倒産に追い込まれたのである。須藤社長の自信過剰により、設備投資のタイミングや事業領域の選択などのような大切な戦略的意思決定において失敗したのである。

ディクシー社はプリズマディスプレイの開発・製造会社であった。IBMや東芝といった大企業と取引をするなど、順調な成長を見せていたが、勸業電気機器と同様に量産化に失敗し、1989年9月に事実上倒産した。倒産の原因としては、組織内の紛争が指摘されている。投資規模を抑えたい天野社長と、積極投資を訴えるスカウト組みの3人の役員が激しく対立し、泥沼の争いを繰り広げたのである。内紛への対応に追い込まれた天野社長は、せっかく完成した裾野工場での量産化につまずいてしまし、結局は大企業への納入期限を守れず、資金繰りの悪化から、1988年末に会社更生法の適用を申請するようになったのである。ソニーの技術者であった天野社長は、マサチューセッツ工科大学にまで留学した経験をもつ素晴らしい技術者ではあったが、組織のマネジメントでは失敗し、経営陣の内紛を起こしてしまったのである。

5. ベンチャー企業の成長プロセスと戦略

1) ベンチャー企業の成長プロセス

以上の考察に基づいて、ベンチャー企業の成長プロセスを戦略論の視点から分析してみると、それにはいくつかの乗り越えなければならない高いハードル（戦略課題）が存在するようと思われる。そしてベンチャー企業の成長プロセスは、次のように4つの段階に分けることができると考えられる。

- ・ 第1段階；創業
- ・ 第2段階；事業仕組の構築
- ・ 第3段階；競争優位の確立
- ・ 第4段階；強い企業文化の形成

まず、ベンチャー企業の成長プロセスにおける最初のハードルは、創業できるかどうかであろうと思われる。この段階には、斬新なアイデアや画期的な技術に基づき、事業機会を見つけ出し、緻密な市場調査などを通して事業計画書を作成する。そして創業に必要な資金の調達や人材を確保するなど、創業に至るまでのプロセスが含まれる。

第2番目に乗り越えなければならないハードルは、事業仕組みの構築である。何とか創業にはたどり着いたものの、事前に予想することのできなかった問題が多く発生するなど、最初の計画通りうまく行くケースは非常に少ない。この段階には、創業してから様々な試行錯誤を経験しながら、将来に十分な利益を確保することができるようしっかりと事業の仕組みを構築するためのプロセスが含まれると思われる。

第3番目のハードルは、いかにして競争優位を確保することができるかという戦略課題である。事業の仕組みを構築することができ、やっと利益を確保できるようになると、今度は競争の相手が現れる。前述した「リスクイグロース」もこの段階において経験するようになる。従って、この段階には事業仕組みを構築してから展開される競争に勝ち残るために、競争優位を確保するためのプロセスが含まれる。

そして、最後の戦略課題は強い企業文化の形成であろうと思われる。競争の優位を確保し、安定した企業基盤を確立すると、今まで組織全員が一丸となってやってきた緊張感が緩み、組織内部に亀裂が生じやすくなる。Churchill & Lewisが指摘した「所有と経営の分離」やトップマネジメントの世代交代なども経験するようになる。この段階には、これらのハードルを克服するための強い企業文化を形成していくプロセスが含まれる。

以上のように、ベンチャー企業の成長プロセスには、創業、事業仕組みの構築、競争優位の確立、強い企業文化の形成という乗り越えていかなければならない4つの高いハードルが存在しており、セコムやモス・フードのように、成功しているベンチャー企業ではこれらのハードルを見事にクリアし、さらなる成長を果たしているものと考えられるのである。以下では、各成長段階別の阻害要因と、それを克服するための戦略の内容について考察してみたいと思う。

2) ベンチャー企業の成長段階別の阻害要因

それぞれの成長ステージには、次のような阻害要因が潜んでいるように思われる。

- ・第1段階；情報・知識の不足、資金や人材の不足、決断力の欠如
- ・第2段階；予想できなかった問題、さまざまな試行錯誤、無理な拡大
- ・第3段階；競争の出現（リスクイグロース）、行政との摩擦
- ・第4段階；市場の成熟化、組織の慣性、組織の分裂

まず、第1段階における阻害要因としては、情報・知識の不足があげられる。事業機会を見つけ出すためには、また緻密な事業計画をたてるためには、高度なレベルでの情報や知識が要求されるが、起業を目指している多くの予備起業家にはそれが不足しているのである。また創業に必要な資金や人材が不足していること、そしてこれらの阻害要因をクリアしたとしても最後は決断力の欠如のために、結局は創業することができないことなどが考えられる。

第2段階においては、事前に予想することができなかった課題にぶつかったり、最初の予想や計画のように物事を進めることができなく、多くの試行錯誤を経験させられたりする。そこで、これらの課題を解決することができないが故に、余儀なく倒産に追い込まれてしまうケースが少なくない。他方、市場の成長スピードに追い付くために、または勧業電気機器の須藤社長のように自家中毒などにより、無理な成長を展開したが故に、資金や人材の課題を克服することができず、倒産するケースなども考えられる。

第3段階においては、何よりも競争の出現が阻害要因になる。なかでも、成長の見込みがあればあるほど、手強い競争相手が現れる可能性が高い。また、マイクロソフトやソフトバンク、ヤマト運輸などのように、競争優位の確保のために展開した戦略や仕組み作りが斬新的であればあるほど、今度は行政との摩擦が起こりやすいのである。

最後の4段階では、市場の成熟化や組織の慣性、組織の分裂などの阻害要因があげられる。まずは、今まで成長し続けてきた市場の成長率が鈍化しはじめることが考えられる。そして新たな市場や成長を目指すための努力が要求されるようになるが、組織の慣性に阻まれてしまうケースが少なくない。また、デクシー社やファルマなどのように、組織の分裂が起きることも十分に予想されることである。

3) ベンチャー企業の成長段階別の戦略

では、セコムやモス・フード、ソフトバンクなどのように、成功している企業はいかにしてそれぞれの成長ステージに潜んでいる阻害要因を克服することができたかについて注目し、

各成長ステージ別に有効な成長戦略を見い出すことにしたいと思う。これらの企業における各成長ステージ別の成長戦略の共通点を抽出してみると、次のようにまとめることができる。

- ・ 第1段階；発想の転換、創造的破壊、市場細分化
- ・ 第2段階；プロセス戦略の展開、組織学習
- ・ 第3段階；競争戦略の展開、コア・コンピタンスの形成
- ・ 第4段階；経営理念の確立、ドメインの再定義、トップの交代

第1段階における有効な成長戦略の内容としては、発想の転換や市場細分化戦略、創造的破壊などがあげられる。前述したように、事業機会を見つけ出し、緻密な事業計画をたてるためには、高度なレベルでの情報や知識が要求される。

そこで、まず成功しているベンチャー企業に共通するものは、その創業者たちが猛烈な学習意欲をもっていることがあげられる。そして、予想される将来の競争に備えて高い参入障壁の基礎となるような画期的なアイデアや戦略コンセプトを形成するために、または高度な技術を獲得するために、十分すぎるほどの時間とエネルギーを投入している。

セコムの「日本初安全を売る会社」やミスミの「生産財の流通革命」などという戦略コンセプトは、熟考された戦略と発想の転換により、事業機会を見つけ出し、創造的破壊を導き出した典型的な例として考えられる。また、市場の細分化も事業機会を見つけ出すための有効な戦略として考えられる。モス・フードは、ハンバーガーに対する消費者ニーズを細分化することによって、迅速性や簡便性に優れたマクドナルドに対して、「地域に密着したヒューマンストア」という戦略コンセプトのもとで、真心を込めたサービスや日本人の味覚にあった味を提供し、マクドナルドが進出できない新たな市場をつくりあげたのである。

第2段階においては、事前に予想することができなかった課題にぶつかったり、最初の予想や計画のように物事を進めることができなく、多くの試行錯誤を経験させられるようになるが、成功している企業はこれらの試行錯誤から、それぞれの事業における中核となるような知識や能力を蓄積している。すなわち、最初の計画が間違っていたら、あまりそれにこだわらないで素早く戦略変更を行ったり、計画を実行している中で新たに吸収した経験や知識を積極的に活かしていく。そして「自分達しかできない」独創的な事業の仕組みを作り上げ

るのである。

例えば、セコムは「ザ・ガードマン」の放映とともに業界のトップになるが、翌年のそのガードマンによる不祥事が発生してしまい、その後は素早く「人的警備から機械警備への戦略変更」を行なう。そして、機械警備への進出に伴う様々な試行錯誤から、多くの知識とノウハウを新たに蓄積し、競争相手に対して高い参入障壁を作り出すのに成功したのである。また、モス・フードも創業してからまもなくハンバーガー市場が成長するのに乗便し、多店舗計画を打ち出したが、繁華街でのパイロット店の失敗から多くのことを学習し、市場ターゲットを中小商権に絞るという「すき間戦略」に徹するようになった。そして、ハンバーガー市場が成熟化してきたにもかかわらず、今でもモス・フードは出店を継続することができ、成長しつづけているのである。

第3段階においては、競争の出現が阻害要因になるが、成功している企業は創業時における戦略コンセプトの形成プロセスや事業計画の作成プロセスのなかで、「将来の競争の姿」を十分に想定している。そして、事業仕組みの確立にあたり、「自分達しかできない」高い参入障壁の形成に取り組んでいる。従って、競争の相手が出現しても決して慌てることがない。自分達の土俵の上で競争することができるからである。その背景にはコア・コンピタンスの確立が考えられる。

セコムには、現場の状況を正確に判断することができ、現場の状況に応じて俊敏に対応することができるよう完璧なネットワーク体制を形成している。「モニターリング」「判断力」「機動力」などといった機械警備業における「核となる能力」において、セコムは絶対的な競争優位を確保しているのである。セコムはコア・コンピタンスの確立に必要な知識を吸収するためには、スピードを重視し、積極的なM&A戦略を展開する。ところが、知識やノウハウを蓄積する場面においては徹底的に内部化していく。財政が苦しい時期においても、監視カメラの設置場所やノウハウを盗まれないよう、最後まで自社で管理し、安全機器などはすべて自社生産している。常に競争を意識しているのである。

他方、モス・フードは、「味とサービス」における競争優位を確保するために、限られた資源をソースの開発に集中し、味やサービスの質を保証するためにFC店を年間40店舗しか増やさなかった。すなわち、市場ターゲットを中小商権に限定し、小さい市場でのミニリーダーを目指すという典型的なニッチ戦略を展開したのである。そして、マクドナルドとの競

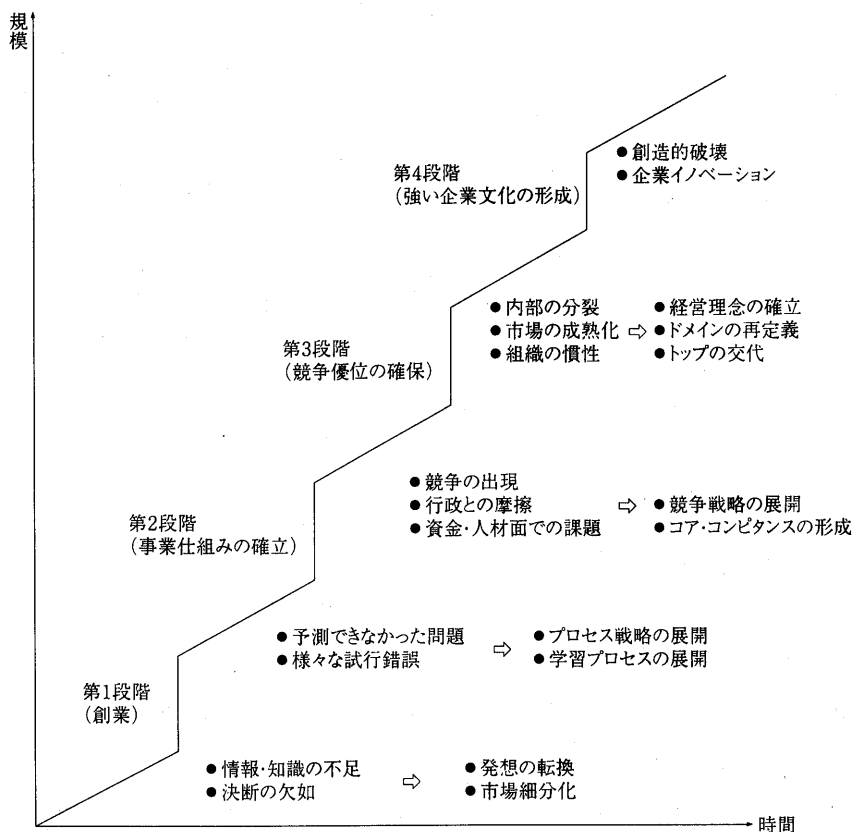
争において、見事に戦略グループを形成することができたのである。

第4段階においては、市場の成熟化や組織の慣性、組織の分裂などの阻害要因が考えられるが、成功している企業では決して現状に満足することがなく、常に新たな挑戦を試みている。セコムにおいては、「警備業から安全を売る会社」へ、また「安全を売る会社から安心を提供する会社」へと、次から次へと新しい戦略コンセプトを打ち出すことによって、市場ターゲットも法人企業から一般家庭、そして老人などの個人客へと拡大していく。モス・フードは常に新しいメニューの開発に取り組んでいる。新しいメニューの開発により、新しい顧客層を開拓すると同時にリピータ客の確保を狙っているのである。

組織の分裂に対する対策としては、まずは经营理念の確立があげられる。セコムは1989年「社会システム宣言」を行なう。これは、社会に対するセコムの存在意義をアピールするだけでなく、組織成員に対しては将来への方向性や企業の目的や哲学、经营理念を明確に提示することによって組織成員のベクトルを合わせられることや、行動規範にまで一貫性を持たせることができるなどの役割を果たすものと考えられる。また、モス・フードでは組織に健全な緊張感を常に保たせるために、より旺盛なチャレンジ精神に満ちたトップを打ち出している。今度社長に抜擢された橋本氏は末席取締役から異例の11人抜きで選ばれた。そして、フランチャイジーの組織である共栄会を通して常に本部を熱いロマンと情熱を組織全体に普及していくのである。

つまり、4段階においては、強い企業文化を形成することがなによりも重要な課題であると考えられる。過去のベンチャー企業であったホンダには、創業者であった本田宗一郎さんの企業家精神が受け継がれ、「ホンダイズム」という強い企業文化がある。セコムは飯田さんの企業家精神によって今まで成長してきたといえる。しかし、これからセコムがさらなる成長を達成し、ビジョナリーカンパニーとなっていくためには、この飯田さんの企業家精神をセコムの組織全体に普及させ、強い組織文化にまで昇華していくことが望まれるのである。

図2. ベンチャー企業の成長プロセス



6. むすび — ベンチャー企業の成長プロセスモデルの構築 —

以上、この研究では、セコムをはじめ、モス・フードやソフト・バンクなど、立派な成長をおさめている日本のベンチャー企業10数社に焦点を当て、その創業から今までの成長プロセスを詳細に考察した。ここではとりわけセコムとモス・フードについての事例研究の結果を中心に、ベンチャー企業の成長プロセスにおける阻害要因を明らかにするとともに、企業がどのようにしてこれらの阻害要因を克服しているのかについて注目し、その成長戦略における共通点を見い出すよう試みた。

そして、これらの分析結果に基づき、経営戦略論の視点から、ベンチャー企業の成長プロセスモデルを構築し、図2に示した。なお、今後は図2のモデルに基づき、それぞれの成長段階における戦略及び組織、マネジメントの変化内容をより具体的に考察していきたいと思う。

参考文献

1. 石井淳蔵他、『経営戦略論』、有斐各、1996。
2. 今井賢一監修、『シリコンバレー・モデル』、NTT出版社、1995。
3. 奥村昭博、「ベンチャー企業の組織成長」、『組織科学』Vol17. No4、1983。
4. 奥村昭博、『経営戦略』、日本経済新聞社、1989。
5. 千本倅生他、『ネットワーク型ベンチャー経営』、ダイヤモンド社、1996。
6. ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス編集部編、『未来創造企業の絶対優位戦略』、ダイヤモンド社、1995。
7. ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス編集部編、『新事業創造成功のメカニズム』、ダイヤモンド社、1996。
8. 中村秀一郎他、『ベンチャーマネジメント』、日本経済新聞社、1983。
9. 日経ビジネス編、『小さな強い会社』、日経BP社、1995。
10. 浜田康行、『日本のベンチャーキャピタル』、日本経済新聞社、1996。
11. 堀義人他、『ケースで学ぶ起業戦略』、日経BP社、1994。
12. 松田秀一監修、『ベンチャー企業の経営と資源』、日本経済新聞社、1994。
13. 松田秀一&大江建編著、『起業家の輩出』、日本経済新聞社、1996。
14. 柳孝一&山本孝夫編著、『ベンチャーマネジメントの変革』、日本経済新聞社、1996。
15. 柳孝一、『ベンチャービジネス入門』、実業之日本社、1996。
16. Churchill & Lewis、「中小企業成長の5段階」、『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス』、Aug-Sep1983。
17. J. R. Galbraith、岸田民樹訳、『経営組織と組織デザイン』、白桃書房、1989。
18. J. R. Galbraith、寺本義也監訳、『21世紀企業の組織デザイン』、産能大学出版部、1996。
19. J. A. Timmons、千本倅生他訳、『ベンチャー創造の理論と戦略』、ダイヤモンド社、1997。

自然科学編

時系列データによる疾患と食品摂取量の関連の解析

The relationship of causes of death and food intake using time series data

高木 義和*

要 約

悪性新生物や心疾患など近年増加している疾患の罹患あるいは死亡原因として、これまで個別に複数の要因が報告されていることから、これらの疾患の原因は単独の要因によるというより複数の要因により構成されていると考えることもできる。そこで、人口動態統計に年齢調整死亡率が記載された疾患等の時系列データと、食料需給表と国民栄養の現状に記載された一人当たり供給純食料および栄養摂取量の時系列データを使用し、疾患と複数の食品摂取量の関連を主成分分析、相関分析、回帰分析により検討した。主成分分析の結果、疾患等では一二指腸小腸結腸がん（男女）、気管気管支肺がん（男）、食品では肉類の摂取量の増加が、生活の豊かさに関連すると考えられる時系列の軸と大きな関連を示した。また、平均寿命（男女）も同じ時系列の軸と大きな関連を示した。回帰分析の結果、男性、女性共取り上げた14疾患のうちの8疾患に対し平均寿命は0.9以上の寄与率を示し、年齢調整死亡率が平均寿命でよく予測されるという結果を示した。平均寿命と交絡する因子の存在も考えられるが、平均寿命の延びが疾患の死亡率に影響を与えている可能性が示唆された。多くの要因の間に強い関連が認められるので、疾患と要因の関連を解析する場合は単独の要因だけでなく、複数の要因との関連にも注意を払う必要があると考えられた。

1 はじめに

疾患と食品摂取量に関連する疫学調査は多数報告されているが、胃がんと塩分摂取量¹²⁾、虚血性心疾患と脂肪摂取量¹³⁾、肺がんと喫煙率^{9,10)}やディーゼル排ガス¹⁴⁾の暴露量といったように特定の疾患と特定の食品摂取量、栄養摂取量、環境要因との関連を考察した研究が多い。これらの研究は、疾患の原因の主要な部分は単独の要因で説明できるという前提に立って

*TAKAGI, Yoshikazu [情報文化学科]

るが、近年死亡率が上昇している悪性新生物、肺がん、脳血管疾患、急性心筋梗塞などの罹患、発病、死亡要因は感染症のように明確に特定されることは少なく、かわりに食品摂取量¹⁰⁾、ライフスタイル、生活環境、労働条件などの多くの要因との関連が指摘されている。従って、これらの疾患は単一の要因というより、複数の要因により罹患、発病、死亡する可能性が高いと考えることもできる。近年死亡率の上昇が大きい疾患は10万人当たりの死亡率だけではなく年齢調整死亡率も公表されているので、年齢調整死亡率が公表されている疾患等と食品摂取量の総合的な関連について解析を試みた。

疾患等のデータとして人口動態統計の年齢調整死亡率¹⁾、平均寿命²⁾、国民医療費³⁾を、そして食品摂取量のデータとして食料需給表⁵⁾と国民栄養の現状⁷⁾から供給純食料と栄養摂取量に関する項目を使用し、両者の関連を総合的に検討した。総合的な検討は主成分分析を用いもっとも大きな変動が示された時系列成分の解析を主に行った。統計解析には大別して探索的解析と検証的解析があるが、この場合は前者にあたり、疾患原因を解明するための導入研究として意味があり、新たに複数の要因間に着目したケース・コントロール研究等の検証的研究に発展できる可能性がある。

2 方法

2-1 データの種類

解析に使用したデータは原則的に国内で公開されておりだれでも入手可能な日本人に関する統計データを使用した。統計データには年代別データ、地域別データ、階層別データなどがあるがここでは時系列データを対象とした。データは疾患等と、食品摂取量の2グループに分けて整理した。対象としたデータの算出基準や医学的評価基準が一定で、時系列的にデータの連続性が確保できる期間は20年であったことおよび、食品摂取形態の変化が疾患等に影響を与える場合のタイムラグは長くても10年程度と判断したことから、統計解析は最近の20年間のデータを対象とした。さらに長期間の解析については20年間の解析結果と比較して考察を行った。

2-2 疾患等のデータ

疾患のデータは厚生大臣官房統計情報部編の人口動態統計¹⁾の中で、人口対10万の年齢調整

死亡率が公表されている疾患を対象にした。対象期間は1975年（昭和50年）から1994年（平成6年）の20年とした。年齢調整死亡率の基準人口は1989年（平成元年）までは1935年（昭和10年）の性別総人口がモデル人口として使用されてきたが、人口動態統計によると現実の人口構成とかけ離れてきたため、1990年（平成2年）からは1985年（昭和60年）のモデル人口が使用されている。従って、1989年以前の人口動態統計と1990年以降の人口動態統計の年齢調整死亡率には連続性がない。しかし、1990年版の人口動態統計に昭和60年のモデル人口による1947年（昭和22年）から1990年の間の再計算された年齢調整死亡率が掲載されているので、1975年から1989年のデータは1990年版の人口動態統計の値を使用した。1991年（平成3年）以降から1994年までの4年間のデータは各年毎の人口動態統計の値を使用した³が、1990年版と一致しない新しい分類があるので、1990年版の人口動態統計と分類が一致する疾患のみを対象とした。その他に疾患等のデータとして平均寿命と国民医療費を使用した。平均寿命は簡易生命表1994年版²⁾の値を、国民医療費は厚生省の指標臨時増刊号である国民衛生の動向1975年から1994年版³⁾の各年の値を使用した。表-1に疾患等として解析に使用した33のデータを変数D01-D33として示す。変数D01～D22は悪性新生物で、表中の*はその部位を示す。以後、変数の後に部位を記入しているのは悪性新生物の部位を意味している。この他に患者調査⁴⁾、医療施設数などのデータが存在するが、調査が毎年行われていないため変数として使用すると変数に欠損値を生じる。変数に欠損値があるデータを基に統計処理を行うと、欠損値のある年度のデータ全てが計算から除去されサンプル数が減ることになる。サンプル数の減少を避けるためには欠損値の推計が必要になるが、推計にもさまざまな方法や問題点が存在するため、今回は対象期間中に欠損値がないデータのみを対象とし、欠損値のある患者調査、医療施設数などのデータは使用しなかった。

2-3 食品摂取量のデータ

食品摂取量のデータは食料需給表⁵⁾から国民一人一年当たり供給純食料の値および、国民栄養の現状⁷⁾から一人一日当たり栄養摂取量の値を用いた。食品摂取量に関しては国民栄養の現状の中にも食品群別摂取量のデータがあるが、食料需給にもとずいた供給純食料のほうが外国のデータとの比較が容易なこと、供給純食料に酒が含まれていること、たばこが供給純食料と同列に扱えることから、ここでは食料需給表の供給純食料を使用した。データは食料需給表平成6年度版³⁾の1975年から1994年の国民一人一年当たり供給純食料の値を使用した。た

表－１ 疾患等33変数（D01-D33）と食品摂取量33変数（F01-F33）の66変数のデータ

	D01	D02	D03	D04	D05	D06	D07	D08	D09	D10	D11	D12	D13	D14	D15	D16
	全がん 男	* 口唇、 口腔男	* 食道男	* 胃男	* 一二指腸 小腸結腸 男	* 直腸S字 結腸男	* 肝男	* 胆嚢男	* 膵臓男	* 喉頭男	* 気管気管 支肺男	全がん 女	* 口唇口腔	* 食道	* 胃	* 一二指腸 小腸結腸
1975	198.9	2.4	10.3	79.4	7.3	8.3	17.4	5.1	8.0	2.0	28.1	121.1	1.0	2.4	39.8	6.2
1976	202.0	2.5	10.1	77.6	7.8	8.6	18.7	5.4	8.6	2.0	29.6	120.6	0.9	2.4	38.9	6.7
1977	203.4	2.4	10.2	74.9	8.0	8.6	19.0	5.7	8.9	1.9	31.3	120.0	0.9	2.3	38.0	6.8
1978	203.8	2.4	10.0	72.3	8.4	8.5	20.3	5.8	9.2	1.9	32.5	120.0	0.9	2.2	36.1	7.3
1979	208.6	2.7	10.3	71.8	8.7	9.0	21.4	5.9	9.5	1.8	34.5	119.6	1.1	2.0	35.7	7.1
1980	210.9	2.7	10.3	69.9	9.2	9.0	22.0	6.5	10.0	1.7	35.5	118.8	1.0	2.2	34.1	7.4
1981	211.6	2.8	9.9	68.0	9.6	9.1	22.6	6.6	10.3	1.6	37.2	117.8	0.9	2.0	32.4	7.8
1982	210.7	2.7	10.0	64.1	10.1	8.9	24.0	6.8	10.7	1.6	38.0	115.7	1.0	1.9	30.9	7.9
1983	213.3	2.8	9.9	63.3	10.4	8.9	25.2	7.2	10.7	1.5	39.3	114.8	0.9	1.9	29.5	8.1
1984	215.0	2.8	9.6	62.2	10.9	9.0	25.9	7.5	10.8	1.6	40.7	114.6	0.9	1.7	28.8	8.3
1985	214.8	2.8	9.8	58.7	11.2	9.0	26.8	7.9	11.5	1.5	41.2	113.1	0.9	1.6	27.4	8.5
1986	213.8	3.0	9.7	56.9	11.6	8.9	27.4	8.1	11.8	1.4	41.1	110.9	0.9	1.6	25.7	8.7
1987	216.9	2.9	10.1	55.2	12.2	8.8	28.4	8.4	12.5	1.3	42.8	110.1	0.9	1.5	24.7	8.7
1988	215.5	3.1	9.8	53.1	12.4	8.9	28.6	8.4	12.2	1.4	43.7	110.5	0.9	1.5	23.7	9.2
1989	217.8	2.9	9.8	51.9	13.0	9.1	29.2	8.8	12.4	1.3	45.0	109.4	0.9	1.5	22.9	9.5
1990	215.6	3.0	9.8	49.5	13.4	9.2	29.5	8.5	12.1	1.3	45.0	107.7	0.9	1.5	21.6	9.6
1991	215.6	3.3	9.9	48.7	13.7	9.0	29.2	8.8	12.2	1.2	45.3	107.1	0.9	1.5	20.9	9.7
1992	216.8	3.3	10.0	47.4	14.2	9.5	29.6	8.8	12.1	1.2	45.8	107.0	0.9	1.4	20.1	9.9
1993	214.1	3.4	10.0	45.2	14.4	9.1	29.4	8.8	12.3	1.2	46.1	105.0	1.0	1.4	19.2	10.0
1994	214.7	3.5	9.8	44.7	14.6	9.0	29.7	8.7	12.1	1.2	46.7	105.1	0.9	1.4	18.4	10.1

出典：人口動態統計（D01-D28 年齢調整死亡率、人口10万対）、簡易生命表（D29-D30 平均寿命）、国民衛生の動向（D31-D33 国民医療費）、*は悪性新成物の部位を示す。

	F01	F02	F03	F04	F05	F06	F07	F08	F09	F10	F11	F12	F13	F14	F15	F16
	穀類 kg/人・年	米 kg/人・年	いも kg/人・年	でんぶん kg/人・年	豆類 kg/人・年	野菜 kg/人・年	果実 kg/人・年	肉類 kg/人・年	鶏卵 kg/人・年	牛乳乳製 品 kg/人・年	魚介類 kg/人・年	海藻類 kg/人・年	砂糖類 kg/人・年	油脂類 kg/人・年	みそ kg/人・年	しょうゆ kg/人・年
1975	121.5	88.0	16.0	7.5	9.4	109.4	42.5	17.9	13.7	53.6	34.9	1.1	25.1	10.9	6.4	11.0
1976	119.9	86.2	16.5	8.7	9.0	110.1	39.5	18.7	13.9	57.3	35.2	1.3	25.3	10.9	6.5	11.9
1977	117.0	83.4	17.4	9.1	8.5	114.7	41.2	20.3	14.1	59.4	34.2	1.2	26.7	11.2	6.3	11.0
1978	115.1	81.6	17.9	9.4	8.4	114.7	40.2	21.3	14.5	61.8	35.0	1.2	25.3	11.8	6.0	11.3
1979	113.4	79.8	17.7	9.6	8.5	113.0	40.5	22.5	14.4	64.7	34.0	1.2	25.9	11.9	6.0	11.7
1980	112.9	78.9	17.3	11.6	8.5	112.0	38.8	22.5	14.3	65.3	34.8	1.3	23.3	12.6	6.0	11.0
1981	111.2	77.8	17.4	12.5	8.5	112.6	38.2	22.7	14.4	68.0	34.1	1.3	22.2	13.3	5.8	10.7
1982	109.9	76.4	18.1	12.4	8.4	113.4	39.4	23.3	14.6	66.9	33.4	1.2	22.8	13.3	5.8	10.6
1983	109.0	75.7	18.0	13.6	8.8	109.2	39.6	23.8	14.6	70.4	34.8	1.3	21.6	13.5	5.7	10.4
1984	108.6	75.2	17.7	14.0	9.0	112.3	34.5	24.3	14.8	71.3	35.5	1.4	21.3	13.8	5.6	10.2
1985	107.9	74.2	18.6	14.1	9.1	110.2	36.8	25.1	14.9	70.6	35.8	1.3	21.7	14.0	5.4	10.0
1986	106.7	73.4	19.7	14.4	9.3	111.9	36.6	26.2	15.7	71.3	36.4	1.4	21.8	14.3	5.4	10.0
1987	105.2	72.0	19.6	15.1	9.7	111.4	39.1	27.4	16.3	75.8	36.7	1.3	21.5	14.1	5.2	10.0
1988	103.9	71.0	19.6	15.3	9.5	110.0	38.6	28.1	16.4	81.3	37.0	1.5	21.5	14.1	5.2	10.0
1989	103.8	70.4	20.6	15.8	9.6	110.1	37.8	28.3	16.5	80.6	37.0	1.5	21.0	14.2	5.0	9.8
1990	103.5	70.0	20.6	15.9	9.3	107.2	37.4	28.5	16.5	83.2	37.1	1.4	21.0	14.2	4.9	9.6
1991	103.3	69.9	20.6	15.9	9.6	105.0	35.1	28.9	17.4	84.8	35.9	1.3	20.9	14.0	4.8	9.6
1992	100.3	69.7	20.4	15.2	9.8	106.7	38.3	29.6	17.7	83.6	36.3	1.4	20.3	14.2	4.9	9.6
1993	103.0	69.2	19.8	15.1	9.2	102.6	39.3	29.9	17.9	83.7	36.7	1.3	19.3	14.4	4.8	9.5
1994	100.9	66.3	20.4	15.7	9.2	102.9	42.8	30.6	17.8	89.2	36.1	1.5	19.7	14.4	4.6	9.3

出典：食料需給表（F01-F20 国民一人一日当たり純供給数量）、国民栄養の現状（F21-F33 一人一日当たりの栄養摂取量）

ばこは各年の生産本数^aを食料需給表と同様に全人口で割った値を一人一年当たりたばこ供給数量とした。栄養摂取量は国民栄養の現状平成7年版の値を使用した。表－１に解析に使用した食品摂取量の33のデータを変数F01-F33として示す。なお、供給純食料のデータは昭和35年から、栄養摂取量のデータは昭和21年から公表が開始されている。後者においてナトリウムなどの項目が後から追加されているが、それらが追加された時期は様々である。また、今回の解析は1975年以降を対象にしたため直接関係ないが、栄養摂取量の1974年以前のデータは昭和45年の食品成分表を使用しているため正確には1974年と1975年の間のデータは不連続である。1975から1994年の20年間に於いて対象とした変数の基準の変更はなかった。

D17	D18	D19	D20	D21	D22	D23	D24	D25	D26	D27	D28	D29	D30	D31	D32	D33
* 直腸S字結腸	* 肝女	* 胆嚢女	* 脾臓女	* 喉頭女	* 気管気管支肺女	脳血管疾患男	脳血管疾患女	心疾患男	急性心筋梗塞男	心疾患女	急性心筋梗塞女	平均寿命男	平均寿命女	国保加入者一人当り診療費	国民医療費総額	国民医療費一人当り
5.7	7.8	5.3	5.1	0.3	8.3	265.0	183.0	150.0	38.7	106.3	20.9	71.76	76.95	49016	64779	57.9
5.4	8.0	5.6	5.0	0.3	8.9	254.4	176.8	152.0	39.0	106.9	20.6	72.15	77.35	58669	76684	67.8
5.4	7.9	6.0	5.1	0.2	9.0	237.9	166.2	147.1	39.1	101.2	20.5	72.69	77.95	66416	85686	75.1
5.4	8.0	6.1	5.4	0.2	9.5	226.1	156.8	146.0	38.4	100.0	19.6	72.97	78.33	78566	100042	86.9
5.5	7.9	6.3	5.5	0.2	9.6	204.3	143.9	147.2	38.1	98.5	19.4	73.46	78.89	87855	109510	94.3
5.2	7.8	6.6	5.8	0.2	10.2	202.0	140.9	158.0	41.1	103.9	20.7	73.32	78.72	97992	119805	102.3
5.3	8.0	6.9	5.9	0.2	10.4	187.7	131.8	153.1	39.3	103.3	20.3	73.79	79.13	107333	128709	109.2
5.1	7.9	7.1	6.1	0.2	10.8	168.1	118.2	147.5	38.1	97.5	19.5	74.22	79.66	112394	138659	116.8
5.2	7.9	7.4	6.3	0.1	11.0	158.6	112.4	148.5	38.2	98.1	19.8	74.20	79.78	87810	145438	121.7
5.1	8.0	7.8	6.2	0.1	11.3	146.1	103.9	148.3	36.4	96.2	18.5	74.54	80.18	92636	150932	125.5
4.8	8.1	7.9	6.5	0.1	11.2	134.0	98.3	146.9	35.3	94.6	17.9	74.84	80.46	101736	160159	132.3
4.8	7.9	7.9	6.8	0.1	11.3	122.4	88.0	142.4	32.8	91.6	17.2	75.23	80.93	110688	170690	140.3
4.7	8.0	8.2	6.9	0.1	11.5	111.6	80.1	137.3	31.4	87.6	16.3	75.61	81.39	118948	180759	147.8
4.7	8.1	8.2	7.2	0.1	11.8	111.4	79.5	143.8	32.1	92.4	16.7	75.54	81.30	124805	187554	152.8
4.7	8.1	8.1	7.1	0.1	12.0	100.5	71.2	137.6	29.6	87.7	15.6	75.91	81.77	133004	197290	160.1
4.6	8.4	8.0	7.1	0.1	11.6	97.9	68.6	139.1	30.1	88.5	15.4	75.86	82.81	141023	206074	166.7
4.6	8.2	8.1	6.9	0.1	11.9	91.5	64.0	137.6	28.8	86.0	14.9	76.11	82.11	150136	218260	176.0
4.6	8.4	8.0	7.0	0.1	12.3	87.7	60.9	137.1	27.3	85.5	13.9	76.09	82.22	162388	234784	188.7
4.3	8.4	7.8	7.0	0.1	12.1	84.6	59.1	135.4	27.5	84.2	13.9	76.25	82.51	167412	243631	195.3
4.1	8.3	7.6	6.9	0.1	12.3	82.0	57.1	116.7	32.4	70.7	16.3	76.51	82.98	170402	257908	206.3

F17	F18	F19	F20	F21	F22	F23	F24	F25	F26	F27	F28	F29	F30	F31	F32	F33
その他 kg/人・年	きのこ kg/人・年	酒 kg/人・年	たばこ 本/人・年	エネルギー kcal/ 人・日	蛋白質 g/人・日	動物性蛋白質 g/人・日	脂肪 g/人・日	動物性脂肪 g/人・日	炭水化物 g/人・日	カルシウム mg/人・日	鉄 mg/人・日	ナトリウム g/人・日	ビタミンA IU/人・日	ビタミンB1 mg/人・日	ビタミンB2 mg/人・日	ビタミンC mg/人・日
2.1	1.1	53.6	2622	2226	81.0	38.9	55.2	26.2	335	552	10.8	13.5	1889	1.39	1.23	138
2.2	1.1	52.0	2580	2194	79.6	38.0	55.2	26.2	329	547	10.9	13.7	2060	1.40	1.21	135
2.5	1.2	55.6	2664	2185	79.7	38.6	56.5	27.2	323	550	10.9	13.4	2095	1.40	1.24	142
2.6	1.3	57.0	2648	2204	81.0	39.8	57.9	27.7	324	562	11.0	13.4	2128	1.39	1.26	144
2.6	1.4	58.7	2677	2148	79.6	39.4	57.7	27.9	312	551	10.7	13.0	2045	1.38	1.23	132
2.6	1.4	57.1	2629	2119	78.7	39.2	55.6	26.9	309	539	10.4	12.9	1986	1.37	1.21	123
2.8	1.5	58.4	2647	2137	79.7	40.2	57.7	28.0	307	552	10.7	12.5	2113	1.37	1.24	132
2.8	1.4	59.4	2654	2136	79.6	40.0	58.0	28.2	306	559	10.8	12.3	2120	1.38	1.26	132
3.0	1.5	60.4	2608	2147	80.9	40.9	58.6	28.3	307	580	10.9	12.4	2190	1.37	1.29	134
3.1	1.7	58.9	2598	2107	79.3	40.4	58.0	28.1	299	562	10.7	12.2	2177	1.34	1.26	130
3.1	1.8	61.9	2567	2088	79.0	40.1	56.9	27.6	298	553	10.7	12.1	2188	1.34	1.25	128
3.2	1.9	64.0	2535	2075	78.9	40.1	56.6	27.9	295	551	10.7	12.1	2169	1.35	1.26	124
3.2	2.0	68.0	2522	2053	78.5	40.1	56.6	27.6	291	551	10.5	11.7	2119	1.34	1.25	122
3.3	2.1	70.3	2495	2057	79.2	41.7	58.3	28.0	289	524	11.1	12.2	2596	1.29	1.32	115
3.7	2.2	71.5	2546	2061	80.2	42.4	58.9	28.3	290	540	11.4	12.2	2687	1.26	1.36	123
3.8	2.3	75.9	2605	2026	78.7	41.4	56.9	27.5	287	531	11.1	12.5	2567	1.23	1.33	120
3.6	2.3	75.8	2647	2053	80.2	42.7	58.0	28.4	288	541	11.2	12.9	2685	1.26	1.35	113
3.8	2.5	77.4	2643	2058	80.1	42.5	58.4	28.5	289	539	11.3	12.9	2649	1.25	1.36	122
3.9	2.6	78.8	2666	2034	79.5	42.2	58.1	28.3	285	537	11.2	12.8	2603	1.22	1.34	117
3.9	2.7	80.9	2674	2023	79.7	42.5	58.0	28.5	282	545	11.3	12.8	2602	1.21	1.35	117

2-4 解析方法

疾患等と食品摂取量の総合的な関連の解析、特定の疾患と特定の食品摂取量あるいは平均寿命の関連の解析、疾患と酒とたばこの関連の解析を行った。解析は確立された既知の手法を使用し、疾患等と食品摂取量の総合的な関連の解析には主成分分析、特定の疾患と特定の食品摂取量あるいは平均寿命の関連の解析には相関分析、回帰分析を主として使用した。以下の統計解析はAptiva 2161-T9D (200MHz) を使用し、Windows95環境下でSPSS 8.0 OE for Windows Base Systemを用いて行った。

主成分分析により疾患等と食品摂取量の総合的な関連を検討した。疾患等に関する33のデ

ータと食品摂取量に関する33のデータ、合計66データの1975年から1994年の20年間のデータを使用し分析を行った。SPSSのStatisticsのメニューバーから順次Data Reduction、Factor Analysisを選択し、ExtractionのウインドーからPrincipal Componentsを指定し計算を実行した。

相関分析により特定の疾患等と特定の食品摂取量の関連を検討した。疾患等に関する33のデータと食品摂取量に関する33のデータを使用し、両グループの変数間の関連について分析を行った。SPSSのStatisticsのメニューバーから順次Correlate、Bivariateを選択し全変数を対象に計算を実行した。また、回帰分析により特定の疾患と、平均寿命および特定の食料需給量の関連を検討した。回帰分析は男女別に行った。SPSSのStatisticsのメニューバーから順次Regression、Linearを選択し、疾患に関する1変数を従属変数とし、平均寿命および食品摂取量の1変数を独立変数とした。参考として完全なデータの連続性は確保されていないが、より長期の46年間（1949～1994年）のデータを使用した解析も行った。

3 結果と考察

3-1 疾患等と食品摂取量を対象とした主成分分析の結果

年齢調整死亡率が公表されている33の疾患等と、食品摂取量の33変数を使用して主成分分析を行った結果、得られた第一主成分から第五主成分までの寄与率を表 |2| に示す。疾患等と食品摂取量に関する66変数の全変動の77.8%は、第一主成分の変動により説明でき、第三主成分までで全変動の88.9%を説明できた。

表-2 66変数を使用した主成分分析の結果

主成分 Component	Total	寄与率 % of Variance	累積寄与率 Cumulative %
1	51.344	77.794	77.794
2	4.495	6.811	84.605
3	2.802	4.245	88.850
4	2.139	3.241	92.091
5	1.190	1.804	93.895

各主成分と変数の関連は、表 |3| の因子負荷量（Component Matrix、変数と因子の相関係数）により示されるので、この値を参考に各主成分の解釈を行った。第一主成分と0.98以上の高い正の因子負荷量を示した変数は、D16（一二指腸小腸結腸女）、D05（一二指腸小腸結腸男）、D29（平均寿命男）、F08（肉類）、D30（平均寿命女）、D11（気管気管支肺男）、D08

(胆嚢男)、D32 (国民医療費総額)、D33 (一人当たり国民医療費)、D07 (肝男)、F10 (牛乳乳製品) であり、逆に高い負の因子負荷量を示した変数は、D15 (胃女)、D04 (胃男)、D24 (脳血管疾患女)、D23 (脳血管疾患男)、F15 (みそ)、F01 (穀類)、F02 (米)、D12 (全がん女) であった。第一主成分の正方向は時系列的に増加傾向を示す変数で、負方向は時系列的に減少傾向を示す変数で良く説明される。従って、第一主成分は時系列の軸と理解でき、正方向に社会の発展により増加しているもの、つまり生活の豊かさを表現する軸と解釈できた。男女とも0.98以上の大きな関連を示した変数は、疾患等では一二指腸小腸結腸女がん、平均寿命で、食品摂取量では肉類、牛乳乳製品であった。

表-3 66変数の因子負荷量 (Component Matrix)

	主成分 1	主成分 2	主成分 3		主成分 1	主成分 2	主成分 3
D01	0.892	-0.387	0.116	F01	-0.985	0.078	-0.102
D02	0.929	0.162	0.006	F02	-0.984	0.076	-0.097
D03	-0.617	0.400	-0.196	F03	0.949	0.052	-0.042
D04	-0.997	-0.036	0.004	F04	0.961	-0.246	0.034
D05	0.995	0.074	-0.020	F05	0.658	0.060	-0.494
D06	0.735	-0.127	0.207	F06	-0.699	-0.507	0.167
D07	0.987	-0.144	0.003	F07	-0.386	0.606	-0.015
D08	0.987	-0.124	-0.041	F08	0.993	0.025	0.005
D09	0.964	-0.222	-0.022	F09	0.943	0.275	-0.086
D10	-0.981	0.059	-0.037	F10	0.985	0.083	0.028
D11	0.991	-0.097	0.066	F11	0.763	-0.038	-0.502
D12	-0.984	-0.089	0.071	F12	0.759	-0.200	-0.128
D13	-0.334	0.235	0.081	F13	-0.918	0.122	-0.060
D14	-0.976	0.124	-0.017	F14	0.931	-0.311	0.115
D15	-0.998	-0.013	0.003	F15	-0.990	-0.069	-0.006
D16	0.996	0.051	0.024	F16	-0.936	0.027	0.007
D17	-0.955	-0.079	0.111	F17	0.985	0.087	0.059
D18	0.801	0.383	-0.081	F18	0.976	0.173	-0.071
D19	0.916	-0.380	0.044	F19	0.951	0.284	-0.058
D20	0.967	-0.179	-0.052	F20	-0.191	0.637	0.502
D21	-0.884	0.300	-0.170	F21	-0.962	0.116	0.144
D22	0.974	-0.155	0.114	F22	-0.277	0.550	0.472
D23	-0.992	0.101	-0.031	F23	0.924	0.203	0.204
D24	-0.995	0.075	-0.027	F24	0.601	0.030	0.693
D25	-0.763	-0.405	0.003	F25	0.740	-0.052	0.636
D26	-0.901	-0.180	0.194	F26	-0.976	0.152	-0.015
D27	-0.909	-0.221	-0.029	F27	-0.460	-0.236	0.631
D28	-0.933	-0.159	0.133	F28	0.579	0.623	0.106
D29	0.994	-0.055	0.034	F29	-0.559	0.752	-0.102
D30	0.991	0.007	-0.002	F30	0.889	0.296	0.004
D31	0.945	0.182	0.061	F31	-0.923	-0.310	0.107
D32	0.987	0.109	0.029	F32	0.874	0.350	0.131
D33	0.987	0.101	0.039	F33	-0.867	0.031	0.291

第二主成分は、正方向に、F29 (ナトリウム)、F20 (たばこ)、F28 (鉄)、F07 (果実) が0.6以上の因子負荷量を示した。一方負方向に-0.5以下を示したのはF06(野菜)であった。正の因子負荷量を示した食品は減少後増加の傾向を示した食品で、保健指導などによる食品摂取量の抑制による影響が考えられたことから、第二主成分は食品摂取習慣の変化軸と理解できた。第三主成分は食品摂取量に関する軸で、正方向のF24 (脂肪)、F25 (動物性脂肪) は増加減少を2度繰り返す傾向がみられるが意味を解釈できるような変動ではなかった。

3-2 疾患等と食品摂取量の総合的な関連

時系列の変化に対応すると考えられる第一主成分が全変数の77.8%の変動を表現することから、疾患等と食品摂取量の関連を第一主成分の因子得点から考察した。疾患等と食品摂取量を因子負荷量別に整理したものを図に示す。食品摂取量が疾患等と関連を持つという前提に立てば、正の因子負荷量を示すD16（一二指腸小腸結腸女）、D05（一二指腸小腸結腸男）などの一群の疾患（図の左上参照、以下“腸がん群”という）の増加は、正の因子負荷量を示すF08（肉類）、F10（牛乳乳製品）などの一群の食品（図の右上参照、以下“肉類群”という）摂取量の増加と関連がある可能性が高い。また、“腸がん群”の疾患の増加は、F01（穀類）をはじめとする負の因子負荷量を示す一群の食品（図の右下参照、以下“穀類群”という）摂取量の減少と関連がある可能性が高い。この結果は、肉類あるいは良質食品を多く摂る地域はがん、心疾患が多いという報告と類似の結果を示す¹¹⁾。同様に、負の因子負荷量を示すD15（胃女）、D04（胃男）、D24（脳血管疾患女）、D23（脳血管疾患男）などの一群の疾患（図の左下参照、以下“胃がん群”という）の減少は、負の因子負荷量を示すF15（みそ）、F01（穀類）、F02（米）などの“穀類群”の摂取量の減少あるいは、正の因子負荷量を示すF08（肉類）、F10（牛乳乳製品）などの“肉類群”の摂取量の増加と関連がある可能性が高い。

3-3 疾患と平均寿命に関する解析

疾患は年齢調整死亡率を使用しているため本来なら疾患の死亡率に対し平均寿命の寄与は無いはずで、多くの疾患と大きな因子負荷量を示す第一主成分に対して平均寿命の因子負荷量も小さいはずである。しかし解析結果は全変数の中で平均寿命の伸びが男女とも第一主成分に大きな因子負荷量を示し、逆の結果となった。そこで疾患と平均寿命の関係を詳しく検討するため疾患等の33変数のみで主成分分析を再度行なったが、表-4に示すように主成分の寄与率は66変数の場合と同様の傾向を示した。第一主成分の因子負荷量の上位5変数もD29（平均寿命男）、D16（一二指腸小腸結腸女）、D05（一二指腸小腸結腸男）、D11（気管気管支肺男）、D30（平均寿命女）となり66変数の場合と同様の結果であった。第一主成分に対する平均寿命の因子負荷量が大いなのは、疾患と平均寿命の間に大きな交絡因子が存在するためであるが、平均寿命の伸びが疾患の死亡率へ与える影響が大きく、年齢調整だけでは排除できない可能性も考えられた。

図 疾病等と食品摂取量の第一主成分に対する因子負荷量

因子負荷量	疾病等	食品摂取量
0.9	D16一二指腸小腸結腸女 D05一二指腸小腸結腸男 D29平均寿命男 D30平均寿命女 D11気管気管支肺男 D08胆嚢男 D32国民医療費総額 D33一人当り国民医療費 D07肝男 D22気管気管支肺女 D20脾臓女 D09脾臓男 D31国保 加入者一人当り診療費 D02口唇、口腔男 D19胆嚢女	F08肉類 F10牛乳乳製品 F17その他 F18きのこ F04でんぷん F19酒 F03いも類 F09鶏卵 F14油脂類 F23動物性蛋白質
0.9-0.7	D01全がん男 D18肝女 D06直腸S字結腸男	F30ビタミンA F32ビタミンB2 F11魚介類 F12海藻類 F25動物性脂肪
-0.7-0.9	D25心疾患男 D21喉頭女	F06野菜 F33ビタミンC
-0.9<	D26急性心筋梗塞男 D27心疾患女 D28急性心筋梗塞女 D17直腸S字結腸女 D14食道女 D10男喉頭 D12全がん女 D23脳血管疾患男 D24脳血管疾患女 D04胃男 D15胃女	F13砂糖類 F31ビタミンB1 F16しょうゆ F21エネルギー F26炭水化物 F02米 F01穀類 F15みそ

表-4 33変数を使用した主成分分析の結果

主成分 Component	Total	寄与率 % of Variance	累積寄与率 Cumulative %
1	28.42248	86.12874	86.12874
2	1.611024	4.881892	91.01063
3	1.155051	3.500154	94.51079
4	0.580982	1.760552	96.27134
5	0.424545	1.2865	97.55784

交絡因子は、平均寿命の伸びと多くの疾患の死亡率の両方に関連の深い変動を示す、例えば、社会的要因、遺伝的要因、環境要因、生活習慣、ストレス、生活環境、職場環境などに関連する因子と考えることができる。しかし、第一主成分に対する平均寿命の因子負荷量が

大きいことを考えると、平均寿命の延びそのものが疾患の死亡率に大きな影響を与えており、その結果として年齢調整だけでは平均寿命の延びが疾患の死亡率へ与える影響を排除できなくなったと考えることもできる。その理由として、平均寿命の伸びによる個人の質的变化が挙げられる。生活環境や社会環境の変化とそれに伴うライフスタイルの変化により、個人の食生活習慣も変化し、たとえば肉類、牛乳乳製品の摂取量が増えた結果、同じ年齢層であっても10年、20年前の個人と現在の個人の間には、食品摂取の履歴の違いからくる個人の質的变化が存在すると考えられることである。さらに、平均寿命が伸びたことにより以前なら別の原因で死亡し、以前は存在しなかったはずの個人層が出現し、以前なら存在しなかった疾患の死亡が出現したと考えられる。

3-4 相関分析による特定の疾患等と特定の食品摂取量の関連

疾患等と食品摂取量の相関分析の結果を表-5に示す。多くの疾患と食品摂取量の間に高い相関が認められるが、ここでは食品摂取量の中から、三大栄養素である脂肪、蛋白質、炭水化物の摂取量を選び疾患等との関連について検討した^{13,15,16)}。蛋白質摂取量の場合は有為な相関（信頼限界95%）を示す疾患は存在しなかったが、蛋白質の中の動物性蛋白質は、主成分分析で第一主成分と大きな正の因子得点を示した疾患と有為な正の相関を示した。蛋白質

表-5 疾患等と食品摂取量の相関分析の結果

	F01	F02	F03	F04	F05	F06	F07	F08	F09	F10	F11
D01	-0.932	-0.926	0.816	0.961	0.505	-0.410	-0.577	0.884	0.722	0.863	0.613
D02	-0.908	-0.913	0.834	0.851	0.583	-0.817	-0.248	0.933	0.935	0.940	0.626
D03	0.610	0.620	-0.539	-0.703	-0.322	0.230	0.613	-0.553	-0.414	-0.567	-0.502
D04	0.979	0.980	-0.947	-0.948	-0.647	0.724	0.351	-0.992	-0.953	-0.981	-0.752
D05	-0.972	-0.971	0.938	0.938	0.668	-0.754	-0.342	0.988	0.963	0.983	0.754
D06	-0.789	-0.757	0.652	0.740	0.285	-0.412	-0.476	0.734	0.622	0.734	0.360
D07	-0.984	-0.982	0.934	0.983	0.653	-0.623	-0.460	0.976	0.890	0.958	0.762
D08	-0.975	-0.972	0.937	0.979	0.690	-0.637	-0.465	0.975	0.904	0.954	0.786
D09	-0.970	-0.969	0.923	0.981	0.629	-0.546	-0.469	0.960	0.860	0.928	0.746
D10	0.980	0.977	-0.926	-0.966	-0.637	0.676	0.387	-0.976	-0.914	-0.960	-0.699
D11	-0.992	-0.993	0.925	0.981	0.602	-0.643	-0.437	0.984	0.900	0.974	0.715
D12	0.950	0.952	-0.937	-0.922	-0.700	0.773	0.313	-0.975	-0.963	-0.964	-0.777
D13	0.311	0.294	-0.348	-0.414	-0.370	0.094	0.351	-0.273	-0.249	-0.305	-0.449
D14	0.974	0.969	-0.920	-0.953	-0.658	0.606	0.431	-0.970	-0.890	-0.941	-0.746
D15	0.981	0.981	-0.940	-0.956	-0.660	0.724	0.366	-0.990	-0.947	-0.980	-0.756
D16	-0.978	-0.977	0.945	0.947	0.629	-0.720	-0.374	0.987	0.950	0.985	0.749
D17	0.923	0.939	-0.902	-0.894	-0.606	0.750	0.244	-0.955	-0.937	-0.943	-0.751
D18	-0.748	-0.734	0.761	0.668	0.532	-0.770	-0.191	0.789	0.852	0.818	0.658
D19	-0.936	-0.928	0.856	0.976	0.594	-0.433	-0.604	0.899	0.759	0.869	0.701
D20	-0.963	-0.960	0.922	0.974	0.676	-0.585	-0.440	0.956	0.863	0.932	0.787
D21	0.910	0.908	-0.837	-0.921	-0.496	0.427	0.508	-0.879	-0.740	-0.847	-0.664
D22	-0.987	-0.984	0.894	0.980	0.571	-0.597	-0.462	0.964	0.869	0.951	0.681
D23	0.989	0.988	-0.937	-0.976	-0.637	0.644	0.435	-0.985	-0.908	-0.965	-0.736
D24	0.990	0.988	-0.941	-0.973	-0.642	0.659	0.423	-0.988	-0.919	-0.971	-0.739
D25	0.718	0.741	-0.780	-0.618	-0.543	0.700	-0.145	-0.779	-0.843	-0.780	-0.582
D26	0.847	0.824	-0.911	-0.799	-0.813	0.703	0.334	-0.892	-0.938	-0.866	-0.830
D27	0.886	0.902	-0.893	-0.807	-0.580	0.721	0.083	-0.923	-0.928	-0.904	-0.808
D28	0.893	0.873	-0.930	-0.834	-0.750	0.706	0.356	-0.931	-0.957	0.974	0.728
D29	-0.990	-0.991	0.952	0.965	0.622	-0.646	-0.395	0.992	0.926	0.980	0.747
D30	-0.979	-0.983	0.955	0.950	0.620	-0.689	-0.360	0.989	0.934	0.956	0.606
D31	-0.939	-0.940	0.896	0.864	0.512	-0.730	-0.239	0.957	0.949	0.982	0.709
D32	-0.971	-0.973	0.924	0.921	0.614	-0.763	-0.290	0.987	0.964	0.983	0.703
D33	-0.973	-0.975	0.923	0.923	0.605	-0.757	-0.294	0.987	0.961	0.983	0.703

	F12	F13	F14	F15	F16	F17	F18	F19	F20	F21	F22
D01	0.744	-0.870	0.957	-0.855	-0.817	0.852	0.796	0.737	-0.331	-0.903	-0.430
D02	0.671	-0.880	0.834	-0.922	-0.851	0.907	0.948	0.929	0.001	-0.899	-0.233
D03	-0.717	0.661	-0.719	0.575	0.636	-0.600	-0.515	-0.423	0.391	0.551	0.163
D04	-0.721	0.916	-0.922	0.992	0.941	-0.984	-0.979	-0.960	0.157	0.957	0.272
D05	0.724	-0.918	0.905	-0.990	-0.937	0.985	0.987	0.968	-0.132	-0.953	-0.257
D06	0.597	-0.706	0.745	-0.688	-0.607	0.749	0.694	0.655	0.058	-0.744	-0.348
D07	0.759	-0.921	0.963	-0.970	-0.926	0.958	0.934	0.899	-0.291	-0.963	-0.341
D08	0.758	-0.921	0.951	-0.970	-0.940	0.958	0.942	0.904	-0.302	-0.961	-0.330
D09	0.738	-0.898	0.965	-0.943	-0.901	0.923	0.899	0.861	-0.351	-0.959	-0.403
D10	-0.690	0.930	-0.947	0.970	0.935	-0.957	-0.943	-0.922	0.179	0.952	0.288
D11	0.753	-0.931	0.962	-0.976	-0.928	0.972	0.946	0.913	-0.201	-0.963	-0.316
D12	-0.694	0.905	-0.888	0.982	0.944	-0.972	-0.980	-0.965	0.159	0.944	0.257
D13	-0.517	0.336	-0.338	0.297	0.406	-0.317	-0.269	-0.224	0.436	0.251	0.009
D14	-0.720	0.895	-0.949	0.964	0.916	-0.947	-0.936	-0.895	0.268	0.950	0.337
D15	-0.734	0.930	-0.931	0.990	0.946	-0.981	-0.977	-0.954	0.176	0.958	0.271
D16	0.753	-0.917	0.915	-0.987	-0.929	0.989	0.978	0.957	-0.142	-0.946	-0.239
D17	-0.725	0.878	-0.864	0.956	0.907	-0.940	-0.962	-0.937	0.150	0.944	0.352
D18	0.537	-0.692	0.611	-0.810	-0.717	0.846	0.860	0.871	0.108	-0.734	-0.117
D19	0.729	-0.876	0.968	-0.882	-0.874	0.867	0.818	0.762	-0.418	-0.908	-0.410
D20	0.757	-0.909	0.958	-0.946	-0.918	0.927	0.907	0.876	-0.377	-0.947	-0.340
D21	-0.692	0.815	-0.919	0.866	0.858	-0.868	-0.805	-0.751	0.295	0.853	0.304
D22	0.772	-0.941	0.972	-0.949	-0.910	0.947	0.915	0.872	-0.228	-0.939	-0.306
D23	-0.736	0.923	-0.960	0.978	0.934	-0.967	-0.948	-0.915	0.230	0.965	0.325
D24	-0.735	0.924	-0.955	0.983	0.936	-0.972	-0.956	-0.926	0.214	0.965	0.311
D25	-0.535	0.608	-0.580	0.808	0.728	-0.782	-0.832	-0.848	-0.072	0.696	0.025
D26	-0.584	0.758	-0.745	0.901	0.836	-0.895	-0.916	-0.915	0.212	0.838	0.157
D27	-0.649	0.777	-0.779	0.936	0.857	-0.912	-0.939	-0.934	0.005	0.865	0.179
D28	-0.603	0.792	-0.790	0.935	0.852	-0.931	-0.946	-0.940	0.156	0.879	0.205
D29	0.734	-0.904	0.945	-0.985	-0.925	0.973	0.959	0.933	-0.196	-0.966	-0.318
D30	0.727	-0.895	0.921	-0.990	-0.926	0.985	0.971	0.955	-0.152	-0.969	-0.320
D31	-0.640	-0.862	0.846	-0.947	-0.858	0.947	0.957	0.958	0.062	-0.914	-0.246
D32	0.712	-0.914	0.897	-0.986	-0.923	0.981	0.987	0.970	-0.066	-0.945	-0.241
D33	0.712	-0.915	0.901	-0.985	-0.922	0.981	0.985	0.967	-0.063	-0.945	-0.244

	F23	F24	F25	F26	F27	F28	F29	F30	F31	F32	F33
D01	0.777	0.611	0.753	-0.944	-0.280	0.260	-0.802	0.681	-0.698	0.653	-0.786
D02	0.879	0.518	0.699	-0.907	-0.466	0.543	-0.379	0.825	-0.896	0.806	-0.889
D03	-0.551	-0.521	-0.569	0.614	0.004	-0.335	0.600	-0.517	0.466	-0.501	0.386
D04	-0.918	-0.582	-0.730	0.968	0.456	-0.583	0.535	-0.883	0.927	-0.874	0.863
D05	0.922	0.567	0.713	-0.960	-0.469	0.600	-0.497	0.891	-0.942	0.882	-0.868
D06	0.677	0.552	0.676	-0.774	-0.353	0.311	-0.456	0.630	-0.654	0.586	-0.639
D07	0.882	0.592	0.736	-0.982	-0.398	0.481	-0.669	0.830	-0.862	0.815	-0.856
D08	0.885	0.561	0.709	-0.974	-0.432	0.498	-0.644	0.844	-0.870	0.824	-0.866
D09	0.838	0.566	0.720	-0.977	-0.407	0.407	-0.730	0.785	-0.807	0.758	-0.854
D10	-0.899	-0.578	-0.749	0.971	0.388	-0.484	0.615	-0.823	0.868	-0.825	0.864
D11	0.909	0.634	0.776	-0.989	-0.399	0.504	-0.639	0.848	-0.883	0.834	-0.856
D12	-0.897	-0.514	-0.671	0.942	0.461	-0.598	0.488	-0.874	0.933	-0.871	0.860
D13	-0.274	-0.152	-0.160	0.265	-0.006	-0.295	0.245	-0.347	0.222	-0.318	0.115
D14	-0.868	-0.606	-0.753	0.973	0.391	-0.473	0.669	-0.810	0.852	-0.798	0.828
D15	-0.919	-0.580	-0.729	0.970	0.441	-0.568	0.553	-0.875	0.921	-0.868	0.867
D16	0.935	0.614	0.744	-0.961	-0.461	0.622	-0.506	0.909	-0.935	0.893	-0.850
D17	-0.834	-0.449	-0.623	0.930	0.492	-0.550	0.468	-0.835	0.911	-0.802	0.856
D18	0.771	0.437	0.489	-0.711	-0.535	0.729	-0.096	0.854	-0.896	0.814	-0.628
D19	0.789	0.589	0.728	-0.945	-0.301	0.313	-0.807	0.716	-0.715	0.691	-0.787
D20	0.868	0.565	0.694	-0.963	-0.444	0.458	-0.702	0.813	-0.836	0.800	-0.864
D21	-0.783	-0.645	-0.777	0.903	0.173	-0.344	0.723	-0.696	0.700	-0.703	0.681
D22	0.894	0.659	0.798	-0.977	-0.343	0.472	-0.669	0.818	-0.837	0.808	-0.833
D23	-0.895	-0.605	-0.760	0.986	0.397	-0.494	0.645	-0.836	0.875	-0.827	0.858
D24	-0.904	-0.604	-0.758	0.984	0.408	-0.512	0.625	-0.847	0.887	-0.839	0.862
D25	-0.727	-0.429	-0.554	0.688	0.303	-0.664	0.188	-0.722	0.802	-0.764	0.579
D26	-0.839	-0.459	-0.556	0.822	0.550	-0.663	0.355	-0.875	0.882	-0.862	0.774
D27	-0.841	-0.527	-0.689	0.868	0.363	-0.608	0.383	-0.805	0.885	-0.825	0.746
D28	-0.863	-0.504	-0.616	0.869	0.542	-0.639	0.383	-0.884	0.906	-0.865	0.800
D29	0.901	0.614	0.769	-0.986	-0.420	0.523	-0.614	0.853	-0.887	0.839	-0.857
D30	0.898	0.574	0.726	-0.975	-0.452	0.552	-0.558	0.865	-0.922	0.854	-0.853
D31	0.902	0.579	0.737	-0.923	-0.514	0.588	-0.397	0.863	-0.921	0.847	-0.848
D32	0.923	0.585	0.740	-0.956	-0.447	0.596	-0.472	0.879	-0.939	0.874	-0.858
D33	0.923	0.591	0.747	-0.958	-0.441	0.590	-0.478	0.876	-0.935	0.871	-0.857

全体としては動物性蛋白質摂取量と、植物性蛋白質摂取量の変動が互いの変動を相殺したと考えられた。炭水化物の場合は主成分分析で第一主成分と大きな正の因子得点を示した疾病と有為な負の相関を示した。脂肪摂取量と有為な相関を示す疾患を表－6に示す。多くの疾患と有為な相関が認められ、交絡要因の存在を考慮したとしても、脂肪摂取量と因果関係を示す複数の要因の組み合わせが存在する可能性が高いと考えられた。

表－6 脂肪摂取量と有為な相関を示す疾患

99%以上		95%以上 (99%より少ない)	
正の相関	負の相関	正の相関	負の相関
D22気管気管支肺炎	D10喉頭男	D17直腸S字結腸女	D08胆嚢男
D11気管気管支肺炎	D15胃女	D26急性心筋梗塞男	D06直腸S字結腸男
D16一二指腸小腸結腸女	D04胃男	D28急性心筋梗塞女	D02口唇、口腔男
D01全がん男	D24脳血管疾患女	D12全がん女	
D07肝男	D23脳血管疾患男	D03食道男	
D19胆嚢女	D14食道女	D27心疾患女	
D05一二指腸小腸結腸男	D21喉頭女		
D09膵臓男			
D20膵臓女			

3－5 回帰分析による疾患と平均寿命の関連の解析

主成分分析の結果、年齢調整だけでは平均寿命の伸びによる疾患への影響が排除できない可能性が唆されたことから、疾患の死亡率を、平均寿命を使って高い精度で予測できる可能性が考えられた。そこで、疾患の死亡率を従属変数、平均寿命を独立変数として回帰分析を行った。疾患による死亡率は男女差があるので男女別に解析を行った。平均寿命D29（男）、D30（女）を独立変数とし、疾患の年齢調整死亡率を従属変数として男女別に回帰分析を行った結果を表－7、8に示す。

表－7 男性における疾患と平均寿命の回帰分析の結果

(D29平均寿命男による疾患死亡率の予測)

従属変数	独立変数	寄与率 (R2乗)	残差の標準偏差
D01	D29	0.832	2.3221
D02	D29	0.838	0.1355
D03	D29	0.375	0.1632
D04	D29	0.961	1.5640
D05	D29	0.968	0.4369
D06	D29	0.537	0.1850
D07	D29	0.980	0.6065
D08	D29	0.973	0.2197
D09	D29	0.957	0.3064
D10	D29	0.968	0.0507
D11	D29	0.986	0.7143
D23	D29	0.993	5.3098
D25	D29	0.578	5.8886
D26	D29	0.781	2.1621

表－8 女性における疾患と平均寿命の回帰分析の結果

(D30平均寿命女による疾患死亡率の予測)

従属変数	独立変数	寄与率 (R2乗)	残差の標準偏差
D12	D30	0.961	1.1261
D13	D30	0.088	0.0560
D14	D30	0.943	0.0872
D15	D30	0.961	0.9998
D16	D30	0.972	0.2076
D17	D30	0.910	0.1326
D18	D30	0.654	0.1168
D19	D30	0.815	0.4165
D20	D30	0.913	0.2300
D21	D30	0.774	0.0336
D22	D30	0.917	0.3619
D24	D30	0.978	6.3640
D27	D30	0.848	3.6010
D28	D30	0.859	0.9198

男性では取り上げた14疾患のうち8要因が0.9以上の寄与率を示し（57%）、10要因が0.8以上の寄与率を示した（71%）。女性では14疾患のうち8要因が0.9以上の寄与率を示し（57%）、11要因が0.8以上の寄与率を示した（76%）。これらのことから多くの疾患の増加あるいは減少は、平均寿命の伸びのデータから非常に良い精度で予測ができることが示された。期間46年（1949-1994）のデータを使用した回帰分析の結果においても、取り上げた11疾患のうち男性ではD01（全がん男）、D05（一二指腸小腸結腸男）、D06（直腸S字結腸男）、D09（脾臓男）、D10（男喉頭）、D01（気管気管支肺男）の6要因が、女性ではD16（一二指腸小腸結腸女）、D20（脾臓女）、D21（喉頭女）、D22（気管気管支肺女）の4要因が0.8以上の寄与率を示した。脾臓がんと気管気管支肺がんの年齢調整死亡率は男女とも0.9以上の寄与率を示した。

3-6 回帰分析による酒と疾患の関連

酒およびたばこ各種の疾患の関連について検討した報告は多いが¹⁷⁾、ここでは回帰分析により酒およびたばこ疾患の関係を検討した。酒と疾患の関連は、疾患による年齢調整死亡率を従属変数、一人一年当たり酒供給数量F19を独立変数として男女別に回帰分析を行った。酒供給数量に関して男女別のデータは無いため、男女共一人当たり供給数量を変数とした。結果を表-9、10に示す。F19（酒）は、D04、D15（胃男女）、D05、D16（一二指腸小腸結腸）に対して0.9以上の高い寄与率を示した。また、D23、D24（脳血管疾患男女）、D26、d28（急性心筋梗塞男女）に対しても0.8以上の寄与率を示した。D02（口唇口腔男）、D07（肝男）、D08（胆嚢男）、D10（喉頭男）、D11（気管気管支肺男）は0.8以上の高い寄与率を示したことから、それらの男性の疾患の死亡率を酒の供給数量から良い精度で予測することができた。酒の供給数量の寄与率は女性より男性のほうが高い傾向が見られた。

表-9 男性における疾患と酒の供給量の回帰分析の結果

(D19酒の供給量による疾患死亡率男の予測)

従属変数	独立変数	寄与率 (R2乗)	残差の標準偏差
D01	F19	0.543	3.8312
D02	F19	0.863	0.1246
D03	F19	0.179	0.1893
D04	F19	0.922	3.2028
D05	F19	0.937	0.6123
D06	F19	0.429	0.2055
D07	F19	0.807	1.8952
D08	F19	0.817	0.5737
D09	F19	0.742	0.752
D10	F19	0.85	0.1103
D11	F19	0.834	2.4598
D23	F19	0.838	25.153
D25	F19	0.719	4.8038
D26	F19	0.838	1.8589

表一10 女性における疾患と酒の供給量の回帰分析の結果

(D19酒の供給量による疾患死亡率女の予測)

従属変数	独立変数	寄与率 (R ² 乗)	残差の標準偏差
D12	F19	0.932	1.494
D13	F19	0.05	0.0572
D14	F19	0.8	0.1636
D15	F19	0.909	2.1666
D16	F19	0.916	0.3589
D17	F19	0.877	0.1547
D18	F19	0.759	0.0974
D19	F19	0.58	0.6269
D20	F19	0.768	0.3753
D21	F19	0.565	0.0466
D22	F19	0.76	0.6155
D24	F19	0.857	16.2567
D27	F19	0.872	3.3114
D28	F19	0.883	0.8378

3-7 回帰分析によるたばこ疾患の関連

疾患による年齢調整死亡率を従属変数、たばこ供給数量F20を独立変数として男女別に回帰分析を行った。なお酒と同様に供給数量に関して男女別のデータは無いため、男女共一人当たり供給数量を独立変数とした。回帰分析の結果、一人一年当たりたばこ供給数量は各疾患に対し有為な回帰を示さなかった。これは相関分析の結果と同じ結果である。しかし、F20（たばこ）の代わりに喫煙者率男を使用して回帰分析を行うと、特にD11（気管気管支肺男）に対し寄与率0.9614、残差の標準偏差1.1878を示し、喫煙者率男からD11（気管気管支肺男）を良い精度で予測することができた。

4 まとめ

疾患とその原因と推定される主として社会的要因との関連についてはこれまで数多くのコホート研究、ケースコントロール研究が報告されている^{18,19,20)}。しかし、いずれのケースコントロール研究も特定の疾患と特定の要因に注目した解析が殆どで、コホート研究でも測定項目は多いもののその解析にあたっては特定の疾患と特定の要因に注目した解析がなされている場合が多い。

今回の主成分分析の結果、“腸がん群”、“胃がん群”、“肉類群”、“穀類群” および、“腸がん群”に入っているD29（平均寿命男）、D30（平均寿命女）、D32（国民医療費総額）、D33（一人当たり国民医療費）、D31（国保 加入者一人当たり診療費）など（以下“平均寿命群”という）が、それぞれ関連を及ぼしあっている可能性が示された。

“腸がん群”のD16（一二指腸小腸結腸女）、D05（一二指腸小腸結腸男）、D11（気管気管

支肺男)、D08 (胆嚢男)、D07 (肝男)、D22 (気管気管支肺女)、D20 (脾臓女)、D09 (脾臓男)、D02 (口唇口腔男)、D19 (胆嚢女)、D01 (全がん男)、D18 (肝女)、D06 (直腸S字結腸男)は、時系列的な増加を示すが、この増加は“肉類群”の中のいくつかの要因の増加、“穀類群”の中のいくつかの要因の減少、そして“平均寿命群”の中のいくつかの要因の伸びが、お互いに影響を与えていると考えられた。

同様に、“胃がん群”のD15 (胃女)、D04 (胃男)、D24 (脳血管疾患女)、D23 (脳血管疾患男)、D12 (全がん女)、D10 (喉頭男)、D14 (食道女)、D17 (直腸S字結腸女)、D28 (急性心筋梗塞女)、D27 (心疾患女)、D26 (急性心筋梗塞男)、D21 (喉頭女)、D25 (心疾患男)は、時系列的な減少を示すが、この減少は、“穀類群”の中のいくつかの要因の減少、“肉類群”の中のいくつかの要因の増加、そして“平均寿命群”の中のいくつかの要因の伸びが、お互いに影響を与えていると考えられた。

多くの要因の間に強い関連が認められた原因としては、1) 疾患の主な原因を特定の要因だけでは説明することが困難である、2) 疾患と要因の間に社会の質的变化に関連する大きな交絡因子が存在する、3) 平均寿命の伸びが疾患の死亡率に影響していることが考えられた。これらのことは疾患と要因の関連を解析する場合、単独の要因に着目して疾患との関連を判断するには注意が必要であることを示している。単独の要因と疾患に関する研究では、疾患と関連を示す複数の要因の組み合わせの一部を解析した結果になる可能性がある。疾患と複数要因間の解析は今後重要になると考えられるとともに、交絡因子の影響を排除するため解析結果を検証的研究に結び付ける努力が一層必要になると考えられる。

統計解析期間の設定および主成分分析における解析結果の解釈にあたり、協力いただきました松本クリニックの松本清彦先生および、解析の進め方について着手段階で助言いただきました東邦大学医学部衛生学教室の杉田稔教授に感謝します。

資料

- 1) 厚生大臣官房統計情報部：平成6年人口動態統計、厚生統計協会（1996）
- 2) 厚生省：簡易生命表平成6年、厚生統計協会（1994）
- 3) 厚生統計協会：厚生 の指標臨時増刊国民衛生の動向、厚生統計協会（1995～1947）
- 4) 厚生大臣官房統計情報部：平成5年患者調査、厚生統計協会（1995）
- 5) 農林水産大臣官房調査課：食料需給表平成6年度、農林統計協会（1996）

- 6) 日本専売公社：専売統計要覧、専売弘済会（1975～1984）、日本たばこ協会：調査資料（1985～1994）
- 7) 厚生省健康医薬局：国民栄養の現状平成7年国民栄養調査実績；第一出版（1996）
- 8) 厚生省：喫煙と健康：喫煙と健康問題に関する報告書第2版、健康体力づくり事業団（1993）
- 9) 厚生省：喫煙と健康：喫煙と健康問題に関する報告書、健康体力づくり事業団（1987）
- 10) 成瀬明子、長島和子；食物摂取と成人病の関連、京都教育大学紀要（1994）
- 11) 島田彰夫；食を健康と地理からみると、農村漁村文化協会（1988）
- 12) Haenszel W., et al: Stomach Cancer Among Japanese In Hawaii, J. NATIONAL CANCER INSTITUTE, 49, 969-988 (1972)
- 13) 嶋本 喬：脂肪と動脈硬化、公衆衛生、51（10）、719-724（1987）
- 14) 大友幸二、他：ディーゼル排出ガス粒子のラット肺内注入により形成された実験的肺腺癌および腺腫の免疫組織化学的検索、肺癌、36（3）、221-227（1996）
- 15) 小町善男：日本人の食生活と疫病、日本医師会雑誌、96（3）、375-379（1986）
- 16) Tominaga S., et al.: An ecological study on diet/nutrition and cancer in Japan, Int. J. Cancer, Supplement 10, 2-6 (1997)
- 17) Konno S., et al.: Cigarette smoking, alcohol and cancer mortality: a cohort study of male Japanese physicians, Jpn. J. Cancer Res., 78, 1323-1328 (1987)
- 18) 平山 雄：大規模コホート研究にもとづく部位別にみたライフスタイルとの関連、癌の臨床、36（3）、233-242（1990）

トレッドミル歩行時の二酸化炭素排出量及び 血中乳酸値に及ぼす高酸素吸入の影響

*Effects of hyperoxic gas inhalation on carbon dioxide output
and blood lactate concentration during treadmill walking*

藤瀬 武彦* 長崎 浩爾** 岩垣 丞恒*** 山村 雅一****

Abstract

The purpose of this study was to investigate the effects of hyperoxic gas inhalation on carbon dioxide output ($\dot{V}CO_2$) and blood lactate concentration during endurance exercise at low intensity. Two males and four females performed 30 min of treadmill walking during normoxia (normal air) and hyperoxia (59.6% O_2). In normoxic condition, heart rate and oxygen uptake during exercise were 139 ± 7 beats/min (69.5% HRmax) and 1630 ± 557 ml/min (26.0 ml/kg/min), and exercise intensity was 6.2 Mets. Heart rate, ventilation, $\dot{V}CO_2$, and blood lactate concentration during exercise were obtained in both condition. These physiological parameters were significantly lower in hyperoxia compared with normoxia. Mean value of $\dot{V}CO_2$ during exercise with normoxia was 1302 ± 496 ml/min while in hyperoxia was 1208 ± 518 ml/min. The difference was statistically significant ($p=0.003$). The blood lactate concentration in normoxia was 2.02 ± 0.85 mM while in hyperoxia was 1.47 ± 0.59 mM in like manner. The difference was statistically significant also ($p=0.018$). It was supposed a decrease in value of the respiratory exchange ratio from the result of a decreased $\dot{V}CO_2$ in hyperoxia. These results would suggest that hyperoxia might depress glycolysis and thus enhance fat utilization in endurance exercise at low intensity.

Key words : hyperoxia, treadmill walking, carbon dioxide output, blood lactate concentration, energy metabolism

*FUJISE, Takehiko [新潟国際情報大学 情報文化学部 情報システム学科]

**NAGASAKI, Koji [新潟国際情報大学 情報文化学部 体育非常勤講師]

***IWAGAKI, Suketsune [東海大学 体育学部 運動生理学教室]

****YAMAMURA, Masaichi [東海大学 医学部 生化学教室]

I. 緒 言

ヒトに60%程度の高濃度酸素ガス（以下高酸素とする）を吸入させながら持久的な運動を行わせると、常圧下空気呼吸時と比較して心拍数、換気量、呼吸交換比、及び血中乳酸値の上昇などの生理応答が低減すること^{1,2,6,8,12,15,16,22)}、また、疲労困憊まで運動を持続させると作業成績の向上すること^{1,12,15,24,29,32)}が知られている。

これらの生理応答は、持久的トレーニングによる効果とほぼ同様なものであり¹⁸⁾、運動時の骨格筋細胞における中性脂肪利用能の向上が生じ、その結果としてのglycogen sparing effectを示唆するものと考えられている。すなわち、呼吸交換比や血中乳酸値の高酸素吸入による低下は、酸素分圧の上昇によりglycolysisが抑制される¹⁴⁾という、いわゆるPasteur effectが生じ、この結果として脂質代謝によるエネルギー供給が相対的に増加したことを示すものと従来から推測されている^{2,15,16)}。最近ではこのような高酸素吸入の効果を追求するために、ヒトやラットにいわゆる高酸素トレーニングを行わせて呼吸循環機能や代謝応答あるいは運動能力に及ぼす影響についても検討されている^{9,10,11,13,25,27)}。

今日までに一定負荷法による持久的運動における高酸素吸入の影響を検討した報告では、運動強度が中等度から最大下、つまり最大酸素摂取量 ($\dot{V}O_{2max}$) の67%¹⁶⁾、76.8%²⁾、80%²⁴⁾、90%¹⁾ など70~90%程度の方が比較的多く、一般に運動トレーニングとして行われている歩行のように低強度でしかも運動時間が30分程度の持久的運動における高酸素吸入の影響を検討した報告はほとんど見あたらない³¹⁾。

したがって、本実験ではトレッドミル歩行時の高酸素吸入がエネルギー代謝、特に二酸化炭素排出量及び血中乳酸値にどのような影響を及ぼすか検討した。

II. 方 法

A. 被験者

被験者には、健康な一般男女大学生6名を選んだ。彼らの身体特性は表1に示した。表中の体脂肪率は、上腕背部及び肩甲骨下部の皮下脂肪厚を測定することによって算出した⁵⁾。なお、実験に先立ち、その目的、方法、及び安全性について彼らに説明して測定の同意を得た。

Table 1. Physical characteristics in each subject.

Subject	Age (yr)	Height (cm)	Weight (kg)	Fat (%)	LBM (kg)
A(M)	18	179.1	61.4	11.6	54.3
B(F)	22	161.7	58.5	20.4	46.6
C(F)	21	160.4	50.7	28.0	36.5
D(F)	18	157.1	57.4	34.2	37.8
E(F)	21	157.3	49.0	23.3	37.6
F(M)	20	181.1	98.6	21.0	77.9
Mean	20	166.1	62.6	23.1	48.4
SD	2	11.0	18.3	7.6	16.0

M: male, F: female, LBM: lean body mass.

B. トレッドミル歩行

トレッドミル歩行の負荷条件は表2に示した。すなわち、傾斜角度を7～10%（平均8.8%）に設定したトレッドミルによる30分間の歩行運動で、速度は5.0～5.5 km/h（平均5.2 km/h）であった。なお、被験者は全員トレッドミル歩行にある程度慣れていた。

各被験者は原則として1週間の間隔をおいてトレッドミル歩行を2回行った。なお、6名中3名が1回目の歩行時に空気を（以下空気条件とする）、2回目に高酸素を吸入して（以下高酸素条件とする）運動を行い、他の3名がその逆の順序で行った。

Table 2. Exercise loads of treadmill walking in each subject.

Subject	Speed (km/h)	Elevation (%)
A(M)	5.5	10
B(F)	5.0	10
C(F)	5.0	7
D(F)	5.0	10
E(F)	5.0	7
F(M)	5.4	9
Mean	5.2	8.8
SD	0.2	1.5

M: male, F: female.

C. 高酸素吸入方法

本実験で使用した高酸素は、太陽東洋酸素社製の既知濃度混合ガス（59.6%O₂+40.4%N₂）であった。高酸素の吸入方法は、まず、高酸素をガス圧縮ボンベからビニールチューブを介して蒸留水入りの20ℓガラス製ボトルを通すことにより加湿し、200ℓのダグラスバッグに貯

めた。そして、この高酸素は蛇管を介して被験者に吸入させた。なお、空気条件では高酸素を貯めたダグラスバッグの二方活栓を閉めて空気を呼吸させた。

D. 測定項目

被験者には、まず採気用のルドルフマスクを装着させて、安静時の生理的指標を得るために20分間の仰臥位安静を行わせた。この間、高酸素条件の被験者に対しては高酸素の吸入を行い、そのまま運動を開始させた。

安静時及び運動時の心拍数は、日本光電工業社製ベッドサイドモニター（Life Scope 8, BSM-7103）を用いて双極胸部誘導法により求めた。

酸素摂取量（ $\dot{V}O_2$ ）及び二酸化炭素排出量（ $\dot{V}CO_2$ ）の測定は、ダグラスバッグ法により行った。すなわち、仰臥安静20分後の5分間、運動開始後3分毎に1分間の採気を行った。呼気ガス中の O_2 及び CO_2 濃度の分析には、日本電気三栄社製ガス分析器（Respina IH26）を用いた。これは予め太陽東洋酸素社製の純窒素ガス（99.9999%）及び標準ガス（15.23% O_2 +4.92% CO_2 in N_2 ）によって校正した。また、換気量の測定には品川精器社製乾式テストガスメーター（MODEL DC-5A）を用いた。そして、それぞれ1分毎の $\dot{V}O_2$ 及び $\dot{V}CO_2$ を算出するとともに、これらの値から呼吸交換比（ $\dot{V}CO_2/\dot{V}O_2$ ）を求めた。

なお、高酸素吸入時における $\dot{V}O_2$ は、ダグラスバッグ法によって測定する場合には外気の混合による影響が大きくなり、その値が過大評価される³⁰⁾ために測定しなかった。

血中乳酸値は、安静時、運動開始後9分30秒、19分30秒、及び29分30秒にオートレットにより指先を穿刺して専用のガラス製キャピラリーチューブ（YSI 1505 CAPILLARY DISPENSERS, 25 μ l）を用いて採血し、Yellow Springs Instrument 社製乳酸分析器（YSI 1500 SPORT）によって測定した。

なお、測定時の実験室の室温は22.5～25.0℃であり、気圧は758～772 mmHgの範囲にあった。

E. 統計処理

測定値は平均及び標準偏差で示した。空気条件及び高酸素条件における各測定値は、paired t-testにより比較した。なお、統計的な有意性は危険率5%水準以下とした。

Ⅲ. 結 果

A. 空気条件における酸素摂取量

図1には空気条件における $\dot{V}O_2$ の変動を示した。安静時及び運動時（各時点の平均）の $\dot{V}O_2$ は、 266 ± 71 ml/min (4.2 ml/kg/min) 及び 1630 ± 557 ml/min (26.0 ml/kg/min) であった。これらの値から運動強度の指標としてMETs (metabolic equivalent unit) を算出すると6.2 METsであった。

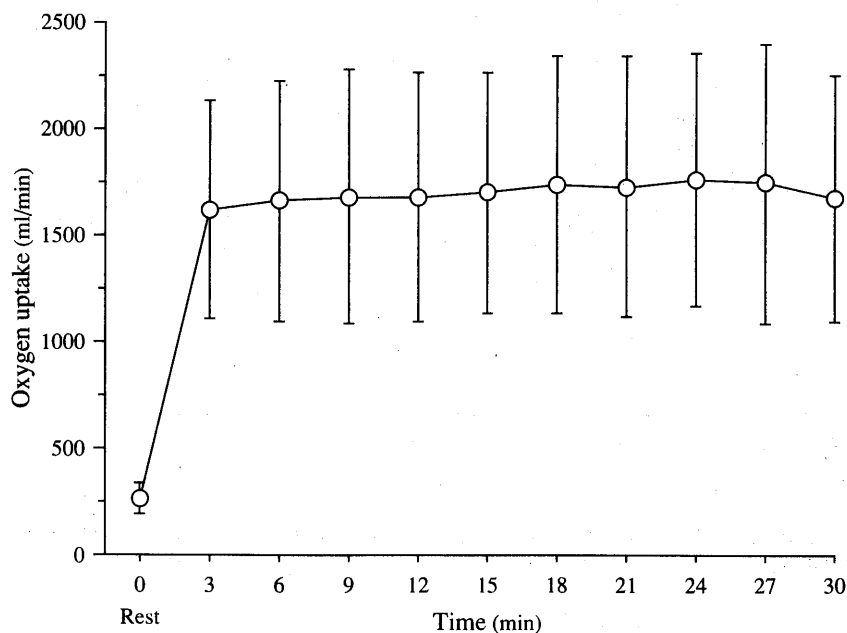


Fig. 1. Oxygen uptake (n=6, means $\pm$ SD) at rest and during treadmill walking in normoxic condition.

B. 空気条件における呼吸交換比

図2には空気条件における呼吸交換比の変動を示した。安静時及び運動時（各時点の平均）の呼吸交換比は、それぞれ 0.720 ± 0.050 及び 0.800 ± 0.050 であった。

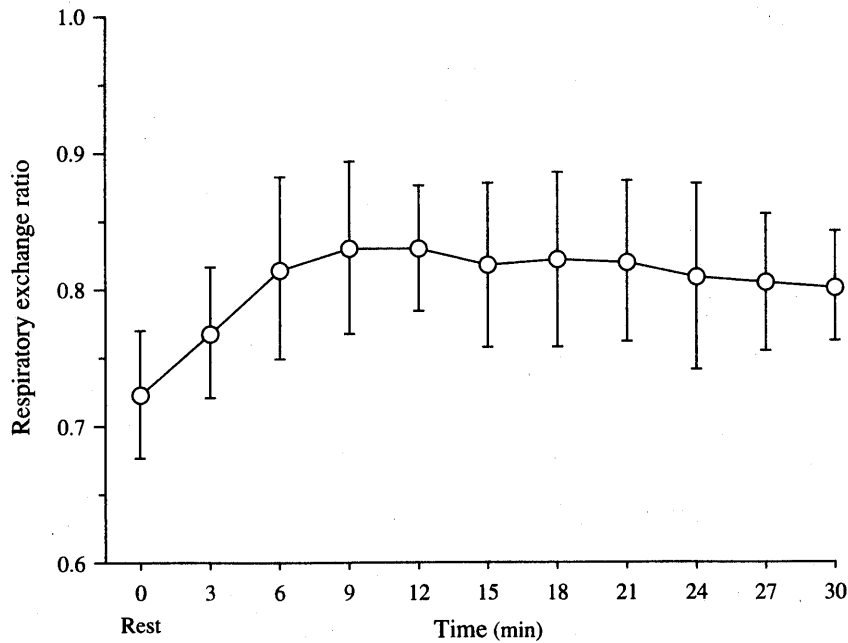


Fig. 2. Respiratory exchange ratio (n=6, means±SD) at rest and during treadmill walking in normoxic condition.

C. 心拍数

図3には安静時及び運動時の心拍数の変動を示した。安静時の心拍数には空気条件及び高酸素条件間に有意差は認められなかったが、運動時の毎分の心拍数はほとんどが高酸素吸入により有意に低値を示した。なお、空気条件及び高酸素条件における運動時の平均心拍数は、それぞれ 139 ± 7 拍/min及び 128 ± 10 拍/minであり、両条件間に有意差が認められた ($p=0.002$)。

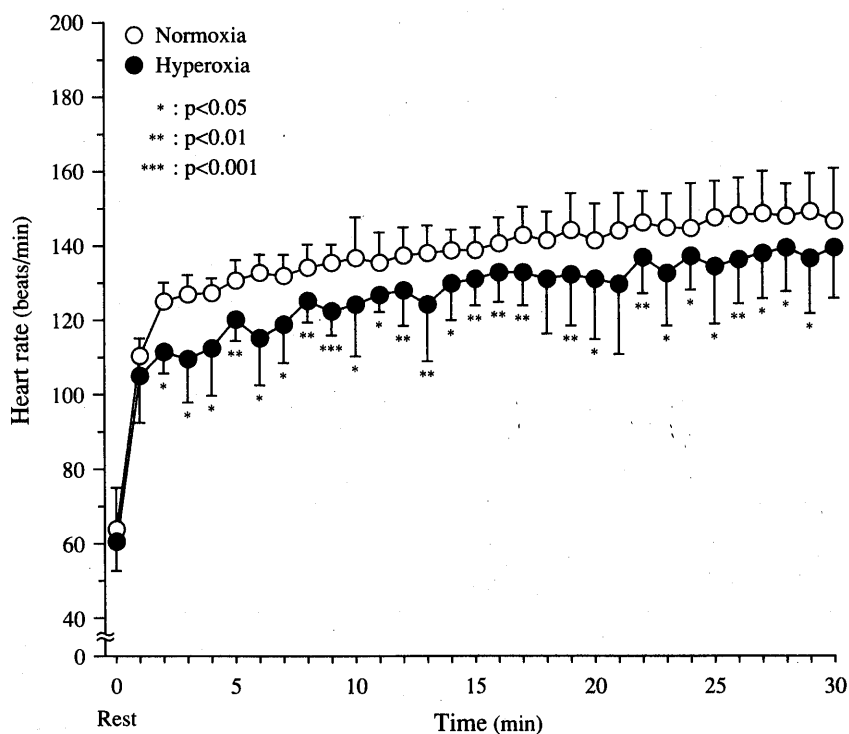


Fig. 3. Heart rate ($n=6$, means $\pm$ SD) at rest and during treadmill walking in normoxic and hyperoxic conditions.

D. 換気量

図4には安静時及び運動時の換気量（STPD）の変動を示した。安静時の換気量には空気条件及び高酸素条件間に有意差は認められなかったが、運動時の3分毎の換気量は高酸素吸入により低値を示す傾向にあり、3分、9分、15分、18分、24分時点で有意差が認められた。なお、空気条件及び高酸素条件における運動時の平均換気量は、それぞれ 34.8 ± 11.0 l/min及び 30.3 ± 10.6 l/minであり、両条件間に有意差が認められた（ $p=0.009$ ）。

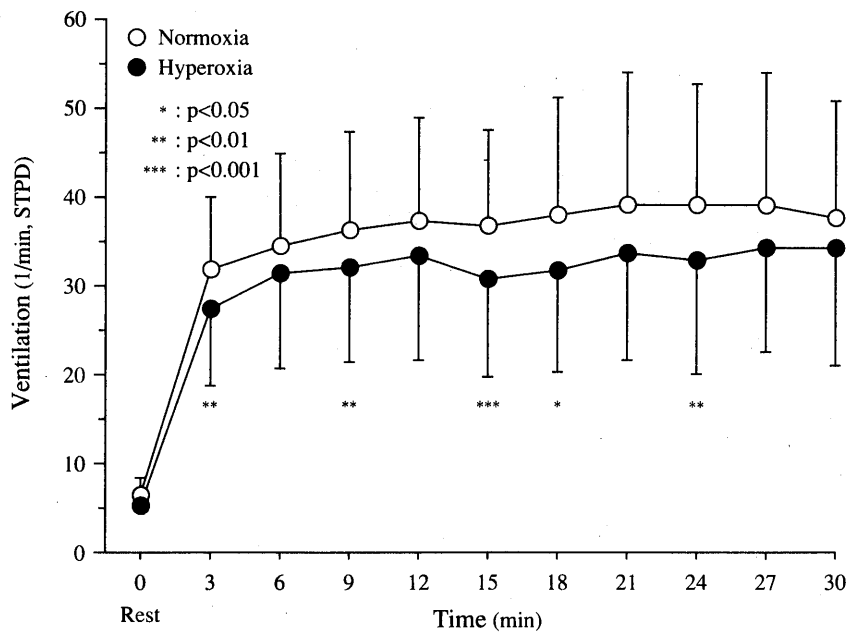


Fig. 4. Ventilation (n=6, means±SD) at rest and during treadmill walking in normoxic and hyperoxic conditions.

E. 二酸化炭素排出量

図5には安静時及び運動時の $\dot{V}CO_2$ の変動を示した。安静時の換気量には空気条件及び高酸素条件間に有意差は認められなかったが、運動時の3分毎の換気量は高酸素吸入により低値を示す傾向にあり、3分、6分、9分、15分、18分、21分、24分時点で有意差が認められた。なお、空気条件及び高酸素条件における運動時の平均 $\dot{V}CO_2$ は、それぞれ 1302 ± 496 ml/min及び 1208 ± 518 ml/minであり、両条件間に有意差が認められた ($p=0.003$)。

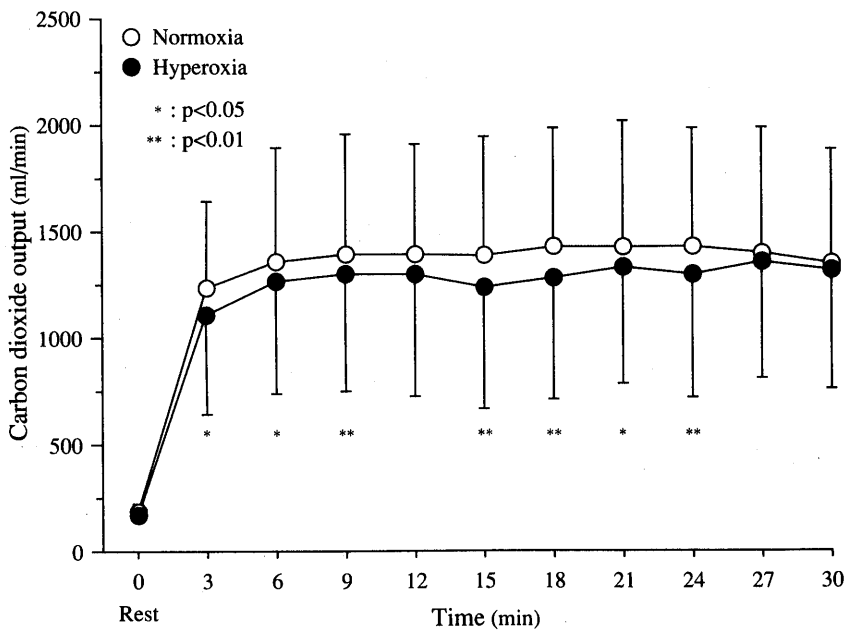


Fig. 5. Carbon dioxide output ($n=6$, means $\pm$ SD) at rest and during treadmill walking in normoxic and hyperoxic conditions.

F. 血中乳酸値

図6には安静時及び運動時の血中乳酸値の変動を示した。血中乳酸値は安静時及び運動時とも高酸素吸入により低値を示す傾向にあり、安静時と運動開始後10分の値には有意差が認められなかったものの運動開始後20分及び30分の値には有意差が認められた ($p<0.05$)。なお、空気条件及び高酸素条件における運動時の平均血中乳酸値は、それぞれ 2.02 ± 0.85 mM及び 1.47 ± 0.59 mMであり、両条件間に有意差が認められた ($p=0.018$)。

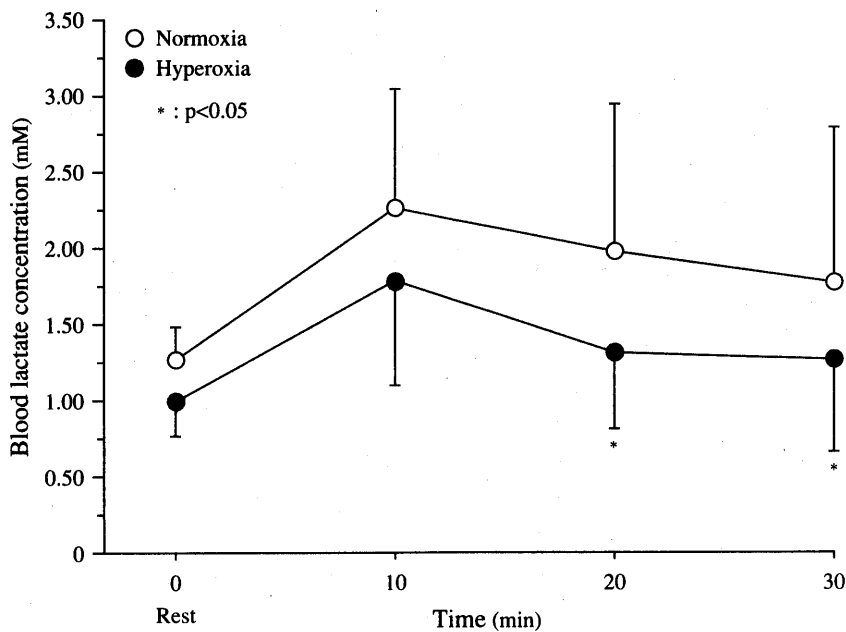


Fig. 6. Blood lactate concentration ($n=6$, means $\pm$ SD) at rest and during treadmill walking in normoxic and hyperoxic conditions.

IV. 考 察

近年、運動時の身体に対する酸素毒の影響について議論されることが多くなった^{21,24)}。正常気圧高酸素投与時のいわゆる酸素中毒に関する文献^{2,23)}では、60%程度のO₂を長時間にわたり連続吸入したとしても酸素中毒や、細胞障害、気道粘膜線毛や肺胞貪食細胞の機能障害などはほとんど起こらないとされている。確かに60%O₂を吸入するとO₂⁻ (superoxide anion radical)などの活性酸素の産生量も酸素濃度に比例して増加する²⁶⁾という意味ではよいことではない

かもしれない。しかし、有酸素的能力の高い者ほどSOD (superoxide dismutase, $2O_2^- + 2H^+ \rightarrow H_2O_2 + O_2$) やcatalase ($2H_2O_2 \rightarrow 2H_2O + O_2$) の活性などのscavenger能が高いと報告されている²⁰⁾。また、最近では高気圧酸素療法 (100% O_2 、1.3~2気圧、30~60分) が筋肉の損傷や疲労の回復に有効であり¹⁹⁾、オリンピック選手が試合前後に利用していることも報告されている⁷⁾。このようなことから、現時点では30分程度の運動時の60% O_2 吸入が身体に悪影響を及ぼす可能性はかなり少ないものと判断せざるを得ない。

高酸素吸入に関連した報告における一定負荷法での持久的運動の強度は、前述したように多くが $\dot{V}O_{2max}$ の70%程度を超えており、空気条件における運動時の血中乳酸値が3.0~4.0 mM以上に達することが多い^{1,2,16,24)}。本実験では被験者の $\dot{V}O_{2max}$ を測定しなかった。しかし、空気条件での運動において運動強度が6.2 METsであったこと、心拍数が推定最高心拍数 (220-年齢)³⁾の69.5%であったこと、血中乳酸値が2.02 mMであったこと、さらに私たちは本実験以外で一般男女大学生 (男性20名、女子16名、合計36名) を対象に自転車エルゴメーターを用いた漸増負荷法による $\dot{V}O_{2max}$ の測定を行っており、この結果では最高心拍数の69.5%の運動強度が $\dot{V}O_{2max}$ の52.3%に相当した (未発表) ことから、本実験での運動は過去の報告における運動よりも強度の低いことが伺われる。

持久的運動時の高酸素吸入による生理応答の変動は空気条件と比較して、心拍数、換気量、 $\dot{V}CO_2$ 、呼吸交換比、及び血中乳酸値は低値を示す傾向にあることは前述したが、 $\dot{V}O_2$ は空気条件及び高酸素条件ともほぼ同等の値を示すことが多い^{1,2,12,15,17,28)}。本実験でも、測定できなかった $\dot{V}O_2$ 及び呼吸交換比以外の生理応答が高酸素吸入により有意に低値を示し、過去の報告とほぼ一致した。本実験では空気条件及び高酸素条件とも運動強度が同一であったことから、 $\dot{V}O_2$ は両条件とも同等であったことが推測できる。したがって、 $\dot{V}CO_2$ が高酸素吸入により有意に低下したことは、同時に呼吸交換比も低下したことが容易に推測することができるものと思われる。

持久的トレーニング前後に同一強度の120分間運動 (64% $\dot{V}O_{2max}$ 強度) を負荷した報告¹⁸⁾では、運動時の呼吸交換比がトレーニング前から後にかけて0.04から0.10 (平均0.062) 低下し、運動時における筋中の中性脂肪の減少量はトレーニング後 (26.1 mmol/kg dry wt) が前 (12.7 mmol/kg dry wt) の約2倍であり、またグリコーゲンの減少量は後 (120 mmol/kg dry wt) が前 (203 mmol/kg dry wt) の約60%であったことが示されている。本実験では運動時の $\dot{V}CO_2$ が高酸素吸入により94 ml/min低下したが、このときの $\dot{V}O_2$ が同等だと仮定すれば、呼吸交換比が空気

条件で0.80で、高酸素条件で0.74になり、0.06の低下が生じたことになる。

一方、ラットを用いた高酸素実験 (hyperbaric hyperoxia; 4 bar)¹⁴⁾では、高酸素暴露により肝組織におけるglyconeogenesisの抑制が生じたことでATPの消費が抑制され (ATP濃度の増加)、この結果として解糖系の鍵酵素であるPFK (phosphofructokinase; $\text{ATP} + \text{fructose 6-phosphate} \rightarrow \text{ADP} + \text{fructose 1,6-diphosphate} + \text{H}^+$) が抑制されることを示唆している。また、ラットに6週間にわたる間欠的な高酸素暴露や高酸素トレーニングを負荷した報告^{9,10,11)}では、精巢上部周囲脂肪組織の脂肪分解能 (basal lipolysis) の上昇や安静時 (絶食時) の肝グリコーゲン減少量の低下 (glycogen sparing)、さらにはHDLコレステロールの増加の生じる可能性などが示唆されている。

このようなことから、本実験において運動時に $\dot{V}\text{CO}_2$ 及び血中乳酸値が高酸素吸入により有意に低値を示したことは、従来から示唆されているように、酸素分圧の上昇によりglycolysisが抑制されたために脂質代謝によるエネルギー供給が相対的に増加したとの推測が可能であろう。しかし、これらの解釈については、必ずしも一致した見解が得られていないのも現状であり^{24,33)}、今後さらに詳細な検討が必要であろう。

V. 結 語

本実験では、一般男女大学生6名を対象に30分間のトレッドミル歩行時の高酸素吸入が $\dot{V}\text{CO}_2$ 及び血中乳酸値などの生理応答にどのような影響を及ぼすか検討した。トレッドミル歩行は、8.8%の傾斜で速度が5.2 km/hの条件で、3名が1回目の運動時に空気を、2回目に高酸素を吸入して運動を行い、他の3名がその逆の順序で行った。

- 1) 空気条件における安静時及び運動時の $\dot{V}\text{O}_2$ は、 266 ± 71 ml/min (4.2 ml/kg/min) 及び 1630 ± 557 ml/min (26.0 ml/kg/min) であった。したがって、運動強度は約6.2 METsであった。また、安静時及び運動時の呼吸交換比は 0.720 ± 0.050 及び 0.800 ± 0.050 であった。
- 2) 空気条件及び高酸素条件における運動時の心拍数は、それぞれ 139 ± 7 拍/min及び 128 ± 10 拍/minであり ($p=0.002$)、また同様に換気量は 34.8 ± 11.0 l/min及び 30.3 ± 10.6 l/minであり ($p=0.018$)、ともに高酸素吸入により低下した。
- 3) 空気条件及び高酸素条件における運動時の $\dot{V}\text{CO}_2$ は、それぞれ 1302 ± 496 ml/min及び 1208 ± 518 ml/minであり ($p=0.003$)、高酸素吸入により低下した。

- 4) 血中乳酸値は、運動開始後20分及び30分時点で高酸素吸入により有意に低下した。なお、空気条件及び高酸素条件における運動時の平均血中乳酸値は、それぞれ 2.02 ± 0.85 mM及び 1.47 ± 0.59 mMであった ($p=0.018$)。

以上の結果から、低強度の持久的運動であるトレッドミル歩行時の高酸素吸入は、二酸化炭素排出量及び血中乳酸値を有意に低下させることが明らかになった。

謝 辞

本稿を終えるにあたり、実験補助及び測定結果の整理に多大なるご協力をいただきました1998年度情報システム学科4年藤瀬ゼミ学生の成田美紀子君に謝意を表します。

文 献

- 1) Adams, R. P. and H. G. Welch. (1980): Oxygen uptake, acid-base status, and performance with varied inspired oxygen fractions. *J. Appl. Physiol.*, 49: 863-868.
- 2) Adams, R. P., Cashman, P. A., and Young, J. C. (1986): Effect of hyperoxia on substrate utilization during intense submaximal exercise. *J. Appl. Physiol.*, 61: 523-529.
- 3) アメリカスポーツ医学協会編 (1993): 体育指導者のために 運動処方の指針. 原著第4版, 南江堂, 東京.
- 4) Brody, J. S. and M. E. Whitcomb. (1977): Acute respiratory failure. *Medical emergencies*. Little, Brown, Boston: 115-127.
- 5) Brozek, J., Grande, F., Anderson, J. T., and Keys, A. (1963): Densitometric analysis of body composition: revision of same quantitative assumption. *Ann. N. Y. Acad. Sci.*, 110: 113-140.
- 6) Byrnes, W. C., Mihevic, P. M., Freedson, P. S., and Horvath, S. M. (1984): Submaximal exercise quantified as percent of normoxic and hyperoxic maximum oxygen uptakes. *Med. Sci. Sports Exerc.*, 16: 572-577.
- 7) コーチング・クリニック編集部 (1998): コーチング・クリニック5月号, ベースボール・マガジン社, 東京: pp.44-45.
- 8) Ekblom, B., Huot, R., Stein, E. M., and Thorstensson, A. T. (1975): Effect of changes in arterial

- oxygen content on circulation and physical performance. *J. Appl. Physiol.*, 39: 71-75.
- 9) 藤瀬武彦, 内山秀一, 玉木哲朗, 寺尾 保, 中野昭一 (1989): 高濃度酸素環境下トレーニングの効果に関する基礎的研究—60%酸素吸入がラットの脂肪分解能に及ぼす効果—. 日本体育学会第40回大会号A: 356.
 - 10) 藤瀬武彦, 内山秀一, 寺尾 保, 中野昭一 (1991): ラットの糖・脂質代謝に及ぼす高濃度酸素環境下の持久的トレーニングの影響. *体力科学*, 40: 208-218.
 - 11) Fujise, T., Terao, T., and Nakano, S. (1992): Effects of endurance training under hyperoxia on serum and tissue lipid levels in rats. *Tokai J. Exp. Clin. Med.*, 17: 67-73.
 - 12) 藤瀬武彦, 杉山文宏, 加藤健志, 岩垣丞恒, 松本正彦, 山村雅一 (1997): 漸増負荷運動時の高濃度酸素吸入が持久的運動鍛練者の作業成績及び生理的変量に及ぼす効果. *トレーニング科学*, 9: 30-38.
 - 13) 藤瀬武彦, 杉山文宏, 加藤健志, 岩垣丞恒, 山村雅一 (1998): 持久的運動鍛練者の全身持久力に及ぼす高酸素トレーニングの効果. *トレーニング科学*, 10: 87-96
 - 14) Hanson, R. De G., Gray, R. M., and Alberti, M. M. (1981): Liver metabolites in resting and exercising rats at 1 and 4 bar. *J. Appl. Physiol.*, 51: 1326-1330.
 - 15) Hogan, M. C., Cox, R. H., and Welch, H. G. (1983): Lactate accumulation during incremental exercise with varied inspired oxygen fractions. *J. Appl. Physiol.*, 55: 1134-1140.
 - 16) Howley, E. T., Cox, R. H., Welch, H. G., and Adams, R. P. (1983): Effect of hyperoxia on metabolic and catecholamine responses to prolonged exercise. *J. Appl. Physiol.*, 54: 59-63.
 - 17) Hughes, R. L., Clode, M., Edwards, R. H. T., Goodwin, T. J., and Jones, N. L. (1968): Effect of inspired O₂ on cardiopulmonary and metabolic responses to exercise in man. *J. Appl. Physiol.*, 24: 336-347.
 - 18) Hurley, B. F., Nemeth, P. M., Martin III, W. H., Hagberg, J. M., Dalsky, G. P., and Holloszy, J. O. (1986): Muscle triglyceride utilization during exercise: effect of training. *J. Appl. Physiol.*, 60: 562-567.
 - 19) Ishii, Y., Miyanaga, Y., Asano, K., Shimojo, H., and Shiraki, H. (1998): Metabolic effects of hyperbaric oxygen on muscle tear in the hind limb of rats. *Adv. Exerc. Sports Physiol.*, 4: 11-15.
 - 20) Jenkins, R. R., Friedland, R., and Howald, H. (1984): The relationship of oxygen uptake to superoxide dismutase and catalase activity in human skeletal muscle. *Int. J. Sports Med.*, 5: 11-14.

- 21) 加藤邦彦 (1994) : シンポジウムⅣ : 運動と活性酸素 運動はからだに悪い—活性酸素と老化促進. 体力科学, 43 : 25-26.
- 22) Mateika, J. H. and Duffin, J. (1994): The ventilation, lactate and electromyographic thresholds during incremental exercise tests in normoxia, hypoxia and hyperoxia. *Eur. J. Appl. Physiol.*, 69: 110-118.
- 23) Nunn, J. F. (1987): *Applied respiratory physiology*, 3rd ed. Butterworth and Co. (Publishers) Ltd. : 478-494.
- 24) Plet, J., Pedersen, P. K., Jensen, F. B., and Hansen, J. K. (1992): Increased working capacity with hyperoxia in humans. *Eur. J. Appl. Physiol.*, 65: 171- 177.
- 25) Ploutz-Snyder, L. L., Simoneau, J.-A., Gilders, R. M., Staron, R. S., and Hagerman, F. C. (1996): Cardiorespiratory and metabolic adaptations to hyperoxic training. *Eur. J. Appl. Physiol.*, 73: 38-48.
- 26) Sies, H., 井上正康監訳 (1987) : 活性酸素と疾患. 初版, 学会出版センター. 東京: pp.162-163.
- 27) 杉山康司, 青木純一郎 (1990) : 全身持久力に及ぼす高酸素気吸入トレーニングの効果. 体力科学, 39: 173-180.
- 28) Welch, H. G., Bonde-Petersen, F., Graham, T., Klousen, K., and Secher N. (1977): Effects of hyperoxia on leg blood flow and metabolism during exercise. *J. Appl. Physiol.*, 42: 385-390.
- 29) Welch, H. G. (1982): Hyperoxia and human performance: a brief review. *Med. Sci. Sports Exerc.*, 14: 253-262.
- 30) Welch, H. G. and Pedersen, P. K. (1981): Measurement of metabolic rate in hyperoxia. *J. Appl. Physiol.*, 51: 725-731.
- 31) Wilson, B. A., Welch, H. G., and Liles, J. N. (1975): Effects of hyperoxic gas mixture on energy metabolism during prolonged work. *J. Appl. Physiol.*, 39: 267-271.
- 32) Wilson, G. D. and Welch, H. G. (1975): Effects of hyperoxic gas mixtures on exercise tolerance in man. *Med. Sci. Sports*, 7: 48-52.
- 33) Wolfe, B. R., Graham, T. E., and Barclay, J. K. (1987): Hyperoxia, mitochondrial redox state, and lactate metabolism of in situ canine muscle. *Am. J. Physiol.*, 253: C263-C268.
- 34) 吉川敏一, 西村俊一郎, 近藤元治 (1994) : 運動と活性酸素. 体力科学, 43: 241-246.

情報システム編

新潟国際情報大学の就職情報システム

*The Corporations Information System for finding
Employment in Niigata University of International and Information Studies*

永井 武^{*} 関 英基^{**} 槻木 公一^{***}

1 はじめに

新潟国際情報大学の使命は、優秀な高校生を募り、現代社会のために役立つ人物に育て上げ、社会に受け入れてもらうことに他ならない。伝統ある大学では、現代社会のために役立つ人物に育て上げる部分にのみ注力すればよいが、新設されたばかりの本学では、優秀な高校生を募る部分と、社会に受け入れてもらう部分にも注力しなければ、本学の存在が危ぶまれることに新設校のつらさがある。

本学の卒業生が社会に受け入れてもらうために、例年、本学学生の3年生に対して5月から10回にわたりガイダンスを実施している。また、本学3年生の12月から4年の12月にかけて、約600の企業から求人票をいただき、これらを就職コーナーの掲示板に貼り出し、学生の就職先選定に供している。98年3月卒業の第1期生は、求人票を下さった約550の企業の求人票の中から自分の希望に合った企業を、掲示板に貼り出された求人票を目視で探させたが、苦勞が多い上に見落としがある。本学学生にいただいた求人票をデータベース化することにより、学生が自分の希望に合った企業を、業種別、企業の本社所在地別、男女別、年度別にあるいはこれらを組み合わせて検索できるようにすることにより、学生が企業選びを迅速かつ適切にできる必要がある。そこで就職情報システムを開発し、本学学生の就職活動を円滑にすることによって社会に受け入れてもらい易くした。

このシステムの内容および実際に使用した現4年生（第2回目の卒業生）に対するアンケート集計結果、ならびに本システムに対する学生からの率直な意見を報告する。なお、本研究は、1997年度新潟国際情報大学共同研究の成果である。

*NAGAI, Takeshi [新潟国際情報大学 情報文化学部 情報システム学科]

**SEKI, Hideki [新潟国際情報大学 情報センター]

***TSUKIGI, Koichi [新潟国際情報大学 情報文化学部 情報システム学科]

2 就職情報システム機能仕様

2.1 就職情報システムの基本となるソフトウェアおよびハードウェア

2.1.1 就職情報システムの基本となるソフトウェア

- ユーザーインターフェース：webブラウザ（Netscape, Internet Explorer）
- wwwサーバ：Apache [1]
- RDBMS（Relational Data Base Management System）：PostgreSQL [2]
- OS（オペレーティングシステム）：Linux（PC-unix） [3]
- プログラム言語：PHP/FI（Personal Home Page/Form Interpreter） スクリプト言語 [4]

Apache, PostgreSQL, Linux, PHP/FIは、フリーソフトである。本システムで使用したOSであるLinuxは、日本経済新聞、1998年12月6日付朝刊1面でとり上げられた今話題のOSであるので、次節で紹介する。

2.1.2 就職情報システムで使用したOSであるLinux

Linuxは、フィンランドのLinus Torvaldsが学生時代にパソコン向けのUnixとして、OSの中心部分（カーネル）をゼロから作りなおし、ユーザインターフェース部分はこれまでのUnixと同じコマンド群にしたOSである。フリーソフト（無料）なので、ネットワーク経由、あるいはLinuxの解説本やLinuxの雑誌の付録としてCD-ROMの形で世界中に配布され、現在、全世界で800万人のユーザがいる。[5]

この800万人のうちの熱心なユーザは、無報酬でLinuxの改定にネットワークで参加する形で改良を重ね、安くて使い易いOSに育てている。もちろん、日本にも熱心なユーザがおり、ユーザインターフェース、アプリケーションソフト、その他を日本語化して、その大部分を無料で配布している。東京駅近くの八重洲ブックセンターにも、Linuxの解説本が10種類以上平積みされており、これを見るかぎり、日本にもLinuxユーザは多数いる。アプリケーションソフトについても同様に単行本や雑誌で紹介されている。

このような世界の状況をマイクロソフトのゲイツ会長が知らないわけではない。11月の初めに、LinuxがWindowsの独占的シェアを崩す最大の脅威であることを分析したマイクロソフトの機密書類がインターネット上に流出して、マイクロソフトの動揺が世界の人々に知れわたった。

Windows系はMachintoshよりコストパフォーマンスが、ハード、ソフト共に30%よいという

理由でMachintoshをシェア6%まで追い詰めたが、LinuxのコストパフォーマンスはWindowsより50%以上よいのは確実なので、ソフトウェア小国の日本のユーザにとってはLinuxの普及は朗報である。デジタル時代の公共財ともいえるOSをマイクロソフトが独占的に支配することは、全人類にとって不幸と考える人々がLinux育成に無報酬で参加している。

2.1.3 就職情報システムの基本となるハードウェア

サーバPC：CPU PentiumII 300MHz, 128MB RAM

ディスク：4GB RAID1（DB用）Software-RAID（Redundant Arrays of Inexpensive Disks）

2.2 就職情報システム機能仕様

就職情報システムは、就職情報公開機能（学生用）、就職情報入力・管理機能（事務局、就職指導委員会用）、定型レポート機能（事務局、就職指導委員会用）の3つからなる。以下に3つの機能を説明する。

2.2.1 就職情報公開機能（学生用）

就職情報公開機能（学生用）は、初期および求人情報速報画面、求人情報検索画面、お知らせ画面の3つからなる。以下に3つの画面からの使い方を説明する。

(1) 初期および求人情報速報画面

webブラウザを立ち上げ、nuisトップページからハイパーテキスト就職情報システムをクリックする。すると、初期画面の上方URL表記欄の下に、図1に示すように、速報、検索、お知らせ画面のボタンが表記され、画面の下方に、今週の新着求人情報が表示される。ちなみに、ボタンをクリックすることにより、ボタンに表記されている内容の新しい画面を表示する。初期画面から、表1に示す就職情報システムの3つの機能が選択できる。

表2に示すように、初期画面の先週ボタン、先週画面の先々週ボタン、先々週画面の3週間前のボタンをそれぞれクリックすることにより、最近1ヶ月間の求人情報速報を1週間づつまとめて表示する。

求人情報の表示内容は表3に示す。企業名はハイパーテキストになっており、これをクリックすると就職コーナーに掲示されている求人票に記載されていることすべてが表示される。

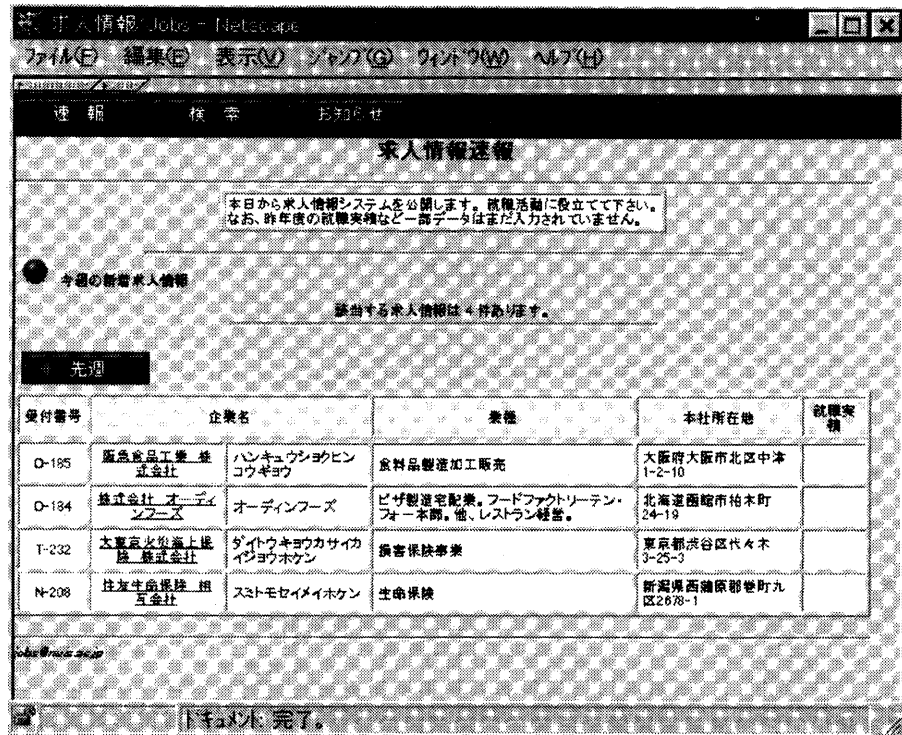


図1：就職情報システムの初期画面

表1：初期画面（求人情報速報画面および機能表記ボタン）

機能表記ボタン表記内容	表記する画面	ボタンがある場所
速 報	速 報 画 面	初期画面上方、URL表記欄の下
検 索	検 索 画 面	初期画面上方、URL表記欄の下
お知らせ	お知らせ画面	初期画面上方、URL表記欄の下

表2：求人情報速報画面

速報される情報	表示される情報速報の内容
メッセージ	お知らせするメッセージを表示する
今週の新着求人情報	今週の新着求人情報を表形式で表示＋先週ボタン
先週の求人情報	先週の求人情報速報Bを表形式で表示＋先々週ボタン
先々週の求人情報	先々週の求人情報速報Cを表形式で表示＋3週間前ボタン
3週間前の求人情報	3週間前の求人情報速報Dを表形式で表示

表3：求人情報表示内容

項 目	表示内容
求人票受付番号	実際の求人票と関連づけるために利用
企業名	登記名およびそのカナ
業種	プルダウンメニューおよびフリー形式入力
本社所在地	県内県外の選択およびフリー形式入力
本学学生就職実績	○印：有、無印：無

(2)求人情報検索画面

求人情報速報、求人情報速報B、C、Dいずれもの画面の上方にある検索ボタンをクリックすることにより、求人情報データベース検索画面には入り求人情報を検索できる。検索項目は表4に示すように、企業名、本社所在地、業種、男女別求人対象、年度別検索対象の5つである。

所在地、業種、勤務予定地、求人対象性別の検索項目にはダイアログにキーワードがあり、それを選択して検索できる。また、フリーな指定形式で1部語句を入力してそれをキーにして検索できる。検索項目は1つでもいいが、2つ、3つ、4つ、5つの検索項目をどのように組みあわせても検索できる。例えば、長岡市から本学に来ている女子学生が、長岡の情報産業の会社を希望している場合、本社所在地に長岡と入力、業種はプルダウンメニューから情報を選択し、求人対象性別を女子をクリックし、最後に、この画面の下方にある検索開始（Query）ボタンをクリックする。すると、98年度でいえば、NSコンピュータサービス、和同情報システム、システムコムが出力される。

キーワードを何も指定しないで検索ボタンをクリックすると、求人票をいただいたすべての企業が出力されるが、この就職情報システムでは言語仕様およびパフォーマンスの制約から、出力結果は最大1000件としている。結果が1000件を越えるときは、追加条件により検索

表4：求人情報検索キーワード一覧

検索項目	指定形式	指定する検索内容
企業名	フリー	企業名（登記名）の1部語句を指定
本社所在地	キーワード	指定なし／県内／県外から選択（既定値：指定なし）
	フリー	本社所在地の1部語句を指定
業 種	キーワード	登録済の業種を選択（既定値：指定なし）
	フリー	業種の1部語句を指定
勤務予定地	キーワード	指定なし／県内／県外から選択（既定値：指定なし）
	フリー	勤務予定地の1部語句を指定
求人対象性別	キーワード	指定なし／県内／県外から選択（既定値：指定なし）
就職実績	キーワード	本学学生の就職実績の有り／指定なしを選択（既定値：指定なし）
検索対象	キーワード	検索範囲を今年／今年＋昨年／全から選択（既定値：今年の求人票）

範囲をせばめる必要がある。

(3)お知らせ画面

就職活動に必要な情報を学生に提供する。このお知らせを参考にしながら学生は、自分の就職活動のスケジュールを立て、それにもとづき就職活動を続ける。

2.2.2 就職情報入力・管理機能（事務局、就職指導委員会用）

毎年、2月頃から本学に学生募集の求人票が来始める。就職課は、本就職情報システムに求人票に記載されている情報を入力し、学生は学内すべてのコンピュータから就職情報を閲覧する。もちろん、教員の研究室からも、事務局からもNetscape, Internet Explorerで閲覧可能であるので、適宜見ていただきたい。就職情報は、求人票を下さった企業の本社が新潟の場合N、東京の場合T、新潟、東京以外のときOの次に追番をつけて年度毎に管理されている。入力方法の詳細は、本報告では省略する。

2.2.3 定型レポート機能（事務局、就職指導委員会用）

学生の就職活動により、5月ころから逐次内定をいただく。就職課は学生からの内定の報告を入力する。期末には、それが卒業生名簿のデータとなる。入力の方法、および卒業生名簿作成の方法は、本報告では省略する。

3 就職情報システムアンケート結果

3.1 回答者（学科、性別）表5

アンケート用紙は、卒業研究ゼミに参加している全学生に対し、ゼミ指導の先生を通して配布していただいた。約290名に配布し、回収されたのは150通である。回収率52%である。なお、回収したものの中に、学科不明14名、男女不明1名いた。

表5：回答者（学科、性別）

	男	女	不明	計
文化	26	33	0	59
システム	52	25	0	77
不明	8	5	1	14
計	86	63	1	150

3.2 就職情報システムをどの程度利用しているか、表6,7

本システムを利用している学生79名、利用していない学生71名である。このアンケートを回収したのが、夏休み前で本システムを知らない学生が多かった。

表6：就職情報システムをどの程度利用しているか、男女別

	男	女	不明	計
よく利用する	3	3	0	6
何回か利用した	45	28	0	73
利用したことはない	38	32	1	71
計	86	63	1	150

表7：就職情報システムをどの程度利用しているか、学科別、男女別

	文男	文女	小計	シ男	シ女	小計	不明男	不明女	不明	小計	計
よく利用する	1	0	1	2	1	3	0	2	0	2	6
何回か利用した	9	8	17	31	19	50	5	1	0	6	73
利用したことはない	16	25	41	19	5	24	3	2	1	6	71
計	26	33	59	52	25	77	8	5	1	14	150

3.3 就職情報システムを利用したことのない人に質問

3.3.1 就職情報システムを利用しない理由、表8

本システムを利用していない学生に、利用しない理由をたずねたところ60%が本システムの存在を知らなかったという。存在を知ればいずれ利用する学生であろう。次に多いのは、マルチメディア実習室にいかないからという学生が20%である。これらの学生が今後利用するとは思えない。本学4年生の就職情報システムを利用しない学生の20%はマルチメディア実習室にいかないという数字から、4年生の10%弱はマルチメディア実習室に行かないことがわかる。

表8：就職情報システムを利用しない理由、学科別、男女別

	文男	文女	小計	シ男	シ女	小計	不明男	不明女	不明	小計	計
就職がきまったから	0	1	1	2	2	4	0	0	0	0	5
存在を知らなかったから	9	17	26	10	1	11	2	2	4	4	41
役立たないから	1	1	2	1	0	1	0	0	0	0	3
使いにくいから	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2
パソコンを使用しないから	3	2	5	6	2	8	0	0	0	0	13
就職しないから	3	2	5	0	0	0	1	0	1	1	6
計	16	25	41	19	5	24	3	2	5	5	70

3.3.2 就職情報システムに対する要望

就職情報システムを利用したことがない学生からは、就職情報システムに対する要望はなかった。

3.4 就職情報システムを利用したことがある人に質問

3.4.1 就職情報システムは就職活動に役立つと思うか、表9

役立つと答えた学生は28%である。ないよりあった方がいいを加えると89%に達し、使いたければさらに利用はひろがると思う。ないよりあった方がいいという学生が最も多かった。現に、第1回卒業生は掲示板に貼られた求人票を目で探して就職先を見つけている。また、教職員の中にもないよりあった方がいい程度とお考えの方もおられると思う。しかし、本学の教育的見地からすると、就職情報に限らずこのような情報は、データベース化するのがあたりまえという雰囲気を作り出すのが大切と考え、このシステムを提供している。

表9：就職情報システムは就職活動に役立つと思うか、学科別、男女別

	文男	文女	小計	シ男	シ女	小計	不明男	不明女	小計	計
役立つ	1	2	3	7	9	16	1	2	3	22
ないよりあった方がいい	8	4	12	24	7	31	4	1	5	48
役立つたない	1	1	2	1	1	2	0	0	0	4
どちらともいえない	0	1	1	1	3	4	0	0	0	5
計	10	8	18	33	20	53	5	3	8	79

3.4.2 就職情報システムのよいと思われる点（複数回答可）表10

最もよいと思われる点は、求人情報が検索できる点である。2.2.1に述べた点が便利にできているからであろう。次のよい点は、今週きた求人票がわかる点、webページのある企業に簡単にアクセスできることと続いている。

複数回答あり

表10：就職情報システムのよいと思われる点（複数回答可）、学科別、男女別

	文男	文女	小計	シ男	シ女	小計	不明男	不明女	小計	計
今週きた求人票がわかる	3	1	4	17	5	22	2	1	3	29
求人情報が検索できる	8	5	13	21	12	33	3	2	5	51
自宅からも利用できる	0	1	1	4	2	6	0	0	0	7
企業のページにアクセス可	1	2	3	8	7	15	1	0	1	19
求人を検索後就職コーナーへ	0	1	1	2	2	4	1	0	1	6
計	12	10	22	52	28	80	7	3	10	112

3.4.3 就職情報システムが表示する情報量に関してどう思うか、表11

求人票に記載された情報のうち定型化可能な項目のすべてをデータベース化したが、これを適切と答えた学生は57%である。情報量が多いという学生は9%で、両者で66%であり情報量は十分と思われる。速報性、サービスの持続性などの点で、入力は一簡単にしておいた方が長い目で望ましい。

表11：就職情報システムが表示する情報量に関してどう思うか、学科別、男女別

	文男	文女	小計	シ男	シ女	小計	不明男	不明女	小計	計
表示する情報量が多すぎる	1	2	3	3	1	4	0	0	0	7
表示する情報量は適切	4	3	7	17	16	33	4	1	5	45
表示する情報量少なすぎる	5	3	8	13	3	16	1	2	3	27
計	10	8	18	33	20	44	5	3	8	79

3.4.4 就職情報の検索システムに関してどう思うか

1) 検索システムは使いやすいか、表12

使い易い39%、どちらともいえない41%、使いにくい20%である。使い慣れれば全員使い易くなると思われる。

表12：就職情報システムは使いやすいか、学科別、男女別

	文男	文女	小計	シ男	シ女	小計	不明男	不明女	小計	計
使いやすい	2	3	5	13	8	21	3	2	5	31
使いにくい	4	2	6	8	2	10	0	0	0	16
どちらともいえない	4	3	7	12	10	22	2	1	3	32
計	10	8	18	33	20	53	5	3	8	79

2) 検索システムのよいと思われる点（複数回答可）表13

業種別の検索ができる、勤務地、業種、男女別を組み合わせ検索ができる、本社所在地が検索できる、解り易い、男女別の検索ができるの順でまんべんなく評価されている。まだ、便利さがわからないという学生が11%いるが、いずれ便利さを実感するものと思われる。女子の中で、男女別検索を評価している学生が4名しかいないのは残念である。

複数回答あり

表13：検索システムのよいと思われる点（複数回答可）、学科別、男女別

	文男	文女	小計	シ男	シ女	小計	不明男	不明女	小計	計
解りやすい	5	1	6	7	3	10	0	0	0	16
本社所在地が検索できる	3	2	5	9	4	13	2	1	3	21
業種別の検索ができる	1	2	3	15	7	22	2	3	5	30
男女別の検索ができる	0	2	2	1	2	3	0	0	0	5
勤務地、業種、男女別検索	2	0	2	12	9	21	2	1	3	26
まだ便利さが解らない	0	1	1	6	2	8	0	0	0	9
計	11	8	18	50	27	77	6	5	11	107

3) 検索に指定するキー（企業名、所在地、業種、男女別）は適切か、表14

84%の学生が適切と答えている。

表14：検索に指定するキー（企業名、所在地、業種、男女別）は適切か、学科別、男女別

	文男	文女	小計	シ男	シ女	小計	不明男	不明女	小計	計
多い	0	0	0	2	0	2	1	0	1	3
適切	8	6	14	25	20	45	4	3	7	66
少ない	1 (1)	2	3 (1)	6	0	6	0	0	0	9 (1)
計	10	8	18	33	20	53	5	3	8	79

4) 検索に指定するキーが多いという人に質問。削除した方がいい検索に指定するキーは何か。

システム学科男子学生：本社所在地

学科不明男子学生：男女別

本社所在地および男女別の検索指定キーが不要というのは、少数意見であろう。

5) 検索に指定するキーが少ないという人に質問。増やした方がいい検索に指定するキーは何か。

文化学科男子学生：先輩がどういう会社に入っているか

文化学科女子学生：企業名、業種

システム学科男子学生：セミナーの有無

システム学科男子学生：OG、OBの有無

システム学科男子学生：勤務地、会社説明会日程

これらは、求人票に記載があれば入力されているので、他のキーで検索されれば見ること

ができる。これらを指定キーにするか否かは多くの学生の意見を聞いてからにしたい。

6) 検索システムに希望があるか

文化学科男子学生：なし

文化学科女子学生：なし

システム学科男子学生：キーが少ないとか何というかわかりませんが、希望の企業が検索できない。すぐ前のページに戻れないので、1回見て次にまた見るのが大変だった。

システム学科女子学生：なし

学科不明男子学生：なし

学科不明女子学生：推薦してもらえる企業をすぐ見れるとよいです

3.4.5 お知らせ画面についての質問。就職関係の連絡が全てお知らせ画面で見れるようになるのをどう思うか、表15

いらないという学生は2名いたが、53%の学生が便利であると評価している。しかし、41%の学生がよくわからないと回答している。まだ、本格的に利用していないと思われる時期のアンケート結果なので、利便性の判断は難しいであろう。

表15：就職関係の連絡が全てお知らせ画面で見れるようになるのをどう思うか、学科別、男女別

	文男	文女	小計	シ男	シ女	小計	不明男	不明女	小計	計
便利になる	2	4	6	17	13	30	5	1	6	42
お知らせ画面はいらない	1	0	1	0	1	1	0	0	0	2
よくわからない	7	3 (1)	10 (1)	15 (1)	5 (1)	20 (2)	0	2	2	32 (3)
計	10	8	18	33	20	53	5	3	8	79

3.4.6 就職情報システムに追加して欲しい機能、表16

就職情報システムに追加して欲しい機能は表16のように、すべての項目に要望があった。これらの情報は本学3年生全員に配布している就職の手引に記載があるので、同じ情報を入力するかどうかを相談することにしたい。

複数回答可

表16：就職情報システムに追加して欲しい機能、学科別、男女別

追加して欲しい機能	文男	文女	小計	シ男	シ女	小計	不明男	不明女	小計	計
履歴書の書き方、面接の受け方、電話対応の注意点	4	6	10	21	14	35	3	1	4	49
企業説明会、合同説明会のスケジュール	6	3	9	29	11	40	4	2	6	55
先輩の就職活動体験談、アドバイス	6	2	8	16	3	19	1	0	1	28
就職関連の質問、相談を受け付けるシステム	5	3	8	18	9	27	3	0	3	38
計	21	14	35	84	37	121	11	3	14	170

3.4.7 就職情報システムへの要望

文化学科男子学生：就職活動中の学生に話を聞いて実感したことを載せてもらいたい

文化学科女子学生：なし

システム学科男子学生：現在の内定状況を表示すると参考になる

システム学科男子学生：就職情報システムを利用する人は、その前にリクルートに登録をすすめていると思う。だから、リクルートナビでカバーしていない県内、特に本学の学生に限ったサービスが必要と思う。本学の学生がよく試験を受ける企業の動向などの特集を組むと利用する人はもっと増えると思う。また、大学推薦などの紹介や登録、就職課とのQ&Aや相談時間の予約ページがあればもっと便利になると思う。あと、企業名が長いと見にくいレイアウトになっていると思う。

システム学科男子学生：学生の就職状況、例えば、どんな業種の希望が多いかなどを定期的に知らせて欲しい。

システム学科女子学生：企業説明会、合同説明会のスケジュール

システム学科女子学生：先輩の就職先を表示して欲しい

システム学科女子学生：すでに採用活動を停止した企業は済マークをつけるなどしてわかるようにして欲しい

学科不明男子学生：なし

学科不明女子学生：なし。今のでとても役立っています。

4 おわりに

学生が実際に使用できるシステムを構築し、一定の評価得ることができた。しかし、半年間運用して見ると不足している点も見えてきた。それは、就職戦線の山場がすぎた9月からの本システムの情報である。何人かの学生から、採用を終了した企業が検索されたのでは利用する学生には不親切である、との意見が寄せられている。これは、就職課の募集期間の確認や2次募集に対応して更新する必要があるため、運用上むずかしい部分であるが、9月以降に就職活動する学生の就職率は重要であるため、今後検討していきたい。

謝辞：有益な議論をして下さった就職指導委員の皆様およびご協力いただいている就職課の皆様に厚くお礼申し上げます。

参考文献

- [1] B. Laurie. *Apache* ハンドブック, オライリージャパン (1997)
- [2] 石井達夫. *Postgre SQL 完全攻略ガイド*, 技術評論社 (1999)
- [3] Matt. Welsh, Lar Kaufman. *Running LINUX* 導入からネットワーク構築まで, オライリージャパン (1996)
- [4] 末安泰三. 日経インターネットテクノロジー, 日経BP社, Dec. 1997, p.184
- [5] 日本経済新聞. 日本経済新聞, 1998年12月6日1面

新潟国際情報大学研究報告の発行状況

新潟国際情報大学研究報告（NUIS report）は随時発行しております。執筆者は本学の教員および学外の共同執筆者も含まれます。作成された論文は紀要委員会の定める査読を経て、「研究報告」として登録され、大学で管理しております。

登録済みNUIS reportの一覧

1. 登録番号：NUIS report no.1

登録年月日：1994年5月

表 題：新潟国際情報大学－設立の理念と教育の特色－

著 者：内山秀夫・浦昭二

2. 登録番号：NUIS report no.2

登録年月日：1995年5月

表 題：ネットワークコミュニケーション実験環境の構築

著 者：松井孝雄

3. 登録番号：NUIS report no.3

登録年月日：1995年7月

表 題：コンピュータにおける中、露、コリア語入・出力環境整備

著 者：宗澤拓郎・區建英・市岡政夫・広瀬貞三

4. 登録番号：NUIS report no.4

登録年月日：1995年10月

表 題：新潟における情報システム化状況調査

著 者：竹並輝之・赤木敏子・渡辺忠・玉木将二郎・片山禎昭

5. 登録番号：NUIS report no.5

登録年月日：1997年6月

表 題：新潟県製造業の新製品開発実態調査

著 者：正田達夫・宗澤拓郎

6. 登録番号：NUIS report no.6

登録年月日：1997年9月

表 題：マルチメディア教材作成の方法論確立の研究

著 者：宗澤拓郎・槻木公一・永井武

編集後記

「知は力なり」というフランシス・ベーコンの言葉を、「継続は力なり」におき換えて、これをモットーにして編集に当たりました。昨年度の待望の創刊号に続く第2号でありますから、このたびは、縮小再生産かと案じましたが、どうして、力作続々到来で、どうやら中継ぎの任だけは果たせようで喜んでいます。執筆者各位の研鑽に敬意を表したいと思います。本学は「ポスト完成年度」に入り、カリキュラム改革を筆頭に、各方面で、いよいよ本格的な、個性的大学創りが始動しております。そのため、学務も多忙を極めていますが、この中で、これだけの研究成果の生産を見うところに本学の未来があると信じます。しかし、立花隆氏の言うように（『文芸春秋』2月）、世界はいま、知の爆発の時代にあり、新しい酒は新しい皮袋に入れなければならないという箴言を噛みしめなければならぬ面が多々あるかと思います。多分に、ニューモデル実験大学の性格をもつ本学の任務は重大であると思います。研究紀要のあり方についても、根本的な、反省的討議を始める時かと思っております。

紀要編集委員会

新潟国際情報大学 情報文化学部 紀要【第2号】

発行日 1999年3月19日
編集者 紀要編集委員会
発行者 新潟国際情報大学 情報文化学部
〒950-2292 新潟市みずき野3丁目1番1号
TEL. 025-239-3111 FAX. 025-239-3690
E-mail kiyo@nuis.ac.jp URL <http://www.nuis.ac.jp>

印刷者 株式会社 北都
〒950-0206 中蒲原郡横越町木津工業団地
TEL. 025-385-4333 FAX. 025-385-4501

ISSN 1343-490X

BULLETIN
OF
Niigata University of International and Information Studies
Department of Information Culture
[No.2]

Contents

<i>The Compulsory Purchase of Land Act in Korea, 1910-1920</i>	1
HIROSE, Teizou	
<i>Thomas Hobbes and the Modern Law of Nations</i>	23
AKASHI, Kinji	
<i>The Decline and Fall of the SDPJ : 1989-1998</i>	39
ISHIKAWA, Masumi	
<i>Problematics on the political system of the EU</i>	51
USUI, Yoichiro	
<i>On the Acceptance of Evolutionary Theory in China — The Case of YanFu's Tianyanlun —</i>	71
OU, Jianying	
<i>The Politics of Understanding "the Other": The Response of Political Theory to Multiculturalism</i>	93
OCHI, Toshio	
<i>Filing Accounting Documents by Electronic Media</i>	115
SAKAKI, Shunsaku	
<i>Banner Advertising on the Web: Its Possibility and Problems</i>	131
SHODA, Tatsuo	
<i>New Products Development in Niigata</i>	157
MUNEZAWA, Takuro	
SHODA, Tatsuo	
<i>A Study of 'Strategy for Venture' — The Process Model of Ventures' Growth from Strategic Approach —</i>	191
YOO, Jae Sang	
<i>The relationship of causes of death and food intake using time series data</i>	205
TAKAGI, Yoshikazu	
<i>Effects of hyperoxic gas inhalation on carbon dioxide output and blood lactate concentration during treadmill walking</i>	221
FUJISE, Takehiko et al.	
<i>The Corporations Information System for finding Employment in Niigata University of International and Information Studies</i>	237
NAGAI, Takeshi et al.	
